



SUBARU



# CSRレポート

Corporate Social Responsibility Report

## 2018





2	編集方針	63	安全なクルマづくり
5	会社概要	69	環境
9	トップメッセージ		TOPIC：CO <sub>2</sub> 削減チャレンジ
12	完成検査及び燃費・排出ガス測定に関する不適切事案について		環境マネジメント
13	特集： 「真に正しい会社」になるために		環境に配慮したクルマ
17	SUBARUグループの CSR重点6領域		気候変動
	人を中心とした自動車文化		資源循環
	共感・共生		水資源
	安心		生物多様性
	ダイバーシティ		汚染の予防
	環境		環境に配慮した調達
	コンプライアンス		環境コミュニケーション
23	SUBARUグループのCSR		環境データ
28	コーポレートガバナンス		環境用語集
38	コンプライアンス	150	従業員
44	リスクマネジメント		人材育成
50	お客様		ワークライフバランス
58	品質		ダイバーシティ
			人権尊重
			労働安全衛生
			労使コミュニケーション
			人事データ
		171	CSR調達
		176	社会貢献
		190	情報公開
		194	福祉車両への取り組み
		196	第三者意見
		199	ガイドライン対照表



## 編集方針

本レポートは、株式会社SUBARUと国内・海外グループ会社のCSR（企業の社会的責任）の取り組みをご紹介します。お客様・株主の皆様、お取引先様・地域社会・従業員などのステークホルダーとコミュニケーションを図り、取り組み内容のさらなる向上を目指すことを目的としています。

「特集」では、ステークホルダーの皆様の特にお伝えしたい、SUBARUグループの取り組みを掲載しています。「SUBARUグループのCSR」のパートでは、CSR重点6領域（「人を中心とした自動車文化」「共感・共生」「安心」「ダイバーシティ」「環境」「コンプライアンス」）を軸としたCSRの取り組みについて報告しています。

### 報告メディアについて

株式会社SUBARU CSRレポートは、SUBARUグループの取り組みをより多くのステークホルダーの皆様にご理解いただけるよう、2013年版よりCSRの取り組み情報の一部をアニュアルレポートにも掲載しています。また、環境負荷に資する取り組みとして掲載メディアをWEBサイトに移行しました。なお、WEBサイトの情報をPDF版として、ライブラリーにも掲載しています。目的に応じてご利用ください。

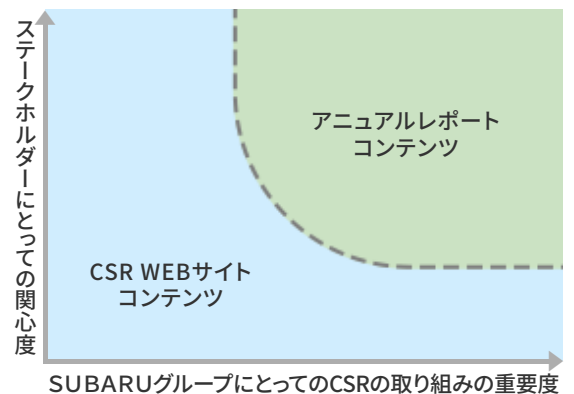
＜ SUBARUアニュアルレポート

＜ CSRレポートライブラリー

### 報告サイクルについて

昨年度のSUBARUグループによるCSRの取り組みをまとめ、年次ごとに報告いたします。

### 報告メディアの考え方



# 報告対象

---

## 対象組織

---

株式会社SUBARUを中心に、国内や海外のグループ会社について報告をしています。

## 対象期間

---

- ・掲載されている情報の対象期間は、原則として2017年4月から2018年3月までですが、一部対象期間外の情報も含まれることがあります。
- ・本レポートにおける所属、役職等は、すべて取材当時のものです。

## 参考としたガイドライン

---

- ・ISO26000
- ・GRIサステナビリティ・レポーティング・スタンダード
- ・環境省「環境報告ガイドライン（2012年版）」

## 見通しに関する特記事項

---

本報告には、SUBARUグループの将来の見通し、計画、予測などさまざまな情報が含まれていますが、これらは過去の事実や現在入手可能な情報に基づいたものであり、将来の経済の動向、SUBARUグループを取り巻く事業環境などの要因により、大きく異なるものとなる可能性があります。ご了承くださいますようお願いいたします。

## 発行時期

---

- ・前回発行 2017年10月
- ・今回発行 2018年10月
- ・次回発行予定 2019年8月

## その他の情報

---

- › 株式会社SUBARUトップページ
- › 企業情報（会社概要）
- › 株主・投資家の皆様へ
- › 87期 有価証券報告書
- › 87期 事業報告書（ファイナンシャルレポート）

### ▶ お問い合わせ先

---

株式会社SUBARU  
CSR環境部

**本サイトに関するご意見・ご感想はこちら**

### ▶ アンケートへご協力をお願い

---

株式会社SUBARUは、皆様からのご意見をいただき、CSRの取り組みやレポート内容の充実をはかるとともに、社会やステークホルダーとのコミュニケーションを深めてまいります。本レポートや取り組みについて、ご意見、ご感想をお寄せくださいませう、お願いいたします。

**株式会社SUBARU CSRレポートアンケート**



## 会社概要 (2018年3月31日現在)

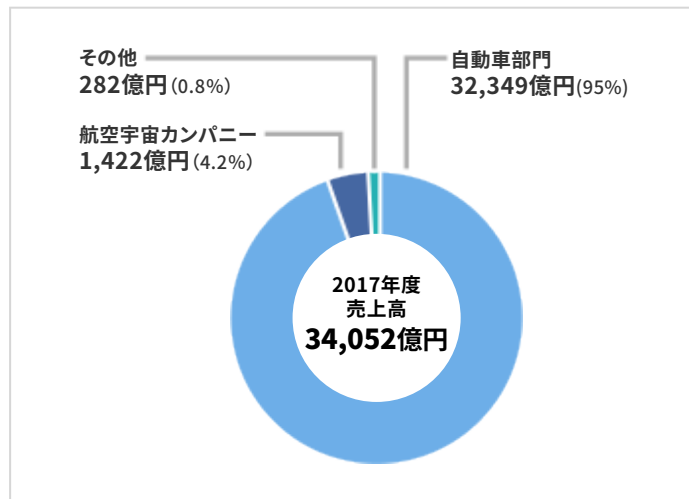
---

社名	株式会社 S U B A R U (英訳名：SUBARU CORPORATION)
創立	1953年7月15日
資本金	1,538 億円
従業員数	33,544名 (連結) 14,879名 (単独)
本社	東京都渋谷区恵比寿1-20-8 エビススバルビル 代表電話番号 03-6447-8000
売上高	34,052億円 (連結) 20,878億円 (単独)
営業利益	3,794億円 (連結) 2,560億円 (単独)
経常利益	3,799億円 (連結) 2,660億円 (単独)
当期純利益	2,204億円 (連結) 1,535億円 (単独)

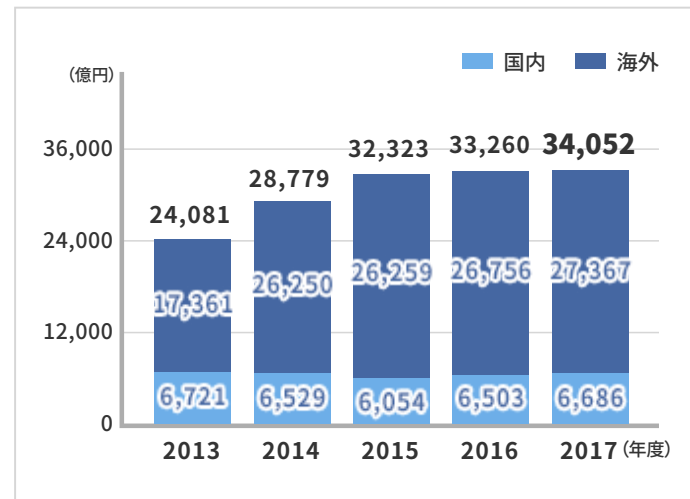
---

※売上高～当期純利益の数値は2017年度の実績です。

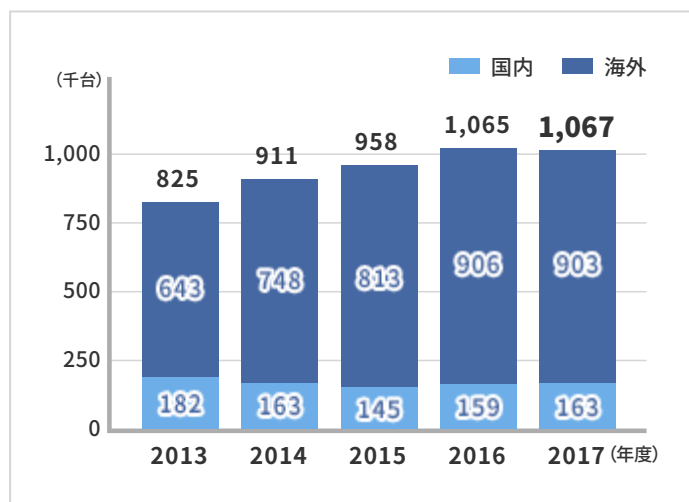
## 2017年度売上部門比率



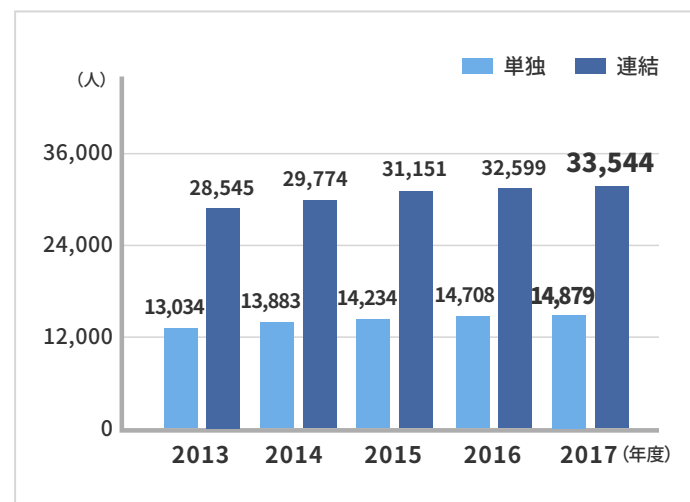
## 売上高推移



## 販売台数推移



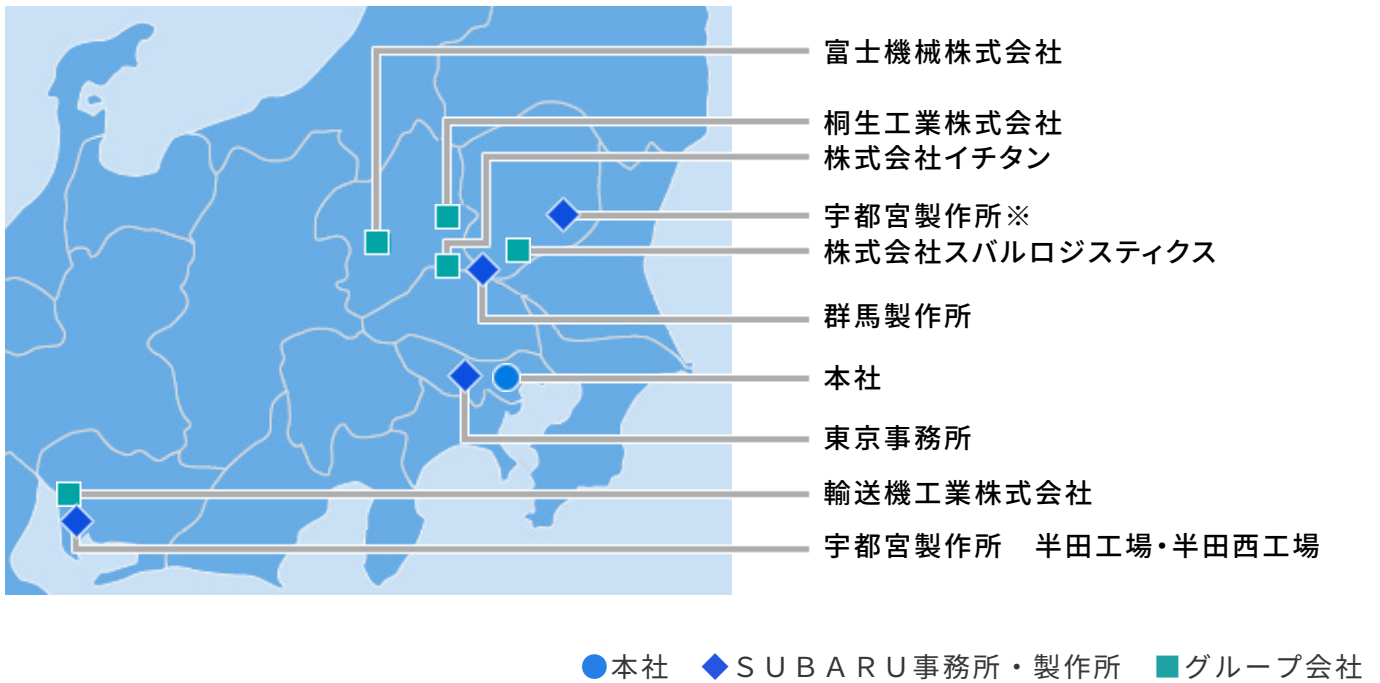
## 従業員数の推移



※グラフの数値は四捨五入のため、比率の総和が合わない場合があります。

# 主な活動拠点

## S U B A R U および国内グループ会社

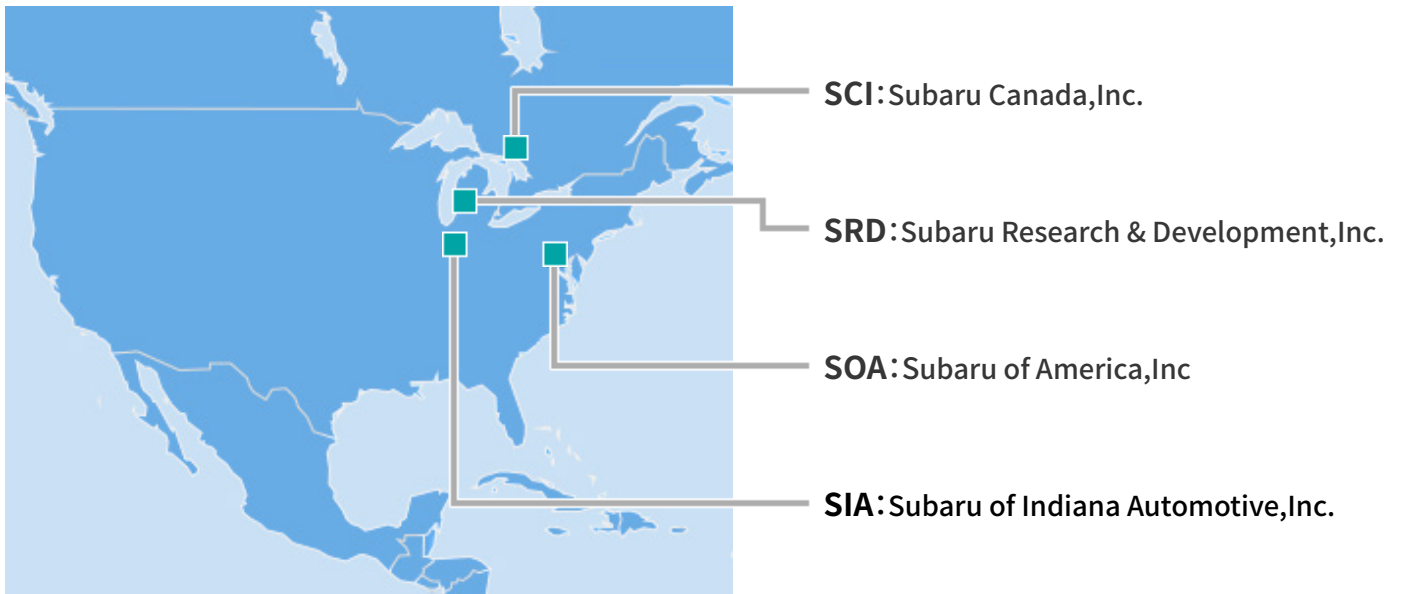


- 富士機械株式会社 ☐
- 桐生工業株式会社 ☐
- 株式会社イチタン ☐
- 宇都宮製作所※
- 株式会社スバルロジスティクス ☐
- 群馬製作所
- 本社
- 東京事務所
- 輸送機工業株式会社 ☐
- 宇都宮製作所 半田工場・半田西工場

国内グループ会社等について、詳しくはこちらをご覧ください。



## 海外グループ会社



● 本社 ◆ S U B A R U 事務所・製作所 ■ グループ会社

> [SCI : Subaru Canada, Inc.](#)

[SRD : Subaru Research & Development, Inc.](#)

> [SOA : Subaru of America, Inc.](#)

> [SIA : Subaru of Indiana Automotive, Inc.](#)

> 海外グループ会社について、詳しくはこちらをご覧ください。

※本レポートでは、航空宇宙カンパニーの生産拠点を「宇都宮製作所」と表記している場合があります。



### トップメッセージ

**「安心と愉しさ」を提供し続けるために、  
すべてのステークホルダーから信頼・  
共感される存在となる**

代表取締役社長 CEO

中村 知美

## 社長就任にあたって

2018年6月をもちまして代表取締役社長に就任いたしました。

自動車業界が100年に一度の大変革期にあるこのタイミングで、経営のバトンを引き継ぐことに重責を感じています。当社の不変の経営理念である「お客様第一を基軸に『存在感と魅力ある企業』を目指す」のもと、この大きな事業環境の変化を見極め、スピード感をもって対応していきます。

## 完成検査に係る不適切事案について

当社群馬製作所において、完成検査員の資格を有していない者が完成検査を行っているなどの不適切な運用、完成検査工程に属する燃費・排出ガスの抜き取り検査工程およびその他の完成検査業務で、不適切な行為が行われていたことが判明しました。お客様をはじめ、ステークホルダーの皆様にも、大変なご心配とご迷惑をおかけしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。

社外専門家チームによる調査報告書では、一連の不適切行為が長期、多種、広範にわたっていた背景は、「企業風土」という体質的問題や、従業員のコンプライアンス意識の問題だけに起因するものではなく、経営陣の完成検査業務に対する認識および関与が不十分であったことを指摘されており、経営の責任を極めて重く受け止めています。私以下、現経営陣が果たすべき責任は、再発防止策を確実に実行し、その成果を挙げていくことであり、自らが陣頭指揮を執って、皆様からの信頼を一步ずつ回復していきます。

# 新中期経営ビジョン「STEP」策定

S U B A R Uは、2018年7月に2025年までの新中期経営ビジョン「STEP」を発表しました。新たなビジョン策定に至った背景には、自動車業界の大変革期といわれる中で、外部環境の変化を見据えた経営の方向性を示す必要があったこと、近年の急成長に伴う歪み、ほころびや課題が明確になってきたことがあります。一刻も早く真の実力を養成し、信頼を取り戻す、「お客様に『安心と愉しさ』を提供する」というブランドの方向軸は動かさず、多様化する社会ニーズに貢献し、企業としての責任を果たしていきます。そして、お客様に共感され、信頼していただける存在を目指すという強い意志のもと、全社一丸となって取り組みを進めていきます。具体的な取り組みについては、最優先項目としてS U B A R Uが取り組まなければならない課題として「組織風土改革」を掲げました。スローガンには、決意と覚悟を表す意図で「Change the Culture」という強い言葉を用いています。S U B A R Uが過去から培ってきた良いDNAは守りつつ、時代や世の中の変化に対して敏感に、スピード感をもって、柔軟に対応できる会社を目指し、コンプライアンス、ガバナンス、マネジメントの強化を加速していきます。同時に、企業風土と人材・組織の変革、CSRの取り組み見直し、事業活動全般におけるシステム化の推進などに取り組めます。

## CSR重点6領域を選定

CSRの取り組みについては、S U B A R Uグループが真のグローバル企業として社会から信頼され、またS U B A R Uグループで働くすべての人が誇りを持てる企業にするために、新中期経営ビジョン「STEP」に合わせて、従来のCSRの取り組みを見直し、「CSR重点6領域」を定めました。

「CSR重点6領域」は、事業の強みを活かして社会に貢献するとともに、社会からの要請にこたえていくという両方の側面から選定したもので、「人を中心とした自動車文化」「共感・共生」「安心」「ダイバーシティ」「環境」「コンプライアンス」としています。

私たちは、「クルマは単なる移動手段ではない」と考えています。「人を中心とした自動車文化」では、「安心と愉しさ」といった人の「感性」を大切にし、クルマは人の心や人生を豊かにするパートナーとなる商品やサービスを付加価値としてお客様に届け、持続可能なモビリティ文化を醸成することを目指します。

また、私たちは常にお客様や社会の声に真摯に向き合うことを基本としています。

### S U B A R Uグループ CSR重点6領域



「共感・共生」では、人と人とのコミュニケーションを通じて事業活動をすることで、お客様や地域社会に信頼され、共感していただける存在になり、共生できる企業になりたいと考えています。

そして、SUBARUのこだわりともいえる「安心」です。クルマに求められる安心感を実現すると同時に、お客様、地域社会、従業員をはじめ、すべてのステークホルダーに「SUBARUなら安心」という「最高の安心」を感じていただける存在になることを目指します。特に「『人の命を守る』ことにこだわり、2030年に死亡交通事故ゼロ※」を目標に掲げて取り組んでいきます。

※SUBARU乗車中の死亡事故およびSUBARUとの衝突による歩行者・自転車等の死亡事故をゼロ

「ダイバーシティ」においては、多様な市場価値を尊重し、お客様の選択肢を増やしていくことが、SUBARUの持続可能性にもつながると考えています。そのためには、SUBARUグループで働くすべての人々の視点にも多様性が必要です。事業の強みを活かして社会課題を解決する「商品のダイバーシティ」と社会からの要請に応える「従業員のダイバーシティ」両方に取り組むことが、SUBARU独自のダイバーシティだと考えています。

「環境」については、SUBARUは、自動車と航空宇宙事業を柱とする私たちの事業フィールドを「大地と空と自然」としています。「大地と空と自然」を将来世代に伝承するためにも、企業活動全体で環境に配慮していかなければなりません。

環境方針において、気候変動を最も重要な取り組みと位置付けており、気温上昇を2℃未満に抑えるためにもSUBARUグループが直接排出するCO<sub>2</sub>を、2030年度には30%削減（2016年度比・総量ベース）するという目標を掲げ、気候変動問題の解決に取り組んでいきます。

最後に、「コンプライアンス」ですが、すべての業務においてコンプライアンスを重視する意識を醸成し、自らの企業体質を根幹から変革していくことが必要であると強く認識しています。

この度の不適切事案を踏まえ、SUBARUでは、コンプライアンスの実践を経営の最重要課題の一つと位置付け、さまざまな取り組みを実施しています。

経営トップが先頭に立ち、すべての役員や従業員が一丸となってコンプライアンスに取り組むことで、コンプライアンス重視・優先の考え方がSUBARUグループで働くすべての人々に浸透し、実行されている企業を目指します。

そして、一刻も早くステークホルダーの皆様からの信頼を回復し、「モノをつくる会社から笑顔をつくる会社」になることをお約束いたします。

代表取締役社長 CEO

中不子知美



## 完成検査及び燃費・排出ガス測定に関する 不適切事案について

一連の不適切事案について、SUBARUがこれまでに公表した調査報告書は以下の通りです。

詳しくは、それぞれのプレスリリースおよび報告書をご覧ください。

- ① 2017年12月19日...完成検査に係る不適切事項に関する実態調査について（登用前検査員による完成検査行為等）

> [https://www.subaru.co.jp/press/file/uploads/news/2017\\_1219\\_01.pdf](https://www.subaru.co.jp/press/file/uploads/news/2017_1219_01.pdf) 

- ② 2018年4月27日...完成検査時の燃費・排出ガス測定に関する調査報告について（測定値の不正な書換え）

> [https://www.subaru.co.jp/press/file/uploads/news/2018\\_0427\\_4.pdf](https://www.subaru.co.jp/press/file/uploads/news/2018_0427_4.pdf) 

- ③ 2018年9月28日...完成検査における不適切な取扱いに関する徹底調査の結果について

> [https://www.subaru.co.jp/press/file/uploads/news/2018\\_0928\\_02.pdf](https://www.subaru.co.jp/press/file/uploads/news/2018_0928_02.pdf) 



### 「正しい会社をつくる活動」を全社で推進

完成検査および燃費・排出ガス測定に関わる不適切事案を重く受け止め、SUBARUでは「正しい会社をつくる活動」を推進し、組織風土の一新によってお客様からの信頼回復に努めています。

2018年7月に発表した新中期経営ビジョン「STEP」では、「Change the Culture」をスローガンに組織風土改革を重点テーマとし、「正しい会社をつくる活動を加速させること」と「風土改革に向けた持続的な取り組み」を掲げています。今回の不適切事案を製造現場に限った問題とするのではなく、全社的な組織風土の課題として捉え、全社一丸となって真摯に活動に取り組んでいます。

### 会長メッセージ

「真に正しい会社」へ生まれ変わるために企業風土の改革を、覚悟を持って推進します。

#### 社長在任期間の総括

2018年6月の株主総会をもちまして、社長およびCEOを退任しました。

2011年6月の社長就任時よりずっと思っていることは、自動車業界での世界シェアがわずか1%である当社は、規模の小さい会社の戦い方をしないと、厳しい競争環境の中で生き残れないということです。持続的に成長していくための唯一の道は、お客様に魅力的だと感じていただける「付加価値」を付け、徹底した「差別化」を図ることだと考えました。

フルラインアップを揃えて全市場でビジネスを展開するのではなく、SUBARUの強みを発揮できる分野や市場に特化し、限られた経営資源を注力しました。結果として、北米を中心とする多くのお客様からお求めいただき、世界販売台数、業績は大幅に成長し、企業価値を上昇させることができました。



取締役会長 吉永泰之

その一方で、今回の不適切事案のほか品質課題の増加など、急激な成長に当社の実力が追いつかなかったと感じています。今後、SUBARUの経営実務は全て中村社長に任せ、私は企業風土改革、コンプライアンスに専念します。

## 真に正しい会社へ

当社群馬製作所の完成検査工程における一連の不適切事案により、お客様をはじめ、ステークホルダーの皆様へ、大変なご心配とご迷惑をおかけしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。一連の不適切行為の一因である「企業風土」の改革を推し進める組織として、「正しい会社推進部」および「コンプライアンス室」を2018年4月に新設しました。「正しい会社推進部」では、お客様や社会に信頼される「真に正しい会社」となるための全社的な活動を企画・推進し、今回の事案に対する再発防止策の遂行、本質的な課題解決に向け、徹底的に取り組みます。また「コンプライアンス室」では、全社的な法令順守への取り組みのさらなる強化および全社員のコンプライアンス意識の改革に繋がる活動を企画・推進していきます。

## 持続的な企業価値向上に向けて

SUBARUグループにおける持続的な企業価値向上は、付加価値を上げることにあると考えています。それはSUBARUというブランドの魅力をいかに高めていくかということです。近年、SUBARUのブランド力は大きく向上しました。しかし、真に実力をつけ、さらに皆様に信頼されるブランドへと進化するためには一層の努力が必要です。新経営体制のもと、これから「足元を固める」地道な活動を全社一丸となって取り組んでまいります。今後ともSUBARUへのご支援をどうぞよろしくお願い申し上げます。

▶ [完成検査及び燃費・排出ガス測定に関する不適切事案について](#)

## 目指す姿

お客様・社会・社員から信頼される「真に正しい会社」の実現を目指します。実現には「事業・業務・行動が正しく行われていること」「会社としての活動が、社会から認められ、支持されること」「社員全員が、誇りを持って働き、成長できること」の3つが不可欠だと考えています。そして活動を通じて、一人ひとりが元気で闊達な何でも言える組織風土への変革を果たします。

2018年4月に新設された、正しい会社推進部およびコンプライアンス室が中心になり、現在全社的な活動を具体的に推進しています。

# 活動内容

## 1 全社一斉の「自分の仕事総点検」

正しい会社をつくる活動のスタートとして、社内の全ての膿を出し切り、過ちを二度と繰り返さない会社となるべく、全社一斉の「自分の仕事総点検」活動を実施しました。全社員が一旦立ち止まり、自らの職場や業務におかしな点はないかを確認し、職場で改善策を話し合った上で、具体的な改善に向けて取り組んでいます。また、職場での解決が困難な課題や全社的な課題などについては、経営陣を交えて議論し、改善を進めています。



調達本部



商品企画本部



部品用品本部



航空宇宙カンパニー

## 2 「正しい会社通信」の定期発行

全従業員に向けた活動に対する啓発と理解促進、全社の情報共有、活動の見える化と活性化を目的とし、社内報「秀峰」の別冊として「正しい会社通信」を毎月発行しています。職場では、読み合わせの機会をもうけるなど、自部門の取り組み改善に活用しています。



写真：正しい会社通信(表紙Vol.1~5)



### 3 従業員意識調査の活用

SUBARUでは「より働きやすく、働きがいのある会社の実現」に向け、全正規従業員を対象とした「従業員意識調査」を実施しています。2018年度は、正しい会社をつくる活動を通じた職場風土の変化やコンプライアンスに関する知識・意識の定着状況などを確認する質問項目を設け、全社活動のPDCAを回しています。

### 4 コンプライアンス教育の強化

さらなるコンプライアンスに関する知識・意識強化に向け、2018年度は従前の研修に加えて、グループ会社を含めた管理者を対象とした「規範意識強化教育」を実施しました。また、中間層を対象とした研修では、役員自らが講師となり、コンプライアンスの重要性を語りました。

### 5 「コンプライアンスマニュアル・エッセンシャル版」の発行

コンプライアンスの意識醸成と理解促進を図るべく、全従業員がしっかりと理解できる内容に落とし込んだ「コンプライアンスマニュアル・エッセンシャル版」を発行。グループ会社を含む全従業員へ配布をしています。

### 6 コンプライアンス・ホットラインのさらなる活用

一人ひとりが元気で闊達な何でも言える組織風土づくりを推進していく一方で、上司に伝えることが難しい場合などに声を上げられる仕組みとして、コンプライアンス・ホットラインのさらなる活用に取り組んでいます。

働く皆がより活用しやすい仕組みとすべく、2018年9月より外部窓口の名称を「コンプライアンス従業員相談窓口」へと変更しました。携帯カードおよび掲示ポスターを一新し、社内イントラネットの画面上に掲載するなど、全従業員への再周知を図っていく予定です。

なお、コンプライアンスに関わる体制・活動全般につきましては、「[コンプライアンス](#)」のページもご参照ください。



## S U B A R UグループのCSR重点領域： 人を中心とした自動車文化



### 基本的な考え方

「クルマは単なる移動手段ではない。」と考えます。

S U B A R Uは、「安心と愉しさ」といった人の「感性」を大切にし、人の心や人生を豊かにするパートナーとなる商品やサービスを付加価値としてお客様に届け、持続可能なモビリティ文化を醸成します。

### 重要とした理由

S U B A R Uグループは、人々の多様な価値観を尊重し、多様な市場価値に対応した個性的な商品を提供していくことで、お客様の選択肢を増やすことに貢献してきました。私たちは、クルマを単なる移動手段ではなく、人の想いを受け止め、それに応える「人生を豊かにするパートナー」であると考えます。「モノをつくる会社から笑顔をつくる会社へ」— S U B A R Uグループはこれからもお客様一人ひとりの「安心と愉しさ」といった人の「感性」を大切にし、人生におけるライフスタイルやライフステージの変化とクルマを結び、人が主役の自動車文化の発展と普及を担っていきます。

▶ [CSR重点6領域選定プロセス](#)



## 基本的な考え方

---

人と人とのコミュニケーションの輪を広げ、一人ひとりのお客様および社会の声に真摯に向き合うことで、信頼・共感され、共生できる企業になります。

## 重要と考える理由

---

S U B A R Uは、企業活動を行っていくうえで重要となるステークホルダーの一つが、お客様と地域社会であると考えています。「お客様第一」はもちろんのこと、事業を展開する地域社会においても、多くの人々にS U B A R Uは支えられてきました。S U B A R Uは、日頃のコミュニケーションを通じて、お客様には商品やサービスに対し、また地域社会には地域における企業活動に対し、信頼され共感していただくことで、共感・共生のコミュニティを形成し、企業としての持続的成長を図っていきます。

＜ [CSR重点6領域選定プロセス](#) ＞



S U B A R UグループのCSR重点領域

安心

## 基本的な考え方

すべてのステークホルダーが「最高の安心」を感じていただける存在となります。

## 重要と考える理由

S U B A R Uは、クルマに求められる安心感を、クルマづくりやサービスを通して実現します。お客様が安心して長く使い続けていただける「品質」No.1を目指し、品質に関わる全プロセスを不断に見直していきます。そして、「人の命を守る」ことにこだわり、2030年に死亡交通事故ゼロ※を目指して取り組みます。他方で、地域で操業する製造業として地域社会にもS U B A R Uなら安心とさせていただくこと、またS U B A R Uグループで働くすべての人々が安心して働け、かつ、安全な職場環境をつくることも不可欠です。さらには、交通事故などクルマに関わる社会課題の解決にも貢献していきます。S U B A R Uは、お客様・地域社会・従業員をはじめとするすべてのステークホルダーにとって、「最高の安心」を感じていただける企業となることを目指していきます。

※S U B A R U乗車中の死亡事故およびS U B A R Uとの衝突による歩行者・自転車等の死亡事故をゼロに

▶ CSR重点6領域選定プロセス



## S U B A R UグループのCSR重点領域： ダイバーシティ



### 基本的な考え方

多様な市場価値を尊重した商品の提供と、SUBARUグループで働くすべての人々の多様な価値観の尊重と反映がSUBARUグループのダイバーシティと考え、推進します。

### 重要と考える理由

今日、社会的要請として、従業員のダイバーシティや多様な働き方が広く企業に求められています。一方で、SUBARUは、今後とも多様な市場価値を尊重し、お客様の選択肢を増やすことに貢献する商品を提供することが、企業の持続的成長にもつながると考えています。そのためには、SUBARUグループで働く人々の視点にも多様性が求められます。このように、SUBARUにとってのダイバーシティは、「商品のダイバーシティ」と「従業員のダイバーシティ」という、二つの重要な意味を持っています。SUBARUは、「商品のダイバーシティ」を追求すると同時に、「SUBARUグループで働くすべての人々のダイバーシティ」を推進していきます。

▶ [CSR重点6領域選定プロセス](#)



## 基本的な考え方

---

S U B A R Uのフィールドである「大地と空と自然」を将来世代へ伝承するため、企業活動全体で環境に配慮していきます。

## 重要と考える理由

---

S U B A R Uは、2017年度に環境方針を改定しました。その中で「大地と空と自然」をS U B A R Uのフィールドと定め、自然との共生を目指す取り組みへの注力を掲げました。これは、自動車と航空宇宙事業を柱とするS U B A R Uの事業フィールドである「大地と空と自然」を大切に守っていききたいという想いを込めたものです。豊かな「大地と空と自然」が広がる地球環境があってこそ、社会とS U B A R Uの持続性が可能になるという考えのもと、オールS U B A R Uで地球環境保護に取り組んでいきます。

- ＞ CSR重点6領域選定プロセス
- ＞ 継続的なCSRの取り組み：環境



## S U B A R UグループのCSR重点領域： コンプライアンス



S U B A R UグループのCSR重点領域

コンプライアンス

### 基本的な考え方

法令や社会規範を守って業務が遂行できている、そしてコンプライアンス重視・優先の考え方がS U B A R Uグループで働くすべての人々に浸透し、実行されている企業になります。

### 重要と考える理由

S U B A R Uは、業務遂行において社会規範への意識が欠如していたことや社内ルールの不備、また業務遂行に関連する法令の理解が乏しかったことなどへの反省から、意識改革の必要性を痛感し、徹底した組織風土改革を推し進めています。お客様をはじめとするすべてのステークホルダーから信頼され、共感される存在となることを目指し、S U B A R Uグループ一丸となってコンプライアンス重視、優先の取り組みを進めていきます。

- › CSR重点6領域選定プロセス
- › マネジメント：コンプライアンス



## S U B A R UグループのCSR

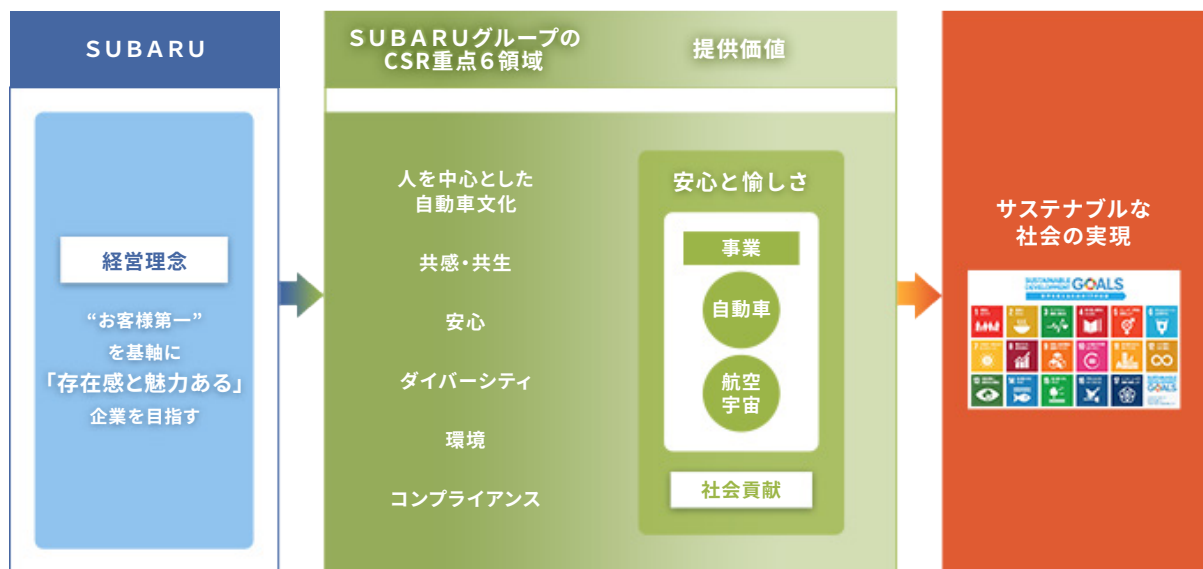
S U B A R Uグループは、事業を通じて社会に貢献し、持続可能な社会の実現を目指してCSRに取り組んでいます。

### CSRの考え方

地球温暖化や人権問題、少子高齢化など、国内外にはさまざまな社会課題が山積しており、それらの解決へ向けた企業への期待はますます高まっています。S U B A R Uグループの事業領域においても、環境負荷の削減や交通事故防止、交通渋滞の緩和など、多様な社会課題への取り組みが求められています。

そのため私たちは、安全・環境性能および品質に優れた商品の開発・生産・販売はもちろん、企業市民として社会からの要請に応えるためのCSRに取り組み、社会課題に向き合っています。自動車業界が100年に一度の変革期を迎え、社会環境が刻々と変わりゆく中、私たちが事業を通じて社会に貢献し、ステークホルダーの期待・要請に応えていくためには、グループ・グローバルでCSRの取り組みを推進し、浸透させることが必要であると考えます。そのため、これまでのCSR活動8項目を見直し、新たにCSR重点6領域を定めました。

CSR重点6領域の考え方を取り入れ、事業を行うことで、企業としての社会的責任を果たし、これからもお客様をはじめとするステークホルダーに「安心と楽しさ」を提供していきます。そして、S U B A R Uグループは真のグローバル企業として社会から信頼される企業となり、より豊かで持続可能な社会づくりに貢献していきます。





## 企業理念

---

1. 私たちは常に先進の技術の創造に努め、お客様に喜ばれる高品質で個性のある商品を提供します。
2. 私たちは常に人・社会・環境の調和を目指し、豊かな社会づくりに貢献します。
3. 私たちは常に未来をみつめ国際的な視野に立ち、進取の気性に富んだ活力ある企業を目指します。

## 企業行動規範

---

当社は企業理念に基づいた事業活動の実践に向けて、コンプライアンスを順守し、社会的責任を果たしながら行動していくための企業行動規範を定めています。従業員一人ひとりがお互いを尊重しながら、この企業行動規範を尊び同じ価値観で行動することを通じて、豊かな社会づくりに貢献し、全てのステークホルダーに信頼される企業となるべく努力を続けていきます。

### 企業行動規範

---

1. 私たちは、環境と安全に十分配慮して行動するとともに、創造的な商品とサービスを開発、提供します。
2. 私たちは、一人ひとりの人権と個性を尊重します。
3. 私たちは、社会との調和を図り、豊かな社会づくりに貢献します。
4. 私たちは、社会的規範を順守し、公明かつ公正に行動します。
5. 私たちは、国際的な視野に立ち、国際社会との調和を図るよう努めます。

## 経営理念

---

“お客様第一”を基軸に「存在感と魅力ある企業」を目指す。

# CSR方針

1. 私たちは、企業行動規範に基づき、法令、人権、国際行動規範、ステークホルダーの権利およびモラルを尊重します。
2. 私たちは、企業市民として、現代社会が抱える世の中の社会問題の改善に向けて取り組みます。

2009年6月改定

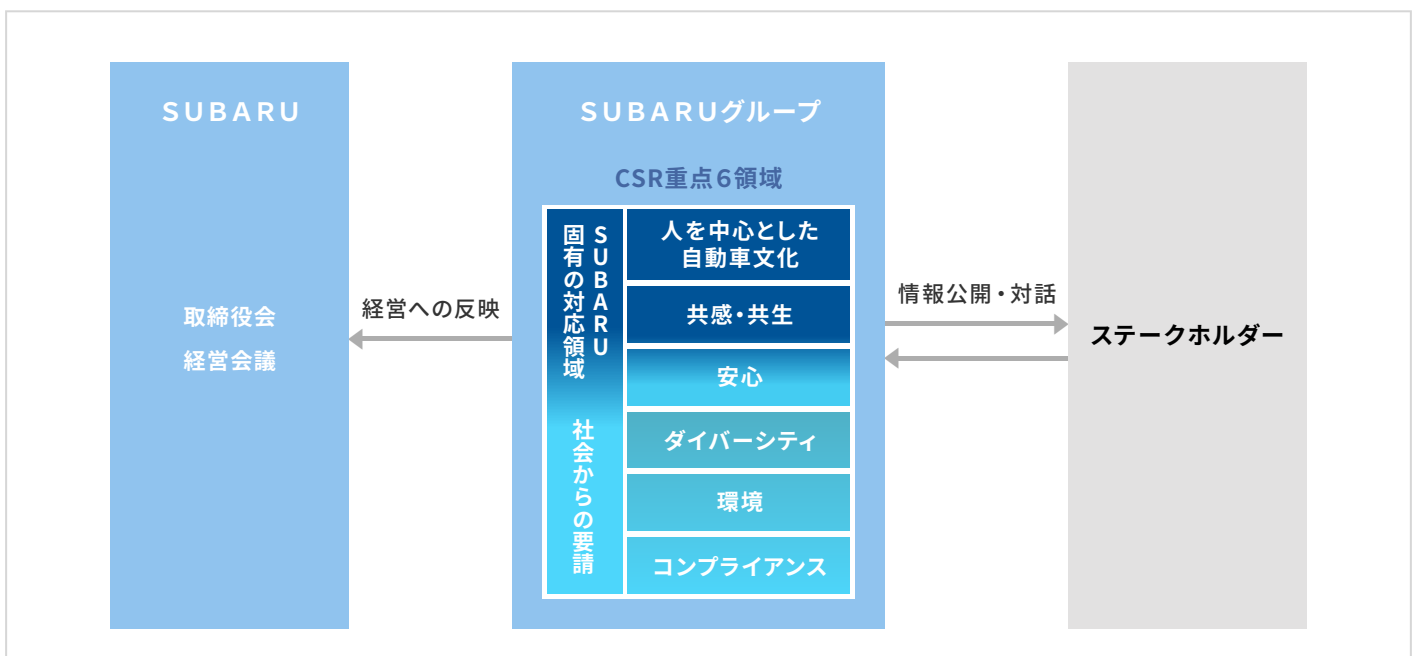
## CSR重点6領域策定プロセス

SUBARUグループは、新中期経営ビジョン「STEP」に合わせ、CSRの取り組みについても従来の「CSR活動8項目」を見直し、「CSR重点6領域」－「人を中心とした自動車文化」「共感・共生」「安心」「ダイバーシティ」「環境」「コンプライアンス」－を定めました。

重点領域の選定に当たっては、まずCSR重点項目として社会的要請の高い41項目を抽出した上で、北米や国内の有識者・投資家へのアンケートを実施しました。最終的に「事業の強みを活かして社会に貢献する領域」と「社会の要請に応える領域」の2つの視点から考えました。その結果、事業の強みを活かして社会に貢献する領域として、「人を中心とした自動車文化」「共感・共生」「安心」「ダイバーシティ」の4つを、社会の要請に応える領域として、「安心」「ダイバーシティ」「環境」「コンプライアンス」の4つを選定しました。「安心」と「ダイバーシティ」が重複していますが、「安心」については、社会の要請とSUBARUグループの事業の強みが合致している領域であり、「ダイバーシティ」については、社会から求められるダイバーシティだけでなく、お客様に提供する商品のダイバーシティを含めた広義のものとして捉えたためです。

さらに、信頼回復のために、ステークホルダーへの情報公開や対話、また経営への反映などが不可欠であることから、6つの重点領域（6M、M=マテリアリティ）に、ステークホルダーへの「情報公開・対話、および経営への反映」（1E、E=エンゲージメント）を加えた「6M+1E」で取り組みを進めていきます。

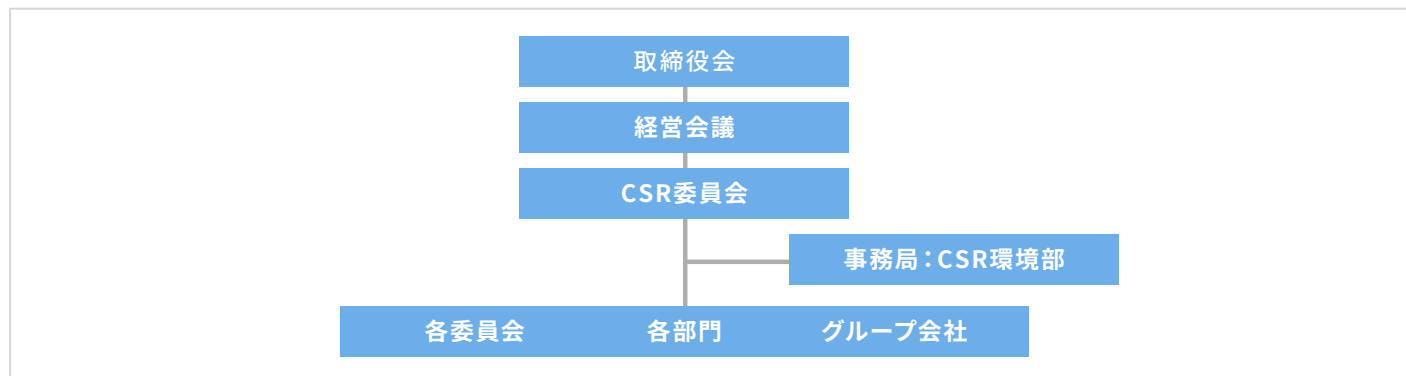
### SUBARUグループのCSR重点領域の経営への反映



# CSR推進体制

CSRの取り組みを議論する場として「CSR委員会」を設け、各委員会、各部門のPDCAの状況を確認します。CSR委員会は、委員長を取締役会長とし、全役員がメンバーとして加わり、事業を社会的側面から考察し、取り組みの強化を図っていきます。

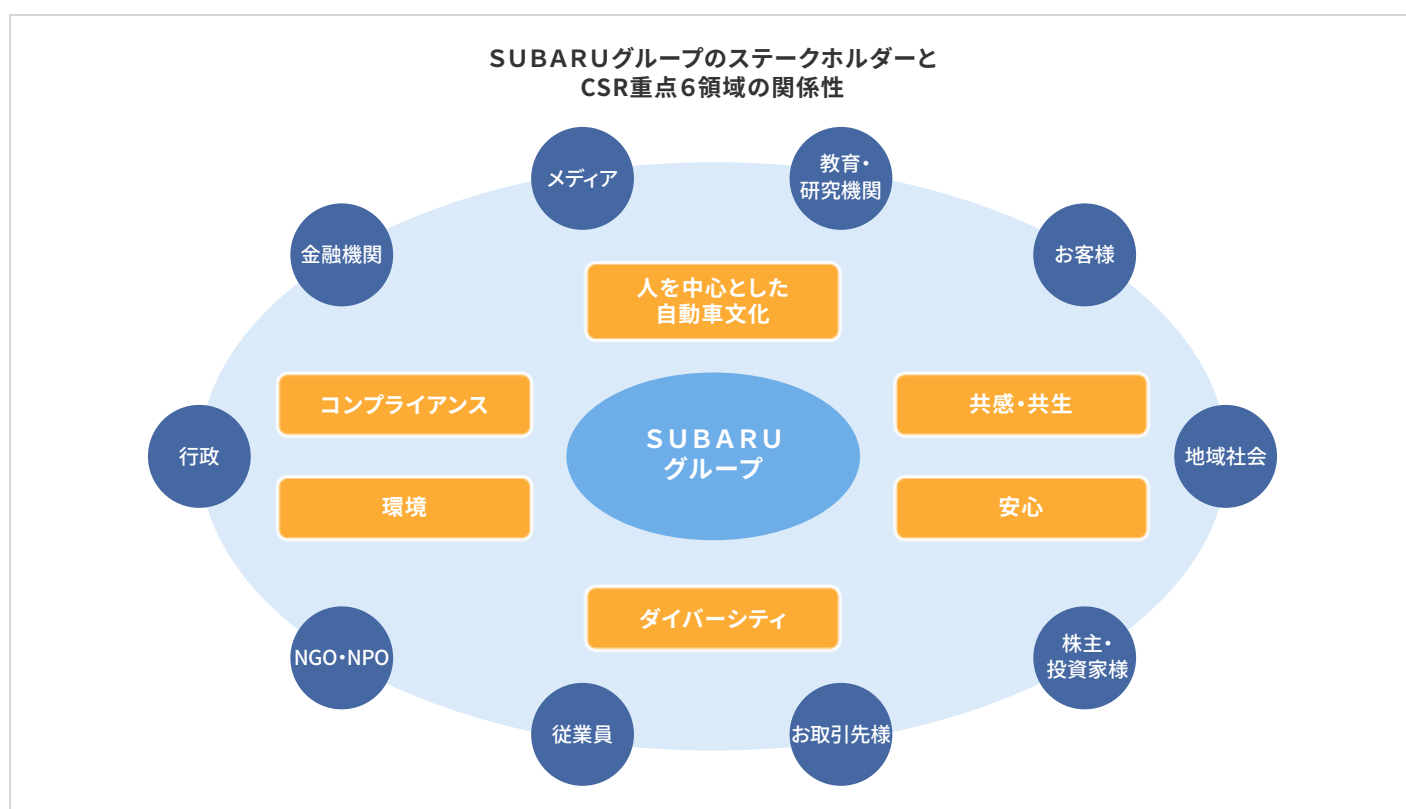
## CSR推進体制



## ステークホルダーの皆様との関わり

SUBARUグループのCSRの取り組みは、ステークホルダーの皆様との関わりに重点を置くと共に、ステークホルダーの皆様への情報公開や対話、また経営への反映が必要不可欠であると考えます。経営理念にある「存在感と魅力ある企業」を実現するために、今後ともステークホルダーの皆様から信頼される企業を目指して、継続的に社会の発展へ貢献すると共に、企業価値の向上を図っていきます。

## SUBARUグループとステークホルダーとの関係



## S U B A R Uグループのステークホルダーとのコミュニケーション方法

ステークホルダー	コミュニケーション方法
お客様	S U B A R Uお客様相談センターの設置、満足度調査の実施、イベントの開催。
株主・投資家様	株主総会開催（年1回）、報告書発行、WEBでの各種情報開示。機関投資家面談実施、投資家説明会開催。
金融機関	WEBでの各種情報開示。決算時の説明、月次意見交換。
教育・研究機関	職場体験実施、小・中学校へ出前授業実施、工場見学会開催（年間約9万人来場）。
行政	経済団体、業界団体の会議体への参加、地域自治体との交流・意見交換。
メディア	マスコミ・アナリスト向け決算説明会（年4回）、WEBでの各種情報開示。
従業員	労使協議会の開催。ストレスチェック実施。従業員意識調査。階層、職能別プログラムによる教育研修。
お取引先様	調達方針説明会開催、定期的な情報交換、技術や品質等の貢献度大のお取引先様の表彰。
NGO・NPO	調査・アンケートへの回答。理念の賛同を通して寄付や地域・社会貢献活動の実施。
地域社会	安全教室や子供向けサイトによる交通安全啓発。従業員による清掃活動、地域住民との交流会開催。

## SDGsへの取り組み

2030年に向けた持続可能な未来を実現するための開発目標SDGs（Sustainable Development Goals）への対応についてはS U B A R Uグループとして重要性を認識しています。特に気候変動への対応については2030年度にS U B A R Uグループが直接排出するCO<sub>2</sub>（スコープ1,2）の30%削減（2016年度比・総量ベース）、交通事故による死傷者低減については、2030年に死亡交通事故ゼロ※を目標に掲げ、持続可能な社会づくりに貢献していきます。



※S U B A R U乗車中の死亡事故およびS U B A R Uとの衝突による歩行者・自転車などの死亡事故をゼロに



## コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

- S U B A R Uは企業理念に基づき「存在感と魅力ある企業」を目指し、「お客様第一」を基軸に持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることにより、全てのステークホルダーから満足と信頼を得るべく、コーポレートガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つとして取り組みます。
- S U B A R Uは経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、意思決定の迅速化を図り、効率的な経営を目指します。
- S U B A R Uは社外役員によるモニタリングおよび助言を通じ、適切な経営の意思決定・監督と業務執行を確保すると共に、コンプライアンスやリスク管理体制の向上を図ります。
- S U B A R Uは経営の透明性を高めるために、適切かつ適時な開示を実施します。

## 企業理念

1. 私たちは常に先進の技術の創造に努め、お客様に喜ばれる高品質で個性のある商品を提供します。
2. 私たちは常に人・社会・環境の調和を目指し、豊かな社会づくりに貢献します。
3. 私たちは常に未来をみつめ国際的な視野に立ち、進取の気性に富んだ活力ある企業を目指します。

S U B A R Uにおけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組みおよび運営方針を明らかにすることを目的として、「コーポレートガバナンスガイドライン」を制定しています。

「コーポレートガバナンスガイドライン」および「コーポレートガバナンス報告書」はこちらをご覧ください。

### ＜ [コーポレートガバナンスガイドライン](#)・[コーポレートガバナンス報告書](#) ＞

※ 2018年6月の改訂前のコーポレートガバナンス・コードに基づいた記載となっています。改訂コーポレートガバナンス・コードの内容を踏まえた更新は、2018年12月末までに行う予定です。

# 会社の機関の内容

---

S U B A R Uは、企業統治体制として監査役会設置会社を選択し、取締役会および監査役会において、重要な業務執行の決定や監督・監査を行っています。

取締役会は、取締役および監査役候補者の指名を行うに当たり、S U B A R Uの企業理念、実効的なコーポレートガバナンス、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を実現するため、S U B A R Uの取締役・監査役としてふさわしい豊富な経験と高い能力・見識、高度な専門性を有する人物を指名します。

取締役会は、取締役会全体の多様性などに配慮すると共に、独立した立場から経営の監視・監督機能を担い経営の透明性と株主価値の向上を図る観点から、複数の独立した社外取締役を指名しています。また社内取締役については、S U B A R Uの企業理念や経営戦略から導いた役員に求める要件に照らし、その経験・見識・専門性などを総合的に評価・判断して指名しています。

取締役の人数は、社内・社外を合わせて15名以内と定款で定めています。

2017年度の実績は取締役8名で構成され、2名を独立性の高い社外取締役とすることでガバナンスの一層の強化を図っています。また、議長は代表取締役社長が務めており、執行役員は兼任していません。

監査役会は監査役4名により構成され、2名を独立した社外監査役とすることで経営の監視を客観的に行っています。

業務執行体制については、取締役会の事前審議機関として経営会議を設置し、全社的経営戦略および重要な業務執行の審議を行っています。また、執行役員制度を採用し、事業部門の意思決定機関として執行会議を設置することに加え、航空宇宙事業部門を社内カンパニー制とすることにより、責任の明確化と執行の迅速化を図っています。

## 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に関する方針

---

取締役会は、取締役・監査役候補者の指名および執行役員の選任を行うにあたり、当社の企業理念・実効的なコーポレートガバナンスおよび持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、当社の取締役・監査役および執行役員として相応しい豊富な経験と高い能力・見識、高度な専門性を有する人物を指名します。

取締役会は、取締役会全体の多様性等に配慮すると共に、独立した立場から経営の監視・監査機能を担い経営の透明性と株主価値の向上を図る観点から、複数の独立した社外取締役を選任します。

## 役員指名会議

取締役・監査役候補の指名は、役員人事の決定における公正性・透明性を確保するため、役員指名会議において審議し、委員の全員一致により承認した指名案を取締役会へ答申し、取締役会の決議をもって決定します。個々の指名・選任について、経歴および兼職の状況ならびに見識およびSUBARUにおいて期待される役割等について説明を行います。監査役候補者の指名を行うにあたっては、監査役会の同意を得ています。

役員指名会議は、代表取締役、秘書室担当取締役、社外取締役により構成され、議長は代表取締役会長（会長に欠員または事故が生じたときは代表取締役社長）が務めます。

2017年度は2回開催され、主に役員体制・人事およびその役割分担、重要な子会社の代表人事などの答申を行いました。

### 社外役員の選任理由と主な活動状況（2017年度）

氏名	独立役員 ※1	選任理由と当期における主な活動状況	出席回数		重要な兼職の状況※2
			取締役会	監査役会	
<b>社外取締役</b>					
駒村義範	○	SUBARU独立社外取締役としてのこれまでの在任期間は第87期定時株主総会終結の時をもって3年です。株式会社小松製作所（コマツ）の代表取締役として経営に携わられた経歴を生かし、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識および企業の社会的責任に関する高い見識をもとにSUBARUの経営に対する有益な提言を行っていることから、引き続き社外取締役としてSUBARUの経営全般に対して独立した立場から助言いただくことにより、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンスの強化への寄与が期待できると判断し、選任しております。	17 回 / 17 回	-	株式会社小松製作所（コマツ）顧問 特定非営利活動法人アイ・エス・エル理事
青山繁弘	○	SUBARU独立社外取締役としてのこれまでの在任期間は第87期定時株主総会終結の時をもって2年です。サントリーホールディングス株式会社の代表取締役として経営に携わられた経歴を生かし、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識および企業の社会的責任に関する高い見識をもとにSUBARUの経営に対する有益な提言を行っていることから、引き続き社外取締役としてSUBARUの経営全般に対して独立した立場から助言いただくことにより、経営の透明性と健全性の維持向上およびコーポレートガバナンスの強化への寄与が期待できると判断し、選任しております。	17 回 / 17 回	-	サントリーホールディングス株式会社最高顧問 株式会社高松コンストラクショングループ社外取締役 公益財団法人流通経済研究所理事長 公益社団法人日本マーケティング協会理事

社外監査役					
三田慎一	○	SUBARU独立社外監査役としてのこれまでの在任期間は第87期定時株主総会終結の時をもって3年であります。花王株式会社取締役執行役員として監督と執行の両面から経営に携わられた経験と知識を有し、中でも企業活動における会計・財務の広範な見識を備えていることから、社外監査役として適任であると考え選任しております。	17 回 / 17 回	12 回 / 12 回	みずほキャピタル パートナーズ株式 会社アドバイザー 一般社団法人日本 CFO協会理事
阿部康行	○	SUBARU独立社外監査役としてのこれまでの在任期間は第87期定時株主総会終結の時をもって2年であります。阿部康行氏は、住友商事株式会社の代表取締役専務執行役員として監督と執行の両面から経営に携わられた経歴を有し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を備えております。以上のことから、同氏は、社外監査役として適任であると共に、SUBARUの社外監査役に就任した際には、その職務を適切に遂行していただけるものと期待したため選任しております。	15 回 / 17 回	11 回 / 12 回	住友商事株式会社 顧問 株式会社JVCケン ウッド社外取締役 (取締役会議長) 株式会社オレン ジ・アンド・パー トナーズ顧問

なお、上記の各氏が社外役員在任中に、SUBARUの群馬製作所において、完成検査員の資格を有していない者が完成検査を行っているなどの不適切な運用および完成検査工程に属する燃費・排出ガスの抜き取り検査に際して測定値を書き換えるという不正行為および運転が測定モードに合わせられず失敗するというトレースエラー、および測定室内の湿度が試験条件として規定された範囲の外であったにもかかわらず、それぞれ有効な測定として処理したという不適切な測定手続きが判明いたしました。各氏は、事前に当該事実を認識しておりませんが、日頃より、豊富な経験と高い見識に基づき法令遵守や内部統制の重要性について提言を行うと共に、当該事実の判明後は、事実関係等の調査の進捗について逐次報告を受けて状況を把握し、国土交通省からの要請等への適時適切な対応を行うこと、コンプライアンスのさらなる強化・徹底を図ること、および再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求めるなど、その職責を果たしております。※3

※1 証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役および社外監査役

※2 2018年3月31日現在

※3 一連の不適切事案については、「[完成検査及び燃費・排出ガス測定に関する不適切事案について](#)」をご覧ください。

※ 「コーポレートガバナンスガイドライン（添付資料：社外役員の独立性判断基準）」および「コーポレートガバナンス報告書」については、SUBARUウェブサイトの[コーポレートガバナンスページ](#)をご覧ください。

## 役員報酬会議

取締役に支給する1年間の報酬等の総額は、2016年6月28日開催の第85期定時株主総会において12億円以内（うち社外取締役分2億円以内）と決議されており、その枠内で取締役会の委任に基づき役員報酬会議が決定します。

役員報酬会議は、代表取締役、秘書室担当取締役、社外取締役により構成され、議長は代表取締役会長（会長に欠員または事故が生じたときは代表取締役社長）が務めます。

役員報酬会議は、適切な比較対象となる他社の報酬水準、SUBARUにおける従業員の報酬、社会情勢、執行役員の考課などを考慮し報酬を決定します。



取締役の報酬等は、以下に掲げる項目の観点から決定します。

- ・その役割と責務にふさわしい水準とし、適切、公正かつバランスの取れたものとする。
- ・企業業績と企業価値の持続的な向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に配慮した体系とする。

具体的な報酬等の構成は、以下の通りとします。なお総額および各項目の水準は、外部専門機関などの調査データを活用し、職責や社内社外の別に応じて設定します。また、長期インセンティブに関する金銭報酬の総額は年額2億円を上限としております。

①基本報酬	職位を基礎とし経営環境等を勘案して具体的な金額が決定される固定分
②短期業績連動報酬	当事業年度の連結経常利益実績を基礎としROE※および自己資本比率改善度、ならびに人材育成や経営環境などを勘案して具体的な金額が決定される業績連動分
③長期インセンティブ	S U B A R Uの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に株主との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式の付与のための報酬

なお、社外取締役には、独立した立場から経営の監視・監督機能を担う役割を考慮し、②および③の支給は行っておりません。

監査役に支給する1年間の報酬等の総額は、2006年6月27日開催の第75期定時株主総会において、1億円以内とする決議がされています。その枠内で、監査役の協議により、監査役の基本報酬として、職位を基礎とし経営環境等を勘案し決定される金額を支給することとしています。

2017年度は2回開催され、報酬体系について議論を行うと共に、考課に基づいた取締役（社外取締役を除く）および執行役員の業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬に係る個人別金銭報酬債権額等を決定しました。

※ ROE：Return on Equity（自己資本当期純利益率）

## 取締役および監査役の種類別報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額（百万円）			
		基本報酬 （月額固定）	業績連動報酬		
			短期業績連動報酬	長期インセンティブ	
取締役（社外取締役を除く）	8	298	151	37	486
監査役（社外監査役を除く）	2	56	-	-	56
社外役員	4	46	-	-	46
合計	14	400	151	37	588

※上表には、当事業年度の末日までに選任した取締役2名を対象に含んでいます。

当事業年度末においては、取締役8名（うち社外取締役2名）、監査役は4名（うち社外監査役2名）であります。

## 政策保有株式に関する方針

S U B A R Uは、政策保有株式として保有する上場株式のうち主要なものについては、中長期的な企業価値向上・事業戦略上の重要性・取引先との事業上の関係等を総合的に勘案し、リスクリターンも踏まえた経済合理性を評価した上で、取締役会において保有が中長期的に当社の経営に資するかどうかを検証します。2018年3月末現在、投資株式のうち保有目的が純投資目的以外であるものの銘柄数および貸借対照表上計上額の合計額は、49銘柄・9,371百万円になります。

### 純投資目的以外の目的で保有する株式の銘柄数および貸借対照表計上額の合計額

区分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
銘柄数（銘柄）	91	63	62	49
貸借対照表計上の額（百万円）	39,055	28,764	13,339	9,371

## 取締役会のメンバーによる利益相反の防止

- ・利益相反取引が行われる恐れがあるときは事前に取締役会において承認を得ています。
- ・年に一度、4月の取締役会で過年度の各取締役の兼職状況の報告を行っています（不正な取引や、職務に支障を及ぼす兼務のないことの報告）。

### 取締役会の参加率（直近5年の推移）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
開催回数	17回	14回	15回	15回	17回
出席率	82.4%	100%	96.3%	96.3%	99.0%

※各期の新任役員については、就任後に開催された取締役会を対象に出席率を算出しています。

取締役および監査役に対し、その職責を十分に果たすため、経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識を継続的に提供するように、勉強会を実施しています。また、社外役員に対し、S U B A R Uの経営理念、企業文化、経営環境等について継続的に情報提供を行うため、執行部門からの業務報告や工場視察等の機会を設けると共に、役員相互での情報共有、意見交換を充実させるための環境を整備しています。

# 取締役会の実効性評価結果の概要

取締役会は、「コーポレートガバナンスガイドライン」にのっとり、取締役会の実効性について分析・評価し、洗い出された課題に対する改善策を検討・実施しています。当期は完成検査に係る不適切事案の発生を受け、取締役会の監督機能の実効性をより詳細に評価する観点から、質問事項を見直した上で実施しました。その結果を以下のとおり報告します。

実施要領時期：2018年3月

回答者：全取締役および全監査役（社外役員含む計12名）

方法：第三者機関作成のアンケートによる自己評価方式

- ①第三者機関が全取締役および監査役に対し、無記名式による自己評価アンケートを実施
- ②第三者機関がアンケートを集計・分析
- ③第三者機関より受領した報告書を取締役会で検証・議論

## 質問事項

- 1) 取締役会の運営体制
- 2) 取締役会の監督機能
- 3) 株主との対話

## 評価結果

- ・昨年度までの評価の結果と同様、議長のリーダーシップやメンバー間の相互理解のもと、取締役会での自由闊達な議論が、全社的な観点で行われていることが確認されました。
- ・取締役会の規模や社外取締役の比率、役員指名会議・役員報酬会議の構成役員の妥当性、株主・投資家からの意見の共有などに関しても適切であるとの共通認識が確認されました。
- ・今後の改善・機能向上が見込まれる点としては、取締役会のリスク把握・管理体制の一層の強化、中長期的な経営戦略についての議論の充実などが確認されました。

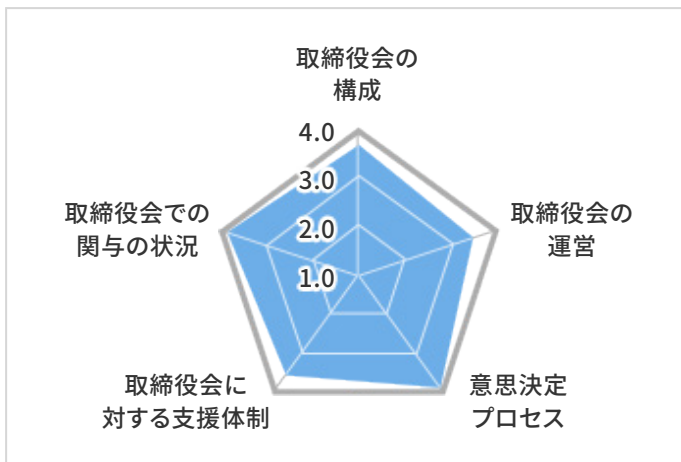
## 今後の取り組み

- ・取締役会としては、中長期的な経営戦略に関する議論を行うと共に、これまで以上にリスク把握・管理体制の強化に焦点をあて、不適切事案の再発防止策の徹底的な遂行に向けて取り組んでいくことを確認いたしました。
- ・なお、2018年4月1日付で、SUBARUの抱える法令順守や企業風土改革の課題への取り組み強化を目的として、「正しい会社推進部」および「コンプライアンス室」の新設などを行い、取締役会としても、これらの組織を中心としたグループ全体の活動を注視し、ステークホルダーからの信頼回復に取り組んでいくことを確認いたしました。

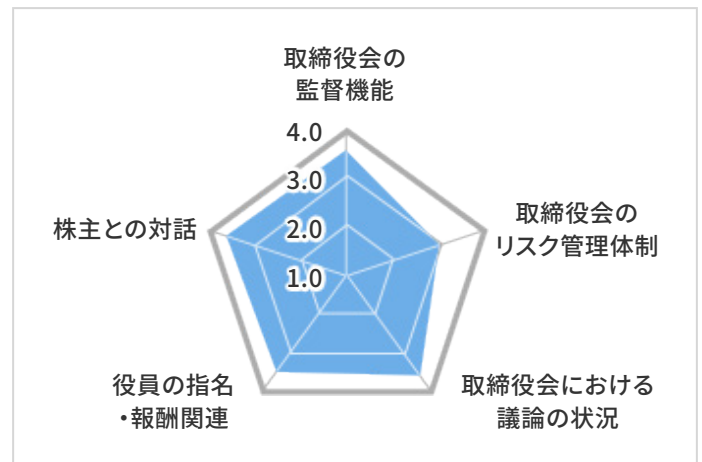
取締役会は、今後も継続して取締役会の実効性評価を行うことで、取締役会の機能向上、コーポレートガバナンスの強化を図り、企業価値の継続的な向上を推進してまいります。

# アンケート回答集計結果

## 取締役会の運営体制



## 取締役会の監督機能・株主との対話

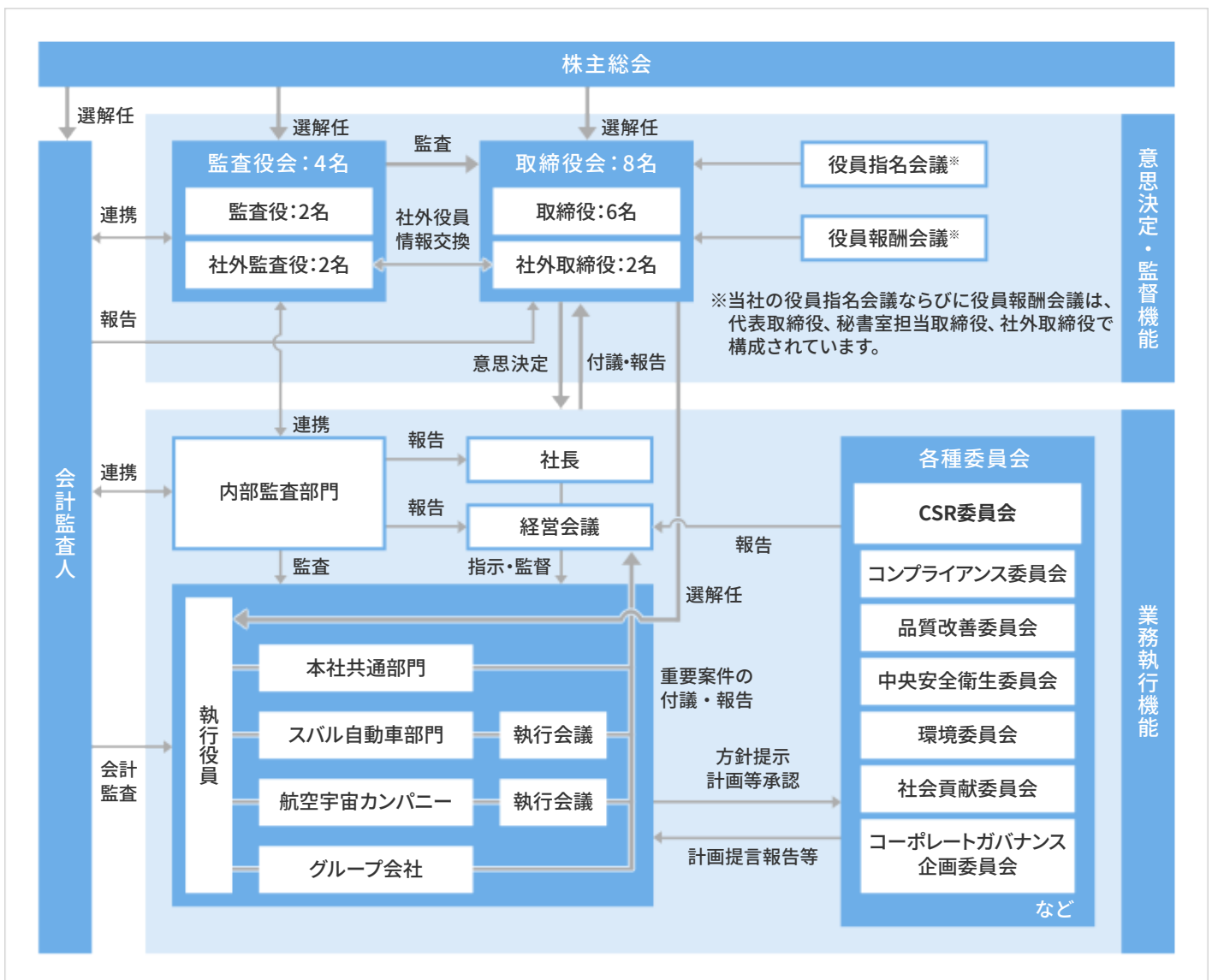


## 質問項目

カテゴリー	診断項目		
<b>I. 取締役会の運営体制</b>			
①取締役会の構成	取締役会の規模	取締役会の構成（社内外比）	取締役会の構成（多様性・専門性）
②取締役会の運営	開催頻度・時間・配分	議題の妥当性	資料の質・量
	資料配布のタイミング	事前説明	説明・報告内容
③意思決定プロセス	議長の采配	十分な議論	-
④取締役会に対する支援体制	情報提供の環境・体制	社外役員への情報提供	社外役員のトレーニング
	社内役員のトレーニング	-	-
⑤取締役会での関与の状況	取組姿勢	全社的視点	相互尊重
	多様な価値観	ステークホルダー視点	-
<b>II. 取締役会の監督機能</b>			
①取締役会の監督機能	報告体制	経営の監督	-
②取締役会のリスク管理体制	リスク管理体制	子会社管理体制	リスクの情報共有と対策
	対応策の進捗管理体制	コンプライアンス意識の浸透	-

③取締役会における議論の状況	経営戦略の議論	資本政策の議論	政策保有株式の議論
	ガバナンス強化の議論	社会・環境問題への対応	-
④役員の指名・報酬関連	役員指名会議・役員報酬会議の構成	後継者育成	インセンティブ報酬
<b>III. 株主との対話</b>			
①株主との対話	株主・投資家からの意見の共有	株主・投資家との対話の充実化	-

## コーポレートガバナンス体制



## 内部統制システムの整備

---

S U B A R Uは、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備についての基本方針を取締役会において決議しています。なお、この基本方針については、随時見直しを図り、整備・運用を行っています。

## 内部監査および監査役監査の状況

---

S U B A R Uは、内部監査の組織として監査部を設置しており、S U B A R Uおよび国内外のグループ会社の業務執行について業務監査を実施しています。監査部は、年度はじめに、グループ全体の内部統制状況を考慮した年度の業務監査計画を作成し計画的に実施しております。業務監査の結果については、監査報告書を作成し、取締役、監査役、関係者に配布すると共に、四半期ごとに経営会議で報告しています。S U B A R Uの監査役は、監査役会が定めた監査方針および監査計画に基づき、取締役会への出席のほか、その他重要な会議体への出席、事業所調査、子会社調査、監査部からの聴取等を実施し、取締役等の職務執行を監査しています。

S U B A R Uの監査部と監査役は、毎月の監査部からの業務監査報告会の実施や、四半期ごとに内部統制に対する意見交換を行うことで連携を深めて監査機能強化を図っております。また、監査部と監査役は、四半期ごとに会計監査人と情報共有を行うことで監査機能の強化に努めております。

▶ [社外取締役メッセージ](#)  PDF/766kB

## 財務報告に係る内部統制の評価

---

金融商品取引法に基づく「内部統制報告制度」に関して、財務報告に係る内部統制の評価は、連結会計年度の末日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価に関する基準に準拠しています。

2018年3月31日現在の財務報告に係る内部統制の整備状況について、適正に整備され、有効に機能していることをCEO（最高経営責任者）、CFO（最高財務責任者）が評価・確認し、その旨の内部統制報告書を会計監査人の監査を得て発行しました。

▶ [第87期 有価証券報告書及び内部統制報告書](#)  PDF/1,101kB



## 基本的な考え方・方針

2017年度に判明したSUBARUにおける完成検査業務に関する一連の不適切事案が発生した原因・背景を踏まえ、真に「正しい会社」に生まれ変わるために、SUBARUはコンプライアンスの実践を経営の最重要課題の一つと位置付けています。そして、全社的なコンプライアンスの徹底がSUBARUの経営の基盤を成すことを強く認識し、企業活動上求められるあらゆる法令・社内諸規程等の遵守はもとより、社会一般の倫理、常識および規範に則した公明かつ公正な企業活動を徹底して遂行することを従業員一人ひとりに浸透させ、お客様・関係者をはじめとするSUBARUを取り巻くステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めてまいります。

## 企業行動規範と行動ガイドライン

SUBARUはコンプライアンス重視の企業活動を実践するための遵守基準として、「企業行動規範」と「行動ガイドライン」を定めています。2017年度に、グループコンプライアンスの一層の推進を図るべく「行動ガイドライン」の内容を改訂し、SUBARUグループの全従業員が共通して所持している「コンプライアンスマニュアル」で詳細に解説し、日常の行動の中での徹底を図っています。



コンプライアンスマニュアル

### 企業行動規範とは？

SUBARUの「企業理念」を踏まえ、お客様・お取引先様・株主様・社会などの各ステークホルダー（利害関係者）に対して、全ての役員および従業員が遵守すべき基本指針について定めたものです。

### 行動ガイドラインとは？

「企業行動規範」で示した基本指針を、全ての役員および従業員が日常の事業活動の中で実践するための行動の基準を具体的に定めたものです。

## 企業行動規範

---

1. 私たちは、環境と安全に十分配慮して行動するとともに、創造的な商品とサービスを開発、提供します。
2. 私たちは、一人ひとりの人権と個性を尊重します。
3. 私たちは、社会との調和を図り、豊かな社会づくりに貢献します。
4. 私たちは、社会的規範を遵守し、公明かつ公正に行動します。
5. 私たちは、国際的な視野に立ち、国際社会との調和を図るよう努めます。

---

## コンプライアンス規程

---

S U B A R Uはコンプライアンスに関する体制・組織および運営方法を定めた基本規程として、2001年に「コンプライアンス規程」を取締役会の承認を経て制定しました。2017年度は、制定以降の運用状況の確認・見直し、規程と実態との乖離の確認などを行い、それらを反映する形で、コンプライアンス委員会の審議、取締役会の承認を経て、同規程の改訂を行いました。

---

## コンプライアンス体制・組織と運営

---

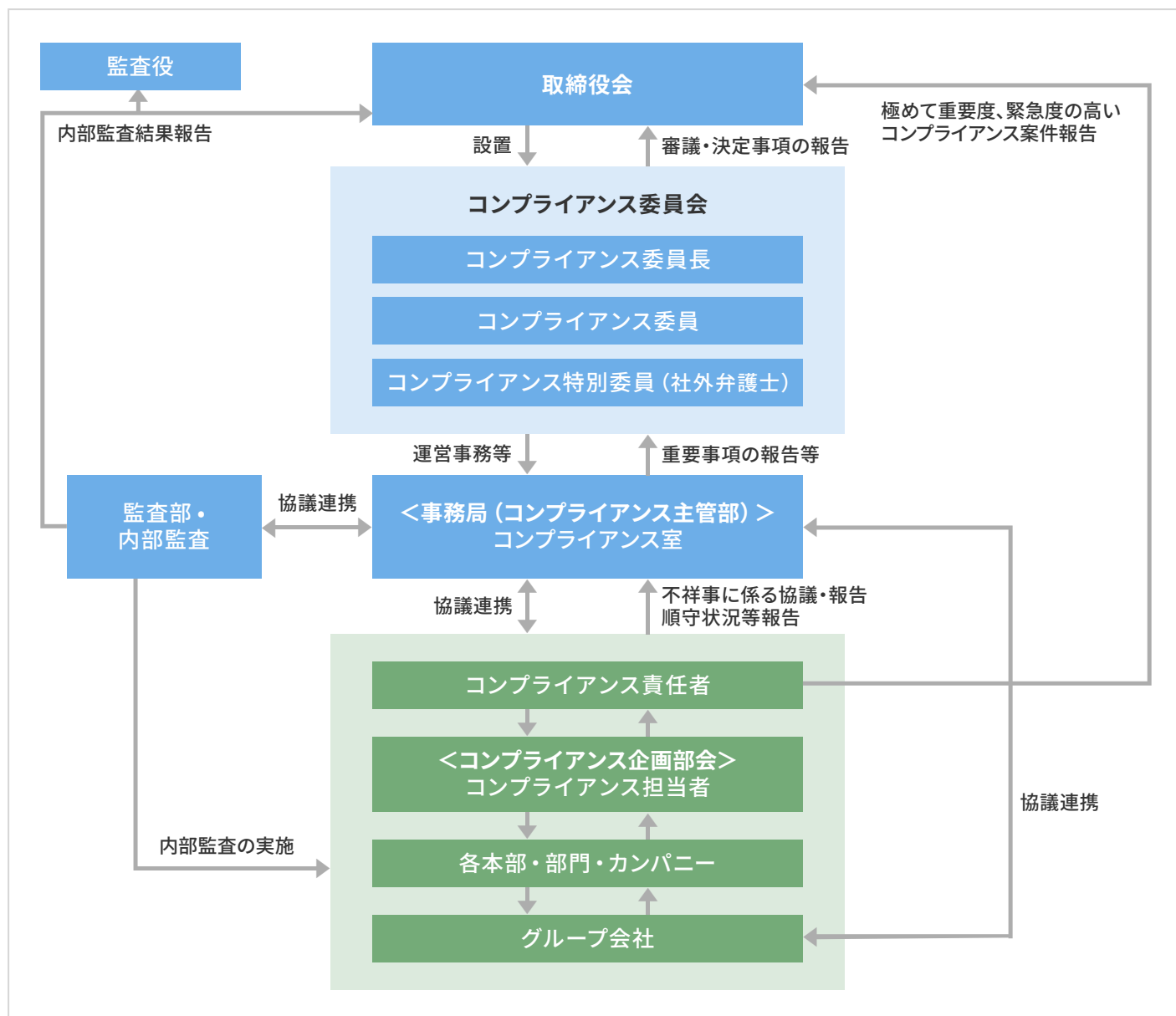
コンプライアンスを推進する全社的な委員会組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、重要なコンプライアンス事項に関する審議・協議・決定、情報交換などを行っています。また、各部門はそれぞれコンプライアンス推進のための実践計画（コンプライアンス・プログラム）を毎年度策定し、継続的・計画的な自主活動を進めています。なお、S U B A R Uにおける完成検査業務に関する一連の不適切事案の判明を契機として、2018年度からは取締役会長である吉永泰之（※6月22日までは代表取締役社長）がコンプライアンス委員長に就任し、コンプライアンスに関する取り組みを抜本的に見直し、実行しています。



## コンプライアンス室の設置

2017年度に判明したSUBARUにおける完成検査業務に関する一連の不適切事案に対する深い反省に基づき、同じ過ちを繰り返さないために、SUBARUは2018年度より、全社的な法令遵守・コンプライアンス重視の取り組み強化の一環として「コンプライアンス室」を独立した組織として新設しました。コンプライアンス室は、コンプライアンス委員会の事務局として、SUBARUグループのコンプライアンス推進の実働組織として、主に以下の業務を行っています。

- ・SUBARUグループ全体のコンプライアンス推進活動の企画・立案・実践
- ・コンプライアンス研修・教育・社内啓発活動の実施および風通しの良い職場の基礎となるSUBARUグループの内部通報制度（「コンプライアンス・ホットライン」の運営）



# コンプライアンス・ホットライン制度

S U B A R Uグループなどで働く従業員や派遣社員は、グループ内のコンプライアンスに関する問題を発見した場合、上司を通じて解決する方法の他に、「コンプライアンス・ホットライン」を利用して「ホットライン・デスク」に相談することができます。

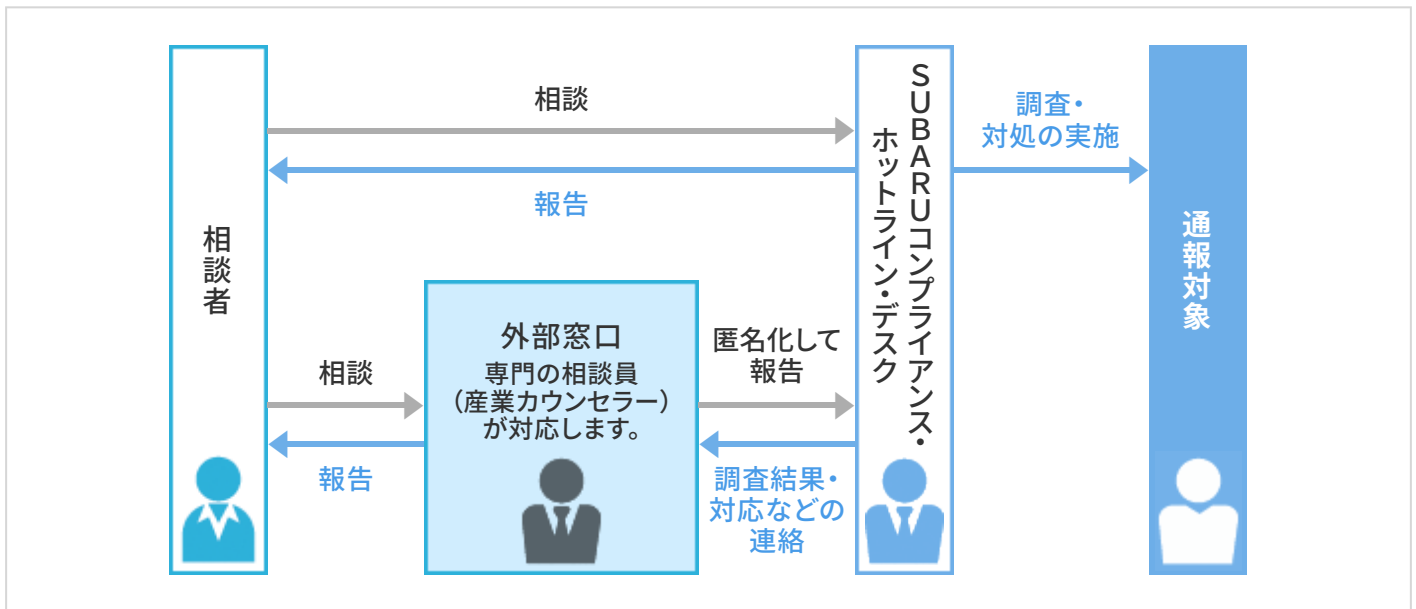
「ホットライン・デスク」は、当社内に設置されており、規則に基づいて任命された従業員が、郵送・電話・Eメールによる通報を直接受け付け、事実調査や対応に当たります。通報者の所属・氏名は、通報者の同意がない限り厳格に秘匿され、通報したことにより不利益を受けることがないように十分配慮されます。2008年4月から、この制度に社外窓口として外部専門事業者による通報受付窓口を追加し、受付時間の拡大と通報者の氏名・所属の秘匿性強化を図るなど、さらに使いやすい制度とするよう努めています。2017年度に「コンプライアンス・ホットライン」に寄せられた相談件数は163件で、その内訳は表の通りです。これらの相談に対しては、S U B A R U法務部長（※2018年度からは所管変更によりコンプライアンス室長）を中心に事実関係を調査の上、迅速な問題解決に努めています。また、適宜経営層やコンプライアンス委員会に報告し、再発防止に向けた取り組みも行っています。

なお、同制度の周知を図るため、制度の仕組みや相談窓口の連絡先について記載したカードをS U B A R Uグループの従業員などに配布する他、各職場にはポスターを掲示しています。外部専門事業者による窓口機能については、ポスターに説明を織り込む他、社内イントラネットの画面上に掲載しています。

## コンプライアンス・ホットラインの相談内容の内訳

項目	件数
職場環境	10件
労務・労働関係	49件
人間関係・ハラスメント	58件
コンプライアンス・業務違反・不正	46件

## コンプライアンス・ホットライン（相談・解決の流れ）



コンプライアンス・ホットライン  
カード

## コンプライアンス活動実績

### コンプライアンス研修

コンプライアンスの徹底には、グループ全体で歩調を合わせて取り組むことが必要であるという考えのもと、全グループ会社の従業員を対象とするコンプライアンス研修・実務法務研修を実施しています。この研修はSUBARUの法務部、コンプライアンス室（2018年4月新設）や人事・教育部門が主催しています。また、各部門・グループ会社においては、実務計画（コンプライアンス・プログラム）に独自の教育計画を盛り込み、SUBARU法務部員などを講師とする業務上重要な法令の勉強会やコンプライアンス啓発研修を実施することで補完しています。

2017年度は、法務部が主催・関与したこれらの研修に、約4,500人が参加しました。

またコンプライアンスの日々実践を推進するため、SUBARUのみならず、国内SUBARU販売特約店他、グループ会社に特化したものも含め、さまざまな支援ツールを作成・提供しています。加えて、緊急度の高い情報については「コンプライアンス情報」をタイムリーに配信し、グループ全体の注意喚起に取り組んでいます。2018年度は、SUBARUおよびグループ会社管理者を対象に「規範意識強化教育」を実施し、SUBARUにおける完成検査業務に関する一連の不適切事案およびその原因背景を共有し、各部門において同種同様の不適切事案を発生させない取り組みの促進を実施しており、今後、法令法規リスクの高い部署から優先し、業務規定を再整備するとともに、コンプライアンス研修の受講対象者を拡大して継続的に本教育を実施していく計画です。また、コンプライアンスマニュアルのエッセンシャル版を全従業員へ配布しました。



コンプライアンス研修の様子(本社)



コンプライアンスマニュアル  
エッセンシャル版

## 贈収賄防止の取り組み

SUBARUは腐敗防止に向けた贈賄防止ガイドライン（日本語・英語）を作成し、国内外の関係会社を含めグループ全体に展開しています。贈収賄防止や公正な取引の徹底については、国内外のグループ会社向けコンプライアンスマニュアルに記載しています。

また、中国特有の社会事情を考慮した中国版贈賄防止ガイドライン（中文訳付）を制定し、中国子会社に展開し、当該各社で規程化しています。



## 事業活動に伴うリスク

---

S U B A R Uグループでは、事業活動に伴うリスクを把握し、的確に対応することでその影響を最小化できると考え、重要なリスクを抽出・特定し、その対策を検討しています。

事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は、以下のとおりです。

なお、以下はS U B A R Uグループに関する全てのリスクを列挙したものではありません。

- ①経済の動向
- ②為替の変動
- ③特定事業への依存
- ④市場評価の変動
- ⑤特定原材料および部品の購入
- ⑥知的財産の保護
- ⑦製品の欠陥
- ⑧退職給付債務
- ⑨環境に関する法的規制
- ⑩災害・戦争・テロ・ストライキなどの影響
- ⑪国際的な事業活動
- ⑫情報セキュリティの影響
- ⑬コンプライアンス、レピュテーション

## リスク管理体制の整備の状況

S U B A R Uでは、各事業の横断的機能を担う経営企画部を中心とした全社共通部門が各部門・カンパニーと密接に連携して、リスク管理の強化を図っています。

さらに、監査部が各部門およびグループ会社の業務執行について計画的に監査を実施しています。加えて、S U B A R Uでは、内部統制システムの整備に資するため、リスク管理の最も基礎的な部分に位置付けられるコンプライアンスの体制・組織を整え、運用しています。全社的なコンプライアンスの実践を推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、重要なコンプライアンス事項に関する審議・協議、決定、情報交換・連絡を行っています。部門・カンパニーごとではコンプライアンス責任者およびコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンスを現場単位できめ細かく実践する体制を組織し、さらに、日頃から役員と従業員を対象とした教育・研修を計画的に実施しており、社内刊行物などを通じて随時、コンプライアンス啓発を行っています。また、S U B A R Uグループのコンプライアンスの実践を推進するために、グループ会社に対し教育・研修の実施や社内刊行物による情報提供を行うとともに、S U B A R U内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）への参加により、実効性を高めています。

また、2018年4月1日付で、S U B A R Uの抱える法令順守や企業風土改革の課題への取り組み強化を目的として、「正しい会社推進部」および「コンプライアンス室」の新設などを行っています。

## クライシスリスク

企業の事業活動に何らかの負（マイナス）の影響を与える不確定要素のことをリスクと捉えますが、このリスクにはさまざまな領域のものがあります。中でも、とりわけ経営に重大な影響を及ぼすもので、かつ通常的意思決定ルートでは対処困難なほど「緊急性」を求められるものが「クライシスリスク」です。S U B A R Uでは、このクライシスリスクをさらに自然災害、事故、内部人的要因、外部人的要因、社会的要因（国内・海外）、コンプライアンスリスクに分類し、おのそのの緊急事態発生時に対応したマニュアルを作成しています。そして、このマニュアルをもとに、リスク発生認知後の情報の伝達経路や対策本部の設置など、最適な方法による対応を図っています。



S U B A R Uの緊急事態対応基本マニュアルと危機管理（防災）ガイドライン

## 各事業単位でのBCPを策定

さまざまな緊急事態の発生時にも、お客様へのサービスの低下やマーケットシェアの縮小、企業価値の喪失を最小限に抑えることを目的に、SUBARUの事業継続や早期復旧を的確かつ迅速に行うためのBCP※を各事業所単位で策定しています。2016年度は大規模地震を想定した本社と事業所連携で緊急対策本部の初動訓練を実施し、2017年度には緊急対応時の初動対応についてマニュアル類の再整備を行いました。今後も訓練などを継続的に実施し、BCPの確認や見直しを行うことで、緊急事態の発生により当社の事業リソース（人的・物的・金的）が損傷を受けた場合には、残存する能力を最大限に活用して、優先される事業の中断を最小限にとどめ、発生前の操業状態への早急な復旧を図ります。また、緊急事態対応の基本方針を定め、事業継続の推進に取り組んでいます。

※BCP：Business Continuity Plan（事業継続計画）

### 緊急事態対応の基本方針

1. 生命・身体の安全を最優先とする。
2. ステークホルダー（利害関係者）の利益の喪失、および会社の価値の喪失を最小限とする。
3. 緊急事態においても、常に誠実、公正、透明を基本とする。

## 情報セキュリティ保護への取り組み

SUBARUグループのCSRを推進するうえでデジタルデータの活用は、持続的発展に必要不可欠となっており、その活用領域も従来の情報システムのみならず、設備、製品、提供する各種サービスなど多岐にわたっています。

これら領域でのデジタルデータを安全に取り扱うことは社会的責任であると認識し、お客様ならびに社会への信頼に応えるためサイバーセキュリティ基本方針を定め、情報セキュリティ保護活動に取り組んでいます。

## 【目的】

株式会社SUBARUおよびグループ会社各社（以下、SUBARUグループと称す）は、事業活動を行う上で、想定しうる製品、提供サービス、情報資産を脅威から守り、お客様ならびに社会への信頼に応えるためサイバーセキュリティ基本方針を定めます。

## 【適用範囲】

本基本方針の適用対象者は、当社ならびにSUBARUグループの役員、従業員、協力会社社員等の全員とします。

## 【取り組み】

1. SUBARUグループは、法令、規制、規範およびお客様との契約上のセキュリティ要求事項を遵守します。
2. SUBARUグループは、サイバーセキュリティに対する管理体制、社内規程を整備し運用を行います。
3. SUBARUグループは、情報資産に応じた情報セキュリティ対策を講じ予防および低減に努めるとともに、万一、情報セキュリティ事故が発生した際にも、迅速かつ適切に対応し、再発防止に努めます。
4. SUBARUグループは、情報セキュリティを確保するため、役員および従業員の教育・訓練と意識向上に努めます。
5. SUBARUグループは、以上の活動を継続的に見直し、改善に努めます。

2018年6月制定



## 個人情報保護への取り組み

S U B A R Uグループは、個人情報保護法施行に合わせて社内体制や規程類を整備し、プライバシーポリシーを公表するなどの取り組みを行ってきました。

特に国内S U B A R U販売特約店では、お客様の個人情報を直接かつ大量に取り扱うことから、関係会社を含めた全国44の販売特約店それぞれに体制の整備を徹底しています。また、全販売特約店共通の「S U B A R U特約店スタッフのための個人情報保護ハンドブック」を作成・展開し、従業員一人ひとりが個人情報保護について正しく理解するよう努めています。

また、2017年5月の改正個人情報保護法の施行に合わせて、規程類の再整備、個人情報保護に関する意思決定方法を見直し、運用を変更しました。その後も個人情報保護のための仕組み、ツールの作成、見直しを進めています。

これに加え欧州拠点では、2018年5月の欧州一般データ保護規則（GDPR）の施行に伴い、体制の構築、規程類の整備、プライバシーポリシーなどの見直しを進めています。



S U B A R U特約店スタッフのための個人情報保護ハンドブック

## 知的財産保護への取り組み

S U B A R Uは、自社の強みと弱みを把握し、量産ニッチで自社の強みを生かすことに集中することを知財活動のビジョンとして掲げています。こうした考えのもと、以下の3点を基本方針として事業収益に貢献する知的財産活動を推進しています。

### 知的財産に関する基本方針

1. オールS U B A R Uで売り上げを生み出す知的財産を創出し、効果的な知的財産権を配置する
2. 他者の知的財産権を尊重し、商品開発においてクリアランス確保を徹底する
3. 知的財産ポートフォリオを適切に管理し、ブランドを保護・強化する

2017年4月制定

## 知的財産保護とリスクマネジメント

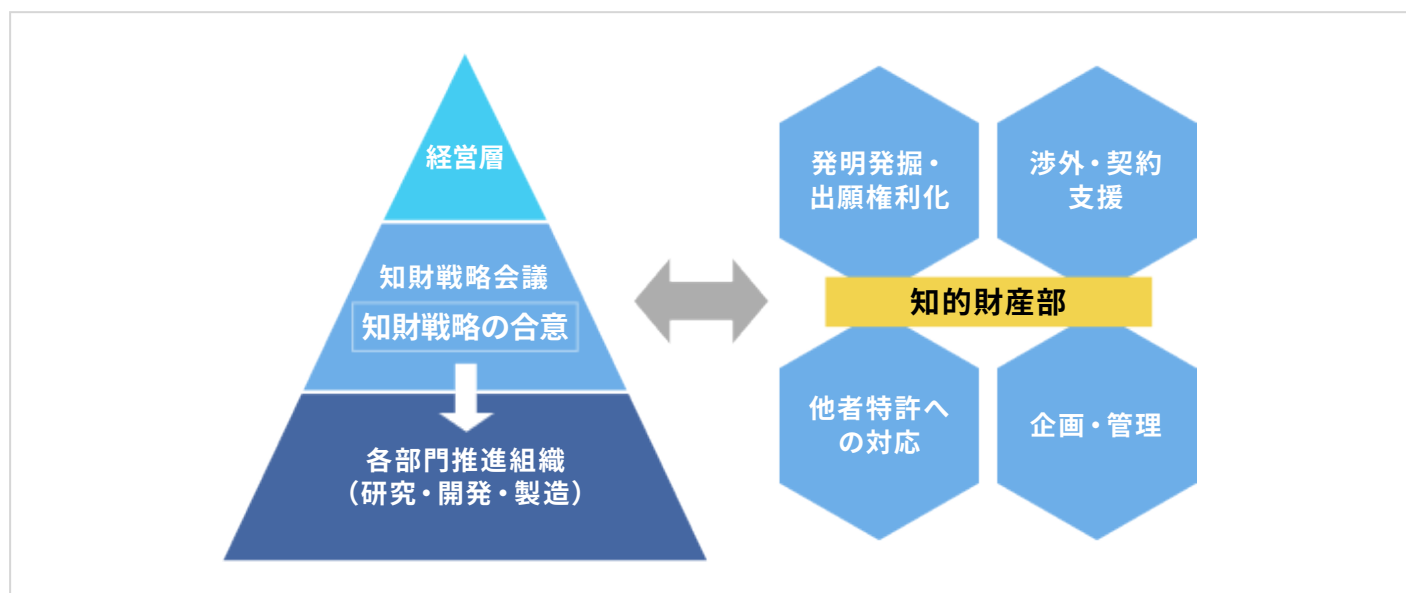
知的財産部ではSUBARUグループの知的財産権を侵害されないよう保護し、最大限に活用を行っています。また他者の知的財産権を侵害しないよう社内の諸活動を推進しています。

1. 開発・創作の成果（技術、マーク、ネーミング、デザインなど）を知的財産として取得・管理することにより、技術・ブランドを保護する
2. 事業に支障を及ぼす問題の有無を網羅的に調査し、予防・解決する
3. ネット販売の監視・税関での水際対策などによる模倣品の取り締まり
4. 技術契約における知財のオーナーシップや利活用権の確保

なお、近年増加傾向にあるNPE※による特許訴訟を抑制することを目的に、2016年3月にLicense on Transfer Networkへ加入しました。

※Non Practicing Entity：他者が開発した技術の特許を集めて自らは使わず、関連する技術を実施する第三者への権利行使により利益（特許使用料や和解金等）を得ようとする組織や団体。

## 知的財産推進体制



## 知的財産管理の啓発活動

知的財産部では、知的財産全般の管理を行うと共に順法行動の定着に向けた啓発活動を定期的実施しています。

1. 開発業務に携わる従業員を対象とし、入社年次・職位に応じた階層別教育の実施
2. 各部門における発明創出・特許出願活動を推進する組織として特許推進委員会を設置し、当該委員会を通じた啓発活動の実施
3. 開発部署における他者の知的財産権の調査・クリアランス確保のためのレビューを推進

また、商品化権を活用したチャリティーバザーの収益金を慈善団体へ継続的に寄付しています。



## CS活動の考え方

S U B A R Uグループでは「お客様第一」を基軸として全ての事業活動に取り組んでいます。新中期経営ビジョン「STEP」の実現に向けて、「安心と愉しさ」でお客様に選ばれ続けるブランドになるために、販売特約店を中心にグループ全体でCS活動の推進に取り組んでいます。

## 「SUBARUリコールお問い合わせダイヤル」の設置

エアバッグのリコール問題をはじめ、各種リコール案件に対するお問い合わせ専用窓口として従来のフリーダイヤルとは別に、新たに「SUBARUリコールお問い合わせダイヤル」を2016年11月より設置しています。

「安心と愉しさ」をご提供するため「正確・迅速・適切・公正・公平・親切」を行動の基本として、お客様に対応しています。また、お客様からいただいた貴重なご意見、ご要望、ご指摘などは、関連する部署にフィードバックし、品質・商品改善や提案、アフターサービスの改善に役立てています。

### SUBARUリコールお問い合わせダイヤル



**0120-412215**

内容確認のために録音させていただいております。  
予めご了承ください。

SUBARUリコールお問合せダイヤルでは  
下記の内容を承っております。

・リコールに関するお問合せ／ご相談

受付時間 9:00～17:00（平日/土日祝日）

## お客様からのお問い合わせ件数

34,725件（2017年4月～2018年3月）

# 「SUBARUお客様センター」の設置

お客様からのお問い合わせやご相談、ご要望、ご指摘をお聞きする窓口として「SUBARUお客様センター」を設置しています。「安心とゆしさ」をご提供するため「正確・迅速・適切・公正・公平・親切」を行動の基本として、お客様に対応しています。また、お客様からいただいた貴重なご意見、ご要望、ご指摘などは、関連する部署にフィードバックし、品質・商品改善や提案、販売・アフターサービスの改善に役立てています。

SUBARUコール

 0120-052215

内容確認のために録音させていただいております。  
予めご了承ください。

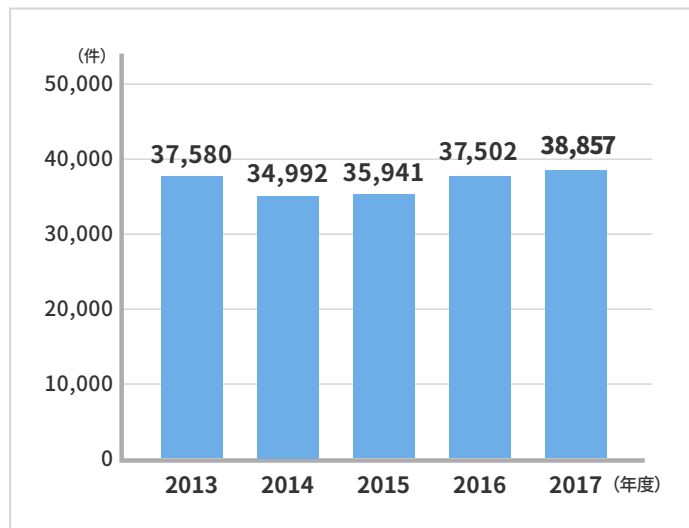
SUBARUお客様センターでは下記の内容を承っております。

- ①ご意見／ご感想
- ②ご案内（カタログ、販売店、転居手続きほか）
- ③お問い合わせ／ご相談

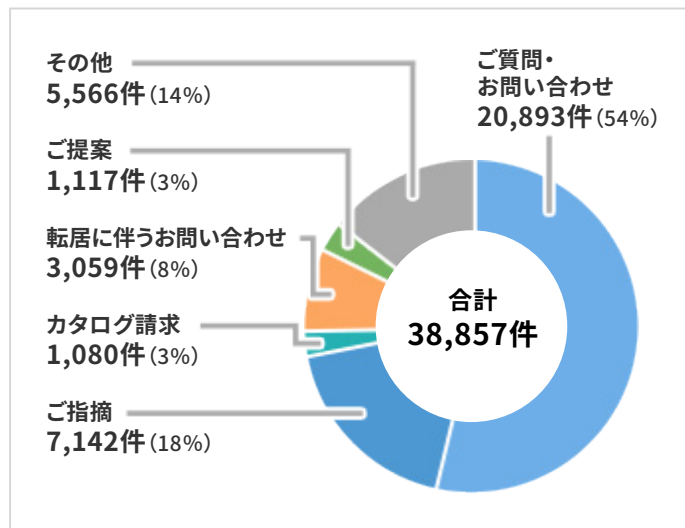
受付時間 9:00～17:00（平日）  
9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝）

※平日の12:00～13:00および土日祝は、①②のインフォメーションサービスのみとなります。

## お客様からのご相談件数推移



## ご相談件数の内訳



また、当社群馬製作所での完成検査における不適切事案などに際しては、一人でも多くのお客様の声を真摯に受け止めるべく、お客様相談窓口のオペレーターを増員しました。

# お客様満足度調査の実施

## S U B A R Uお客様アンケートにおける2017年度からの変更点

「安心と愉しさ」のご提供により、お客様から選ばれるブランドとなるために、S U B A R Uでは販売特約店でお車をご購入されたお客様を対象とする「S U B A R Uお客様アンケート」を実施しています。S U B A R Uでは、調査結果からお客様のご意見・ご要望を真摯に受け止め、各販売特約店で改善を続けています。

2017年度より、スバルの店舗での対応結果に対する満足度（満点100P）と信頼度（満点100P）を合わせた総合ロイヤリティポイント（満点200P）にて、お客様のスバルに対するロイヤリティを高める取り組みの効果測定を実施しています。

## 2017年度実績

### <有効回答数>

- ・2017年度 107,350件／年
- ・2016年度 98,127件／年
- ・2015年度 95,324件／年

### <2017年度 総合ロイヤリティポイント>

- ・【新車】購入後1年目のお客様への調査結果：176.1P（176P）
- ・【新車】購入後3年目+5年目のお客様への調査結果：171.2P（171P）
- ・【中古車】購入後1年目のお客様への調査結果：170.8P（170P）

※1 カッコ内は取り組み目標

※2 取り組み目標の考え方：前年のスバルチームの平均値に基づいて設定

### <2017年度実績に対する評価>

全ての調査において必達目標を超える結果となりましたが、全てのお客様に「次もS U B A R U」と思っただけのよう、自動車部門全体で継続してさらなる改善活動に取り組んでいきます。

## お客様のご意見ご要望を踏まえた主な改善事例

---

「SUBARUお客様アンケート」などでのご意見・ご要望を販売特約店や関連部門にフィードバックし、商品・品質・販売・アフターサービスの向上につなげるといった従来の活動に加え、「お客様にショールームで快適に過ごしていただく」という活動に重点的に取り組んでいます。

活動推進に向けて、人材育成や他店舗の好事例展開といった支援を行う他、ショールームやサービス工場のリニューアルも積極的に進めるなど、ソフト・ハードの両側面からCS向上を推進し、SUBARUの商品性にふさわしいCS活動を展開しています。

### <販売特約店>

- ・店内の設備ご利用に関するご案内表示
- ・キッズコーナーの拡充（お子様を見守るためのカウンターの設置、遊具の種類拡充、安全性の確保）
- ・フリードリンク設置、ドリンクメニュー拡充
- ・トイレのアメニティグッズの拡充など

### <自動車部門>

- ・Wi-Fi環境のインフラ整備を行い、SUBARU販売特約店全店舗に「SUBARU Wi-Fi」を導入
- ・待ち時間を快適にお過ごしいただく取り組みとして、一部店舗にて「電子書籍」「SUBARU オリジナルアメニティグッズ」を導入

---

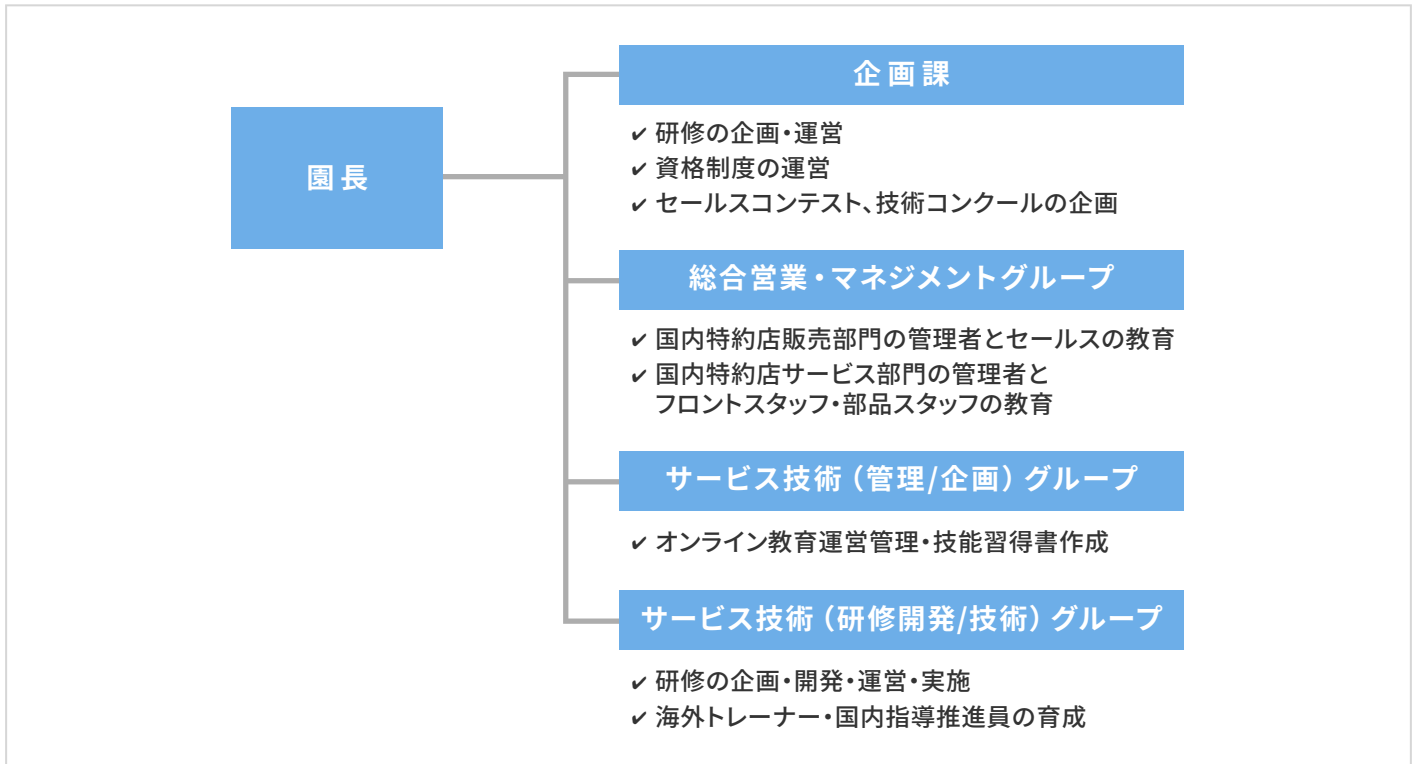
## 「安心とゆしさ」の提供に向けた販売特約店人材の育成

---

「カスタマーサービスを通じてお客様に“次もSUBARU”と言って頂く」をビジョンとして、スバルアカデミー※は、お客様へ「安心とゆしさ」をご提供できる特約店の人材育成に取り組んでいます。

国内向け研修においては、販売とサービスの環境変化に対応した研修の企画・提供をしています。海外のサービススタッフにおいては、地域ごとのニーズに応じたカリキュラムに取り組んでいます。

## スバルアカデミー組織体制



## 教育プログラム受講人数（出張研修含む）

	2017年度
管理者・セールススタッフ、他	3,195人
サービススタッフ	1,776人
合計	4,971人

※ スバルアカデミー：SUBARUでは、国内外の販売特約店を対象に、人材育成を行う専任組織として「スバルアカデミー」を設置しています。

2005年に東京都八王子市に「スバル総合研修センター」を開設し、研修室、試走路、整備実習設備を備え、宿泊施設（133室、最大165人宿泊可）が併設されています。



## 認定資格制度STARS

お客様に「安心とゆしさ」をご提案し、サポートできるスタッフの「証」として、厳しい基準のもと、認定資格制度「STARS（SUBARU STAFF'S TRAINING AND RATING SYSTEM）※」を設けています。

セールススタッフに対しては、販売などの実績をベースに知識・技能・対人対応スキルの試験を実施し、認定級が決まります。

2018年3月現在：セールスSTRAS1級55人、2級650人、3級1,275人

サービススタッフについては、サービス業務知識・お客様対応力・技術力などの試験を実施し、認定級が決まります。

2018年4月現在：サービスSTARS

メカニック S級17人、1級911人、2級1,108人、3級1,027人、4級339人

フロント S級9人、1級282人、2級554人

なお、セールススタッフは2020年までに1級の取得率を全体の5%、2級を15%、3級を60%にすることを目標としています。サービススタッフは、2018年までに2級以上の取得者の割合を全体の60%以上にするための取り組みを進めています。

※ STARS：Off-JT（学ぶ）、OJT（実践する）、資格試験（挑む）を繰り返し、自主的な成長を促す資格制度



STARS認定に向けた研修の様子

## 海外での取り組み

カスタマーサービス本部では、全世界の特約店（ディストリビューター）が販売店（ディーラー）を通じて高水準で均一なアフターサービスを提供することで、お客様に安心してSUBARU車に乗っていただけるよう、教育面と体制面の強化しています。

お客様のニーズに合ったサービスを提供できる仕組みを構築し、全世界の特約店・販売店において「Confidence in Motion」を具現化していきます。



## 教育面での強化

お客様に安心していただけるサービスを提供するためには、サービススタッフの技術力向上が欠かせません。そこでSUBARUは、世界各国でサービススタッフを指導するトレーナーの養成と、高度化するクルマの技術に対応できるサービススタッフの育成に向けて、技術教育カリキュラムとして「ATT (Advanced Technical Training)」や「STT (STEP Trainer Training)」を実施しています。さらに、技能検定試験を通じて学びの動機付けを行うことで、技術力向上に努めています。

2016年度からは世界5カ国にある連携校を活用する他、SUBARUの従業員が海外特約店において受講する技術研修を増やしていく予定です。また、年間1,000台以上販売している国にはSUBARUが認定した外部トレーナーを配置し、さらなるサービス向上を目指します。



「サービスアドバイザー教育プログラム」資料（抜粋）



スバルアカデミーで実施したATTの様子

## 体制面での強化

カスタマーサービス本部は、お客様から選ばれ続けることを目指し、海外特約店と連携のもと、海外特約店の技術力・お客様対応力の向上に努めています。

近年増加しているリコール作業の実施はSUBARUグループとしても重要な課題であり、各市場の関連法規、実施状況を把握しながら、実施率の進捗のためのサポートを行っています。

また新技術を搭載した車両を導入するのに必要な設備・体制を、海外特約店が円滑に準備できるようサポートしています。

これらの活動には緊密なコミュニケーションも必要であり、主要8カ国の海外特約店を集めた会議を日本で開催（直近では2018年6月、2017年11月）、北米、欧州、中南米、オセアニア、中国、東南アジアなど地域との会議を通じて緊密なコミュニケーションを図り、課題解決のスピードアップを目指しています。2017年度は地域会議を18回開催しました。

また、市場での修理に要求される高度な技術研修も米国・豪州・欧州・チリなどで継続して展開しています。



主要8カ国の海外特約店を集めた会議の様子

## 航空宇宙カンパニーでの取り組み

---

航空宇宙カンパニーでは、自衛隊などに納入した機体に対して定期的にお客様を訪問する他、各種アンケート調査などを行って、お客様からのご要望をきめ細かく把握し、整備、運用を通じてSUBARUの製品とサービスがお客様に満足いただけるように活動しています。

アンケート調査では製品品質をはじめ、サービス対応、緊急対応、訪問対応などの項目について、全体で昨年度より0.3ポイント高い、4.0ポイントの評価（5段階評価）を頂きました。今後もお客様視点での改善活動を継続してお客様満足の向上に取り組んでいきます。

また、製造に関わるSUBARUの整備員が部隊を訪問し、実際に整備にあたるお客様とのお互いの業務理解を深め改善につなげています。



打ち合わせの様子



## 品質に対する考え方

---

S U B A R Uは「お客様第一」を基軸とした品質方針を定め、安全性と愉しさ、環境性能を高度に融合し、お客様に感動いただける高品質な商品とサービスの提供を積極的に推進しています。また、国内・海外の関連会社ではそれぞれの事業内容や地域性を踏まえた品質方針を定め、それに基づいた品質管理を実践しています。

### 品質方針

---

常にお客様の満足を第一に考え、仕事の質を高めて、トップクラスの品質の商品とサービスを提供する。

1994年11月制定

### 品質マネジメントシステム

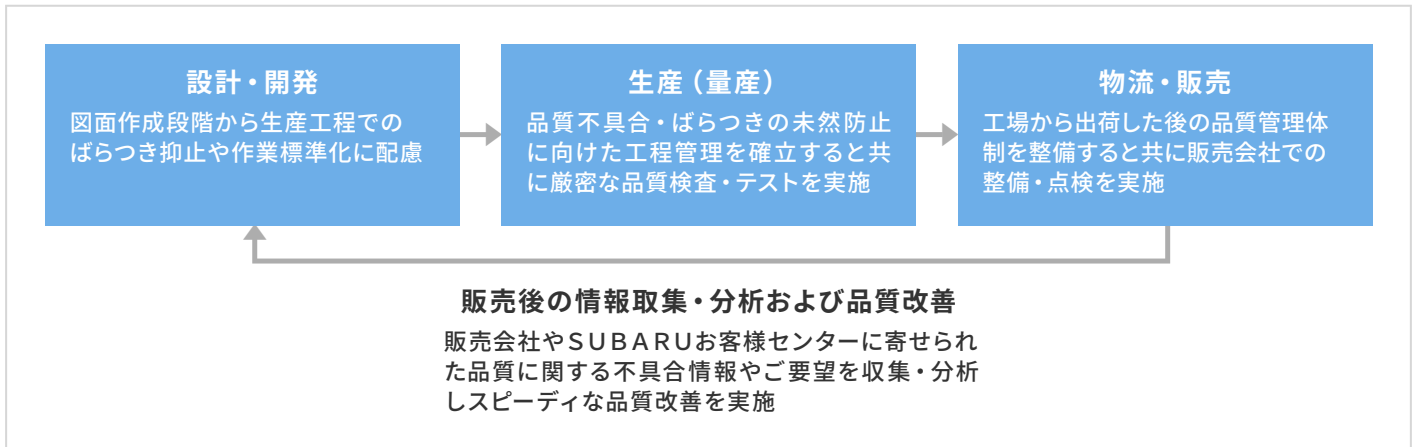
---

1. 当社の品質方針ならびにISO9001規格に基づいた品質マネジメントシステム（QMS）を構築し、円滑かつ効果的に運用。
  2. 企画段階でお客様にご満足いただける品質目標を明確にする。
  3. 開発から販売・サービスまでの各段階における品質保証活動により、品質目標を実現する。
  4. 市場からのクレームと要望に迅速且つ的確に対処し、お客様の信頼に応える。
-

# 品質マネジメントサイクルの運用

S U B A R Uは品質マネジメントシステムのもと、設計開発から販売に至る各プロセスで品質保証に取り組むと共に、より高品質な商品をつくるためのサイクルを構築しています。また、お客様のニーズにいち早く応えるため、サイクルをスピーディーに回していくことに努めています。

## 品質マネジメントサイクル



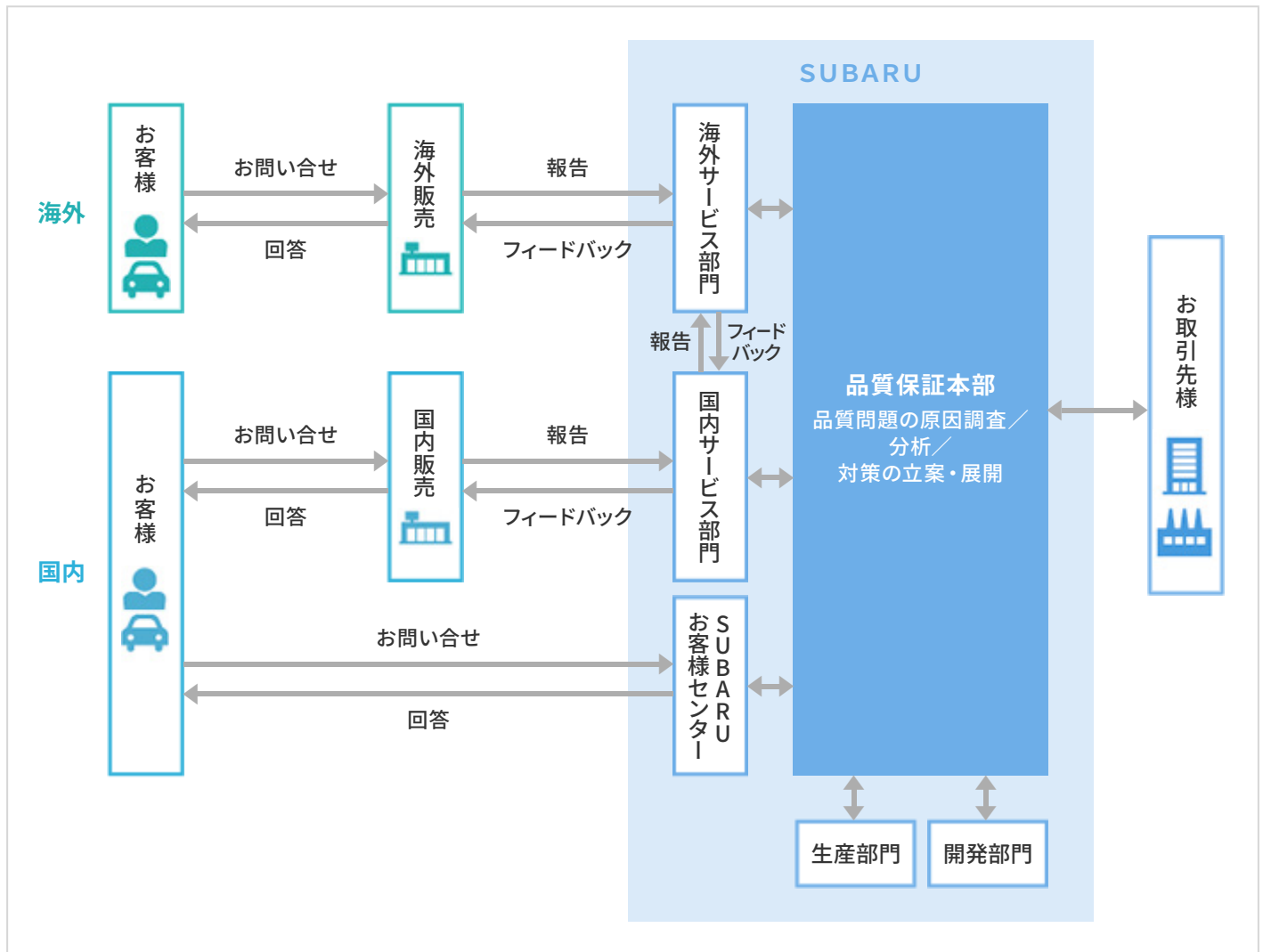
## 品質改善に向けた体制の構築

S U B A R Uでは、商品販売後の品質不具合やお客様のご要望をいち早く分析し、より高品質な開発・生産に結びつけるため、品質保証本部を中心とする品質改善体制を確立しています。お客様の声をグローバルに収集し、品質に関する課題を抽出し、原因を調査すると共に対策を立案し、社内の関連部門やお取引先様に展開しています。

2017年度は完成検査問題の再発防止を図ることを目的に、COP※監理課を新設し、型式指定業務への取り組みを強化しました。

※CONFORMITY OF PRODUCTION（生産車適合性）

## 品質改善体制



## 品質保証教育の実施

品質保証のレベル向上を目指し、従業員教育の一環として、各部門における階層別品質保証教育を実施しています。また、品質保証のエキスパートを育成するための研修や、事業所ごとの個別プログラムなども実施しています。

### 品質保証に関する主なカリキュラム

- ・初級品質教育 品質保証学習（初級）
- ・指導者向け教育 品質保証学習（職長）
- ・技能職向け教育 品質保証学習（初級・職長）
- ・その他の従業員 各職場内での公開講座

# リコールへの対応

S U B A R Uは、事故を未然に防止し、お客様を保護することを目的にリコールへの処置対応をしています。

商品に不具合が生じた場合には、各国の法規に基づいて適切に対応することはもちろん、迅速に会議体を設けて海外を含めた品質関連部門のスタッフが討議し、具体的な対応内容を決定します。また、対象となるお客様には販売特約店からダイレクトメールを送付し、修理（無料）を受けていただくよう案内しています。

なお、2017年度において、品質や安全に関する情報提供に関して法律や自主規定に違反した事例はありません。

## 関連情報

＜ S U B A R U車のリコールについて

### リコール・改善件数（国内）

国内措置件数	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
リコール※1	4件	5件	15件※4	9件※4
改善対策※2	0件	1件	2件	1件
サービスキャンペーン※3	0件	3件	1件	2件

※1 リコール：同一の型式で一定範囲の自動車等またはタイヤ、チャイルドシートについて、道路運送車両の保安基準に適合していない、または適合しなくなるおそれがある状態で、その原因が設計または製作過程にあると認められるときに、自動車メーカー等が、保安基準に適合させるために必要な改善措置を行うこと。

※2 改善対策：道路運送車両の保安基準に規定はされていないが、不具合が発生した場合に安全の確保および環境の保全上看過できない状態であって、かつ、その原因が設計または製作過程にあると認められるときに、自動車メーカー等が、必要な改善措置を行うこと。

※3 サービスキャンペーン：リコール届出や改善対策届出に該当しないような不具合で、商品性・品質の改善措置を行うこと。

※4 タカタエアバッグ対応をモデル別（3モデル）で届け出たリコールが1案件あるため9件となります。（社内審議上は7項目）

# 航空宇宙カンパニーでの取り組み

## 航空宇宙産業向け規格に基づいた品質マネジメントシステム

航空宇宙カンパニーでは、SUBARUブランドの一翼を担う決意と責任を込め、「安全と品質を第一に」を行動指針として生産活動に取り組んでいます。

この方針のもと、最新の航空宇宙・防衛産業向けの品質マネジメントシステム規格「JIS Q 9100：2016」に適合した品質マネジメントシステムを構築し活動しています。

また、品質に関する不適切な事象の防止のため、日本の航空宇宙・防衛業界が一体となって独自に制定している「JIS Q 9100の補足事項」（SJAC 9068）も航空宇宙カンパニーの品質マネジメントシステムにいち早く取り入れています。

## 品質改善に向けた取り組み

航空宇宙カンパニーでは、品質改善やエラー防止に向けて、さまざまな活動を実施しています。定期的に「品質会議」を開催し、顧客満足や製品品質について多様な側面から審議する他、毎年11月を品質月間と定め、品質講演会や品質向上に貢献した従業員の表彰、全従業員への啓発用パンフレット配布などを実施しています。

2017年度の品質講演会は「その気にさせるコミュニケーション術」と題し、アドット・コミュニケーション株式会社代表取締役 戸田久実様にご講演いただきました。カンパニープレジデントをはじめ従業員やお取引先様など500人以上が参加しました。また、年間を通して従業員の自主的な創造力発揮や改善の風土醸成を狙いとする「改善提案制度」等の各種制度を設けています。



品質月間講演会の様子



## 「安全」というDNA

航空機事業をルーツに持つSUBARUグループは、クルマの最も重要な基本性能は「安全」にあると考え、半世紀以上も前の「スバル360」の時代から現在に至るまで、“ALL-AROUND SAFETY”の思想のもとに安全性能を最優先したクルマづくりを続けてきました。

SINCE 1917

### パイロットを安全に

#### 航空機開発から継承される「安全」というDNA。

SUBARUの安全開発の根底には、航空機開発のDNAが息づいています。万が一墜落したら命に関わる航空機の開発においては、あらゆる非常事態を想定して設計する必要があり、基本構造の中に危険な状況に陥らないための工夫や対策が施されています。また、パイロットが全方位を直接見渡すことのできる良好な視界の確保も小型航空機に不可欠の安全性能の一つです。こうした安全思想は、クルマづくりにも受け継がれ、「スバル360」の時代から、SUBARUのクルマはいずれも直接視界の確保をはじめとする安全性能を重視して開発されてきました。

SINCE 1960

### ドライバーを安全に



スバル360

#### 時代に先駆けて

#### 「全方位安全」の思想に基づく衝突安全ボディを開発。

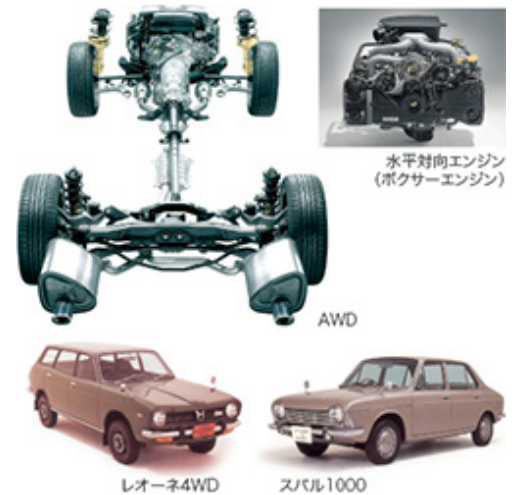
1958年に発売され、高度成長期のクルマの普及拡大に重要な役割を果たした「スバル360」。この時代から、SUBARUは、あらゆる方向からの衝突に対して効果的に衝撃を吸収し、高い強度を持つキャビンで乗員を守る「全方位安全」の思想のもと、衝突安全ボディの開発に取り組んできました。

当時は「安全」がまだクルマの価値として重要視されておらず、衝突実験用のダミー人形もありませんでしたが、SUBARUの開発陣は、クルマのボディ構造や人体への影響について独自に研究を進め、試行錯誤しながら時代の一步先を行く優れた衝突安全性を追求してきたのです。



### 「水平対向エンジン」「AWD」、 走行安全性を高める独自技術を開発。

走る・曲がる・止まるという基本性能は、クルマの構造によって変わってきます。とりわけ大きな影響を及ぼすのが重心の位置と駆動方式です。重心が低いほどコーナーを安定して曲がることができ、四輪全てにエンジンの力を伝える駆動方式の方が常に安定した走行性能が得られます。こうした視点のもと、SUBARUでは1966年に「水平対向エンジン」を縦置きにしたFF車「スバル1000」を、1972年には四輪駆動車「レオーネ4WD」を発売。以来、これらの独自技術に一層磨きをかけながら、安全で安定した走行性能を追求し続けています。



### IN THE 1980s & 1990s

### ドライバーと同乗者を安全に



### フラッグシップ「レガシィ」が登場。 運転支援システムの開発に着手。

1989年に発売されたフラッグシップモデル「レガシィ」は、同年1月、10万キロ連続走行の世界最速記録を更新するなど、安定した走行性能と耐久性を実証しました。また、この頃、ステレオカメラを駆使した運転支援システムの開発をスタートさせ、1999年にアイサイトの前身となる「ADA」を商品化しました。

### IN THE 2000s & 2010s

### 全ての人を安全に

### 「アイサイト」を商品化。新機能「ツーリングアシスト」を搭載。

2008年、ステレオカメラで常に前方を監視し、警報やプリクラッシュブレーキによって被害低減を図る「アイサイト」を商品化しました。

2017年には新機能「ツーリングアシスト」を搭載し、「車線中央維持」の作動領域を従来の「60km/h以上」から「0km/h以上」へと拡大すると共に、「先行車追従操舵」を追加し、「全車速域追従機能付クルーズコントロール」と組み合わせることで、高速道路でのアクセル、ブレーキ、ステアリング操作を自動制御して、ドライバーをアシストします。



2016年より導入を開始した新プラットフォーム“スバルグローバルプラットフォーム”は、「車体・シャーシの剛性向上」に加え、「フレーム構造の最適化」「荷重伝達経路の多重化」「高強度材の採用拡大」などによって車体強度を飛躍的に高め、衝突時のエネルギー吸収効率を従来に比べ約40%向上させました。

2016年に市場導入したインプレッサを皮切りに、2017年にXVにも採用し、車種拡大を図っています。

## INTO THE FUTURE

## より安全な社会の実現に向けて

### S U B A R Uが見据えるこれからの「安全」。

「人の命を守る」ことにこだわり、2030年に死亡交通事故ゼロ※を目指します。S U B A R Uは、自動化ありきではなく、“人が得意なタスクはそれを尊重し、人が苦手なタスクをクルマが補うことで安全に移動する”という考えのもと、運転支援技術を磨き上げると共に、さらに衝突安全性能の向上を図ります。

また、「総合安全」「知能化技術」「つながる技術」によって、安心・安全をさらにレベルアップしていきます。

※S U B A R U乗車中の死亡事故およびS U B A R U車との衝突による歩行者・自転車等の死亡事故をゼロに

## 安全なクルマづくりの考え方

S U B A R Uは、2010年度から2014年度に日本国内で販売したS U B A R U車の人身事故件数について調査した結果、運転支援システムアイサイト（ver.2）搭載車は非搭載車に対し、1万台当たり件数で、車両同士の追突事故では約8割減、対歩行者事故では約5割減、調査対象全体では約6割減であることが分かりました。※

※本調査はS U B A R Uが、公益財団法人交通事故総合分析センター（ITARDA/Institute for Traffic Accident Research and Data Analysis）のデータを基に独自算出したもので、2010年度から2014年度に日本国内で販売したS U B A R U車のうち、アイサイト（ver.2）搭載可能モデル（アイサイト（ver.2）搭載車246,139台、非搭載車48,085台）の人身事故件数をその発生状況ごとに分類したものです。

## 0次安全の思想

クルマの安全技術はさまざまな面で進化を続けています。しかし、もっとも理想的なのは、危険に遭遇しないこと。その基本となるのは、ドライバーが正しい判断と操作を行えることにあります。

「0次安全」とは、クルマの形やインターフェイスといった初期的・基本的な設計を工夫することで安全性を高めようという考え方です。ドライバーが運転以外のことに気を遣うことなく、安心・集中して運転できるクルマを実現するために、SUBARUでは視界設計をはじめ、操作パネルやシートのデザインなど細部にまでこだわっています。

### 関連項目

＜SUBARUのクルマづくり＞テクノロジー：SAFETY 0次安全 [□](#)

## アクティブセーフティの思想

「アクティブセーフティ」とは、起こりうる事故を想定し事故を未然に防ぐという考え方のことを指します。万一の事故に遭遇した時に安全に回避するためには、さまざまな天候や路面状況でも普段と変わらない安定した走りができることが大切です。

SUBARUでは、「走りを極めると安全になる」という考えのもと、「水平対向エンジン」や「シンメトリカルAWD」という優れた基本性能をベースに、どのような環境・天候においてもお客様が安心して運転できる車両性能を磨いています。



水平対向エンジン



シンメトリカルAWD

### 関連項目

＜SUBARUのクルマづくり＞テクノロジー：SAFETY 走行安全 [□](#)

## プリクラッシュセーフティの思想

「プリクラッシュセーフティ」とは、ドライバーの運転操作をサポートし、危険を予測することで衝突の被害を軽減する考え方のことを指します。

SUBARUでは、この「プリクラッシュセーフティ」の考え方をいち早く取り入れ、開発を進めてきました。ステレオカメラを用いて前方の状況を判断し、エンジン・トランスミッション・ブレーキと連携を図ることで、危険を回避するアイサイトは、先進の運転支援システムとして高い評価を得ています。現在は最新のアイサイト（ver.3）をレヴォーグ、WRX、レガシィ、インプレッサ、XV、フォレスターに搭載し、搭載車の拡大を図っています。

## 関連項目

› SUBARUのクルマづくり>テクノロジー : SAFETY 予防安全 

## パッシブセーフティの思想

「パッシブセーフティ」とは、万一の事故において被害を最小限に抑える衝突安全技術の考え方のことを指します。SUBARUは、クルマの全ての要素で安全性を考慮に入れた開発を進めてきました。独自の衝突安全ボディ「新環状力骨構造ボディ」や、乗員に衝撃を与えないためのエンジンレイアウトなど、乗員を保護することはもちろん、歩行者との衝突も視野に入れたスバルの衝突安全性能は、日本だけでなく世界中の衝突安全評価において高い評価を得ています。

さらに新世代プラットフォーム“スバルグローバルプラットフォーム”では衝突時のエネルギー吸収量を従来に比べ1.4倍に増やすなど、さらなるパッシブセーフティ性能の向上を実現しています。

この“スバルグローバルプラットフォーム”は2016年に市場導入したインプレッサを皮切りに、2017年にXVにも採用し、車種拡大を図っています。



インプレッサのJNCAP※  
オフセット前突試験画像  
提供：自動車事故対策機構

※JNCAP：国土交通省と独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）が、自動車の安全性能を試験・評価する自動車アセスメント（Japan New Car Assessment Program）。

## 関連項目

› SUBARUのクルマづくり>テクノロジー : SAFETY 衝突安全 

## 2017年度に実施した自動車アセスメント

SUBARUは、日本のJNCAP、米国のIIHS※1、欧州のEuroNCAP※2、豪州のANCAP※3など国内外の公的機関による安全性能試験・評価を受けており、その多くが最高ランクの評価を獲得しています。

2017年度は、JNCAPの予防安全性能評価において新たに評価が開始された「車線逸脱抑制装置等評価」において、レヴォーグ、WRXが高い評価を得ると共に最高評価の「予防安全性能評価(ASV++)」を獲得しました。

またEuroNCAPにおいては、インプレッサとXVが2017年EuroNCAPにおける最高評価「ファイブスター」獲得全車中でトップとなる「ベスト・イン・クラス・セーフティ賞」をスモールファミリーカー部門において受賞しました。

※1 IIHS：米国道路安全保険協会（The Insurance Institute for Highway Safety）。

※2 EuroNCAP：欧州で行われている自動車の安全情報公開プログラム（European New Car Assessment Programme）。

※3 ANCAP：オーストラリア、ニュージーランドの交通関連当局などで構成された独立機関が1993年より実施している安全性能評価（The Australasian New Car Assessment Program）。

## 2017年度の受賞実績

対象車	評価機関	評価
レヴォーグ、WRXの各アイサイト付車	 日本 JNCAP	ASV++
インプレッサ、XV	 欧州EuroNCAP	2017年評価5★ 2017年ベスト・イン・クラス・セーフティ賞（スモールファミリーカー部門）
レガシィ、アウトバック、インプレッサ、WRXの各アイサイトと高輝度ライトの装備車	 米国 IIHS	2018 TSP+賞※
XV	 豪州ANCAP	2017年評価5★

※ IIHSが行う自動車の安全情報公開で、オフセット前突試験、スモールオーバーラップ前突試験（運転席側）、側突試験、後突（鞭打ち）試験、ルーフ強度試験の全ての試験結果がGood評価で、かつ衝突回避評価の試験結果がAdvanced評価以上、ヘッドライト評価がAcceptable以上の自動車にトップセーフティピック（TSP）賞、さらにこれらの条件に加え、助手席側スモールオーバーラップ前突試験がAcceptable以上、ヘッドライト評価がGood以上の自動車にトップセーフティピックプラス（TSP+）賞が与えられる。



## S U B A R U 環境方針

### S U B A R U の環境理念

#### 『大地と空と自然』がS U B A R U のフィールド

自動車と航空宇宙事業を柱とするS U B A R U の事業フィールドは、大地と空と自然です。私たちは、この大地と空と自然が広がる地球の環境保護こそが、社会と当社の未来への持続性を可能とする最重要テーマとして考え、全ての企業活動において取り組んでいきます。

#### 1. 先進の技術で環境に貢献できる商品を開発、社会に提供

私たちは、環境と安全を第一に先進技術の創造に努め、地球環境保護に貢献できる商品を開発し、提供していきます。

#### 2. 自然との共生を目指した取り組みに注力

私たちは、CO<sub>2</sub>削減活動を全ての企業活動で取り組むとともに、森林保全に注力しアクティブに自然との交流を進める活動を支援していきます。

#### 3. オールS U B A R U でチャレンジ

私たちは、**バリューチェーン**全体を俯瞰出来る組織的特性を活かし、オールS U B A R U チームで地球環境保護にチャレンジしていきます。

## (環境行動指針)

S U B A R Uのフィールドは、大地と空と自然です。

大地と空と自然が広がる地球環境保護を重要な企業活動と捉え、あらゆる事業活動において、気候変動への対応、生物多様性など地球規模の環境課題に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献します。

- 【商品】 私たちは環境に配慮し、且つライフサイクルを考慮した商品の設計と研究開発に取り組みます。
- 【調達】 私たちは生物多様性など環境保護に配慮した調達を実施します。
- 【生産】 私たちはエネルギーの有効活用、廃棄物の発生抑制・適正処理など環境負荷の低減に努めます。
- 【物流】 私たちはエネルギーの有効活用、汚染予防など環境負荷の低減に努めます。
- 【販売】 私たちは資源のリサイクル及び適正処理に取り組みます。
- 【管理】 私たちは社会のニーズに応じた貢献や情報公開、S U B A R Uチームとしての活動の統制と強化に取り組みます。

1998年4月制定  
2017年4月改定

TOPIC

▶ CO<sub>2</sub>削減チャレンジ



▶ 環境マネジメント



▶ 環境に配慮したクルマ



▶ 気候変動



▶ 資源循環



▶ 水資源



▶ 生物多様性



▶ 汚染の予防



▶ 環境に配慮した調達



▶ 環境コミュニケーション



▶ 環境データ



▶ 用語集



## 【TOPIC】CO<sub>2</sub>削減チャレンジ

### S U B A R Uグループが直接排出するCO<sub>2</sub>の大幅削減にチャレンジします

S U B A R Uグループは、直接排出（**スコープ1,2**）するCO<sub>2</sub>を、2030年度に30%削減（2016年度比・総量ベース）する目標を新たに設定し、実行計画「環境アクションプラン」の策定に着手しました。同プランの先行取り組みとして、航空宇宙カンパニー宇都宮製作所の一部では、全国初の地産消費型CO<sub>2</sub>ゼロ電気「とちぎふるさと電気」を2018年4月より導入（約11,500MWh/年）し、約5,400t-CO<sub>2</sub>/年の削減を目指しています。

また、群馬製作所大泉工場では、自家消費としては国内最大級※（約5,000MWh/年）の太陽光発電設備の導入を2019年度内に計画しています。これにより、同工場の年間総排出量の約2%に相当する、約2,370t-CO<sub>2</sub>/年の削減を計画しています。

※同設備を設置・運用する日本ファシリティ・ソリューション株式会社調べ



#### 「とちぎふるさと電気」の導入

栃木県県営水力発電所で発電した電力を導入し、電力料金の一部は同県の環境保全事業に活用（写真は「とちぎふるさと電気」認証式）



#### 自家消費としては国内最大級の太陽光発電設備の導入を計画

群馬製作所大泉工場は、太陽光エネルギーの導入で、よりクリーンな工場を目指す（写真は大泉工場太陽光発電設備完成予想図）

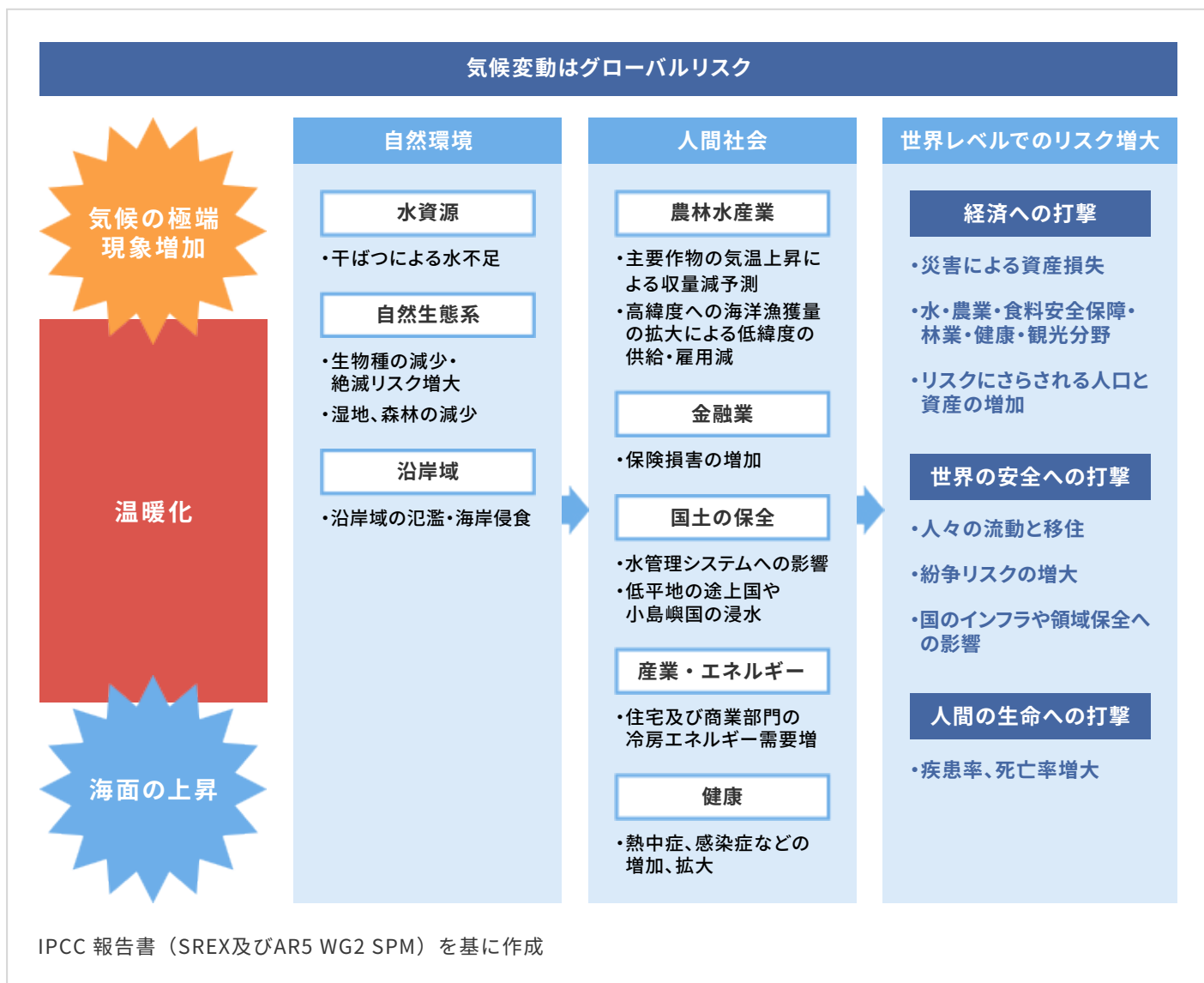


# 1.気候変動と社会およびSUBARUグループを取り巻く状況

気候変動（地球温暖化）が私たちの生活にどのような影響を与えるか、完全に説明することは困難です。しかし、IPCC※1第5次評価報告書は、①地球温暖化は人為起源のCO<sub>2</sub>排出が支配的な原因であり、②気温上昇を2℃未満に抑えなければ私たちの生活に与える影響は計り知れないと指摘しています。

※1 Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC) : 気候変動に関する政府間パネル

## 気候変動が与える影響の範囲



引用：「地球温暖化を始めとする最近の動向」（環境省）□

気候変動のリスクの例として同報告書によると、有効な気候変動対策を講じない場合、2080年代には、「20世紀における100年に一度の洪水（干ばつ）」が、世界規模で発生すると指摘しており、主要販売先である米国、日本、オセアニア地域などへの影響も例外ではありません。

また、21世紀末には、世界平均海面水位が最大で82cm上昇すると指摘しており、この場合、世界中の沿岸大都市が影響を受け、SUBARUグループのビジネスにも何らかの影響を与える可能性があります。

## 2.中長期的な視点で環境への取り組みを推進します

こうした状況を踏まえ、これからの環境への取り組みのあり方について、環境委員会（委員長：取締役専務執行役員）を中心に検討を進めてきました。

検討の過程では、SUBARUグループを取り巻く将来の環境からバックキャストした大局的な目標の設定と、その達成に向けた実行計画の進め方が議論されました。

検討の結果、大局的な目標は、環境方針が気候変動を最も重要な取り組みと位置付けていることを踏まえ、まずは工場やオフィスなど、SUBARUグループが直接排出（スコープ1,2）するCO<sub>2</sub>の削減から設定することとしました。

今回掲げた目標は、IPCCの2°Cシナリオ※1を前提に、わが国のNDC※2およびSBT※3の趣旨に添う内容とし、今後の社会からの期待の変化、技術環境の変化、SUBARUグループの状況などに応じて、適宜適切に評価し見直していきます。

また、中長期的な実行計画として、現在の実行計画である環境ボランティアプランでは目標達成が困難と想定されることから、オールSUBARUで最大限の努力を促すための新たな実行計画として、「環境アクションプラン」の策定に2018年度より着手しています。

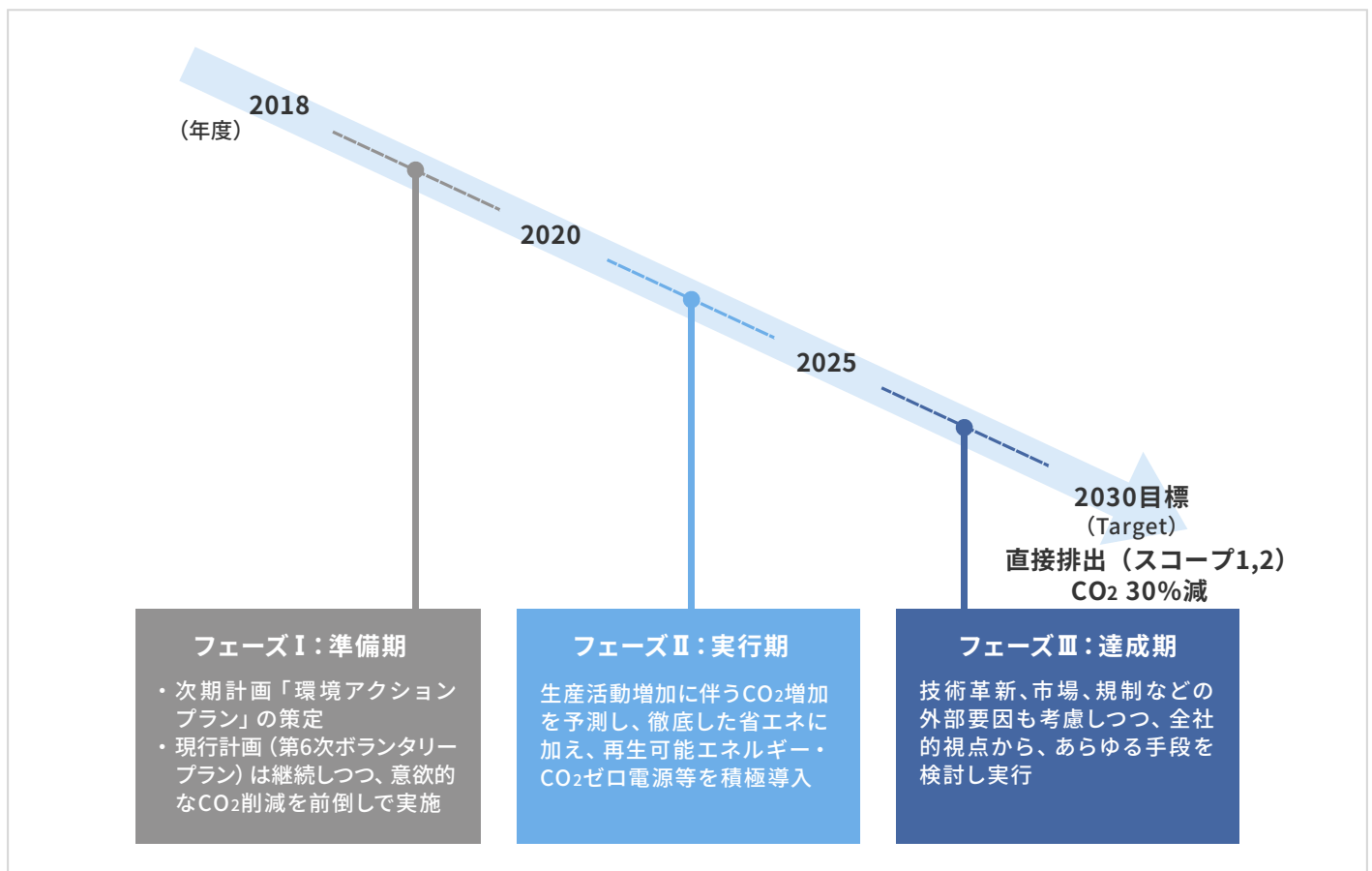
SUBARUグループは、この取り組みの過程で得た知識・ノウハウなどを最大限活用し、間接的に排出されるCO<sub>2</sub>の削減対策や他の環境課題についても、検討を進めます。

※1 2°Cシナリオ：地球温暖化を産業革命前に比べ2°C未満に抑制するため、2050年までに世界全体で約40～70%のCO<sub>2</sub>を削減するシナリオ

※2 Nationally Determined Contribution（NDC）：パリ協定を批准した各国が国連に提出する国家としての目標

※3 Science Based Target（SBT）：科学と整合した目標設定、国連などによって策定され、2025年以降5年ごとに企業などへ期待されるCO<sub>2</sub>削減率

### 環境アクションプランのロードマップ



### 3. S U B A R Uグループは気候変動への取り組みを積極的に進めていきます

S U B A R Uグループは、気候変動への取り組みは喫緊の課題であると考え、一層の省エネルギー活動に取り組む他、CO<sub>2</sub>を極力排出しない自然エネルギーの導入も進めています。

例えば、航空宇宙カンパニー宇都宮製作所の一部では、地元自治体が運営する水力発電を使った全国初の地産消費型電気メニュー「とちぎふるさと電気」を導入しました。当社が支払う電気料金の一部は、地域の環境保護活動にも活用されます。

また、群馬製作所大泉工場の当社遊水池を活用した自家消費としては国内最大級の太陽光発電施設を設置し、自然エネルギーの活用を広げていきます（2019年度内を予定）。

S U B A R Uグループは、こうした取り組みを推進し、地域社会の低炭素化と事業の持続性の両立を実現していきます。



「とちぎふるさと電気」マーク



# 環境保全自主取り組み計画

第6次環境ボランティアプランは、目標年を2020年としSUBARUの中期経営計画「際立つ2020」の計画年度と連動させるようにし、また、世の中の環境への考えに連動するべく活動内容を深めています。

## 第6次環境ボランティアプラン（2017～2020年度）

- > 【1】 地球温暖化対策
- > 【2】 資源循環
- > 【3】 公害防止・有害化学物質使用削減
- > 【4】 環境マネジメント

第6次環境ボランティアプラン 【2017～2020年度】

### 【1】 地球温暖化対策

領域	項目	2020年度までの 目標・取り組み	2017年度 目標	2017年度 年次実績	2018年度 目標・取り組み	
製品	燃費の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>フルモデルチェンジおよび年次改良ごとの継続的な燃費改善を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代V6に環境エンジン-OVTを搭載し、グローバル展開する</li> <li>水平対向直噴ダウンサイジングターボエンジンの先行開発（量産化設計）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型V6に軽量エンジン搭載し、改良型OVTを搭載しグローバル展開を実現</li> <li>水平対向直噴ダウンサイジングターボエンジンの量産化に向け、先行開発の最終フェーズ完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水平対向エンジン電動技術を組み合わせた新開発のハイブリッドe-Boxerを新型フォレスターに採用。同時に、新型SUBARU XV（タイプ）にもe-Boxer搭載モデルを追加</li> <li>水平対向直噴ダウンサイジングターボエンジンを量産開発に移行する</li> </ul>	
	クリーンエネルギーの利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>電動車の導入推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年度にプラグインハイブリッド車を主要市場に導入</li> <li>電気自動車の市場導入を目指した研究推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>北米向けプラグインハイブリッド車の開発を完了し、認証および量産フェーズに移行する</li> <li>電気自動車の目標性能とその達成手段を決定し、実車検証のための実車製作に着手する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Great3x（日本名SUBARU XV）をベースとしたプラグインハイブリッドを、2018年内に生産開始・市場導入へ導入</li> <li>昨年度の実績を継ぎ、より電費の良い電動化システムを継続検討</li> </ul>	
生産	生産工場	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内生産工場からの生産額当たりCO<sub>2</sub>排出量を削減</li> <li>海外生産工場からのCO<sub>2</sub>排出量の削減活動を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内生産工場からの生産額当たりCO<sub>2</sub>排出量を2006年度比14%削減</li> <li>海外生産工場におけるCO<sub>2</sub>排出量削減の中期目標を設定継続的な削減活動を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内生産工場からの生産額当たりCO<sub>2</sub>排出量を2006年度比11%削減</li> <li>排出目標：189,694t-CO<sub>2</sub>と設定</li> <li>CO<sub>2</sub>排出量削減を2006年度をBMLとし、毎年度▲1%削減を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内生産工場からの生産額当たりCO<sub>2</sub>排出量を2006年度比42.2%削減</li> <li>生産台数が当期計画を超過したことや新モデル生産開始などで、192,370t-CO<sub>2</sub>となった</li> <li>毎年度▲1%削減目標を達成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定常運転を旨とする開発を推進</li> <li>高速道路のみ車速域で運転環境をアシストする</li> <li>「アイサイト」の拡大展開や、アセスメントを活用した事故被害軽減技術の普及・普及拡大を中心に、高度運転支援システムの技術開発を継続的に推進</li> <li>ASP/ASVなどの生産者の推進計画に沿った活動を継続的に推進</li> </ul>
	物流・販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ法と同期したCO<sub>2</sub>削減への対応推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CO<sub>2</sub>排出量削減を2006年度をベンチマークとし、毎年度▲1%削減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>CO<sub>2</sub>排出量削減を2006年度をBMLとし、毎年度▲1%削減を継続</li> <li>【2017年度目標値：30.62kg/台】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年度▲1%削減目標を達成</li> <li>【2017年度実績値：28.24kg/台】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産効率性を高め、CO<sub>2</sub>排出量の継続的な削減を実施</li> <li>輸送効率化・輸送ルート見直しなどを推進し、毎年度▲1%削減</li> <li>【2018年度目標値：30.32kg/台】</li> </ul>

※ SIA: Subaru of Indiana Automotive, Inc.

### 【2】 資源循環

領域	項目	2020年度までの 目標・取り組み	2017年度 目標	2017年度 年次実績	2018年度 目標・取り組み	
製品	リサイクル性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車リサイクル法への対応を継続</li> <li>部品取り外し性・材料分離・分別性向上への取り組みを継続</li> <li>CFRPリサイクル技術への取り組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新車でのリサイクル配慮設計を推進し、2020年度リサイクル効率95%とする</li> <li>CFRP製品の基幹部材に関する技術開発の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル効率95%以上を維持</li> <li>リサイクル配慮設計の推進を継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル効率95%以上を達成</li> <li>リサイクル配慮設計を組み込んだ技術開発を推進した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電動車を含め、リサイクル配慮設計を継続し、リサイクル効率の向上を目指す</li> <li>基幹部材を配慮した技術開発を継続推進</li> </ul>
	ライフサイクルアセスメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフサイクルアセスメント(LCA)データの公開を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フルモデルチェンジ車からLCAデータの公開を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全モデルチェンジのタイミングで遅やかにデータを公開し向外的な発表を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当車種無し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型フォレスターやハイブリッド車などを公開予定</li> </ul>
生産	国内販売店・解体業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理廃物の処理スキーム確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクルと適正処理の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高質・リサイクルの検証ならびに実証推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高質・リサイクルの検証を行っており、さらなる処理高度化の仕組みを確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル・処理高度化の推進と実証実験</li> </ul>
	生産工場	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の適正処理、発生量抑制の維持管理を継続</li> <li>国内生産工場のゼロエミッションを継続</li> <li>国内生産工場における水使用量を管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の適正処理と、歩留まり向上・廃棄改善等による維持管理を継続</li> <li>国内生産工場のゼロエミッションを継続</li> <li>国内外グループ会社を含めた、生産工場における水使用量を管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩留り改善継続と発生数量の見直し把握と発生抑制維持管理</li> <li>国内外生産工場のゼロエミッションを継続</li> <li>国内外グループ会社を含めた、生産工場における水使用量を管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物の発生量実績、本年度目標の約97%に抑制</li> <li>国内外工場共にゼロエミッションを達成</li> <li>国内外グループ会社を含めた、生産工場における水使用量の適正管理を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>分別徹底と削減化で、廃棄物発生量を抑制を継続</li> <li>国内外生産工場のゼロエミッションを継続</li> <li>国内外生産工場における水使用量の適切な管理を推進</li> </ul>

【3】公害防止・有害化学物質使用削減

業 種	項 目	2016年度までの 目標・取り組み		2017年度		2018年度 目標・取り組み
		目標	取り組み	目標	年度実績	
商品	低排出ガス化	◆ 大気環境改善のための低排出ガス車の導入を推進	○ 日本・WLTPIにおける低排出ガス基準達成率を拡大 (SUBARU生産車) 海外・各国、各地域大気環境改善のための低排出ガス車の導入を推進	○ リアルワールドでの排出ガス規制のための先行開発、 WLTPIベースでの排出ガス規制に向けた量産開発	・ 対策通りWLTPI対応に向けた排出ガス量産 開発が完了	・ 微小粒子物質の排出を抑制するGPF (Gasoline Particulate Filter) 付き車種の仕向地拡大開発を継続していく
	環境負荷物質の使用削減	◆ 環境負荷物質の管理拡充および、さらなる低減を推進	○ 有害含有化学物質の管理強化 ○ 環境負荷のより少ない物質への代替を推進	○ 有害含有物質の削減、管理精度を高める ○ 環境負荷のより少ない物質への代替を推進	・ IMDS内システムの情報連携し、全品管理 可能な体制構築を実施 ・ 環境負荷のより少ない物質への代替を実施	・ IMDSを用いた化学物質管理の強化 ・ 環境負荷のより少ない物質への代替を推進
生産	生産工場における環境負荷物質の管理と排出削減	◆ 自動車生産ラインにおけるVOC(揮発性有機化合物)の排出量削減を50%以上に削減	○ VOC排出量削減を削減する	○ VOC排出量削減を削減	・ 生産線中で発生するVOC削減を推進、年度目標 50%削減、センター温化率を上げる等削減 対策を行い、目標達成	・ 2017年度目標よりも低い削減率を達成し、環境負荷削減に努める
		◆ PRTR法対象化学物質の環境への排出量削減を継続 ◆ 環境上の機外流出事故・苦情・法基準値超過の発生ゼロを目指した活動を推進	○ PRTR法による指定化学物質を把握・管理すると共に、さらなる削減を推進 ○ 環境リスク低減活動などを通じて、環境事故・苦情・法基準値超過の発生ゼロを目指した活動を推進	○ PRTR法による指定化学物質を把握・管理 ○ 環境リスク低減活動などを通じて、環境事故・苦情・法基準値超過の発生ゼロを目指した活動を推進	・ PRTR法による指定化学物質を把握・管理 ・ 法基準値超過1件、苦情発生、機内流出事故事件 が発生し、対策措置を実施済み	・ PRTR法による指定化学物質を把握・管理を継続 ・ 環境リスク低減活動の継続実施 (啓蒙・教育・地域共生)

【4】環境マネジメント

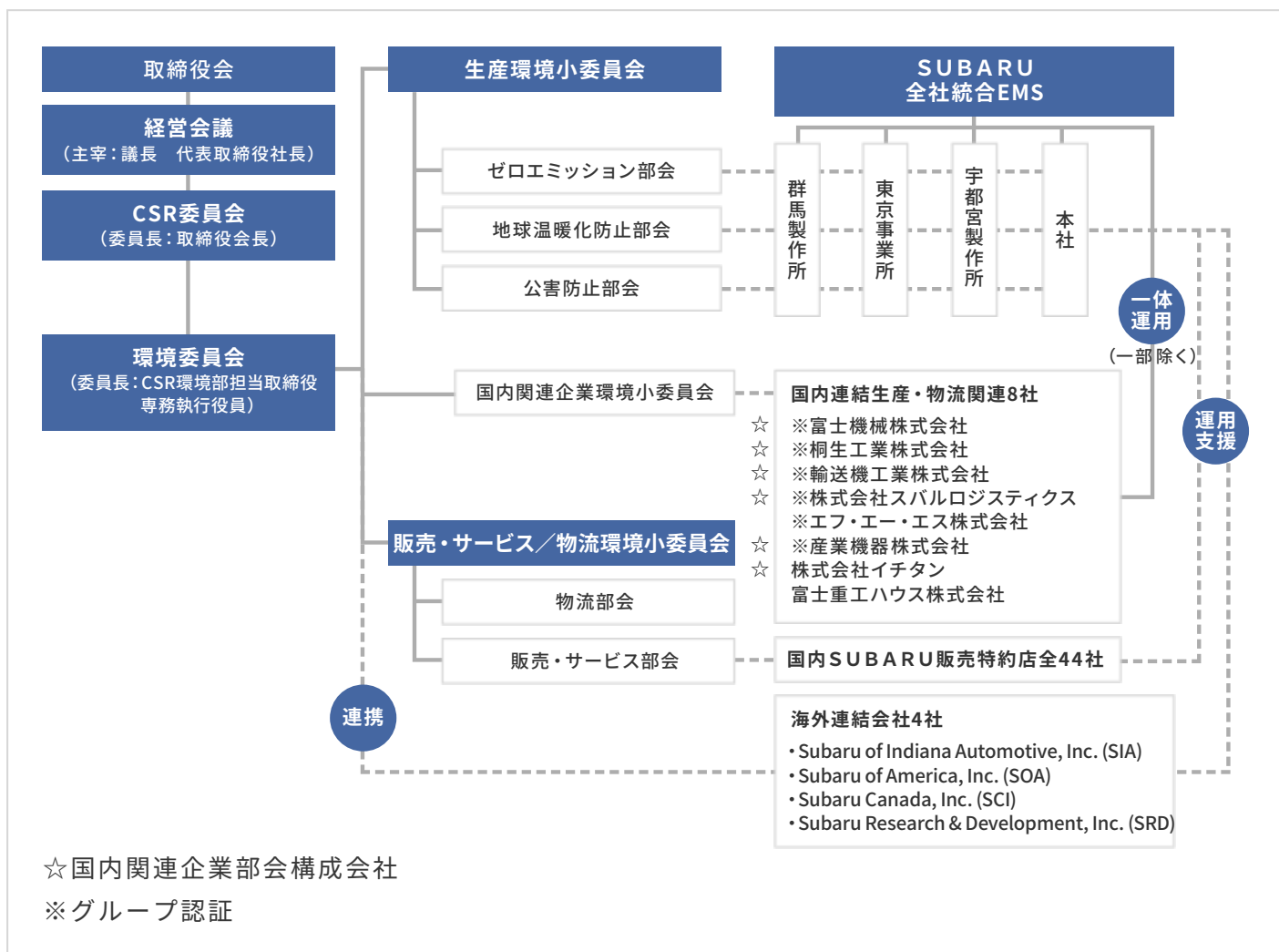
業 種	項 目	2016年度までの 目標・取り組み		2017年度		2018年度 目標・取り組み
		目標	取り組み	目標	年度実績	
調達	グリーン調達活動	◆ 国内・海外お取引先様に対し、環境マネジメントシステム(EMS)の構築・維持・強化を奨励	○ 新規お取引先様を含めEMS構築を維持継続	○ 新規お取引先様を含め構築体制を維持継続	・ 新規お取引先様を含め構築体制を維持継続	・ 新規お取引先様を含め構築体制を維持継続
		◆ 環境負荷物質の削減	○ サプライヤー全体に対して、製品ライフサイクル全体を通じた環境マネジメント強化を推進	○ サプライヤーへの環境負荷物質の削減を推進	○ 環境負荷物質の含有削減を継続し、代替材への切り替えによる環境負荷物質の削減を推進	・ 環境負荷物質の含有削減を継続し、代替材への切り替えによる環境負荷物質の削減を推進
販売・販売	販売特約店における環境保全活動の推進	◆ SUBARU販売特約店の環境への取り組み活動に対する支援実施	○ エコアクション21®の全販売特約店認証維持を支援 ○ エコアクション21®を活用した省エネ、廃棄物削減など自主的な環境取り組み活動を支援	○ 全特約店におけるEAE21の中間審査、更新審査の進捗状況を把握し、認証継続を支援 ○ D-SPECシステムでの環境活用、企業管理の定着化を支援し、特約店における削減活動を支援	・ 全特約店のEAE21認証を確保 ・ D-SPECの運用支援の継続と未導入特約店への導入支援を推進、D-SPECシステムでの環境活用を推進し、削減活動を支援	・ 各社の自主的な環境リスク削減活動を継続支援 ・ 特約店からの環境関連報告をD-SPECシステム経由に統一を進め、業務効率化と法令遵守の強化に努めた
		◆ 環境イベントへの参加、工場近隣にお住まいの方との交流、工場見学への対応を継続 ◆ 生物多様性を有する工場周辺地域の清掃活動や緑化活動を継続的に実施 ◆ 環境団体などの活動に、支援・協力を行なう	○ 工場見学受け入れ、地域開放イベントの開催、環境交流授業を実施 ○ 各工場・事業所周辺地域の清掃活動を継続的に実施 ○ 生物多様性に配慮した緑化活動を推進	○ 環境出前授業を継続 ○ 群像ビジュアルセンターの見学受け入れを継続 ○ 各事業所周辺地域の清掃活動を継続 ○ 「SUBARUの森」取り組みをスタート ○ 地域における環境保全活動に支援・協力	・ 環境出前教室(25施設)、ビジターセンター受け入れ、清掃活動を各サイトにて継続実施した ・ 本年度も引き続き各事業所に限らずの広い地域で、清掃活動を継続実施 ・ 「SUBARUの森」活動を開始し、群馬・宇都宮地区でのフィールド選定を完了 ・ 高野原と森林保全活動に関する基本協定を締結した	・ 環境出前教室および群像ビジターセンターの見学受け入れを継続 ・ 地域清掃活動の継続実施 ・ SUBARUと地域の関わりが深まり、群馬、宇都宮、美濃での森林保全活動の具体的な実行
管理	環境関連情報の公開	◆ 環境報告の継続的発行、広域資料などによる環境情報の適時公開を図る	○ 環境報告を定例WEBホームページでは、最新情報を提供	○ 環境情報の適時公開 ○ 開示内容の第三者認証の取得	・ CSRレポート2017を公表 ・ ESG投資に関する外部調査への回答 ・ 環境報告書構築プログラム(環境情報)に協力 ・ プレスリリースなどのタイムリーな情報提供の実施	・ 情報の質的向上を検討しつつ、次年度CSRレポートを公表 ・ ESG投資の促進に関する外部調査への積極的対応の推進 ・ プレスリリースなどのタイムリーな情報提供の実施
		◆ CSRレポートの環境情報ページ記載内容の改善・充実を図る(環境報告書ガイドラインへの準拠対応、グループ会社も含めた報告) ◆ 環境情報等に参照し、当社の環境取り組みをアピール	○ CSRレポートの環境情報ページ記載内容の環境報告ガイドライン準拠率向上と、報告内容の向上を目指す ○ エコアクション21®に積極的に参加し、当社の環境への取り組みを広くアピール	○ CSRレポートの環境情報ページより充実した内容とし、報告書の認証を受け事前開示 ○ イベントで当社の環境取り組み活動を積極的にPR	・ 組み立て時点で環境情報の内容や構成などを見直し、認証は今後の検討課題とする ・ エコプロ2017に出展し、当社の環境取り組みを多くの方へ発信した	・ 環境報告書ガイドライン(環境情報)、GRSスタンダードの掲載取組と 出社の報告内容へフィードバック ・ エコプロ2018への出展などを予定
環境教育や啓発活動の推進	社内教育システムに組み入れた環境・社会教育を継続実施 ◆ 社内報や各種媒体による啓発活動を継続 ◆ 講演会、職場における改善事例発表会などを継続実施	○ 環境に関する教育・啓発・発表会などの実施をさらに推進	○ 環境教育・環境研修対象者を拡大し展開 ○ 社内報などで啓発内容を掲載 ○ 改定された環境方針を全従業員に周知	・ 従業員向けおよび全従業員を対象とした環境関連の研修を実施 ・ 社内報「秀報」などで環境方針等を展開 ・ 環境カードの刷新し、全従業員へ配布した	・ 特に環境関連法令に関して、教育・啓発・発表会などの実施を推進	
		◆ SUBARU ISO14001統合認証を継続維持	○ 内部監査や環境教育など仕組みの共有化を進め、より合理的なEMS活動を目指す	○ 関係会社4社(SLCO、衛生、富士機械、産業機器)を含めたISO14001統合認証化を推進し、さらなるレベルアップを目指す ○ EAE21+ソリューションを関連企業、サプライヤーに展開	・ ISO14001:2015版の統合認証を取得 ・ 関係会社4社(SLCO、衛生、富士機械、産業機器)を含めた統合認証活動を継続し、改訂版での認証取得 ・ EAE21+ソリューションをサプライヤーに説明、参加企業を支援	・ SUBARUグループ視点での環境マネジメントシステム体制の維持と拡充 ・ EAE21+ソリューション認証取得企業の拡大

※エコアクション21: 環境省がISO14001を参考に、中小事業者が取り組みやすいように設計された環境マネジメントシステム

## 組織体制

SUBARUでは、環境方針や環境ボランティアプランの目標を達成するために、**全社統合EMS(環境マネジメントシステム)**と**環境委員会の2つを軸に、組織横断的に環境管理体制を構築**しています。環境担当役員が全社統合EMSの代表と環境委員会の委員長を兼務し、原則として2回定期的にレビューを実施し、重要な問題は経営会議や取締役会に報告しています。全体の進捗および取り組みの方向性を総合的にマネジメントすべく、活発に環境保全活動を推進しています。

## S U B A R Uグループの環境管理組織体制



## 環境マネジメントシステムの構築状況

S U B A R Uは、グループ全体の環境管理体制構築にも積極的に取り組み、環境マネジメントシステムを事業所、お取引先様、国内外の連結生産会社、国内外のS U B A R U特約店において構築し、外部認証を取得しています。

2017年度から、ISO14001:2015年版に切り替え、S U B A R Uおよび国内連結生産・物流会社8社（うち6社 ※印はグループ認証で取得）、北米連結生産・販売会社3社は認証を取得し、その運用を開始しました。2011年3月には、メーカー系自動車販売店では国内初となる全国内S U B A R U販売特約店44社・全700拠点の「エコアクション21」の認証を取得し、環境省が推進する「エコアクション21バリューチェーンモデル事業」を導入しました。また、S U B A R Uの北米生産拠点であるSubaru of Indiana Automotive, Inc. (SIA)では、2012年5月にエネルギーマネジメントシステム(EnMS)の国際規格である「ISO50001」認証を米国内の自動車生産工場として初めて取得しており、現在も積極的に活動を進めています。

さらに、株式会社スバルロジスティクスが2015年8月に道路交通安全マネジメントシステムの国際規格である「ISO39001」、2016年2月に品質マネジメントシステムの「ISO9001」を取得しました。

他にも、SUBARUグループとしてグローバルな事業活動を通じ、サプライチェーンにおけるグリーン調達、当社9事業所の統合環境マネジメントシステムの構築と環境負荷物資削減のためのグリーン調達をさらに推進していきます。

## SUBARUグループのEMS/EnMS構築状況

区分	工場・オフィス				販売店	
	株式会社 SUBARU	お取引先様	国内連結生産・ 物流会社	海外連結 生産会社	国内連結 自動車販売会社	海外連結 自動車販売 会社
対象	群馬製作所 東京事業所 宇都宮製作所 半田工場 半田西工場 本社	グリーン調達 資材調達お取 引先様	※富士機械株式会社 ※桐生工業株式会社 ※輸送機工業株式会社 ※株式会社スバルロジ スティクス ※エフ・イー・エス 株式会社 ※産業機器株式会社 株式会社イチタン 富士重工ハウス株式 会社  計8社	SIA	全SUBARU 販売特約店  計44社	SOA SCI  計2社
取得 EMS/ EnMS	ISO14001： 2015版	ISO14001・ エコアク ション21 自主診断の いずれか	ISO14001	ISO14001 ISO50001	エコアクション 21	ISO14001

※：グループ認証

## エコアクション21 バリューチェーンモデル事業導入

国内SUBARU販売特約店は2011年3月にメーカー系自動車販売店として初めて全特約店、全拠点で「エコアクション21」の認証を取得し、運用を促進しています。その実績が認められ、2016年11月に環境省よりさらなる普及促進のための「バリューチェーンモデル事業第一号」に認定されました。今後はエコアクションの認証機構であるInstitute for Promoting Sustainable Societies (IPSuS) ※から指導・支援を受けながら、「エコアクション21」をグループへ展開し、促進を図っていきます。昨年度はTier2のお取引先様20社のエコアクション21の認証登録を支援するなど、バリューチェーン全体で取り組んでいます。



※IPSuS: 一般社団法人持続性推進機構 エコアクション21などの事業者関連の取り組みと、サプライチェーンを活用した製品・サービス関連の取り組みを統合し、持続可能な社会の構築に向けた新たな取り組みを自ら研究、企画し、これを実行していく組織

### 関連情報

- ▶ お取引先様への環境マネジメントシステムの要請
- ▶ サプライヤーCSRガイドライン

## スコープ3への対応

温室効果ガスについて、企業に対してサプライチェーン全体の排出量を算出・開示することが社会的に求められています。SUBARUでは、環境省の「環境情報開示基盤整備に向けたサプライチェーン温室効果ガス排出量算定支援」事業に参加し、株式会社NTTデータ経営研究所からスコープ3算定支援を受けており、今後も、排出量の把握、管理を進めていきます。スコープ1、スコープ2、スコープ3の詳細パフォーマンスについては、気候変動のページをご参照ください。

### 関連情報

- ▶ 気候変動

## 化学物質管理 (IMDSの運用)

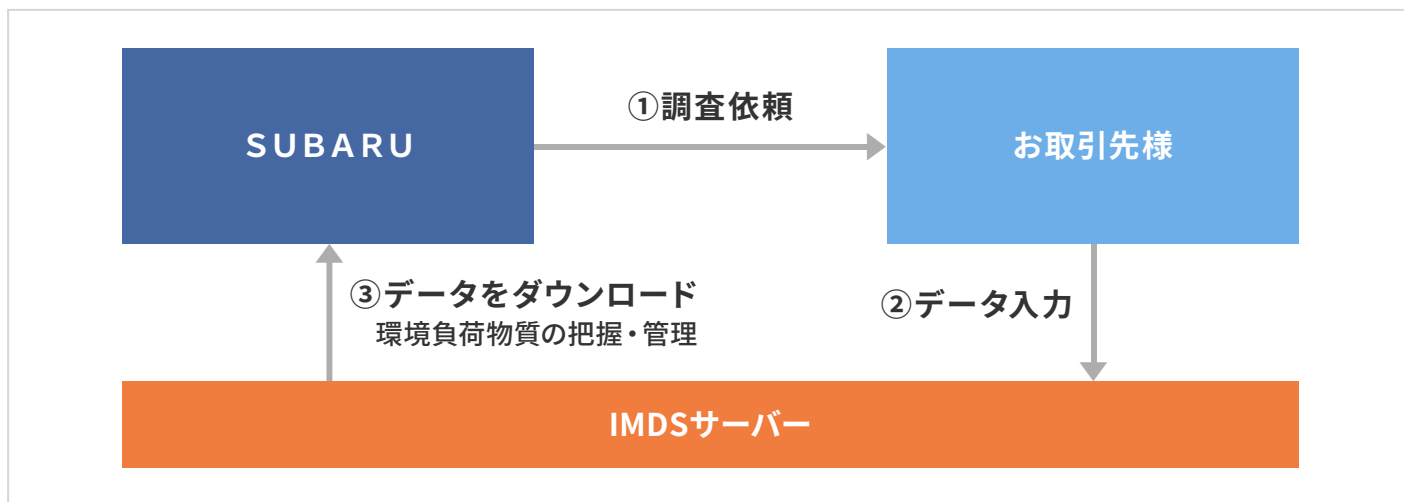
REACH規則、ELV指令、日本化審法など、さまざまな化学物質が規制され、同時に自動車にはどのような化学物質が使われているのか、情報開示や適切な管理が求められています。

SUBARUは、数万点に及ぶ自動車の構成部品の一つ一つについて、使用する化学物質の成分や使用量を把握するため、IMDSを使ったサプライチェーン管理の強化を進めています。



これにより、禁止物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等）の未使用管理や新たな規制物質の代替推進、またREACH規則などで要求される要管理物質の使用状況について速やかに情報開示できる管理体制を構築しています。SUBARUはサプライチェーン全体で協力して環境負荷物質の削減・管理を推進しています。

## IMDSを通じた環境負荷物質の管理システム



## 外部関連サイト

› [International Material Data System](#) 🗒

## 環境リスクマネジメント

SUBARUは、事業活動における環境リスク（環境事故・汚染・法令違反など）の定期的な抽出・把握とマネジメント推進を図ることで、未然防止と最小化に努めています。

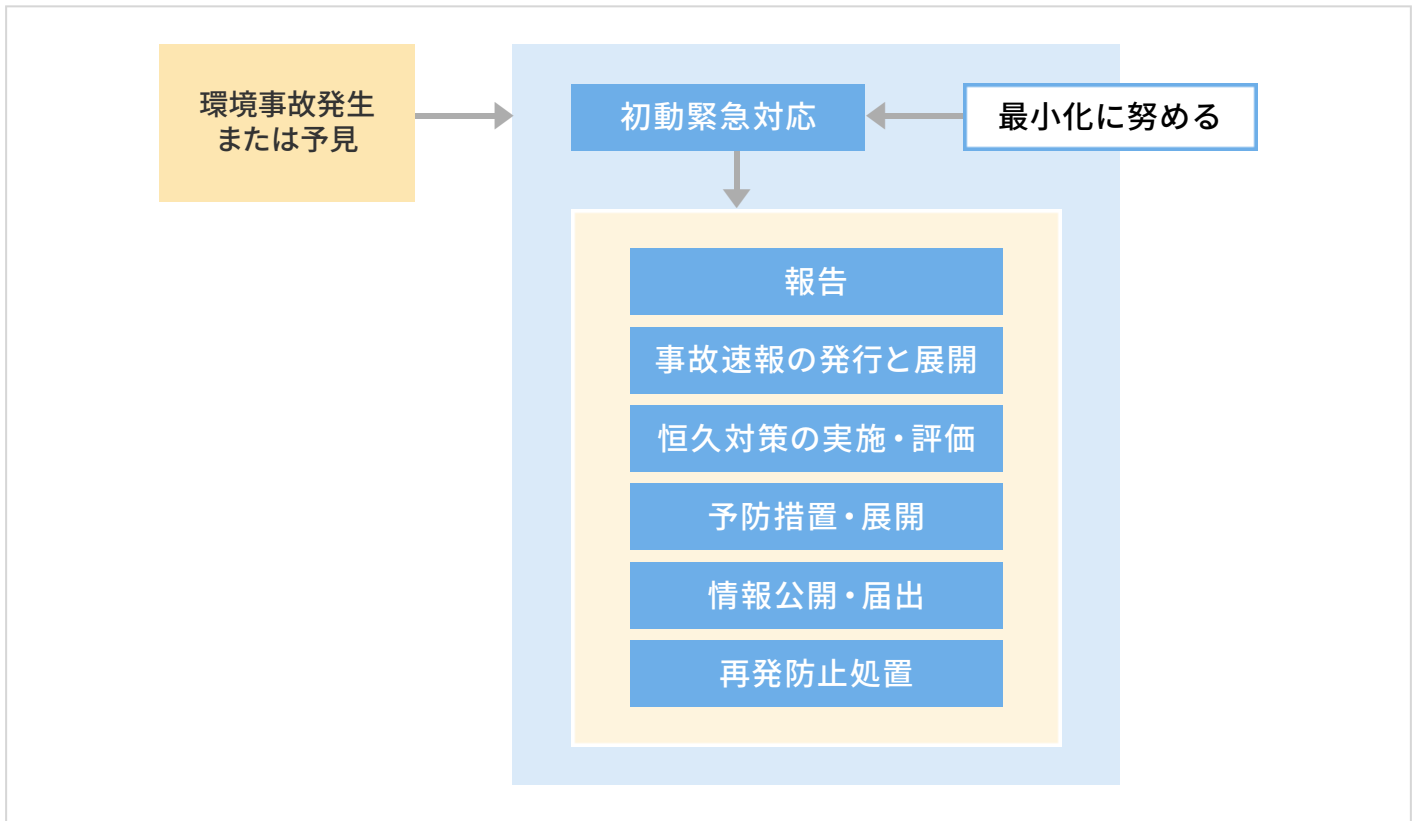
また、環境リスク発見時のマネジメントフローなどを標準化し、平常時に訓練することで、緊急対策や再発防止対策を速やかに実施し、混乱による二次リスクが生じないように努めています。

東京事業所では、ガソリンやオイルなどが所内の路上で漏洩したことを想定し、土壌や下水流入に伴う汚染を最小限とする漏洩緊急対応訓練を、2017年11月に実施し、165人が参加しました。今後も事故未然防止の行動につながるよう、定期的な訓練を実施していきます。

## 実施している環境監査

- (1) ISO14001環境マネジメントシステムに基づく定期監査
- (2) 産業廃棄物適正処理のための委託先現地確認
- (3) 環境関連法規制および条例等順守状況の確認・実施

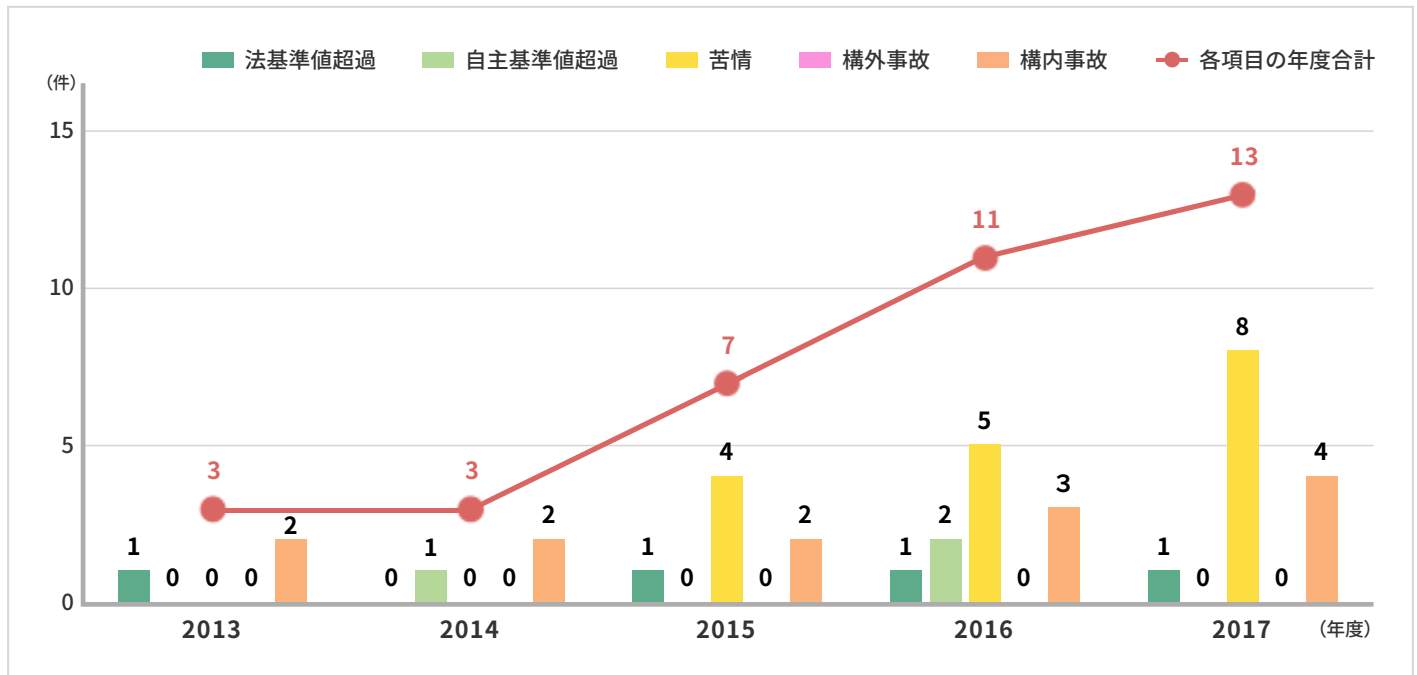
## 環境関連事故発生時フロー



# 環境コンプライアンス

## 環境関連法規制等の順守状況

S U B A R Uは、環境関連法規制等の順守、苦情“ゼロ”、環境事故“ゼロ”に取り組んでいます。過去5年間の状況は以下のとおりです。



## 2017年度環境関連法規制等の順守状況

S U B A R Uは、環境関連法の各規制値よりも20%厳しい値を自主基準値として設定し、自主基準を含む基準値超過“ゼロ”を目標に取り組んでいます。2017年度は水質関連の法基準値超過が1件発生し、再発防止策を実施しました。

事業所名	件数	主な再発防止
群馬製作所	1件	薬剤処理をはじめとした対策を直ちに実施

## 2017年度にいただいた環境苦情

環境苦情"ゼロ"を目標に取り組んでいます。しかしながら2017年度は8件の環境苦情をいただき、再発防止策を実施しました。

事業所名	件数	主な再発防止
群馬製作所	騒音1件	駐車場の使用時間の制限設置ならびに利用駐車場変更
	臭気3件	設備見直し
宇都宮製作所	騒音3件	防音対策と消音対策ならびに日常点検の追加
		設備修繕ならびに日常点検の追加
		原因設備の稼働を停止 2018年度中に対策実施予定
東京事業所	騒音1件	設備稼働音の騒音低減化 夜間の定期的な自主騒音監査追加

## 2017年度環境事故の発生状況

構外・構内の事故"ゼロ"を目標に取り組んでいます。構外事故はありませんでしたが、構内流出事故が4件発生し、再発防止策を実施しました。

事業所名	件数	主な再発防止
群馬製作所	2件	未然防止教育の実施
		作業手順書の一部見直しと周知徹底の実施
部品センター	2件	全納入メーカーに対し注意喚起実施
		排水リスク対策の事前想定

## 環境教育

S U B A R Uは、環境問題への取り組みを企業の社会的責任として捉え、従業員に対するさまざまな環境教育を各階層・各業務に応じて実施しています。

2017年4月には、新入社員574人に対し、「新入社員環境保全教育」を実施しました。講師を務めた環境担当者が、地球環境問題やS U B A R Uの環境方針・環境保全活動について、一人ひとりが取り組むことの重要性に関して事例を含めて説明しました。



新入社員環境保全教育

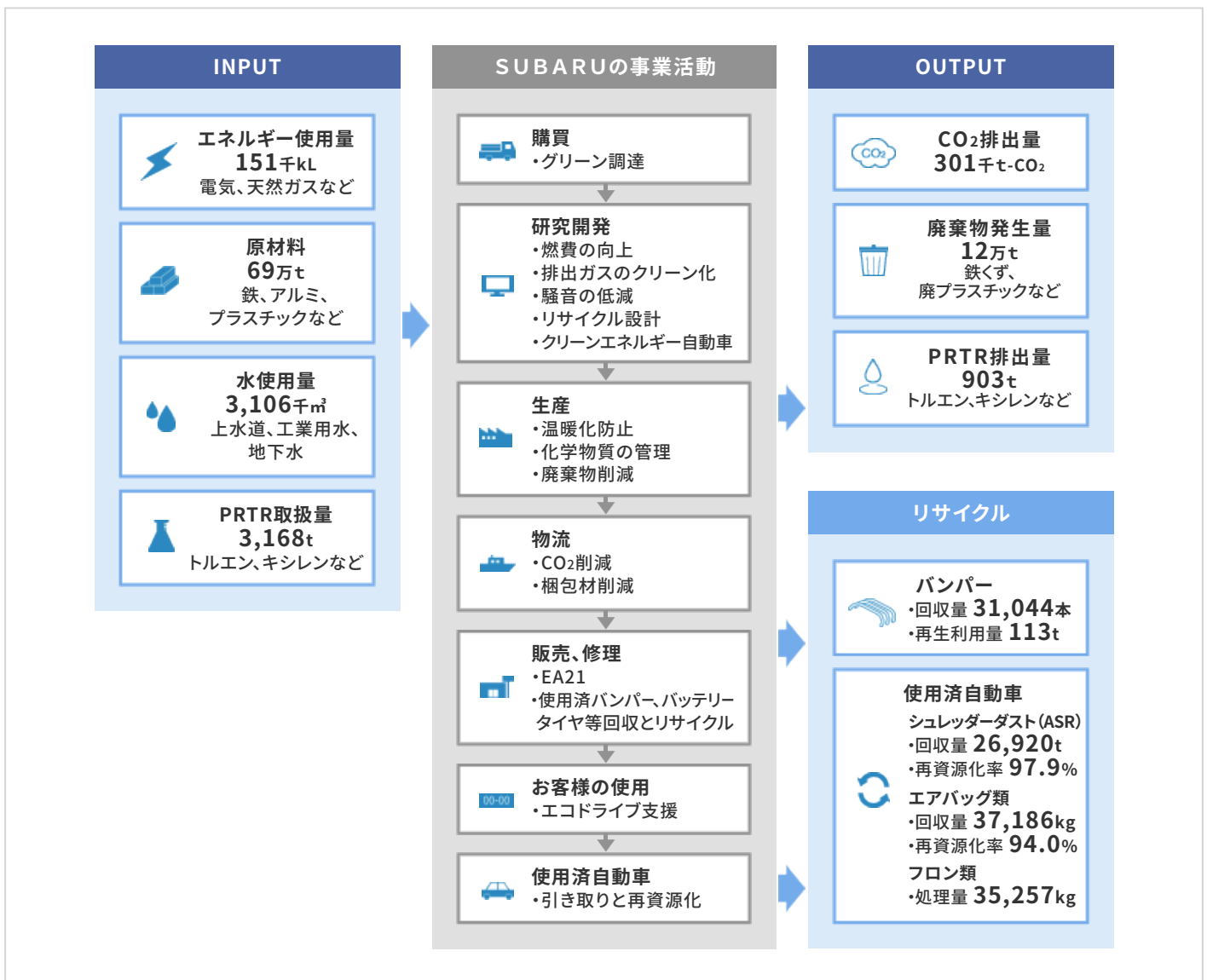
また、ISO14001環境マネジメントシステムの内部監査体制および各職場の環境保全活動の強化に向け、「ISO14001新任内部監査員養成セミナー」を開催しました。このセミナーでは、2日間にわたり外部から講師を招き、内部監査員としての知識を習得しました。



ISO14001新任内部監査員養成セミナー

従業員が日ごろから環境問題や環境効率を十分に意識して事業活動や環境活動に取り組むことが重要であると考え、さらなる環境教育・啓発を進めていきます。

## 自動車にかかわるSUBARUの環境負荷全体像



注) SUBARUの自動車製造、販売等に関わる主な環境負荷を記載しました。これとは別に、LCAやScope3の算定を行っています。

対象範囲：東京事業所、群馬製作所

エネルギー使用量、CO<sub>2</sub>排出量：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」に従い算定

PRTR：国内PRTR法対象化学物質

# 環境会計

## 環境コストの考え方と算出方法

環境省のガイドラインを参考に、SUBARUの環境保全活動組織に合わせた独自のガイドライン（2005年度集計から一部算出方法を変更）を策定し、これに基づき環境コストを算出・集計しています（グループ企業も同様に算出・集計しています）。

算出方法の詳細につきましては、2006環境・社会報告書別冊データ編の9ページから13ページに掲載しています。

## 環境コスト・設備投資額の算出方法

環境対応に関わる設備（投資額25百万円以上）の投資額・関連費（維持管理費など）および労務費は、差額または按分集計を行っています。例えば、ある生産設備について、省エネルギーに関する投資額、環境コストは以下のように算出します。

設備投資額、環境コスト＝

{ (投資総額－省エネ目的なしの場合の投資額) / 投資総額 } × (該当生産設備の設備投資額、維持管理費など)

設備投資額が25百万円未満の小規模設備は、環境対応目的に限り設備投資額と維持管理費などのコストの全額を計上しています。

またキャッシュフロー重視の観点から、投資設備の減価償却費は環境コストに計上していません。その他、固定資産税・保険料など少額の費用は、計上を省略しています。環境設備による環境コスト、経済効果は、設備稼働の翌年から3年間のみ計上しています。

## 2017年度集計結果について

環境コストは単独で362億円となり前年度より16.9億円(4.9%)、連結で380億円となり18.3億円（5.1%）増加しました。

これは環境コストの中で、研究開発コストの増加（単独：19.7億円）が大きく影響したことによります。連結環境経営指標の環境コスト/売上高は1.06%となりました。

## 2017年度の環境コストおよび効果の集計結果

(単位：百万円)

項目	分類	SUBARU単独				連結			
		2016		2017		2016		2017	
		投資	費用	投資	費用	投資	費用	投資	費用
(1) 事業 エリアコスト	①公害防止コスト	1,346	410	452	316	1,372	677	452	742
	②地球環境保全 コスト	175	49	112	42	228	77	139	75
	③資源循環コスト	9	617	0	618	9	1,176	4	1,410
(2) 上・下 流コスト	リサイクル関連 費用、 製品原材料変更 費用	—	340	—	259	—	340	—	322
(3) 管理活 動コスト	環境調査費用 環境マネーজে メント費用 環境教育費用	—	80	—	71	—	159	—	152
(4) 研究開 発コスト	環境負荷低減の ための 研究開発費用	4,017	32,535	2,773	34,504	4,232	33,238	2,884	34,889
(5) 社会活 動コスト	環境保全団体へ の寄付など	—	98	—	121	—	102	—	124
(6) 環境損 傷対応コスト	土壌・地下水汚 染の 修復のための費 用など	0	359	0	244	0	381	0	262
(7) その他 コスト		—	0	—	0	—	0	—	0
総合計		5,547	34,488	3,337	36,176	5,841	36,150	3,479	37,976
		40,035		39,512		41,991		41,455	

注：小数点以下第一位を四捨五入していますので、表記数字の合計が一部合わないところがあります。

## 2017年度の経済効果の集計結果

項目	経済効果金額（百万円）	
	単独	連結
省エネルギーによるエネルギー費用の低減	16	20
リサイクル品売上（有価物売却：金属類、廃液、ダンボール）	1,820	3,633
リサイクルによる原材料低減（梱包資材費等）	0	0

### 【連結集計対象企業】

国内関連会社6社： 輸送機工業（株）、富士機械（株）、（株）イチタン、桐生工業（株）、（株）スバルロジスティクス、産業機器（株）

海外関連会社4社： Subaru of Indiana Automotive, Inc.、Subaru of America, Inc.、Subaru Canada, Inc.、Subaru Research & Development, Inc.





### 環境に配慮したクルマへの考え方

S U B A R U は、地球温暖化の要因と言われるCO<sub>2</sub>の排出量を削減することが重要であると考えます。「地球環境保護」と「安心とゆしさ」の両立を目指し、クルマの原材料採掘、製造、輸送、使用、廃棄というライフサイクルを考慮した先進の技術で、S U B A R Uらしさを追求した環境に配慮した商品を開発し、お客様の多様な用途に対応できる実用性の高いクルマとして信頼され、長くご愛用いただけるクルマを提供します。

#### 燃費性能向上への取り組み

S U B A R U は地球温暖化の要因と言われるCO<sub>2</sub>の排出量を削減するためには、商品の環境性能である燃費をいかに向上させるかが重要であると考えます。引き続きガソリンエンジンの電力マネジメントの高性能化をはじめ、今後強化が想定される安全や環境規制対応および商品力向上による重量増加を、構造の合理化、材料の見直し、機能統合で吸収し軽量化を進めます。さらに段階的にスバルグローバルプラットフォーム※の性能を向上させ、順次他車種に横展開し、既存エンジン車の燃費改善も確実に進めていきます。

※スバルグローバルプラットフォーム<sup>TM</sup>：S U B A R U が培ってきた知見や技術力、そして未来への意志が注ぎ込まれた、次世代のプラットフォーム。

2017年5月に発売された「SUBARU XV」は、新型直噴エンジンや改良されたCVT（Continuously Variable Transmission、無段変速機）を搭載したことにより、動力性能と燃費性能が向上され、運転のしやすさから無駄なアクセル操作が少なくなり、使用時の実用燃費が向上しました。

現在発売中の「レガシィ」は、一般に使用される鋼板より高強度のハイテン材を部分的に採用し、軽量化と強度を両立。また、エンジンの取り付けをボディではなくゆりかご状のクレードルフレームに取り付ける構造によって、ボディ補強部材の合理化も実施。細部にわたるボディ構造の見直しによって、走りの安定感を生む剛性バランスと衝突安全性を高めながら、軽量化ボディを実現しています。

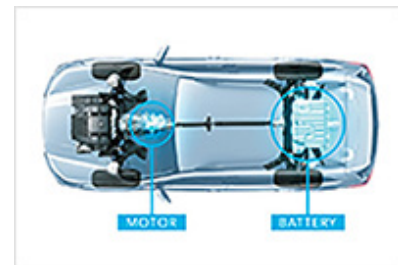


軽量化と強度を両立した「レガシィ」の軽量化ボディ

## 電動車のラインアップ拡充

SUBARUらしい走破性や積載性を有するSUVタイプのEVやモーターを活かしたスポーツ性能と燃費性能の向上を両立した新型電動車のラインアップを充実していきます。

電動化については、SUBARUらしい個性的な電動車づくりに独自技術を集中させ、基盤技術の構築や標準化領域では積極的に協調を進めていきます。



新開発のパワーユニット  
「e-BOXER」

2018年7月に販売された新型「フォレスター」※1と2018年10月に発売した「SUBARU XV」※1には、水平対向エンジンと電動技術を組み合わせた新開発のパワーユニット「e-BOXER」※2を採用しました。効率を高めた2.0L直噴エンジンを搭載し、コンパクトで高性能なモーターとバッテリー、燃費の向上を追求した「リニアトロニック」※3の組み合わせがシーンに応じた走行性能を発揮します。例えば「ECOクルーズコントロール」機能を使用すると、モーターアシストと回生ブレーキを最大限活用し、より燃費に配慮した追従走行を行うなど、新次元の走りと駆動制御を実現したSUBARUの環境技術です。

※1 「Advance」グレードに搭載。

※2 SUBARUらしい走りの愉しさに加え、環境にも配慮した水平対向エンジン+電動技術の総称。

※3 リニアトロニック：縦置きチェーン式の新世代CVT「オートマチック・トランスミッション」。

### ＞ SUBARUのクルマづくり：開発ストーリー リニアトロニック編 □

また、今後さらに厳しくなる世界各国の燃費規制や米国ZEV（Zero Emission Vehicle）規制に対応し、米国市場に「クロストレック」（日本名SUBARU XV）をベースとしたPHEVを年内に発売を予定しています。2021年を目指しグローバルでのEV販売も計画しています。日本の2020年度燃費基準達成に向けては、電動車の投入拡大や新規開発の「ダウンサイジングターボエンジン」を投入し対応していきます。

今後は、実用性とお客様の嗜好に鑑みつつ、電動車の開発とラインアップの拡充を推進し、環境対応車の比率を順次向上し、市場ごとに充実していく予定です。

## 車種ごとのCO<sub>2</sub>に関するライフサイクルアセスメント（LCA）

SUBARUでは、自動車のLCA※全体（原材料採掘、製造、輸送、使用、廃棄の各段階）の環境負荷低減活動を束ね、製品一台分の環境負荷を明確化して環境負荷低減を図っていくために、LCAを実施しています。

※ LCA：ライフサイクルアセスメント（Life Cycle Assessment）は製品やサービスに対するプロセスの総合的な環境性能を評価する環境影響評価手法のこと。

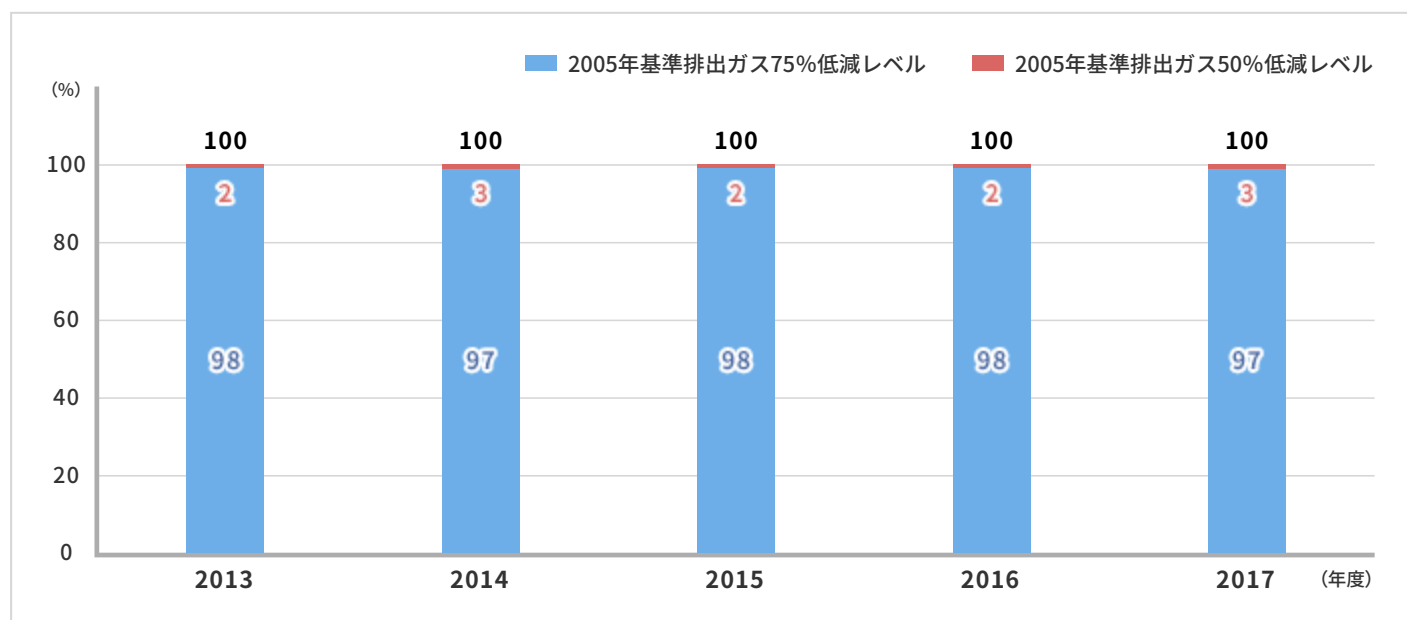
### ＞ ライフサイクルアセスメント

# 排出ガスのクリーン化

## 低排出ガス認定車の向上と普及

S U B A R UのNA（自然吸気）エンジン搭載モデルは全車、国土交通省「2005年基準75%低減レベル」であり、その生産台数は、2012年度以降90%台後半で推移し、当社が生産する全ての車両が低排出ガス認定車（2005年基準50%低減レベル以上）となっています。

## ガソリン乗用車の低排出ガス車比率の推移



## 環境負荷物質の低減

S U B A R Uでは自動車の環境負荷低減にも積極的に取り組んでいます。開発車における一般社団法人日本自動車工業会の削減目標を達成すると共に、鉛・水銀のさらなる削減や、臭素系難燃剤などの環境負荷物質の代替を進めています。

## 日本自動車工業会における環境負荷物質削減目標と実績

削減物質	目標	S U B A R Uの対応実績
鉛	2006年1月以降1996年比、1台あたりの使用量1/10以下	全モデル目標達成（2006年1月より目標達成を継続）
水銀	2005年1月以降以下を除き使用禁止 （交通安全の観点で使用する以下の部品は除外） （1）ナビゲーション等の液晶ディスプレイ （2）コンビネーションメーター （3）ディスチャージランプ （4）室内蛍光灯	全モデル目標達成（2005年1月より目標達成を継続）
六価クロム	2008年1月以降使用禁止	全モデル目標達成（2008年1月より目標達成を継続）
カドミウム	2007年1月以降使用禁止	全モデル目標達成（2007年1月より目標達成を継続）

## 車室内VOCの低減

S U B A R Uでは、人の鼻、喉などへの刺激の原因とされるホルムアルデヒド、トルエンなどの揮発性有機化合物を低減するために、車室内の部材や接着剤の見直しに取り組んでいます。

「レガシィ」「レヴォーグ」「インプレッサ」「フォレスター」「BRZ」は、厚生労働省が定めた指定13物質について、室内濃度指針値を下回るレベルに低減し、日本自動車工業会自主目標※を達成しています。今後もVOC低減を進め、さらなる車室内環境の快適化に努めていきます。

※自主目標：日本自動車工業会が発表した2007年度以降の新型乗用車（国内生産、国内販売）に対する「車室内のVOC低減に対する自主取り組み」にて、厚生労働省が定めた13物質について、室内濃度を指針値以下にするというもの。

▶ [日本自動車工業会の車室内VOC（揮発性有機化合物）低減に対する自主取り組み](#) □



### 気候変動への考え方

S U B A R Uの事業は、生産段階やS U B A R U商品の使用段階で多くのエネルギーを必要とし、現在その大半を化石燃料に頼っています。S U B A R Uの主要市場である日本、米国、カナダ、オーストラリア、欧州、中国などの各国政府は自動車燃費規制やCO<sub>2</sub>排出規制を設けており、この影響を直接的かつ継続的に受けていると同様に、生産の過程で工場などが消費するエネルギーについても省エネ法などの影響を受けています。

S U B A R Uは2°Cシナリオの実現に貢献するため、行動指針の根幹である「環境方針」を見直す契機として、2017年4月、約7年ぶりの改定を行いました。改定後の環境方針は、社会とS U B A R Uの持続可能な成長を図るため、中長期的視野で気候変動に取り組むことを宣言。この方針に基づき、2018年7月公表の新中期経営ビジョン「STEP」や同年6月の事業報告で、中期的視野での具体的取り組み目標を公表し、着手しています。

その一環として、S U B A R Uが直接排出（**スコープ1,2**）するCO<sub>2</sub>を2030年度までに総量ベースで30%削減（2016年度比）を目指す旨を公表しています。また商品の電動化など、S U B A R U商品の低炭素化に向けた方向性については、新中期経営ビジョン「STEP」でも公表しています。

＞ 環境：【TOPIC】CO<sub>2</sub>削減チャレンジ

### 気候変動に関するリスクと機会

製品環境規制の導入・強化は経営環境における主要なリスクであると考えられます。例えば、排ガス規制、CAFE基準（企業平均燃費基準）などの燃費性能向上の要求や、販売台数に占める電動車をはじめとした次世代環境対応車両の販売比率に関する基準（例：**ZEV規制**）の導入・強化などが挙げられます。

これらの規制強化が進む日本、米国、欧州などにおける自動車販売台数が全体の80%以上を占めるS U B A R Uでは、規制に対応できない場合、収益機会の損失やコスト増加に影響を及ぼす可能性があります。

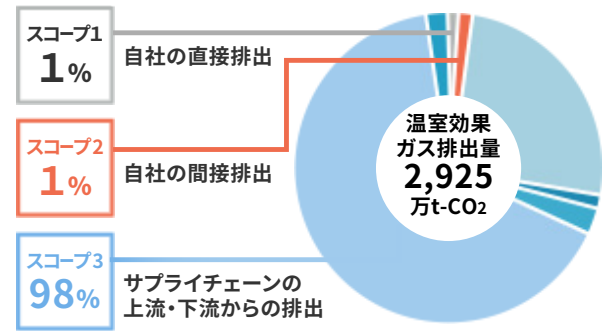
一方、S U B A R Uが90%を市場に投入している主要戦略車であるAWDは、2WDのFF車、FR車と比較し、昨今の気候変動に対して、大きな機会を得ていると考えています。その大きな理由として、集中豪雨後の悪路対応や豪雪による圧雪路面などに対し、AWD特有の走行安定性が2WDと比較し非常に良いからです。安全・安心な走行が可能なクルマであるという認識が広がり、販売機会の増加につながる可能性があります。

# S U B A R Uグループが関与する温室効果ガス排出量

## サプライチェーン温室効果ガス排出量

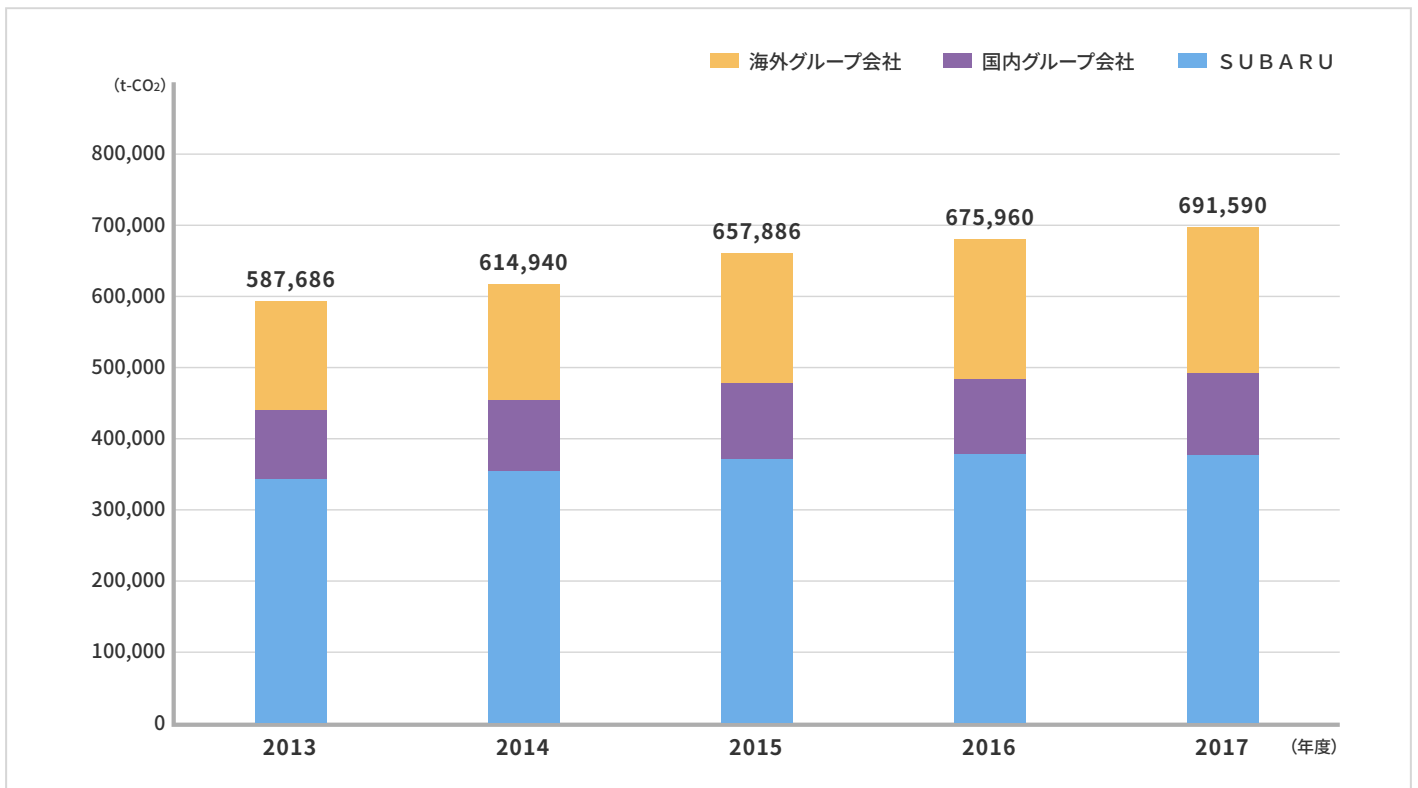
2017年度のサプライチェーン温室効果ガス排出量は2,925万t-CO<sub>2</sub>となりました。

S U B A R Uは、環境省の「環境情報開示基盤整備に向けたサプライチェーン温室効果ガス排出量算定支援」事業に参加し、株式会社N T Tデータ経営研究所からスコープ3算定支援を受けました。今後も、排出量の把握、管理を進めていきます。



## CO<sub>2</sub>排出量（スコープ1、スコープ2）

### CO<sub>2</sub>排出量



対象範囲 (株) S U B A R U

国内グループ会社： 輸送機工業（株）、富士機械（株）、イチタン（株）、桐生工業（株）、（株）スバルロジスティクス、産業機器（株）、S U B A R U販売特約店

海外グループ会社： Subaru of Indiana Automotive, Inc.、Subaru of America, Inc.、Subaru of Canada, Inc.、Subaru Research & Development, Inc.

#### <集計範囲および排出係数の変更>

本年度よりCO<sub>2</sub>排出量データの充実を目的に、S U B A R U販売特約店を追加しています。

同時にS U B A R Uおよび国内グループ会社に通用する排出係数について、当社独自の排出係数から地球温暖化対策の推進に関する法律の排出係数に変更しています。

この影響については、2013年度に遡って変更後の方法で修正再表示を行っています。

# CO<sub>2</sub>排出量（スコープ3）

## スコープ3詳細

区分	カテゴリ	温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	算定範囲、他	
上流	1	購入した製品・部品・サービス	7,251,192	国内と海外
	2	資本財	463,638	国内と海外
	3	スコープ1、2に含まれない燃料 およびエネルギー関連活動	81,818	国内と海外
	4	輸送、配送（上流）	1,252,378	国内と海外
	5	事業から出る廃棄物	28,776	国内と海外
	6	出張	4,361	国内と海外
	7	雇用者の通勤	11,766	国内と海外
	8	リース資産（上流）	-	非該当
下流	9	輸送、配送（下流）	-	非該当
	10	販売した製品の加工	4,200	国内と海外
	11	販売した製品の使用	18,806,767	国内と海外
	12	販売した製品の廃棄	593,463	国内と海外
	13	リース資産（下流）	-	非該当
	14	フランチャイズ	56,056	国内と海外
	15	投資	-	非該当

# 生産における取り組み

S U B A R U は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、中長期目標を掲げ、定量的に照明機器をはじめとして設備・装置を省エネルギー機器へ交換を実施し、CO<sub>2</sub>削減に取り組んでいます。

## 省エネルギーの取り組み

### コージェネレーションシステム導入

エネルギーのさらなる有効利用を図るため、スバル総合研修センターでは2015年12月に、ガスコージェネレーションシステムを導入しました。

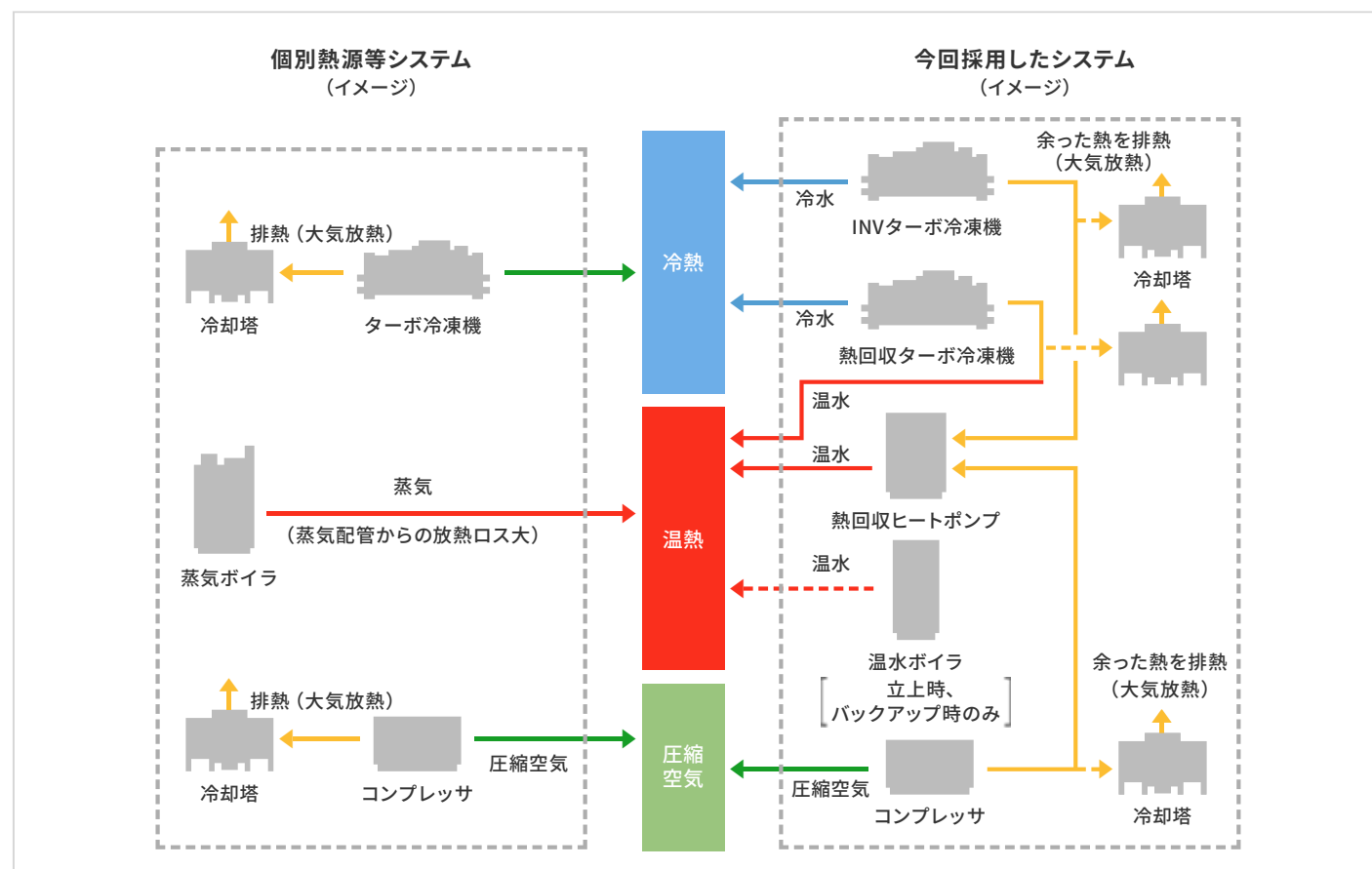


スバル総合研修センターに設置されたコージェネレーションシステム

ガスコージェネレーションの燃料となる都市ガスのクリーン性や廃熱の有効利用により、従来のシステムに比べて、CO<sub>2</sub>の排出量を約3分の1削減する効果があります。

### 最新の省エネ設備を導入

自動車の塗装工程では「温める」「冷やす」を繰り返す必要があり、大量のエネルギーを必要とします。そこで群馬製作所矢島工場では、ヒートポンプを中心とした高効率の熱源システムを2018年に新たに導入し、従来技術（個別熱源システム）に比べて、温冷熱を効率良く作りだしています。これにより、一層の省エネとCO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組んでいきます。





# 物流における取り組み

## S U B A R U車の輸送における環境負荷の低減

S U B A R U車の輸送を随時見直し、最適な輸送標準ルートを設定、モーダルシフトの推進、輸送する完成車の車種構成の変化、車両の大型化への柔軟な対応による積載効率向上、省エネに寄与するデジタルタコグラフ導入など、輸送の効率化を進めることで環境負荷低減に努めています。



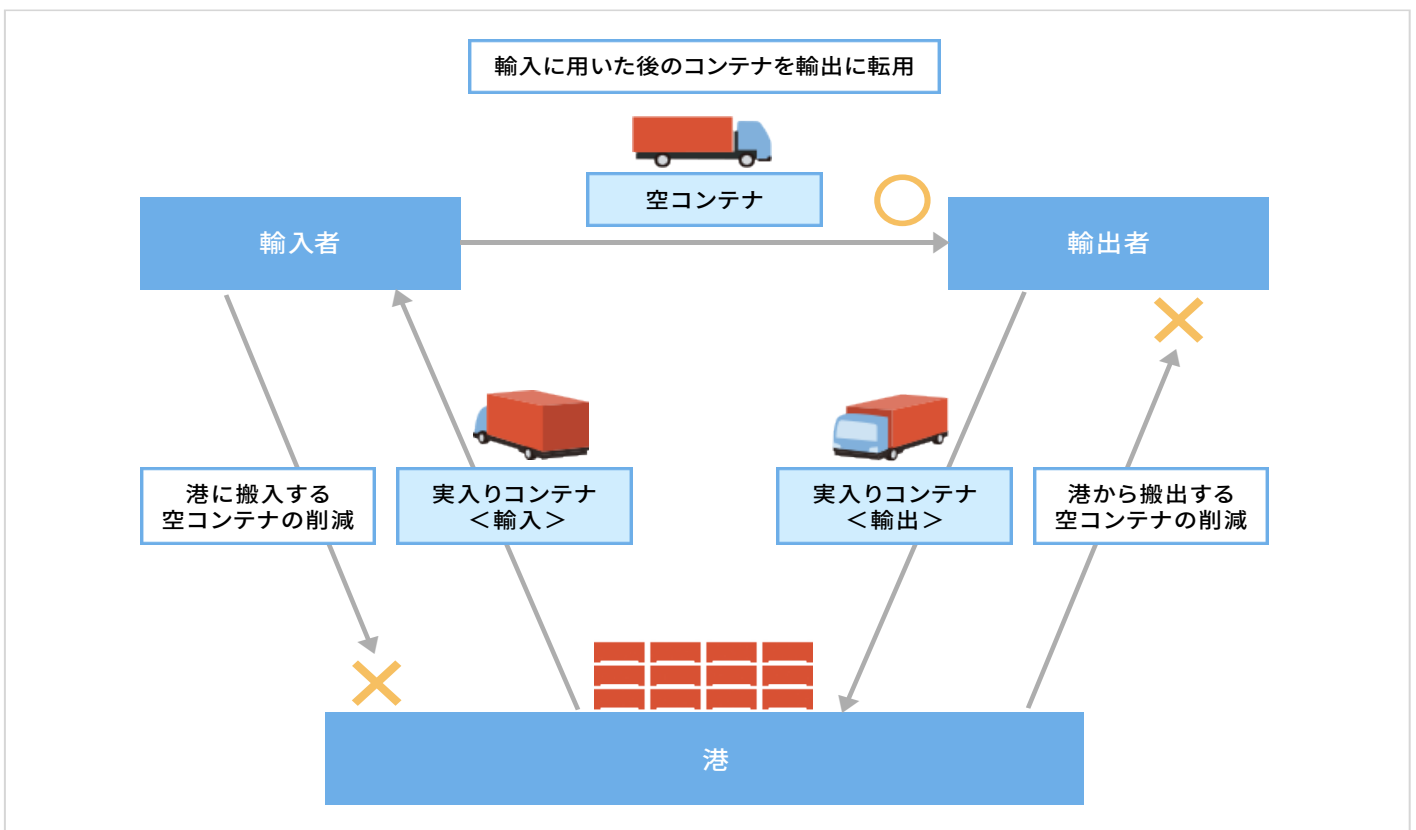
近年は首都圏高速道路網の整備と共に、効率的に高速道路を使用し、完成車輸送における使用燃料（燃費向上）や排出CO<sub>2</sub>の削減を図っています。2017年度は、S U B A R U車1台当たりの輸送時CO<sub>2</sub>排出量は、2006年度比毎年1%減の目標に対し8.3%減となりました。今後もさらなる削減に向けて取り組んでいきます。

## S U B A R U車の海外生産部品の輸出における環境負荷削減の取り組み

### ラウンドユースの導入

ラウンドユースとは、輸入に用いた後の空の海上コンテナを港に戻さず輸出に転用するもので、輸入者から輸出者に直接輸送したり、近隣のインランドコンテナデポを活用したりすることによって、港からの空コンテナ輸送を削減する仕組みです。S U B A R U車の海外生産部品の輸出を行う（株）スバルロジスティクスはこの取り組みを2017年7月より導入し、CO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組んでいます。

### コンテナラウンドユースの考え方

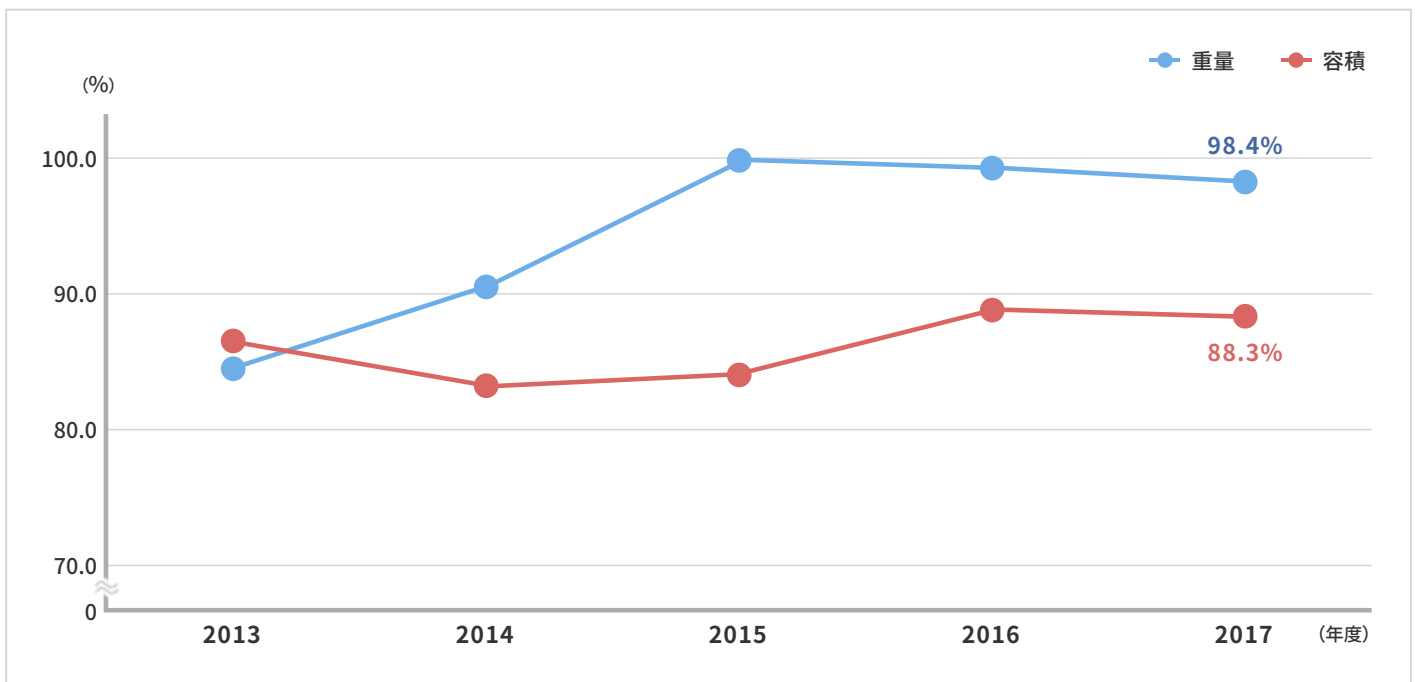


## コンテナ充填率の改善

SUBARU車のCKD※部品の梱包・輸送を行っている株式会社スバルロジスティックスでは、梱包のスリム化や梱包資材の軽量化などの荷姿改善により、コンテナ内の無駄なスペースを削減するコンテナ充填率改善に取り組んでいます。これらの改善により2017年度の重量充填率は98.4%に達し、容量充填率は88.3%まで向上しました。今後もコンテナ充填率を改善し、輸送の効率化に取り組んでいき、CO<sub>2</sub>排出量の削減につなげていきます。

※CKD：Complete Knock Down、完全現地組み立て

## コンテナ充填率の推移



## 部品供給の効率化

SUBARUでは、部品供給の効率化を目的に、2013年10月から2016年10月にかけて、国内4カ所にエリア部品センターを設置しました。

これに伴い、従来国内SUBARU販売特約店44社へ個別に輸送していた部品を、4カ所のエリアからの輸送へ見直しを行なったことで、2016年度には輸送時のCO<sub>2</sub>排出量を2012年度比で64.8%削減することができました。

## 天然ガス車両の導入

米国SUBARU生産拠点であるSubaru of Indiana Automotive, Inc. (SIA) では、同社の部品輸送を担当するベンチャーロジスティックス社と連携し、天然ガス車両の導入を進めています。

圧縮天然ガス (CNG) は、ディーゼル燃料に比べて環境負荷が低い上、コスト効率・信頼性の面でも優れていますが、天然ガスを供給するスタンドが近隣にないことが課題でした。SIAではベンチャー社に対してCNGトラックの導入費用として2014年に100万ドル超を融資すると共に、SIAの所有地に天然ガススタンドを設置し、導入の促進を図りました。その結果、天然ガストラックの導入により、CO<sub>2</sub>排出量は一日当たり1,097トン削減 (導入前比85%の排出量に相当)。燃料費についても、ディーゼル燃料使用時に比べ、累計389,136ドルの削減となりました。

# 販売における取り組み

## 国内販売特約店における省エネルギーの取り組み

S U B A R U販売特約店では、温室効果ガスの排出量削減のため、老朽化更新のタイミングで、照明のLED化と空調機の高効率タイプへの切り替えを順次行っています。

## オフィスにおける取り組み

### 環境先進ビルの導入

2016年4月に竣工した群馬製作所にある新西本館は、環境負荷低減のためのさまざまな環境技術を採用しています。太陽光発電パネルで20kWの発電を行い、太陽熱集熱パネルにより太陽熱を厨房の給湯に利用しています。また、高効率LED照明には、個別アドレス式制御、撮像式人感センサーを組み合わせた新世代照明システムを採用。空調機には、高効率空冷ヒートポンプチラーを導入しました。

この他にも、遮熱・断熱効果の高い窓ガラスLow-E複層ガラスや、換気塔から取り入れた外気を、地下免震層を經由させて予冷・予熱を行って各階に取り入れるクールヒートトレンチを採用。建物設計上でも、日射遮蔽効果と憩いの空間を創出するバルコニーを設けるなど、機械のみに頼らず省エネルギーと快適な職場環境の両方に寄与するいくつもの工夫を施しています。

2018年4月に竣工したSubaru of America, Inc. (SOA) の新本社ビルとトレーニングセンターは、LEED (Leadership in Energy & Environmental Design) 認証システム (米国グリーンビルディング協会 [USGBC:US Green Building Council] が運営している環境性能評価システム) に基づき、環境への影響を配慮した設計となっています。SOAでは来年度のLEED認証取得に向け今後活動を推進していきます。



バルコニーの庇効果による日射遮蔽



環境への影響を配慮したSOA新本社ビルとトレーニングセンター

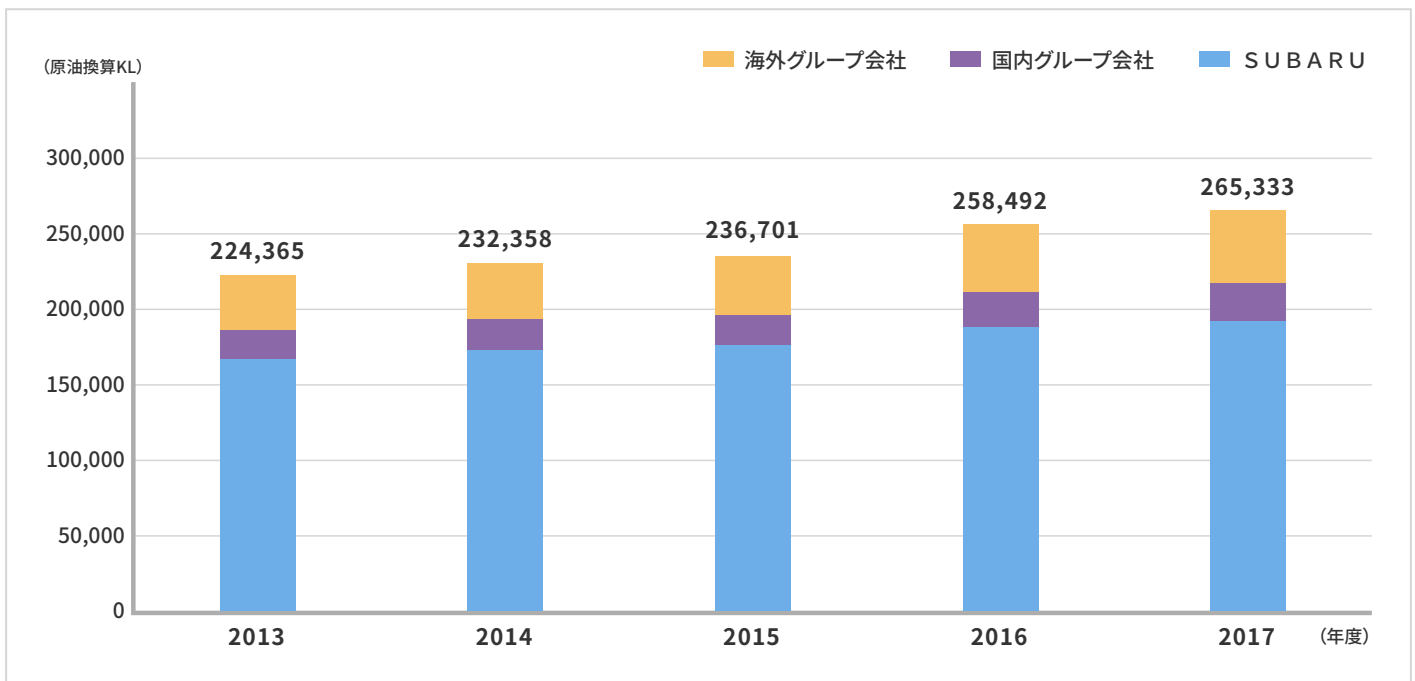
# エネルギーに関する基本的な考え方

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、照明機器をはじめとする設備・装置の交換や再生可能エネルギーの利用などを通じて、省エネルギーに取り組んでいます。

## エネルギー使用量

2017年度のエネルギー使用量は前年に対し、6,841KL増加しました。

主な原因は自動車の生産台数増加によるものですが、最新の省エネ設備や再生可能エネルギーの導入により、引き続きさらなる省エネを目指します。



対象範囲 (株) SUBARU

国内グループ会社： 輸送機工業（株）、富士機械（株）、イチタン（株）、桐生工業（株）、（株）スバルロジスティクス、産業機器（株）、SUBARU販売特約店

海外グループ会社： Subaru of Indiana Automotive, Inc.、Subaru of America, Inc.、Subaru of Canada, Inc.、Subaru Research & Development, Inc.

(株) SUBARUは省エネ法の届出に基づいて算定しています。

### 関連情報

> 環境負荷全体像

> CO<sub>2</sub>排出量（スコープ3）

# 再生可能エネルギーの導入

## 再生可能エネルギーの導入

2017年度に建設したスバル研究実験センター建屋および富士機械（株）大泉工場に、太陽光発電設備を導入しました。太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用は、CO<sub>2</sub>を排出しないエネルギー源として、ますます重要な選択肢となっています。また、エネルギー源多様化による安定供給の確保としても有効的です。群馬製作所大泉工場では、国内最大級（約5,000MWh/年）の太陽光発電設備を導入し、約2,370ton-CO<sub>2</sub>のCO<sub>2</sub>削減を計画しています。



スバル研究実験センター



富士機械株式会社大泉工場

東京事業所では事務本館屋上に10kw 2基を2009年12月と2014年3月に、5kwを2014年1月、守衛所に2kw 1基を2014年3月に、特別高圧変電所に2.7kwを2016年に太陽光発電設備を導入し、年間33,809.7kWhを発電し、東京事業所の電力の一部として有効活用しています。



戸建住宅100軒分相当の太陽光発電設備

また、2014年には群馬県桐生市内に売電事業として定格出力420kw（戸建住宅 100軒分相当）の太陽光発電設備を導入し、年間427,706kWhを発電し売電する事業を開始しました。

## 環境に配慮した部品センター兼トレーニングセンターの開設

2013年6月にオープンした、Subaru of America, Inc.のニュージャージー州フローレンスの部品センター兼トレーニングセンターは、環境に配慮した建物に与えられるLEED認証を取得しています。同施設には、1MWの発電能力を持つ太陽光発電設備を屋上に設置し、従来に比べ消費電力が約半分の新型サーバーを導入しています。



1MWの太陽光発電設備

また、2017年度には照明器具をLED電球に切り替え、全体の電力消費量を13.13%削減しました。



フローレンスの部品センター兼トレーニングセンター

## 循環水マイクロ水車発電の設備導入

東京事業所では、一部の研究施設において冷却用循環水を利用したエネルギー回収システムとして、循環水マイクロ水車発電（2.9kw）を2014年1月に設置導入し、年間約13,000kWh（一般家庭約3世帯分相当）を発電しています。これは、施設内の循環水配管に発電機と一体になった水車を取り付け、水の落差で回転させて発電するものです。この発電で作った電力は、循環水ポンプに使用しています。



## 「とちぎふるさと電気」の導入

[詳細はこちらをご覧ください。](#)



## 資源循環の考え方

SUBARUグループにとって、循環型社会の構築は、製造業を営む企業として深く関わりのある重要なテーマと捉えています。

製品ライフサイクルを考慮し、自動車から自動車へ可能な限りリサイクルすること、国内外生産工場の埋め立てゼロを継続すると共に、今後もより高次元のリサイクルを目標に循環型社会の構築を図っていきます。

具体的には、SUBARUの「環境ボランティアプラン」の1テーマに「資源循環」を掲げ、それに基づいた取り組み計画を着実に実行していきます。

## 原材料のリサイクル

SUBARUでは、クルマの材料に占める割合の高い鉄、アルミニウム、プラスチックなど新たに投入する材料に、SUBARUのクルマを生産時に発生した端材や、スクラップ、回収した使用済み製品などを再使用することで、天然資源消費量の削減、環境負荷物質の低減、廃棄物の削減となるクローズド・ループ・リサイクルに取り組んでいます。

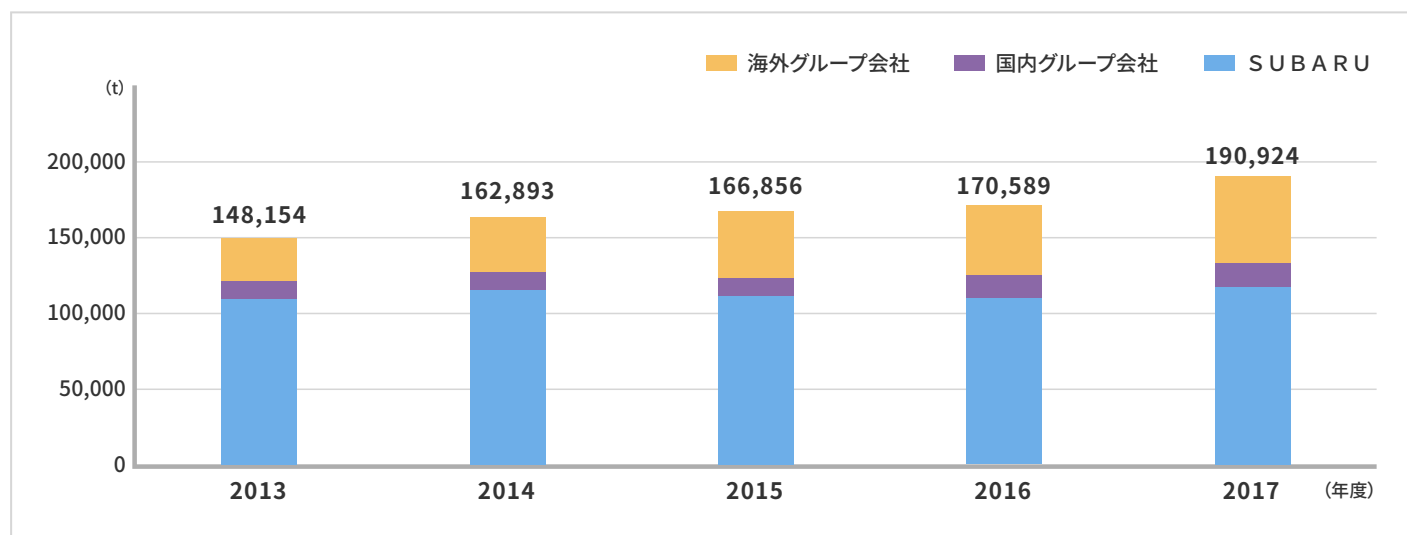
2017年度にクルマに使用した材料		リサイクル方法
鉄	646,147トン	鉄スクラップとして専門業者へ引き渡し、業者にて再利用
アルミニウム	20,338トン	工場内で再度溶解し、ほぼ全て再利用
プラスチック	22,000トン	工場内で再度溶解し、ほぼ全て再利用

# 廃棄物

2017年度の廃棄物排出量は前年に対し、20,335トン増加しました。

主な原因は自動車生産台数の増加によるものですが、廃棄物は貴重な資源として捉え、回収し極力再利用化や適切な廃棄物処理を行い、埋立ゼロを継続しています。

## 排出量



対象範囲：SUBARU：群馬製作所、東京事業所、宇都宮製作所、半田工場、半田西工場

国内グループ会社：輸送機工業（株）、富士機械（株）、イチタン（株）、桐生工業（株）、（株）スバルロジスティクス、産業機器（株）

海外グループ会社：Subaru of Indiana Automotive, Inc.、Subaru of America, Inc.、Subaru Canada, Inc.、Subaru Research & Development, Inc.

※売却金属くずを含みます

バーゼル条約2付属文書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳに定められた有害廃棄物の輸出入はしていません。

## 関連情報

＜ 梱包資材の再利用



# 使用済み自動車の処理

日本の自動車リサイクル法（使用済み自動車の再資源化等に関する法律）に基づき、自動車メーカーは自ら製造した自動車を使用済み自動車となった際に、自動車破碎残さ（ASR）、エアバッグ類、フロン類を引き取り、これを適正にリサイクルすることが義務付けられています。

S U B A R Uは、使用済み自動車から発生するASR、エアバッグ類、フロン類の3品目の引き取り・再資源化が確実かつ円滑に行われるよう取り組み、高い水準のリサイクル率を安定的に維持することを目指しています。S U B A R Uは自動車メーカー等13社で設立した「ART（呼称：エイ・アール・ティー）」を通じて、ASRの適正なりサイクル、円滑かつ効率的に推進しています。また、エアバッグ類・フロン類のリサイクルに関しては、国内自動車メーカーおよび輸入業者と共同で設立した一般社団法人自動車再資源化協力機構を通じ、適正処理を行っています。

2017年度は「ASR」の再資源化率が97.9%となり、2015年度以降の法定基準である70%を達成しています。

またエアバッグ類についても法定基準の85%を上回る94%を達成、フロン類についても引き取った全量を適正に処理しました。

## 関連情報

＜ [自動車リサイクル法について](#) ＞

## 自動車リサイクルの流れ



## リサイクル配慮設計の推進

S U B A R Uでは、限りある資源を有効に活用していくために、リサイクルを考慮したクルマづくりを推進しています。

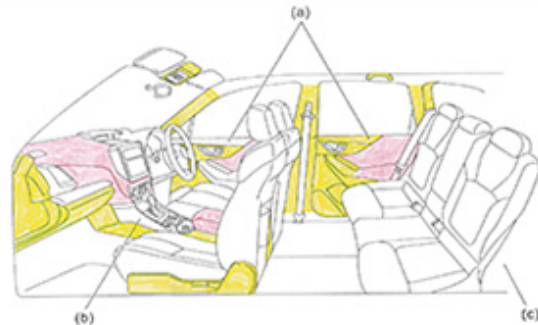
### 【ワイリングハーネス類の解体性向上】

短時間で効率よく回収できるハーネスレイアウトや構造を採用。



### 【リサイクルしやすい材質の採用】

内装部品にリサイクル性に優れたオレフィン系樹脂を積極的に採用。



オレフィン系

素材がオレフィン系



### 【材質表示の改善】

材質表示をバンパー裏面だけでなく表面にも採用し、材料の分別性向上を図る。



### 【易解体構造の採用】

トランク/リヤゲートのスイッチオープナーにクリップ形状を採用し、ビス締めを廃止。

スイッチオープナー



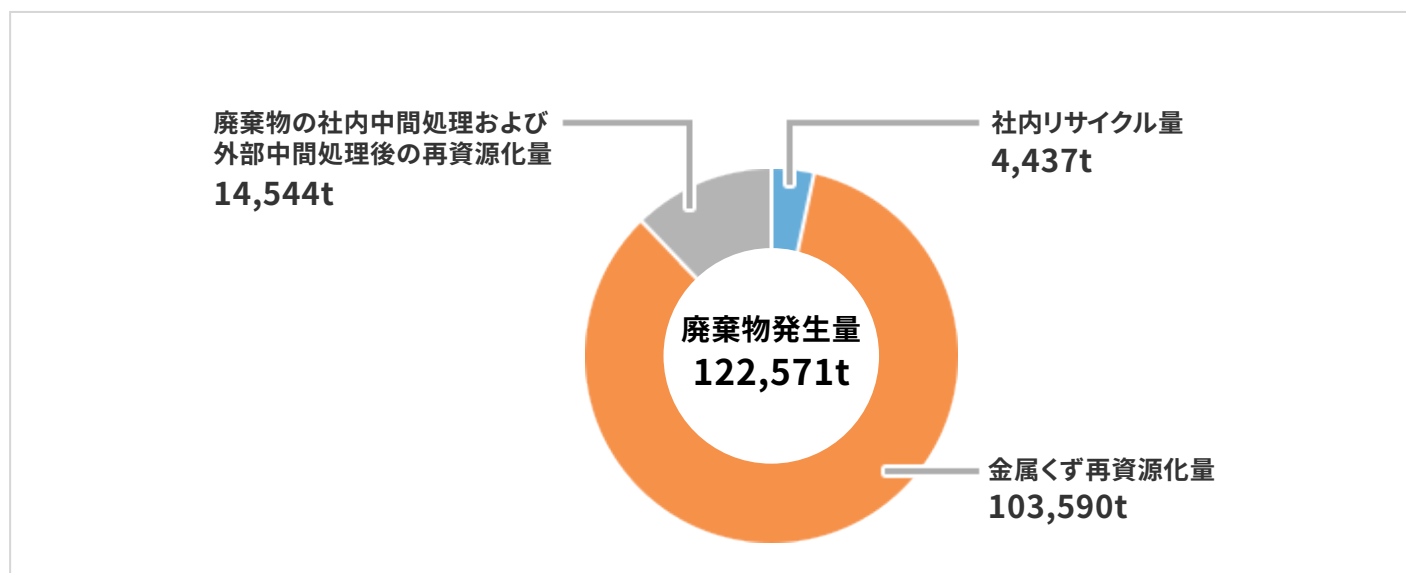
クリップ形状採用

# 生産における取り組み

## 工場における廃棄物削減の取り組み

国内外の生産工場において、2004年度から廃棄物のゼロエミッションを継続達成しています。

### 2017年度全事業所の廃棄物発生量と処理の概要



集計範囲：群馬製作所、東京事業所、宇都宮製作所、半田工場、半田西工場

なお、外部中間処理後の埋め立ては発生していません。

### 主な廃棄物と再資源化方法

主な廃棄物	主な再資源化方法
排水処理場汚泥	セメント原料
塗装カス	製鉄用還元剤
廃プラ	RPF（固形燃料など）
紙くず	再生紙・RPFなど

## 物流における取り組み

### 梱包資材の再利用

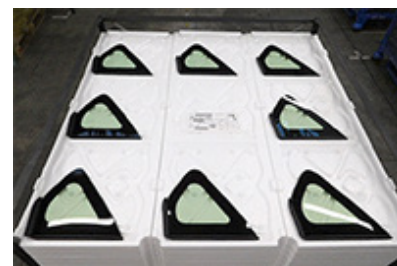
S U B A R U車の海外生産用部品の梱包・輸送を行っている株式会社スバルロジスティクスでは、梱包資材の再利用化を柱に、環境負荷低減活動に取り組んでいます。

2017年度のリユース梱包資材の取扱量は、698.7トンで前年比7%増となりました。この要因は、米国にて生産される「インプレッサ」の増産によるものです。

今後も梱包資材の再利用化を拡大して、環境負荷低減に取り組んでいきます。



ウォーターポンプ用真空成型トレイ



リアクォーターガラス用発泡材

## 販売における取り組み

### 国内販売特約店のゼロエミッション

S U B A R U販売特約店では、環境保護のため、事業活動において排出される廃棄物の適正処理活動を2012年4月から強化しています。

従来の処理方法の見直しはもとより、再資源化を目的として各産業界や企業との連携・協力のもと、**ゼロエミッション**活動を展開し、国内での資源循環を目指しています。活動内容は、使用済み鉛バッテリー・廃オイル・使用済みタイヤ等、多岐にわたり展開中です。これらの結果、2017年度は使用済み鉛バッテリー回収数113,395個（鉛資源1,433トン）、使用済みオイル5,457kl、使用済みタイヤ167,444本を回収し再資源化しました。

ステークホルダーに一番近い販売特約店のゼロエミッション活動は、より身近な環境保全活動であると共に、企業責任の明確化と資源の再資源化による有効活用および適正処理を推進し、商品に加え、安全・安心な環境が提供できるものと考えています。



## 廃油の再資源化

SUBARU販売特約店でオイル交換時に発生する廃油は、SUBARUが構築したゼロエミッションスキームにより、再生重油として再資源化されています。山形県の園芸農家では、この再生重油をハウス暖房用燃料として利用し、毎年きれいなポインセチアやシクラメンを育てています。このシクラメンをSUBARUのイベントやエコプロ展に来場された皆様に配布しました。



園芸農家で栽培されているシクラメン



来場された皆様にシクラメンを配布

## 使用済タイヤの再資源化

SUBARU販売特約店にて交換・回収したタイヤは破碎されゴムチップ化し、発電所、製紙会社（パルプ）、製鉄所などの燃料に再利用しています。このようなサーマルリサイクルの他に、舗装材の一部資源として再利用しています。

これは、使用済タイヤをゴムチップ化したものをアスファルトに混ぜたり、アスファルトの表層に敷設したりするもので、駐車場や児童向け広場、競技場、病院・老人ホームの歩道など目的に応じてゴムチップの配合を変えて活用することができます。廃タイヤの表面部分だけでなく、ワイヤーやゴム材などに分けながらタイヤを細分化しゴム部分のすべてをチップ化し舗装材としてリサイクルする取り組みは、自動車メーカーとして初となります。



従業員向け駐車場



ステラタウン内児童向けアニマル広場

## 旧社章の有効再利用

2017年4月の社名変更に伴い、各事業所で旧社章を回収しました。SUBARUでは、集まった42kgの旧社章を金属専門処理業者に引き取ってもらい、金属資源として有効利用を計っています。



回収された旧社章はリサイクルへ

## Subaru of America, Inc.、国立公園での埋め立てゼロに向けた共同事業

Subaru of America, Inc. (SOA) は、米国SUBARU生産拠点であるSubaru of Indiana Automotive, Inc. (SIA) での埋め立てゼロの知見を生かし、デナリ、グランドティトン、ヨセミテの3つの国立公園から排出され埋め立てられるごみの削減を目指して、2015年からお取引先様、保全協会、国立公園局と共同事業を進めています。

国立公園内で発生したごみ分別をしやすくするために、ステッカーやごみ箱を整えたり、公園内で出た生ごみを有機肥料にしたりして埋め立てるごみを減らしています。

2017年度はSOAの従業員や地域住民など延べ5,000人以上が各種取り組みに参加しました。このような全従業員参加による集会やイベントの開催などの他、ロゴを作って配ったり、調査の様子をニュースレターやボードなどに掲示してこの活動の周知を図っています。

なお、この取り組みは将来的に米国内の全国立公園で適用できる仕組みとすることを目指しています。



SOAが設置したグランドティトン国立公園内のリサイクルコンテナ



## 水資源への考え方

水資源は、人々の生命や生活、そして事業活動を支える貴重な資源の一つですが、気候変動による影響や人口増加、経済発展などによる需要増加により、今後は水資源のリスクが予測されています。

S U B A R Uの生産過程においては水資源は不可欠であり、水資源の不足は事業に影響を及ぼす可能性があるため、主な生産拠点における水リスク調査を開始し、リスクは低いことを確認しています。

また、事業活動においては適切な水の確保、使用、排出を行っています。

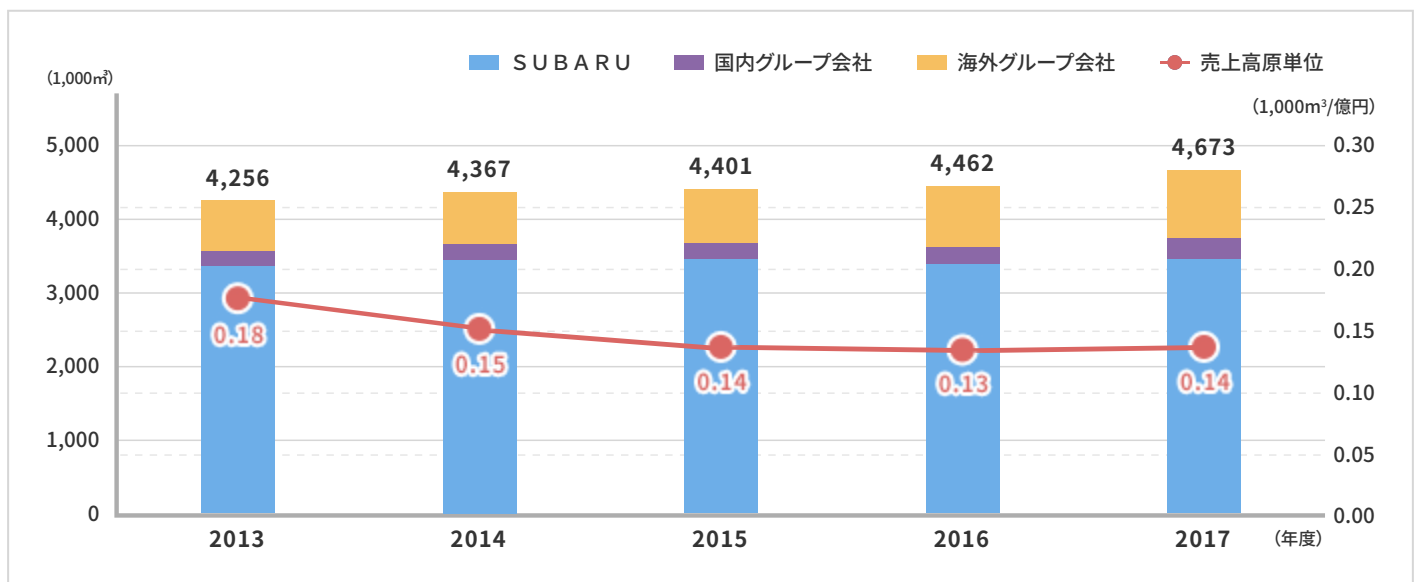
水質管理については、水質などの法令基準に20%上乗せした自主基準を設定し、定期的に自主検査および外部業者による検査を実施し、継続的にモニタリングを行っています。2017年度の水質検査結果は、自主管理基準を超えた数値が1件発生し、対策を直ちに実施しました。

▶ 2017年度環境関連法規制等の順守状況

## 水使用量

水使用の総量、原単位は、事業所ごとに水量を管理集計し、半期ごとの会議体にて報告・確認を行っています。

### 水使用量（総量）



対象範囲：SUBARU：群馬製作所、東京事業所、宇都宮製作所、半田工場、半田西工場

国内グループ会社：輸送機工業（株）、富士機械（株）、イチタン（株）、桐生工業（株）、（株）スバルロジスティクス、産業機器（株）

海外グループ会社：Subaru of Indiana Automotive, Inc.、Subaru of America, Inc.、Subaru Canada, Inc.、Subaru Research & Development, Inc.

## 主な生産拠点における水源別水使用量の内訳

(単位：1,000m<sup>3</sup>)

地域	工業用水	水道水	主な取水流域
日本	3,130	295	利根川、渡良瀬川
北米	0	825	ミシシッピ川
合計	3,130	1,120	

対象範囲：日本：群馬製作所、宇都宮製作所、半田工場、半田西工場、輸送機工業（株）、富士機械（株）、イチタン（株）、桐生工業（株）、産業機器（株）  
北米：Subaru of Indiana Automotive, Inc.

## 水リスク調査の実施

S U B A R U は、持続可能な水資源の利用のため、外部の専門家による取水・排水に関わるリスク調査※を行っています。2016年度は自動車製造拠点である群馬製作所・Subaru of Indiana Automotive, Inc. (SIA)で、2017年度は航空宇宙製造拠点である宇都宮製作所でも実施しました。

調査においては、各拠点が位置する河川流域における水需給の見通しを立てる他、水災発生の可能性、公衆衛生・生態系への影響などを5段階で評価し、優先順位をつけて対策を行うことに役立てています。

評価対象	水需給		水災	水質汚濁への脆弱性		総合評価
	現在	将来傾向		公衆衛生	生態系	
群馬製作所	B	A	A-	B	A	A-
SIA	B-	B	A	B	A	B+
宇都宮製作所	B	A	A+	A-	A+	A-

### 群馬製作所・Subaru of Indiana Automotive, Inc.

自動車製造拠点であるこれらの拠点の水需給リスクは中程度ですが、気候変動の影響を考慮しても中長期的に現在のリスク水準を維持する見通しです。下流域には生物多様性の保護地域などは確認されず、水質汚濁への脆弱性が低いことが確認されました。



## 宇都宮製作所

航空機製造拠点である宇都宮製作所の水需給リスクは中程度ですが、将来の河川流量の増加と水需要の減少が予測され、水需給リスクは将来的に改善傾向にあるという結果となりました。水災については、洪水浸水エリアおよび土砂災害エリアに該当しないことにより、リスクが低い結果となりました。生態系については、拠点下流10kmの保護地域や希少な水生生物は確認されず、リスクが低い結果となりました。

今後はこの調査をもとに、地域の需要にあった水資源の利用および保全を検討していきます。

※参考データベース

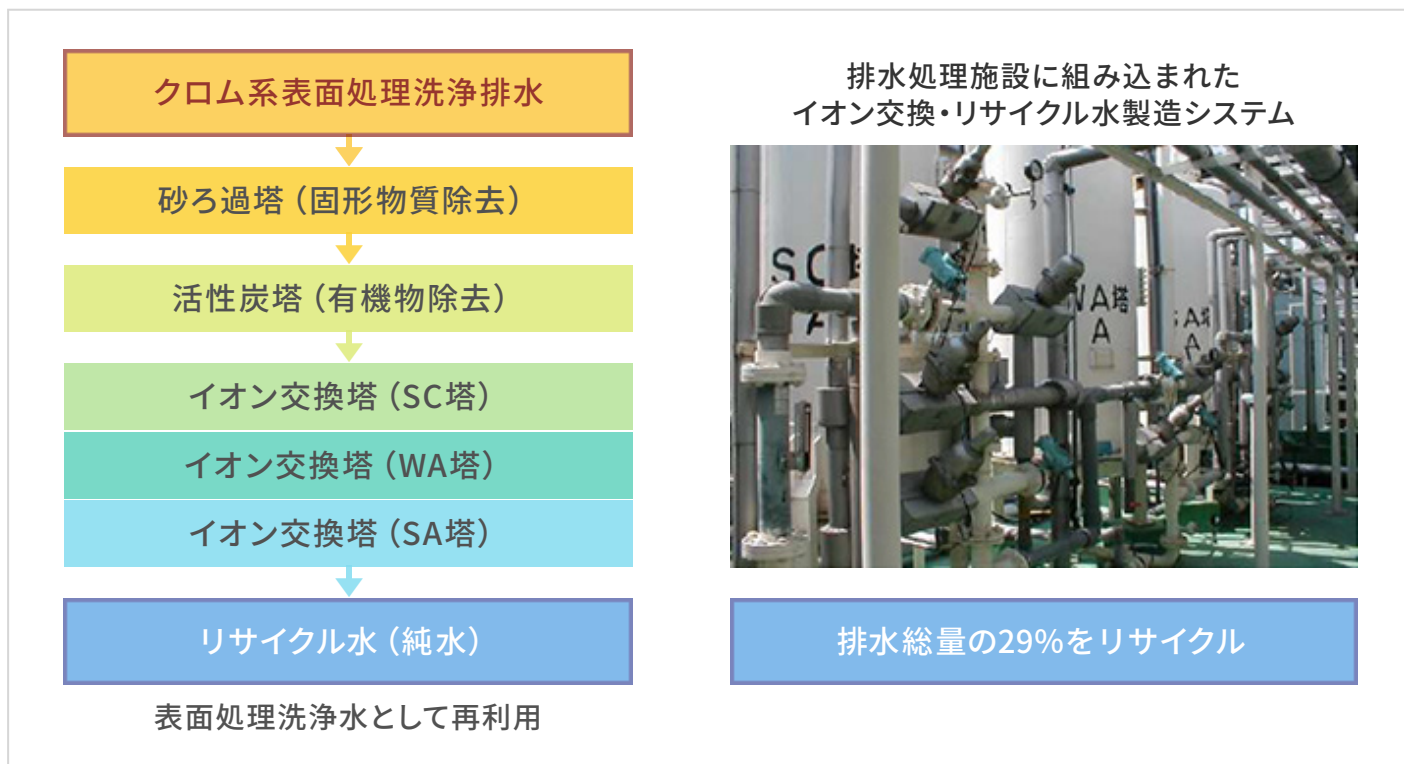
(1)WRI Aqueduct water risk atlas、WWF-DEG Water Risk Filter、PREVIEW Global Risk Data Platform、Climate Change Knowledge Portal、Integrated Biodiversity Assessment Tool、NCD-VfU-GIZ Water Scarcity Valuation Tool (Version 1.0)、Costing Nature / Water World、国土数値情報“浸水想定区域データ/土砂災害危険箇所データ”（群馬製作所・宇都宮製作所のみ）

## 水のリユース

### 生産拠点における水リユースの取り組み事例

宇都宮製作所では、イオン交換・リサイクル水製造システムを組み込んだ表面処理施設を導入し、排水を再処理してリサイクル（純水）として活用しています。2017年度は、表面処理施設で使用した水総量146,000m<sup>3</sup>のうち、42,000m<sup>3</sup>（29%）を処理して、リサイクル水として使用しています。リサイクルした水は、表面処理施設の洗浄水として工場内で活用しています。

#### 表面処理排水の再生処理（イメージ）





### 生物多様性への考え方

S U B A R Uグループは、事業活動が生物多様性に影響を及ぼす可能性があり、その保全が重要であることを認識し、あらゆる事業活動において生物多様性を含む地球規模の環境課題に取り組むことを、環境行動指針に明文化しています。

推進にあたっては、「生物多様性民間参画ガイドライン」や「経団連生物多様性宣言行動指針とその手引き」などの外部イニシアチブを参考としながら、「生物多様性民間参画パートナーシップ」への参画を通じて、積極的な生物多様性保全のネットワーク構築を図っています。

2014年度からは全事業所を横断するワーキンググループを発足し、事業活動と生物多様性の関係性の把握および潜在リスクの洗い出しを行い、優先して取り組む課題を特定の上、ロードマップを策定し、グループ全体で着実に対応・推進しています。

### 国内における取り組み

#### 「S U B A R Uの森」活動

S U B A R Uは、さまざまな企業活動のうち、「S U B A R U環境方針」の「自然との共生」を具体化した、生物多様性の保護に直結する活動「S U B A R Uの森」活動をスタートさせました。

#### 北海道・美深試験場テストコース内の森林保全整備に着手

S U B A R Uのスバル研究実験センター美深試験場敷地内に所有している115ヘクタールの森林において、植林・間伐・自然保護などの整備・保全活動を2017年6月からスタートしました。併せて地元である美深町との連携など、地域社会と連動した森林整備・保全活動の展開を検討。2018年7月には北海道美深町と「森林保全活動等の具体化に関する協定書」を締結し、協定書調印式を行いました。



スバル研究実験センター美深試験場と周辺の森林

## 【「森林保全活動等の具体化に関する協定書」の主な内容】

1. 地球環境保全を目指した持続的・公益的な森林機能を発揮するため、広域で「グループ森林認証」※1を取得
2. 適切な森林管理によるCO<sub>2</sub>吸収源対策の推進を図るため、国が認証する「J-クレジット制度」※2を活用
3. 森林保全、緑化推進、木育推進の一環として、同町が毎年開催する植樹祭への協賛
4. 同町の自然観光資源である松山湿原※3の環境整備を支援
5. SUBARU所有林の森林施業に伴い生じる未利用間伐材を、木質バイオマスボイラー用燃料の原料として供給

※1 「グループ森林認証」：単一の経営組織ではなく、複数の経営組織がグループを作って認証取得するもの。

※2 「J-クレジット制度」：森林経営や省エネ機器の導入などによる、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出削減量・吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。創出されたクレジットは、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、さまざまな用途に活用できる。

※3 「松山湿原」：北海道自然環境保全地域で、日本の重要湿地500の一つに数えられている標高797mの高層湿原

## 群馬県立森林公園「SUBARUふれあいの森 赤城」

SUBARUの自動車生産工場がある群馬県の県立森林公園のネーミングライツ（命名権）を取得しました。これにより2018年4月から5年間「SUBARUふれあいの森 赤城」と称し、今後、周辺の県有林の保全整備支援や施設内での環境イベントの開催や協賛を行っていきます。



森林環境教育の場としても活用

## 栃木県宇都宮市森林公園「SUBARUの森 宇都宮」

SUBARUの航空宇宙カンパニーがある栃木県宇都宮市の森林公園内にある市有林の一部を「SUBARUの森 宇都宮」と称し、今後宇都宮市と連携し、森の保全整備活動を支援していきます。



森林浴や自然散策の場所として最適な公園

## 関連情報

＞ [社会貢献](#)

## 希少種の保全活動

埼玉県北本市の東光寺には大正11年に国の天然記念物に指定された、日本五大桜の一つに数えられる石戸蒲ザクラがあります。北本市にある産業機器株式会社では、この後継樹を2003年3月に譲り受け、敷地内で大切に育てています。



毎年春に可憐な花を咲かせる石戸蒲ザクラ

## 生物多様性に配慮した緑地への取り組み

東京事業所では、北側と東側の敷地の境界部分を、生物多様性簡易評価ツール「いきものプラス<sup>®</sup>※」に則し、武蔵野周辺に自生するムラサキシキブやシラカシなど、生物多様性に配慮した植栽を行いました。この取り組みを通じて、武蔵野の自然豊かな景観づくりにつなげています。

※「いきものプラス<sup>®</sup>」：大手建設会社8社により共同開発した生物多様性簡易評価ツール。



武蔵野周辺の自然豊かな生物多様性に配慮した緑地

## 生物多様性への配慮に貢献する花の苗配布

群馬製作所では、スバル地域交流会の活動の一環として、生物多様性に貢献する取り組みを推進しています。

### 「花配布活動」

スバル地域交流会の会員企業を対象として、購入を希望する企業に年に3回配布しています。2015年9月より生物多様性に貢献する花の苗に変更し、各社にて生物多様性への配慮に貢献する緑化を推進しています。



生物多様性に配慮した品種を積載

### 「小学校花壇コンクール」

太田市、大泉町の小学校を対象として、花壇コンクールを実施しています。花壇づくり用に、2015年9月より生物多様性に貢献する品種の花の苗を小学校へ無償配布しています。

2017年度は16校301人が参加、花壇づくりを通じて花を育てる楽しみや新しい発見など心豊かな体験に役立てていただきたいと考えています。

▷ [SUBARU地域交流会](#) □

# 海外における取り組み

## 中国における森林保護活動「31の森 星の旅」

Subaru of China Ltd. (SOC) は、2012年末に、国家林業局の中国野生動物保護協会と共同で「スバル森林生態保護プロジェクト」を設立しました。

2013年より中国野生動物保護協会と共同で、中国の31省の自然保護区に31カ所の「SUBARU生態保護森林」を設置しました。2017年までに、5年連続で植林活動や希少動物の保護活動などを行う「31の森 星の旅」イベントを開催、車両や物資の提供も定期的に行ってきました。その結果、計30万人余りの参加をいただくと共に、全国60以上の自然保護区を巡り、総走行距離は6万キロを超えました。現在では、「31の森 星の旅」イベントは、中国で広く認知されています。

中国では、2014年に政府の主導のもと「森林中国公益プラットフォーム」（森林中国）が設立され、国家レベルで自然環境保護と森林生態保護を推進してきました。SOCは、2015年に森林中国とパートナーシップを結び、彼らの生態環境保護活動に協力してきました。その活動が評価され、国連から森林中国と共に「公益感謝状」を授与され、国際的な評価を得ています。2017年9月には、「国連砂漠化対処会議」（UNCCD）の第13回締結国会議（COP13）が内モンゴル自治区オルドス市で開催され、SOCは森林中国の招待により、この会議に参加しました。

今後も、SOCは地域の自然環境と調和した活動を行い、生物多様性保全の取り組みを進めていきます。

＜ [SOC「31の森 星の旅」](#) ＞



クブチ砂漠で森林中国、国連Save the greenメンバーとの植林活動

## Subaru of Indiana Automotive, Inc. (SIA) 事業活動と自然との共生を目指して

Subaru of Indiana Automotive, Inc. (SIA) では、工場敷地内の遊水地や周辺緑地を、地域の野生生物が生息しやすいよう整備し、生態系の保護に取り組んだ結果、野生動物が生息するエリアとして2003年National Wildlife Foundation (NWF) から認定を受けました。これは米国内の自動車工場としては初めての認定となります。

野生のカナダ雁や鷺、ハクトウワシが、工場北側にあるテストコースの周回路内側に設置した水場を、餌場や休息地として利用しており、またレクリエーションセンター裏手の緑地には野生のシカが多く生息するなど、豊かな自然に囲まれた工場を現在も維持しています。



豊かな自然に囲まれたSIA

## アメリカにおける公認全米自然動植物生息地の設立支援活動

Subaru of America, Inc. (SOA) は、「Subaru Loves the Earth」を合言葉に、2016年からNWFと協力し、自然動植物の保護活動を行っています。2017年4月現在、全米のSUBARUディーラーのうち412店がNWFとパートナーシップを結び、地元の小学校に「公認全米自然動植物生息地」を設立するための活動に協力しています。参加ディーラーは、小学校にNWF指定の餌箱、鳥の巣箱や水浴び所、有機土、じょうろ、シャベルなどのキット一式を寄贈し、活動を支援してきました。その結果、2017年4月までに、421の「公認全米自然動植物生息地」が設立されました。



オオカバマダラ保護用飼育キット

この活動において特に注目されるのが、オオカバマダラです。オオカバマダラは主に北米に生息する蝶の一種ですが、近年、生息地の消失により大幅に個体数が減少しています。NWFの保護プログラム「Butterfly Heroes Program」に協力して、SUBARUは40万羽のオオカバマダラの保護のために10万個の飼育キットを提供しました。

また、啓発活動の一環として、これらの活動はNWFと共同でディーラーからお客様へも伝えられ、自然動植物の保護に関心を持っていただくきっかけとなっています。

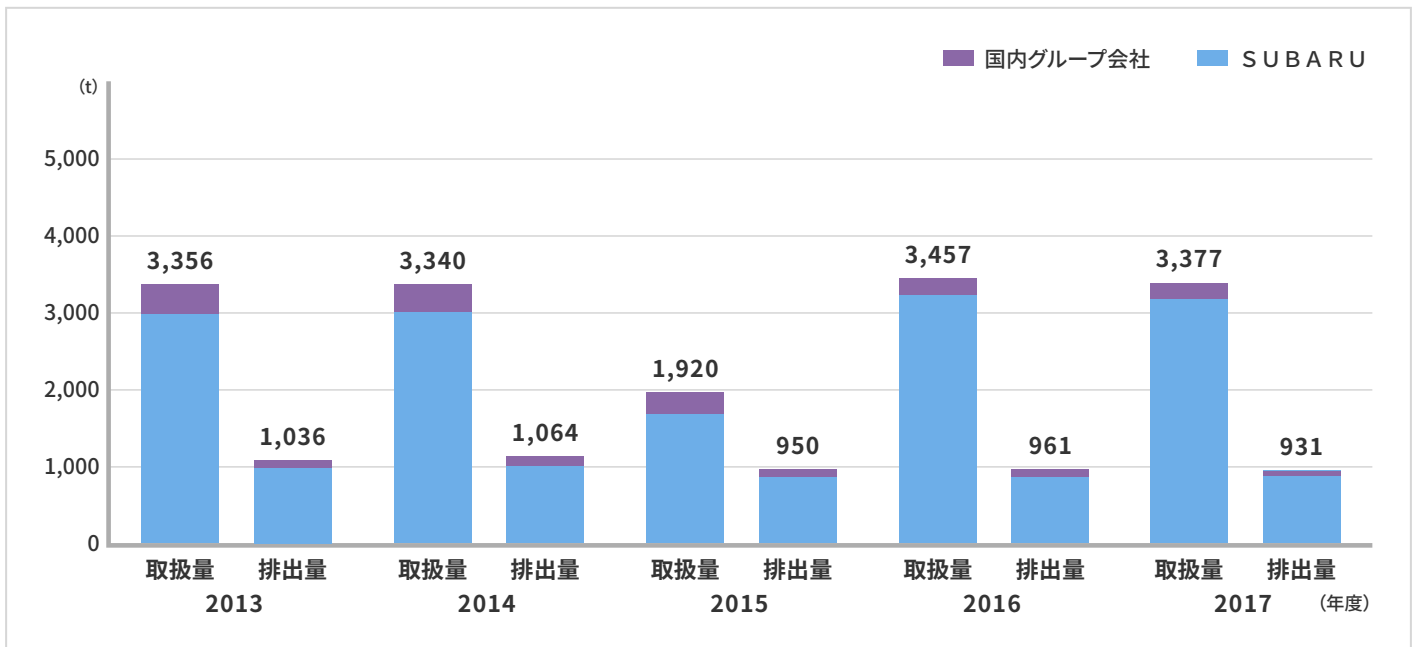


## 汚染の予防への考え方

S U B A R Uグループでは、環境理念に「『大地と空と自然』がS U B A R Uのフィールド」を掲げており、土壌・大気をはじめとする汚染の予防は、持続可能な社会と私たちの事業継続の上で大切な責任の一つと捉えています。これを踏まえ、S U B A R Uでは法令基準以上の自主取り組み基準を設定し、土壌・大気・騒音などについて適切に対応をしています。

## 環境負荷物質の低減

### 国内法PRTR対象物質取扱量、排出量



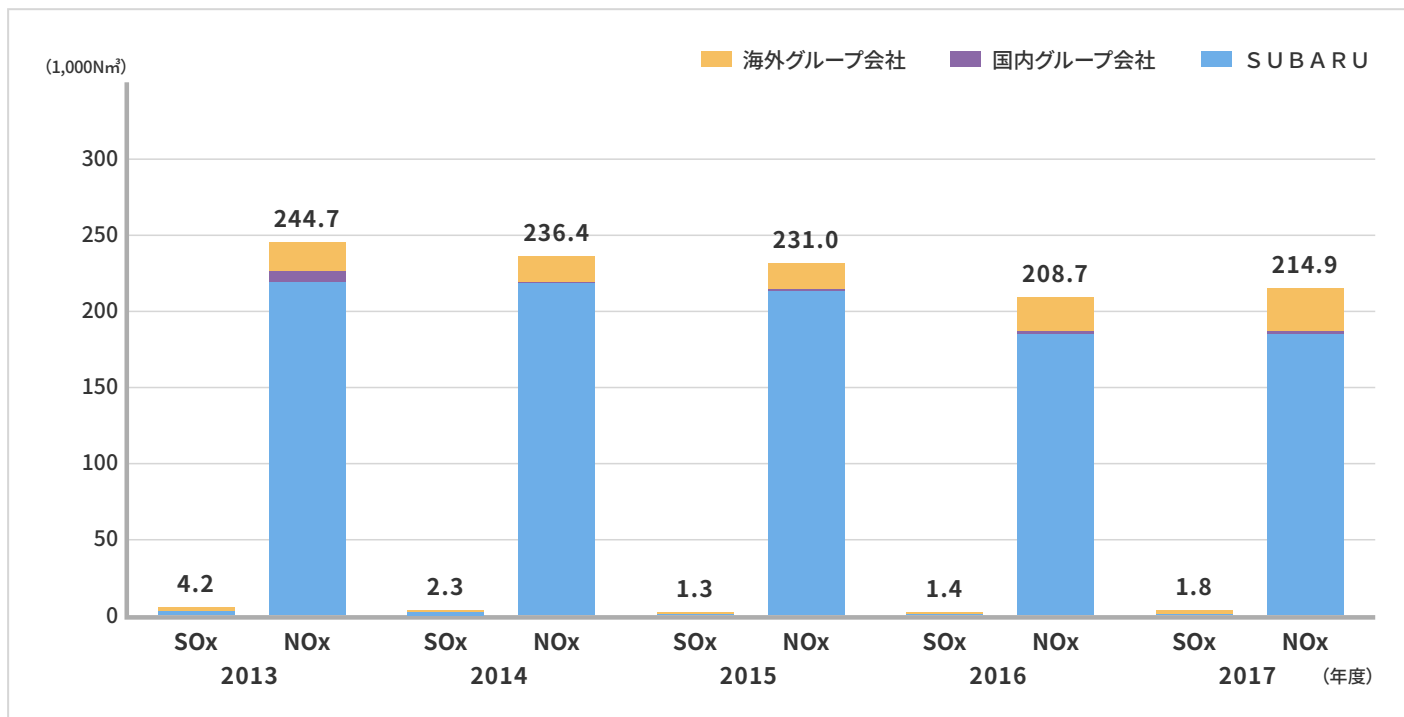
対象範囲：群馬製作所、東京事業所、宇都宮製作所、半田工場、半田西工場

国内グループ会社：

輸送機工業（株）、富士機械（株）、イチタン（株）、桐生工業（株）、（株）スバルロジスティクス、産業機器（株）

注：（株）スバルロジスティクスの2013～2016年度の取扱量に修正がありました。

## NOx,SOx排出量



対象範囲：群馬製作所、東京事業所、宇都宮製作所、半田工場、半田西工場

国内グループ会社：

輸送機工業（株）、富士機械（株）、イチタン（株）、桐生工業（株）、（株）スバルロジスティクス、産業機器（株）

海外グループ会社：Subaru of Indiana Automotive, Inc.

## VOCの排出量

S U B A R Uの自動車塗装工程から発生する2017年度におけるVOC（揮発性有機化合物）排出量は、塗装面積当たり49.4g/m<sup>2</sup>となり、2000年度比46.0%低減となりました。

これは、自動車塗装工程で使用する洗浄用シンナーの使用量低減や回収強化によるものです。

## 土壌・地下水汚染防止

S U B A R Uでは、1998年から自主的に事業所の土壌・地下水調査を行い、必要に応じて浄化対策と地下水モニタリングを行ってきました。土壌汚染対策法が施行された2003年以降は法にのっとり、届出や調査を実施しています。

## PCB廃棄物の保管・管理状況

S U B A R Uでは、PCB廃棄物を法にのっとり適正に保管し、定められた期限までに処分を完了するよう計画しています。



## 重大な漏出

---

S U B A R Uでは、重大な漏出事故が発生した場合は、関係法令にのっとり迅速かつ適切に対応しています。2017年度の発生件数は0件でした。

## 有害廃棄物の輸送

---

S U B A R Uでは、バーゼル条約付属文書 I、II、III、VIIIに定められた有害廃棄物の重大な漏出、輸送はありません。



### 環境に配慮した調達への考え方

---

S U B A R Uグループは、事業活動の中で環境課題の改善に取り組むことは企業に課せられた喫緊の社会的課題、果たすべき責任と認識し、持続可能な社会の実現を目指しています。調達に関しては、環境方針に「私たちは生物多様性など環境保護に配慮した調達を実施します。」を掲げ、環境に配慮した事業活動を行っているお取引先様からの部品・材料・サービスの調達を推進しています。

### 調達基本方針

---

#### 調達基本方針

---

S U B A R Uは以下の基本的な考えのもと調達活動を推進しています。

1. コンプライアンス&グリーン調達

私たちは、人・社会・環境の調和を目指した調達活動を行い、法令・社会規範の順守と環境保全に配慮した取引に努めます。

2. ベストパートナーシップの構築

私たちは、信義誠実の原則に従った相互信頼の取引関係を基本として、お取引先様と「WIN-WIN」の関係を築いていきます。

3. フェアでオープンな調達先の選定

お取引先様の選定にあたっては、国内外全ての企業に広く門戸を開き、常に公平・公正を期すとともに、品質・コスト・納入・技術開発・マネジメント・環境（QCDDME）の6つの視点から最も優れた物品・サービスの調達に努めます。

# グリーン調達

## S U B A R Uでの取り組み

S U B A R Uでは、お取引先様に対して、環境への取り組みについてお願いしたい事項を、「S U B A R Uグリーン調達ガイドライン」にまとめています。ガイドラインでは主に、以下の6項目についてのご協力をお願いしています。

- ・環境関連法規の順守
- ・環境マネジメントシステムの構築
- ・環境責任者登録票の提出
- ・お取引先様自体の環境パフォーマンスの向上
- ・部品・材料・サービスに関する環境負荷物質の管理
- ・物流における環境負荷物質の削減

このガイドラインの順守をお取引先様の選定条件のひとつとしている他、新規お取引先様には、ISO14001の取得を推奨しています。現在、Tier1のお取引様は全てISO14001認証を取得済みです。ISO14001の取得が困難な場合、環境ガイドラインの自主診断報告書の提出により順守状況を確認させていただくと共に、エコアクション21取得の支援を実施しています。

### 関連情報

＞ [S U B A R Uグリーン調達ガイドライン](#)  PDF/459KB

## 部品に含まれる環境負荷物質の管理および削減

S U B A R Uでは、REACH規則やELV指令をはじめとする各国の環境負荷物質関連法規に対応しています。部材に含まれる化学物質については、適宜お取引先様に使用状況調査を行い、継続して含有物質の管理を行っています。また、法令や規制、業界規範等の自主規制などで禁止されている物質については、順次代替材に切り替え、環境負荷物質の削減に取り組んでいます。

## 生物多様性に配慮した調達

---

S U B A R Uでは、生物資源の牛革や植物由来原料の使用状況を調査し、調達過程において環境に悪影響を与えていないことを確認しています。また、紙については本社で使用するコピー用紙を新たな樹木を原料としない古紙パルプ100%配合の再生コピー用紙に切り替えており、他の事業所でも順次切り替えを予定しています。

## お取引先様への環境マネジメントシステムの要請

---

S U B A R Uでは、グリーン調達ガイドラインにのっとりお取引先様にISO14001の外部認証取得を基本とした環境マネジメントシステムの構築を依頼しています。ISO14001の取得が困難なお取引先様に対しては、エコアクション21の取得またはS U B A R Uの自主診断に合格することをお願いしています。当社の自主診断に合格したお取引先様に対しては、必要に応じてお問い合わせや監査を行うと共に、環境マネジメントシステムの外部認証の早期取得に向け、継続的な努力を求めています。



### 環境コミュニケーション

S U B A R Uは、ステークホルダーの皆様との関わりを大切に考え、安心し、信頼していただける企業となるべく、CSRレポートやホームページなどの各種媒体を通じて、環境保全活動事例、環境データなどを分かり易く幅広く社会に向けて発信しています。

#### 「エコプロ2017～環境とエネルギーの未来展～」に出展

2017年12月、国内最大級の環境展示会が開催され、S U B A R Uは北海道・美深試験場テストコース内の白樺林で「S U B A R Uの森」をイメージしたブースを出展し、S U B A R Uグループの環境への取り組みを多くの方へ発信しました。開催3日間で6,000人以上の方々にS U B A R Uブースへお越しいただきました。また、被災地復興支援J-クレジットへの参加を通じて、出展に伴い発生するCO<sub>2</sub>排出量12.0t-CO<sub>2</sub>をカーボンオフセットし、CO<sub>2</sub>の削減に取り組みました。



「S U B A R Uの森」活動を開始した美深町の白樺で制作



カーボンオフセット証明書

#### 地域の皆様とのコミュニケーション

群馬製作所では、日頃から工場や寮・社宅に隣接している地域住民の皆様とコミュニケーションを行っています。各工場から毎月行政区の代表の方を訪問し、S U B A R Uイベントを案内しながら、地域での出来事や各工場へのご要望を伺うなどの情報交換を実施しています。

また年1回、実際に工場を視察する機会を設け、群馬製作所の現況や環境の取り組みについて説明を行うことで、S U B A R Uの環境活動への理解を深めていただいています。

## 事業所周辺を巡回して臭気などを監視

群馬製作所では、臭気や騒音などは計測機器による測定と人の感覚とでは大きく異なるという経験則から、日々事業所周辺の巡回を実施しています。また、別途相談窓口を設け対話集会を行ったり、工場見学会を開催したりすることで、近隣にお住まいの皆様とのコミュニケーションを密にとり、いただいた貴重なご意見をもとに、生産設備の改善などを適宜実施しています。

## 群馬製作所の工場見学

群馬製作所では、小学生の社会見学を目的とした工場見学を受け入れています。2017年度は、一般の方々を含め91,694人のお客様にお越しいただきました。また、SUBARUビジターセンターでは、壁面のパネルの中に実際にリサイクルされるもの、リサイクルの結果出来上がったものを展示し、クルマのリサイクルについて学んでいただいています。



クルマのリサイクルを学ぶコーナー

## インディアナ州立博物館のエコサイエンスフェアへの協賛

2017年4月、小学生から高校生100人が参加し、エコサイエンスフェアが開催されました。協賛しているSubaru of Indiana Automotive, Inc. (SIA) は、自社で取り組んでいるリサイクル活動を紹介するブースの出展とエコサイエンスに関するプロジェクトへの取り組みに優れた学校に、3,000ドルの寄付を行いました。SIAは引き続きこのイベントを支援していきます。



リサイクル活動を紹介するSIAのブース



## 2017年度工場・事業所の環境データ 実績<sup>※</sup>

S U B A R Uでは法規制だけでなく、大気・水質・騒音・振動の法令基準に20%上乗せした自主基準値を設定し管理しています。

※データは各工場および事業場における主要な規制対象物質・施設などの測定値です。

### 大気（大気汚染防止法、県条例）

#### 自動車部門

#### 群馬製作所

##### 本工場

物質	設備	単位	規制値	自主基準値	最大値	平均値
NOx	塗装乾燥炉	ppm	230	184	53	32
ばいじん	塗装乾燥炉	g/Nm <sup>3</sup>	0.2	0.16	0.003	0.002
VOC	塗装ブースなど	ppm-C	700	-	642	239

##### 矢島工場

物質	設備	単位	規制値	自主基準値	最大値	平均値
NOx	塗装乾燥炉	ppm	230	184	50	30
ばいじん	塗装乾燥炉	g/Nm <sup>3</sup>	0.2	0.16	0.003	0.002
VOC	塗装ブースなど	ppm-C	700	-	434	50
VOC	塗装ブースなど	ppm-C	400	-	319	102

## 大泉工場

物質	設備	単位	規制値	自主基準値	最大値	平均値
NOx	アルミ溶解炉	ppm	180	144	46	38
ばいじん	アルミ溶解炉	g/Nm <sup>3</sup>	0.3	0.24	0.010	0.007

## 太田北工場

該当する設備はありません。

## 東京事業所

該当する設備はありません。

## 航空宇宙カンパニー

## 宇都宮製作所

## 本工場

物質	設備	単位	規制値	自主基準値	最大値	平均値
NOx	コージェネ	ppm	600	480	94	88
NOx	乾燥炉	g/Nm <sup>3</sup>	230	184	<100	<100
ばいじん	乾燥炉	ppm-C	0.2	0.16	<0.001	<0.001

## 南工場、南第2工場

該当する設備はありません。

## 半田工場

物質	設備	単位	規制値	自主基準値	最大値	平均値
SOx	2トンボイラー	ppm	1.5	1.2	0.02	<0.02
NOx	2トンボイラー	ppm	180	144	110	37
ばいじん	2トンボイラー	g/Nm <sup>3</sup>	0.1	0.08	<0.002	<0.002



物質	設備	規制値	単位	自主基準値	最大値	平均値
SOx	2トンボイラー	ppm	1.5	1.2	<0.02	<0.02
NOx	2トンボイラー	ppm	180	144	55	33
ばいじん	2トンボイラー	g/Nm <sup>3</sup>	0.1	0.08	<0.002	<0.002

## 水質（水質汚濁防止法・下水道法、県・市条例）

### 自動車部門

### 群馬製作所

### 本工場

項目	単位	規制値 (県条例)	自主基準値	最大値	最小値	平均値
水素イオン濃度 (pH)	-	5.8~8.6	6.1~8.3	7.7	7.3	7.5
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	25	20	5.3	1.1	3.2
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	50	40	2.8	1.0	2.0
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/ℓ	5	4	<1.0	<1.0	<1.0
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/ℓ	30	24	<1.0	<1.0	<1.0
フッ素およびその化合物	mg/ℓ	8	6.4	2.0	0.2	0.8
亜鉛含有量	mg/ℓ	2	1.6	0.703	0.081	0.317
溶解性鉄含有量	mg/ℓ	10	8	<0.1	<0.1	<0.1
溶解性マンガン含有量	mg/ℓ	10	8	<0.1	<0.1	<0.1
りん含有量	mg/ℓ	16 (8)	6.4	1.1	0.2	0.6
窒素含有量	mg/ℓ	120 (60)	48	6.5	2.3	4.4

[排水は公共河川排出、排水口2カ所（新2号水路、5号水路）で測定、全りん・全窒素は日間平均]

## 矢島工場

項目	単位	規制値 (県条例)	自主基準値	最大値	最小値	平均値
水素イオン濃度 (pH)	-	5.8~8.6	6.1~8.3	7.4	7.3	7.4
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	25	20	7.0	2.9	5.0
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	50	40	5.2	2.4	3.8
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/ℓ	5	4	<1.0	<1.0	<1.0
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/ℓ	30	24	<1.0	<1.0	<1.0
フッ素およびその化合物	mg/ℓ	8	6.4	1.3	0.9	1.1
亜鉛含有量	mg/ℓ	2	1.6	2.54	0.215	1.38
溶解性鉄含有量	mg/ℓ	10	8	0.1	0.1	0.1
溶解性マンガン含有量	mg/ℓ	10	8	0.4	0.2	0.3
りん含有量	mg/ℓ	16 (8)	6.4	0.5	0.3	0.4
窒素含有量	mg/ℓ	120 (60)	48	5.9	3.2	4.6

[排水は公共河川排出、全りん・全窒素は日間平均]

## 大泉工場

項目	単位	規制値 (県条例)	自主基準値	最大値	最小値	平均値
水素イオン濃度 (pH)	-	5.8~8.6	6.1~8.3	7.9	7.1	7.4
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	10	8	4.6	1.0	2.4
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	10	8	6.0	1.0	4.2
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/ℓ	3	2.4	<1.0	<1.0	<1.0
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/ℓ	30	24	<1.0	<1.0	<1.0
フッ素およびその化合物	mg/ℓ	8	6.4	<0.2	<0.2	<0.2
亜鉛含有量	mg/ℓ	2	1.6	0.233	0.086	0.140
溶解性鉄含有量	mg/ℓ	5	4	<0.1	<0.1	<0.1
溶解性マンガン含有量	mg/ℓ	5	4	<0.1	<0.1	<0.1
りん含有量	mg/ℓ	16 (8)	6.4	<0.1	<0.1	<0.1
窒素含有量	mg/ℓ	120 (60)	48	13.6	2.8	8.2

[排水は公共河川排出、全りん・全窒素は日間平均]

## 太田北工場

項目	単位	規制値 (県条例)	自主基準値	最大値	最小値	平均値
水素イオン濃度 (pH)	-	5.8~8.6	6.1~8.3	7.9	7.8	7.9
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	25	20	<1.0	<1.0	<1.0
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	50	40	3.2	3.2	3.2
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/ℓ	5	4	<1.0	<1.0	<1.0
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/ℓ	30	24	<1.0	<1.0	<1.0
フッ素およびその化合物	mg/ℓ	8	6.4	<0.2	<0.2	<0.2
亜鉛含有量	mg/ℓ	2	1.6	0.04	0.027	0.034
溶解性鉄含有量	mg/ℓ	10	8	0.2	0.1	0.2
溶解性マンガン含有量	mg/ℓ	10	8	0.2	<0.1	0.2
りん含有量	mg/ℓ	16 (8)	6.4	<0.1	<0.1	<0.1
窒素含有量	mg/ℓ	120 (60)	48	1.6	1.0	1.3

[排水は公共河川排出、全りん・全窒素は日間平均]

## 東京事業所

項目	単位	規制値※	自主基準値	最大値	最小値	平均値
水素イオン濃度 (pH)	-	5.7~8.7	5.9~8.4	8.4	8.0	8.3
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	300	240	230	43	126
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	300	240	240	45	102
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/ℓ	5	4	<4.0	<4.0	<4.0
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/ℓ	30	24	17	<4.0	7
全りん	mg/ℓ	16	12.8	8.7	3.1	4.9
全窒素	mg/ℓ	120	96	79.9	21	40.5
溶解性マンガン	mg/ℓ	10	8	0.02	0.01	0.01
シアン	mg/ℓ	1	0.8	<0.01	<0.01	<0.01

[排水は公共用下水道排出、単位はpH除きmg/L]

※水質汚濁防止法および三鷹市下水道条例

## 宇都宮製作所

## 本工場

項目	単位	規制値	自主基準値	最大値	最小値	平均値
水素イオン濃度 (pH)	-	5~9	5.4~8.6	8.5	6.3	7.1
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	600	480	407	<1.0	64
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	600	480	355	0.7	64
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/ℓ	5	4	<1.0	<1.0	<1.0
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/ℓ	30	24	20.3	<1.0	8.4
フッ素化合物	mg/ℓ	8	6.4	1.5	<0.2	0.3
シアン	mg/ℓ	1	0.8	<0.1	<0.1	<0.1
カドミウム	mg/ℓ	0.03	0.024	0.007	<0.003	0.004
総クロム	mg/ℓ	2	1.6	0.36	<0.01	0.01
六価クロム	mg/ℓ	0.1	0.08	<0.02	<0.02	<0.02

[排水は公共用下水道排出]

項目	単位	規制値	自主基準値	最大値	最小値	平均値
水素イオン濃度 (pH)	-	5.8~8.6	6.0~8.3	7.9	6.9	7.4
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	50	40	<1.0	<1.0	<1.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	30	24	11.8	<0.5	1.7
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/ℓ	5	4	<1.0	<1.0	<1.0
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/ℓ	30	24	<1.0	<1.0	<1.0
シアン	mg/ℓ	1	0.8	<0.1	<0.1	<0.1
カドミウム	mg/ℓ	0.03	0.024	<0.003	<0.003	<0.003
総クロム	mg/ℓ	2	1.6	<0.01	<0.01	<0.01
六価クロム	mg/ℓ	0.5	0.4	<0.02	<0.02	<0.02

[排水は公共河川排出]

## 南工場

項目	単位	規制値	自主基準値	最大値	最小値	平均値
水素イオン濃度 (pH)	-	5~9	5.4~8.6	8.6	6.8	7.5
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	600	480	151	2.4	45
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	600	480	412	5.1	102
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/ℓ	5	4	<1.0	<1.0	<1.0
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/ℓ	30	24	17.1	<1.0	6.9
シアン	mg/ℓ	1	0.8	<0.1	<0.1	<0.1
カドミウム	mg/ℓ	0.03	0.024	<0.003	<0.003	<0.003
総クロム	mg/ℓ	2	1.6	<0.01	<0.01	<0.01
六価クロム	mg/ℓ	0.1	0.08	<0.02	<0.02	<0.02

[排水は公共用下水道排出]

## 南工場

項目	単位	規制値	自主基準値	最大値	最小値	平均値
水素イオン濃度 (pH)	-	5.8~8.6	6.0~8.3	8.1	6.8	7.2
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	50	40	1.6	<1.0	1.3
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	30	24	16.7	<0.5	2.6
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/ℓ	5	4	<1.0	<1.0	<1.0
シアン	mg/ℓ	1	0.8	<0.1	<0.1	<0.1
カドミウム	mg/ℓ	0.03	0.024	<0.003	<0.003	<0.003
総クロム	mg/ℓ	2	1.6	<0.01	<0.01	<0.01
六価クロム	mg/ℓ	0.5	0.4	<0.02	<0.02	<0.02

[排水は公共河川排出]

## 南第2工場

項目	単位	規制値	自主基準値	最大値	最小値	平均値
水素イオン濃度 (pH)	-	5~9	5.4~8.6	7.6	7	7.3
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	600	480	98	<1.0	19
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	600	480	100	1.2	22
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/ℓ	5	4	<1.0	<1.0	<1.0
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/ℓ	30	24	5.1	<1.0	1.5
フッ素化合物	mg/ℓ	8	6.4	1.7	<0.2	0.5
シアン	mg/ℓ	1	0.8	<0.1	<0.1	<0.1
カドミウム	mg/ℓ	0.03	0.024	<0.003	<0.003	<0.003
総クロム	mg/ℓ	2	1.6	1.0	<0.01	0.20
六価クロム	mg/ℓ	0.1	0.08	<0.02	<0.02	<0.02

[排水は公共用下水道排出]

## 南第2工場

項目	単位	規制値	自主基準値	最大値	最小値	平均値
水素イオン濃度 (pH)	-	5.8~8.6	6.0~8.3	7.5	6.5	7.1
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	50	40	5.2	<1.0	2.7
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	30	24	3.7	0.6	1.9
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/ℓ	5	4	<1.0	<1.0	<1.0
シアン	mg/ℓ	1	0.8	<0.1	<0.1	<0.1
カドミウム	mg/ℓ	0.03	0.024	<0.003	<0.003	<0.003
総クロム	mg/ℓ	2	1.6	<0.01	<0.01	<0.01
六価クロム	mg/ℓ	0.5	0.4	<0.02	<0.02	<0.02

[排水は公共河川排出]

## 半田工場

項目	単位	規制値	自主基準値	最大値	最小値	平均値
水素イオン濃度 (pH)	-	6~8	6.2~7.8	7.8	6.8	7.5
浮遊物質 (SS)	mg/l	25	20	6.0	<1.0	1.8
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	25	20	13.0	1.0	2.8
化学的酸素要求量 (COD)	mg/l	25	20	15.0	1.3	5.6
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/l	5	4	<0.5	<0.5	<0.5
シアン	mg/l	1	0.8	<0.1	<0.1	<0.1
カドミウム	mg/l	0.03	0.024	<0.005	<0.005	<0.005
総クロム	mg/l	2	1.6	<0.04	<0.04	<0.04
六価クロム	mg/l	0.5	0.4	<0.04	<0.04	<0.04

## 半田西工場

項目	単位	規制値	自主基準値	最大値	最小値	平均値
水素イオン濃度 (pH)	-	6~8	6.2~7.8	7.7	7.0	7.4
浮遊物質 (SS)	mg/l	15	12	8.0	2.0	3.8
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/l	15	12	13.0	3.0	6.4
化学的酸素要求量 (COD)	mg/l	15	12	12.0	4.6	7.8
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/l	2	1.6	<0.5	<0.5	<0.5
シアン	mg/l	0.5	0.4	<0.1	<0.1	<0.1
カドミウム	mg/l	0.03	0.024	<0.005	<0.005	<0.005
総クロム	mg/l	0.2	0.16	<0.04	<0.04	<0.04
六価クロム	mg/l	0.3	0.24	<0.04	<0.04	<0.04

# 騒音（騒音規制法、県条例、協定）

## 自動車部門

### 群馬製作所

測定場所	単位	規制値※ (夜間)	自主基準値	測定箇所	測定値
本工場	dB (A)	55	54	20	37~54
矢島工場	dB (A)	55	54	20	43~53
大泉工場	dB (A)	50	49	20	40~50

※群馬県条例、太田・大泉公害防止協定

## 航空宇宙カンパニー

### 宇都宮製作所

測定場所	単位	規制値 (夜間)	自主基準値	測定箇所	最大値
本工場	dB (A)	60	58	8	58
南工場	dB (A)	50	48	3	38
南第二工場	dB (A)	50	48	3	46

### 半田工場

測定場所	単位	規制値 (夜間)	自主基準値	測定箇所	最大値
半田工場	dB (A)	65	63	3	51

### 半田西工場

測定場所	単位	規制値 (夜間)	自主基準値	測定箇所	最大値
半田西工場	dB (A)	65	63	6	58



# 振動（振動規制法、県条例、協定）

## 自動車部門

### 群馬製作所

測定場所	単位	規制値 (夜間)	自主基準値	測定箇所	測定値
本工場	dB (A)	65	64	20	18.5～38.2
矢島工場	dB (A)	65	64	20	26.1～41.4
大泉工場	dB (A)	60	59	20	20.1～38.7

## 航空宇宙カンパニー

### 宇都宮製作所

測定場所	単位	規制値 (夜間)	自主基準値	測定箇所	最大値
本工場	dB (Z)	65	63	8	34
南工場	dB (Z)	60	58	2	30未満
南第二工場	dB (Z)	60	58	3	30未満

### 半田工場、半田西工場

測定場所	単位	規制値 (夜間)	自主基準値	測定箇所	最大値
半田工場	dB (Z)	70	68	3	30未満
半田西工場	dB (Z)	70	68	5	30未満

# 臭気（悪臭防止法）

自動車部門

群馬製作所

[臭気指数]

測定場所	規制値	自主基準値	測定箇所	測定値
本工場	21	20	6	10未満
矢島工場	21	20	6	10未満

## 国内法PRTR 対象化学物質の取扱量、排出量など

自動車部門

群馬製作所（本工場、矢島工場、大泉工場、スバル研究実験センター（佐野））

[単位：kg/年、ダイオキシン類のみ mg-TEQ/年]

化学物質名	取扱量	大気 排出量	水域 排出量 (公共用水)	移動量 (下水道)	移動量	消費量	除去 処理量	リサイクル 量
亜鉛の水溶性 化合物	184,364	0	1,600	0	0	182,764	0	0
エチルベンゼ ン	454,149	244,921	0	0	0	18,254	52,216	138,758
キシレン	732,121	337,354	0	0	0	182,700	120,503	91,564
1,2,4-トリ メチルベンゼ ン	253,174	1,321	0	0	0	241,678	10,175	0
1,3,5-トリ メチルベンゼ ン	39,083	21,339	0	0	0	2,413	8,443	6,887
トルエン	788,133	259,217	0	0	0	365,866	74,498	88,552

ナフタレン	12,802	8,453	0	0	0	0	3,010	1,339
ニッケル化合物	8,449	0	228	0	3,995	4,226	0	0
フタル酸ビス (2-エチル ヘキシル)	10,404	0	0	0	209	10,195	0	0
フッ化水素およびその水溶性塩	10,100	0	9,191	0	0	909	0	0
ノルマル-ヘキサシラン	123,998	667	0	0	0	123,331	0	0
ベンゼン	22,108	126	0	0	0	21,982	0	0
ホルムアルデヒド	19,214	9,801	0	0	1,995	0	4,259	3,159
マンガンおよびその化合物	24,048	0	634	0	10,948	12,466	0	0
ダイオキシン類 単位：mg-TEQ/年	0	0.0547	0	0	0.000	0	0	0
クメン	13,917	8,360	0	0	0	0	3,375	2,182
メチルナフタレン	15,849	73	0	0	0	15,776	0	0
計	2,711,912	891,632	11,653	0	17,147	1,182,560	276,479	332,441
		903,285						

## 東京事業所

化学物質名	取扱量	大気排出量	水域排出量 (公共用水)	移動量 (下水道)	移動量	消費量	除去処理量	リサイクル量
エチルベンゼン	15,839	0.17	0	0	0	15,839	0	0
エチレングリコール	2,002	0.00	0	0	0	2,002	0	0
キシレン	70,788	0.67	0	0	0	70,787	0	0
1,3,5-トリメチルベンゼン	11,326	0.03	0	0	0	11,326	0	0

トルエン	262,414	8.60	0	0	0	262,405	0	0
1,2,4-トリメチルベンゼン	57,408	0.20	0	0	0	57,408	0	0
ベンゼン	8,684	1.01	0	0	0	8,683	0	0
n-ヘキサン	27,157	6.90	0	0	0	27,150	0	0
計	455,618	17.58	0	0	0	455,600	0	0
		17.58						

## 航空宇宙カンパニー

### 宇都宮製作所

[単位：kg/年]

化学物質名	取扱量	大気排出量	水域排出量 (公共用水)	移動量 (下水道)	移動量	消費量	除去処理量	リサイクル量
ビスフェノールA	2,656	0	0	0	1,062	1,594	0	0
キシレン	3,968	3,003	0	0	965	0	0	0
6価クロム化合物	1,679	0	0	0	533	353	793	0
トルエン	24,989	19,500	0	0	5,489	0	0	0
マンガンおよびその化合物	955	0	0	0	382	573	0	0
1,3-ジオキソラン	4,480	3,494	0	0	986	0	0	0
計	38,727	25,997	0	0	9,417	2,520	793	0



## あ行

<b>硫黄酸化物</b> 【Sulfur Oxides (SOx)】	燃料などに含まれている硫黄分が、燃焼により空気中の酸素と結合して発生。大気汚染原因物質の一因。
<b>一酸化炭素</b> 【Carbon Monoxide (CO)】	炭素または炭素化合物が不十分な酸素供給の下に燃焼するか、または炭酸ガスが赤熱した炭素と接触するときに生じる無色、無臭、可燃性の気体。大気汚染原因物質の一つ。
<b>インランドコンテナデポ</b>	海上コンテナ物流の陸上部分の輸送体系を見直し、荷主の物流コストの低減や物流の効率化を図るため、内陸部（インランド）にあるコンテナ貨物の集貨拠点。
<b>エコアクション21</b> 【Eco Action 21】	環境省が策定した中小企業向けの環境保全活動推進プログラム。ガイドラインに基づいて、環境経営システム、環境への取り組み、環境報告の3つの要素に取り組む環境マネジメントシステム。
<b>エコカー</b> 【Fuel Efficient Vehicle】	燃費性能と排ガス性能が優れた自動車。エコカー減税対象車は、税制面で優遇される。
<b>エコドライブ</b> 【Energy Saving Driving】	不要なアイドリングをやめる、急発進や急加速をやめるなど、環境負荷を減らすための運転の工夫。
<b>エネルギー使用量</b> 【Energy Consumption】	電気、ガス、燃料等のさまざまな単位の違うエネルギーの使用量を原油換算して合算したもの。
<b>オゾン層</b> 【Ozone Layer】	生物にとって有害な紫外線の多くを吸収する化学作用の強い気体。成層圏（約10～50km上空）には、大気中のオゾンの約90%が集まってオゾン層を形成している。
<b>オレフィン系樹脂</b> 【Olefin Resin】	二重結合を1箇所もったオレフィン为原料とする鎖状炭化水素の総称で、ポリエチレン樹脂やポリプロピレン樹脂がある。
<b>温室効果ガス</b> 【Greenhouse Gas (GHG)】	地表面から宇宙への放射熱を吸収する効果がある地球温暖化を引き起こすガスの総称。二酸化炭素、メタン、フロン類など。

# か行

---

<b>化学物質管理 (IMDS)</b> 【International Material Data System】	環境関連の法規に対応するため、自動車に使用する部品の材料を管理する自動車業界で運営する物質情報システム。
<b>カーボン・オフセット</b> 【Carbon Offsetting】	日常活動や企業活動などで排出するCO <sub>2</sub> などの温室効果ガスの排出について、省エネ・植林事業への投資など別の活動により、排出される温室効果ガスを埋め合わせること。
<b>カーボンフットプリント</b> 【Carbon Footprint】	商品の生産から廃棄までの全過程で排出される温室効果ガスをCO <sub>2</sub> に換算して商品に表示すること。
<b>環境会計</b> 【Environmental Accounting】	事業活動における環境保全のためのコストとその活動で得られた財務面・環境面での効果を認識し、可能な限り定量的に測定し、伝達する仕組み。
<b>環境マネジメントシステム (EMS)</b> 【Environmental Management System】	製品の製造、使用、廃棄など製品ライフサイクル全体を通じての環境負荷低減を目的とした設計手法のこと。
<b>環境負荷物質</b> 【Environmental Pollutants Substances】	地球環境や人体に影響を及ぼす可能性のある物質の総称。
<b>環境ボランティアプラン</b> 【Voluntary Plan for the Environment】	企業や団体が、地球温暖化対策や廃棄物の削減などの環境保全活動に取り組むため、自主的に策定する行動計画の総称。
<b>揮発性有機化合物</b> 【Volatile Organic Compounds (VOC)】	常温常圧で容易に空気中へ揮発する有機化合物の総称で、主に人口合成された物質。塗料等に溶剤として含まれるトルエン・キシレンなど約200種類ある。光化学オキシダントや浮遊粒子状物質発生原因の一つ。
<b>キャスビー</b> 【Comprehensive Assessment System for Built Environmental Efficiency (CASBEE)】	国土交通省主導の建築総合性能評価システム。
<b>グリーン購入</b> 【Green Purchase】	環境負荷低減に寄与する製品・サービスを購入すること。グリーン購入は、市場を通じて企業の環境経営・商品開発を促進する。

<b>グリーン税制</b> 【Green Tax Plan】	排出ガス性能および燃費性能に優れた低公害車に対して自動車税の税率を軽減する一方、新車新規登録から一定年数以上を経過した自動車に対しては税率を重課する制度。
<b>クローズド・ループ・リサイクル</b> 【Green Purchase】	生産時に発生した廃棄物、スクラップや、回収した自社の使用済み製品を、同じ品質の部品の材料として再生し、再び同種製品に採用する手法のこと。
<b>コージェネレーションシステム</b> 【Cogeneration System】	発電時の排熱を利用して、電力と熱を併給し、エネルギーの効率的利用をはかるシステム。

## さ行

<b>再生可能エネルギー</b> 【Renewable energy】	エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるもの。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギー。
<b>産業廃棄物</b> 【Industrial Waste】	事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、法令に定められる20種類のもの。排出事業者処理の責任を義務づけている。
<b>自動車リサイクル法</b> 【Automotive Recycling Law】	使用済み自動車のリサイクル・適正処理推進のために、2002年7月制定、2005年1月施行。自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけている。
<b>自動車破碎残さ</b> 【Automotive Shredder Residue】	使用済み自動車からエアバッグ類やフロン類、ドア、エンジンなどの部品を取り外し、破碎し有用金属を回収した後に残ったもの。
<b>シュレッダーダスト</b> 【Shredder Dust】	廃自動車を破碎し、鉄や非金属などを回収した後に残るプラスチック、ガラス、ゴムなどの破片の混合物。

<b>スコープ</b> 【Scope】	範囲のこと。環境報告書のなかでは、主に温室効果ガスなどの算定や報告の際に対象となる範囲を企業が直接排出するスコープ1、購入電力など企業が所有・支配する施設で消費するエネルギーの製造工程の排出から出すのがスコープ2、バリューチェーンも含む排出がスコープ3としてあわす。
<b>スコープ1</b>	企業の自社施設から直接排出される温室効果ガス。
<b>スコープ2</b>	他社から供給された電気・熱・蒸気の使用に伴い間接的に排出する温室効果ガス。
<b>スコープ3</b>	スコープ1,2以外の間接排出で、原料調達、輸送、商品使用、廃棄過程の他、従業員の通勤、出張などにより排出される温室効果ガス。
<b>生物多様性</b> 【Biodiversity】	地球上の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえる。
<b>先進安全自動車</b> 【Advanced Safety Vehicle (ASV)】	高度道路交通システムの一部で、先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車。
<b>ゼロエミッション</b> 【Zero Emission】	産業から排出される廃棄物や副産物を他の産業の資源として活用し、結果的に廃棄物を生み出さないシステム。国連大学（UNU）が1994年に提唱した概念。

## た 行

<b>大気汚染</b> 【Air Pollution】	大気中の微粒子や気体成分の中で、人の健康や環境に悪影響をもたらすもの。
<b>炭化水素</b> 【Hydrocarbon】	炭素と水素からなる有機化合物の総称。炭酸水素系物質は光化学スモッグの原因物質のひとつであり、種類によっては有害性や悪臭の問題がある。



---

**地球温暖化**  
【Global Warming】

化石燃料の使用で温室効果ガスの濃度が上がり、赤外線を吸収し、地球の気温が上昇すること。

---

**窒素酸化物**  
【Nitrogen Oxides (NOx)】

空気中の窒素と酸素が高温の燃焼により結合して生成するほか、燃料中の窒素が燃焼により酸化されて生成。大気汚染原因物質の一つ。

---

**デジタルタコグラフ**  
(デジタル式運行記録計)

自動車の走行時間や走行速度などの運行記録を自動的に記録し、メモリーカード等に保存するシステム。業務として自動車を運行する業種における運行管理システムとして導入が進められつつある。  
急加速・急減速、アイドリングの無駄、危険運転などを明確に「見える化」することができるため、安全運転意識の向上、燃料使用量の削減を図ることができる。

---

## な行

---

---

**二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)**  
【Carbon Dioxide】

温室効果ガスの一つ、二酸化炭素は大気中の濃度が高く、排出量が多いため、地球温暖化への影響が最も大きい。

---

**日本化審法**

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とする法律。

---

## は行

---

---

**バーゼル条約**  
【Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and Their Disposal】

一定の有害廃棄物の国境を越える移動の規制について国際的な枠組みおよび手続きを規定した条約。有害な廃棄物を先進国が発展途上国に投棄し、環境汚染を引き起こすことを防ぐ目的で採択された。1992年5月発効。

---

---

**バイオ燃料**  
【Biofuel】

動植物に由来する有機資源を利用して生み出された燃料の総称。液体燃料やガス燃料として加工され、従来の化石燃料を代替する用途での利用が進められている。

---

**バリューチェーン**  
【Value Chain】

原材料から廃棄・リサイクルまでの企業活動のこと。

---

**フロンガス**  
【Fluoro Carbon】

フロンガスには複数の種類があり、オゾン層を破壊する特定フロン、オゾン層破壊性の小さい代替フロンがある。フロンガスは、オゾン層を破壊するだけでなく、温室効果ガスのひとつとして地球温暖化にも影響する。

---

**ポリ塩化ビフェニル**  
【Poly Chlorinated Biphenyl (PCB)】

環境中で難分解性で、生物に蓄積しやすく毒性がある物質であることが明らかとなり、1973年に製造・輸入や新たな使用が禁止された。

---

## ま行

---

**モーダルシフト**  
【Modal Shifts】

貨物輸送をトラック輸送から環境負荷の小さな鉄道輸送や船舶輸送に切り替えること。

---

## や行

---

**有害廃棄物**  
【Hazardous waste】

一般的な有害の定義はさまざまであるが、ここではバーゼル条約において輸出入等の規制の対象となる有害廃棄物等のこと。

---

## ら行

---

### ライフサイクルアセスメント 【Life Cycle Assessment (LCA)】

製品やサービスなどが環境に与える影響を、原料採取から設計、生産、流通、消費、廃棄に至るまでの各段階における資源・エネルギーの消費と環境負荷を定量的に分析し、総合評価することにより、環境負荷の低減および環境改善を図る手法。

### 粒子状物質 【Particulate Matter (PM)】

環境中にある、さまざまな種類や性状、大きさをもつ粒の総称。PMのうち大気中に浮遊するものが浮遊粒子状物質 (SPM) で、粒径10ミクロン以下のものについて環境基準が定められている。また、粒径2.5 $\mu$ m以下の微小粒子物質であるPM2.5は気管支炎やぜんそくなど呼吸器疾患の原因とされ、2009年に環境基準が定められた。

### レアメタル 【Rare Metal】

希少性が高く、産業に必要な非鉄金属で、日本では31種類が指定されている。自動車やIT製品の製造に不可欠な素材。

## わ行

---

### ワイヤリングハーネス 【Wire Harness】

電源供給や信号通信に用いられる複数の電線を束にして集合部品としたもので、自動車の車内配線等に用いられる。

## A-Z 数字

---

### ART (Automobile shredder residue Recycling promotion Team)

自動車破碎残さリサイクル促進チーム。自動車メーカー13社が2003年12月に結成。リサイクルが義務付けられている特定再資源化物品のうち、シュレッダーダスト (自動車破碎残さ) について、そのリサイクルを適正、円滑かつ効率的に実施するための企画を行うチーム。

<b>ASR</b> (Automotive Shredder Residue)	自動車破碎残さ
<b>BOD</b> (Biochemical Oxygen Demand)	生物化学的酸素要求量。水中の有機系汚濁物質を分解するために、微生物が必要とする酸素の量で、値が大きいほど水質汚濁が著しい。
<b>CAFE</b> (Corporate Average Fuel Economy)	企業平均燃費のことで、米国は自動車製造会社ごとに企業平均の燃費を算定し、その燃費が基準値を下回らないように義務付けられている。
<b>CDP</b> (Carbon Disclosure Project)	数多くの機関投資家（運用資産100兆米ドル）が連携し運営する国際的な非営利団体。 世界の先進企業に環境戦略や温室効果ガスの排出量の情報開示を求めて質問状を送り、その回答を分析・評価して、投資家に開示している。
<b>CO</b> (Monoxide)	一酸化炭素
<b>CO<sub>2</sub></b>	二酸化炭素
<b>ELV指令</b> (End-of Life Vehicles Directive)	廃自動車指令。2000年に発効されたヨーロッパ連合（EU）が定めたEUにおける使用済自動車の環境負荷を下げるための指令。有害物質の使用禁止、使用済み自動車やその部品の再利用・リサイクルで廃棄物の削減を促進することを目的としている。
<b>EMS</b> (Environmental Management System)	環境マネジメントシステム
<b>E-waste</b> (Electronic waste)	電気・電子製品の廃棄物
<b>HC</b> (Hydrocarbon)	炭化水素
<b>IMDS</b> (International Material Data System)	化学物質管理

<b>ISO9001</b>	国際標準化機構（ISO）が1987年に発効させた国際統一規格としての品質マネジメント規格。ISO9000シリーズのうち、ISO9001（品質マネジメントシステム規格）が認証登録制度となっている。品質の向上を図るためには品質マネジメントシステムを組み込み、体系的に品質管理を進めることが必要であるとの考え方にもとづく。
<b>ISO14001</b>	国際標準化機構（ISO）が1996年9月に制定した環境管理システム（EMS）の国際規格。ISO14001は環境に配慮し、環境負荷を継続的に減らすシステムを構築した組織に認証を与えるというマネジメントシステム規格。
<b>ISO50001</b>	事業者がエネルギー使用に関して、方針・目的・目標を設定、計画を立て、手順を決めて管理する活動を体系的に実施できるようにした仕組みを確立する際に必要な要求事項を定め、全ての組織に適用できる世界標準の規格。
<b>ISO39001</b>	道路交通事故による死亡者や重症者を削減するために、事故のリスク源を適切に管理し、そのリスクを効果的・効率的に低減させることを求める、道路交通安全マネジメントシステムの国際規格。
<b>LCA</b> (Life Cycle Assessment)	ライフサイクルアセスメント
<b>LEED認証</b>	LEED（Leadership in Energy & Environmental Design）は、米国グリーンビルディング協会（USGBC：US Green Building Council）が開発・運営する、環境に配慮した建物に与えられる認証制度。建築全体の企画・設計から建築施工、運営、メンテナンスにおける省エネルギーや環境負荷を評価することにより、建物の環境性能を客観的に示すことができることから、米国を中心にLEED認証の取得が拡大している。
<b>MSDS</b> (Material Safety Data Sheet)	個別の化学物質について、安全性や毒性に関するデータ、取り扱い方、救急措置などの情報を記載したもの。
<b>N/A エンジン</b> (Natural Aspirated Engine)	N/Aとは自然吸気の略で、ターボチャージャーやスーパーチャージャーなどによる過給を行わず吸気するエンジンのこと。
<b>NOx</b>	窒素酸化物

<b>OEM</b> (Original Equipment Manufacturer)	製品やサービスを提供する先のブランド名で、製品を生産すること、またはそのような企業のこと。 OEMメーカーから製品の供給を受けたメーカーは、自社ブランドでその製品を販売する。
<b>PCB</b> (Poly Chlorinated Biphenyl)	ポリ塩化ビフェニル
<b>RPF</b> (Refuse Paper & Plastic Fuel)	産業廃棄物のうち、マテリアルリサイクルが困難な古紙及びプラスチックを原料とした廃棄物固形化燃料。
<b>PRTR</b> (Pollutant Release and Transfer Register)	工場・事業場から大気や河川、海などに排出したり、廃棄物として処分場に移動したりした有害化学物質の量を企業が行政に報告、行政がデータを公表することで、有害化学物質の排出量削減を目指す制度。
<b>REACH</b> (Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals)	欧州の化学物質規制。すべての化学物質を対象に、人・環境へのリスクに応じた管理・制限を求めるもの。
<b>SOx</b>	硫黄酸化物
<b>Tier1</b>	自動車メーカーに直接部品を供給する企業。一次請け。その企業にその部品を構成する部品を供給する企業はTier2。
<b>Tier2</b>	自動車メーカーに部品を供給する企業（Tier1：一次請け）に部品を供給する二次請けの企業。
<b>VOC</b> (Volatile Organic Compounds)	揮発性有機化合物 ホルムアルデヒドやトルエンなどの常温で揮発しやすい有機化合物。人の鼻や喉などへの刺激の原因とされる。
<b>ZEV規制</b> (Zero Emission Vehicle Regulation)	排出ガスを一切出さない電気自動車や燃料電池車を一定比率以上にする米国カリフォルニア州の規制。2017年7月現在、カリフォルニア州内での販売台数が一定以上の自動車メーカーは、販売台数の一定の比率をこの規制に対応させることが求められている。



## 従業員



### ▶ 人材育成

従業員一人ひとりの成長を支援するために、教育プログラムを取り揃えると共に、グローバル人材育成にも力を入れています。



### ▶ ワークライフバランス

従業員一人ひとりが個々の能力を存分に発揮できるよう、仕事と家庭の両立支援をはじめ、各種制度の拡充に努めています。



### ▶ ダイバーシティ

従業員の個性や価値観はもとより性別・国籍・文化・ライフスタイルなどの多様性を尊重し、働きやすい職場環境の整備に努めています。

### ▶ 人権尊重

一人ひとりの人権と個性を尊重し、性別、LGBT、年齢、出身地、国籍、人種、民族、信条、宗教、社会的身分、身体的障害、疾病等を理由として不当に差別しないことを明示しています。



### ▶ 労働安全衛生

「安全衛生はすべての業務に優先する」ことを基本理念に、災害・事故ゼロに向けた体制や仕組みを構築しています。

### ▶ 労使コミュニケーション

「労使協議会」開催などを通じて労使がコミュニケーションを取りながら、相互理解・相互信頼の関係を築いています。

### ▶ 人事データ



### 人材育成の考え方

---

S U B A R Uは人材育成を重要な課題のひとつと位置付けており、職能資格制度、人事考課制度、目標管理制度、人事ローテーション、教育体系で構成される「人事制度」を人材育成のためのツールと位置付け、活用しています。

また、国内・海外のグループ会社ではそれぞれの事業内容や地域性を踏まえた取り組みを推進しています。

### 公正な評価と能力開発支援

---

人事制度の運用を通じて仕事の成果と能力の発揮度合いを客観的に評価すると共に、成長に向けて必要な課題を上司と部下が共有しています。S U B A R Uの全従業員は、目標管理制度のもと、年3回（目標設定・中間確認・成果確認）、上司と面談しています。なお、男女を問わず適正な処遇を実施し、性別による基本給与の差はありません。

### 教育体系の整備

---

S U B A R Uでは、職能資格制度に定められている各階層の役割を確実に果たせるよう、全階層の昇格者および一部の中途入社従業員を対象とした「新任研修」を実施しています。階層ごとに求められる役割に応じた課題解決のスキルや知識を体系的に学び、実践・振り返りを通じて成長できるプログラムを実施しており、2017年度は約1,800人が受講・修了しました。

階層別以外にも、従業員自らが高い意欲を持って成長していくことを支援するため、個人ごとの課題や業務ニーズなどに応じた幅広い能力開発ができるよう教育プログラムを実施しています。職能別プログラムでは、ビジネススキルの習得・向上を目指した「プロフェッショナル・プログラム」を実施する他、ビジネススクールへの通学を支援しています。また、グローバル人材育成では語学力向上を中心とした各種プログラムを実施し、グローバルに活躍できる人材の育成を図っています。



## 教育体系図

職能資格	全社共通プログラム					各事業所プログラム
	階層別プログラム		職能別プログラム	グローバル人材育成	自己啓発支援	
管理職	昇格時 新任研修	職制キャリア プラン研修	プロフェッショナル・ プログラム  例 ロジカルシンキング リーダーシップ プレゼンテーション 財務会計 など  ビジネススクール 通学支援	教育プログラム  各自のレベル・ 目標に応じた プログラムが 選択可能	通信教育・オンライン英会話	各種プログラム・公的資格取得支援など
一般						
新入社員研修						
内定者教育						

## 技能伝承に向けた取り組み

SUBARUは、将来を担う若い技能者を対象とする「スバルテクニカルスクール（STS）」を2006年に開校し、各階層に応じた安全で質の高い技術・作業の伝承によって、高品質な製品の提供に取り組んでいます。

新卒から20歳代半ばまでの従業員を受講生とし、それぞれの技能レベルに合った教育を提供しています。2017年度は624人が受講・修了し、累計での修了生は4,296人となりました。



STSでの基本技能教育の様子

講師の方々は、未熟な私たちに根気よく熱心に教えていただき、職場ですぐに生かせる知識や技能を学ぶ事ができました。スバルテクニカルスクールで学んだ知識、技能をムダにすることなく、伝統あるSUBARUの従業員として恥じぬようさらに精進し、お客様に安心して乗っていただけるクルマづくりを目指します。



製造本部 第三製造部 製作課  
上野 央貴

TOPICS

第55回技能五輪全国大会

「自動車板金」職種 SUBARU 初の金賞を受賞

「技能五輪全国大会」とは？

青年技能者の技術レベルの日本一を競う技能競技大会で、次世代を担う青年技能者に努力目標を与えると共に、大会開催地域の若者に優れた技能を身近に触れる機会を提供するなど、技能の重要性をアピールし、技能尊重の機運を高めることを目的としています。全国から1,300人以上の優秀な技能者が出場し、技能五輪大会優勝者は、国際大会（2年に一度、奇数年に開催）に日本代表として参加します。

受賞者のコメント

私が技能五輪大会に挑戦したいと思ったきっかけは、高校時代の先輩がSUBARUで技能五輪選手として活躍している姿を見て憧れたことです。今回、金賞という結果を出せたことで、SUBARUの技量を世の中にアピールできたと嬉しく思っています。講師や指導員の方には、技術面はもちろんですが、それ以上に人として、社会人としての行動や発言、立ち居振る舞いの指導を受けましたので、今後も大切にしていきたいと考えています。

技能五輪大会への挑戦は「心・技術・身体」が必要です。つらい部分もありますが、乗り越えた先に新しい自分に出会えると思います。何より、モノづくりの世界は無数の可能性を秘め、発想一つで何でもつくることができます。技能や知識の習得も大切ですが、モノづくりの楽しさを知ることが原点だと思います。



技術統括本部 試作部  
試作第一課  
大野 諒雅



### ワークライフバランスの考え方

---

S U B A R Uグループは多様な従業員一人ひとりが個々の能力を存分に発揮できる環境整備が重要と考えています。

従業員の多様性を尊重し、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を実現するため、働き方の多様化を進めると共に、制度の拡充に取り組んでいきます。国内・海外の関係会社では、それぞれの事業内容や地域性を踏まえたワークライフバランス支援の取り組みを進めています。

---

### 長時間労働削減に向けた取り組み

---

#### ノー残業デイ

S U B A R Uは、これまで設定していた定時間日（ノー残業デイ）に加え、2015年度から全事業所で、管理職を含めて全員が定時退社をする「ウルトラ定時間日」を新たに設定しました。従来に比べ、より効率的に業務計画を立て実行することが求められるようになりました。こうした取り組みの結果、定時間日の退社状況が改善するなど、従業員の労働時間に対する意識が向上しています。

#### フレックスタイム勤務

S U B A R Uは、1998年度よりフレックス勤務を導入しています。2016年度からは、フレックスタイム勤務のコアタイムを4時間から2時間に短縮し、より業務の特性や繁閑に合わせた働き方ができるようにしました。従業員一人ひとりが業務時間をコントロールし、業務負荷が低い時期には早く帰れるなど、労働時間短縮やプライベートの充実にも寄与しています。

## 22時退社の徹底

2017年度より、開発部門を中心に、22時に執務フロアを施錠して退社を徹底する取り組みを開始しました。残業時間の上限を明確にすることで、長時間労働の削減に効果が出ています。2018年度からは対象職場を拡大し、引き続き取り組んでいます。

### 有給休暇取得率（SUBARU単独）

施策	概要	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
有給休暇取得率（%）	職場での月1回の取得促進	86.6	88.2	85.7	86.9	88.7	84.2	84.4	86.2

## 仕事と介護の両立支援

SUBARUでは、仕事と介護を両立させるために準備しておくべきことをまとめた冊子「介護サポートハンドブック」を作成、配布し、社内外の各種制度や相談窓口を周知しています。

また、カフェテリアプランに介護サービスメニューを用意し、従業員の負担が軽減されるように配慮しています。

### 介護休業取得者数（SUBARU単独）

施策	概要	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
介護休業（人）	要介護状態にある家族の介護をするために取得できる休業制度	5	6	3	5	5	9	4	5

# 仕事と育児の両立支援

S U B A R Uは、仕事と育児の両立に向けて法定以上の制度を整え、現在は、仕事と育児を両立しながらキャリアアップを目指せる支援へと、ステップアップを図っています。

これらの制度内容を階層別研修において講義する他、「産休・育児ハンドブック」をイントラネットに掲載するなどして、各種制度の周知や利用促進を働きかけています。

## 育児休業制度

S U B A R Uは、従業員の子どもが2歳の誕生日を迎えた最初の4月末まで延長できるものと定めています。

## 育児の短時間勤務制度

小学校4年生就学の始期まで利用可能で、フレックスタイム（コアタイム2時間）との併用も可能としています。

## 育児休業取得者数（S U B A R U単独）

施策	概要	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	
子の育児のために取得できる休暇制度	育児休業 (人)	男	2	3	6	3	2	6	8	10
		女	90	68	124	68	91	101	88	88
		合計	92	71	130	71	93	107	96	98
	育児休業 復職率 (%)	男	—	—	—	100	100	100	100	100
		女	—	—	—			98		
	復職1年 後の在籍 率 (%)	男	—	—	—	98.5	100	100	87.5	83.3
		女	—	—	—		98.9	95	100	97.2

また、次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づき、自主行動計画を策定、実践しています。行動計画書において計画を達成した結果、3度の厚生労働大臣認定（くるみんマーク）を取得しました。

今後、2021年の「プラチナくるみんマーク」の認定を目指して取り組みを進めます。



くるみんマーク



## ダイバーシティの考え方

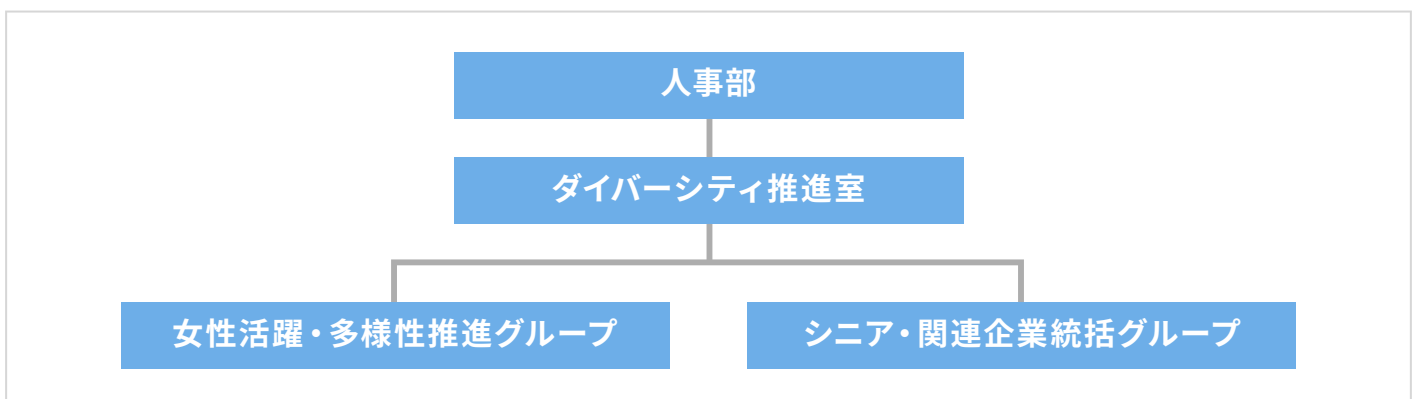
S U B A R Uグループでは、S U B A R U独自の価値創造を実現し続けるため、さまざまな個性や価値観を持つ従業員が個々の能力を十分に発揮できるよう、性別・国籍・文化・ライフスタイルなどの多様性を尊重し、働きやすい職場環境の整備に努めています。また、国内・海外の関係会社では、ダイバーシティに関してそれぞれの事業内容や地域性を踏まえた取り組みを進めています。

## ダイバーシティ推進体制

### ダイバーシティ推進室の設置

S U B A R Uにおけるダイバーシティを一層積極的に推進していくため、2015年1月、ダイバーシティ推進室を設置しました。ダイバーシティ推進室では、「女性活躍推進」「障がい者雇用」「外国人採用の企画推進」「高齢者雇用推進」を重点テーマに掲げ、中でも女性活躍の推進を最重要課題として取り組みを進めています。

### 体制図（チャート）



# ダイバーシティ推進の取り組み

## 女性活躍推進

S U B A R Uでは「女性活躍推進法」に基づき、女性の活躍推進に向けた行動計画を策定しています。行動計画では「発揮能力による実力値での登用を前提として、2020年度までに女性管理職数を、登用目標を定めた2014年時点の5倍（4人→20人）以上とする」ことを目標に掲げ、取り組んでいます。

### 女性管理職数（S U B A R U単独）

2014年：4人

2018年：13人（4月時点）

## 女性のキャリア形成支援

具体的な取り組みとしては、「女性のキャリア形成支援」として、女性管理職および管理職候補を対象とするメンター制度に加え、次世代の女性管理職候補者を計画的に育成する「女性チームリーダー層に向けたキャリアアップ研修」を実施しています。

今後も、こうした取り組みを継続的に推進するとともに、さらなる質の向上を図っていきます。

## 障がいを持つ従業員への取り組み

S U B A R Uは障がいを持つ従業員が、働くことを通じて輝くことができる社内環境の実現に努めています。障がいを持つ従業員や、障がい者のご家族から寄せられる意見を生かし、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。



職場内にある自動扉のスイッチや作業台は、車いすの従業員に合わせた高さに設定

2018年4月現在、S U B A R Uでは製造業務を中心に269人の障がいを持つ従業員が活躍しており、障がい者雇用率は2.28%でした。

企業の社会的責任として障がい者雇用における法定雇用率を守り、2019年4月1日時点での障がい者雇用率2.3%を目標として、安定・継続的な雇用を推進していきます。

	2015年4月	2016年4月	2017年4月	2018年4月
障がいを持つ従業員数（人）	229	247	261	269
障がい者雇用率（%）	1.98	2.13	2.17	2.28



2014年度に特例子会社の認定を取得したスバルブルーム（株）は、2017年度も障がい者採用活動を積極的に実施しており、2018年4月時点で64人の従業員と15人の指導員が、SUBARUの社員寮、および工場での清掃業務を行っています。

2017年度も障がい者の雇用だけにとどまらず、近隣地域からの視察・見学などを積極的に受け入れました。また、障がい者雇用促進に積極的・協力企業として、群馬県の障害者就労支援部署が主催する「障害者就労サポーター企業」への登録を2016年度より行い、2017年度には、特例子会社を立ち上げる近隣企業の支援も実施しました。今後も障がい者雇用に係る企業間のネットワークを広げることで、ノウハウの共有や企業間の交流を深め、企業運営のさらなる反映を目指します。

多くの仲間が働く職場となり、これからは定着への取り組みもさらに強化していきます。サポート体制の強化や作業指導だけではなく、安全、コンプライアンスといった基本的な教育を行うと共に、仕事の成果を出して働く喜びを実感できる体制を築いていきます。また、入社後には従業員と技能確認や面談を重ね、モチベーション向上につなげています。さらに休日を利用したイベントも定期的を実施することで、仕事を通じて出会えた仲間と同じ時を過ごし、各事業所間のコミュニケーションを取る場を設けています。2018年度も従業員一人ひとりが個性という名を咲かせる（ブルーム）会社を目指して、定着、雇用、地域貢献に取り組んでいきます。



群馬県主催の「障害者就労サポーター企業」登録証

## グローバル人材育成の取り組み

S U B A R Uは、新卒・キャリアいずれも国籍を問わず採用活動を実施しており、外国籍の正規従業員および期間従業員を雇用しています。また、日本人の従業員を対象にした語学研修や海外派遣研修を整備するなど、外国人とのコミュニケーション力や異文化への理解力を高めるための取り組みをしています。国際的な人材交流を通じて、社内活性化や人材の安定確保にもつながっています。



ポルトガル語のマニュアル

なお、海外の事業所・関係会社においては、それぞれ独自に人材を採用しており、各拠点の方針や事業に適した人材の確保に努めています。

外国人技能実習生につきましては、外国人技能実習制度に基づいた適切な運営を行っています。安全や品質に関する教育を基本としながら、帰国後に現地での活躍につなげる取り組みとしています。

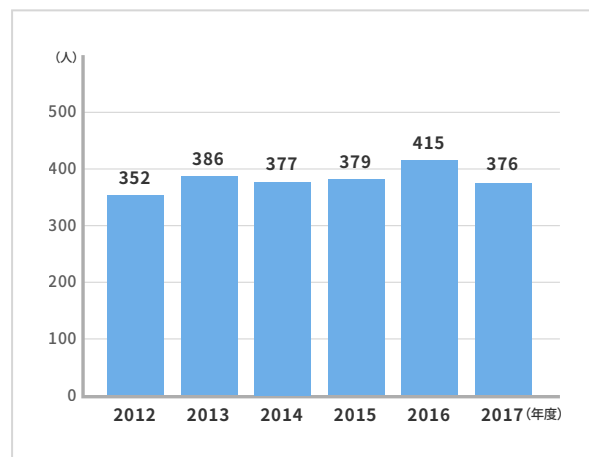
## 60歳定年後の再雇用の取り組み

S U B A R Uは60歳定年後の就労問題の解決および人材の活用を図るため、2003年に定年後再雇用制度である「シニアパートナー制度、シニアスタッフ制度」を導入しました。また、2013年4月からの「高年齢者雇用安定法」の改正に対応すると共に、定年退職者が持つノウハウ・技能などをさらに積極的に活用していくために当制度を見直し、定年後も引き続き就労希望する従業員に対して、原則社内およびS U B A R Uグループ会社で就労することができる制度としました。

今後も、定年を迎える従業員が持つ経験や能力を、後進の指導育成や技能の伝承に生かし、60歳定年後の再雇用促進に取り組んでいきます。

なお、2017年度の60歳以上勤務経験者は、376人です。S U B A R Uは、2013年4月の「高年齢者雇用安定法」の改正以降、再雇用を希望する従業員全員を再雇用しています。

### 60歳以上の勤務経験者



### 再雇用率（S U B A R U 単独）

年度	定年退職者	再雇用希望者	再雇用者	再雇用率
2015	183人	155人	155人(うち34人は関係会社の再雇用)	100%
2016	114人	98人	98人(うち29人は関係会社の再雇用)	100%
2017	108人	83人	83人(うち21人は関係会社の再雇用)	100%

## ユニバーサル化への取り組み

S U B A R Uは、快適職場指針※の実現に向け、作業環境、作業方法、環境設備などの各項目について、組織的・計画的に改善活動を行っています。また、より働きやすい職場をつくるため、休憩所、トイレ、喫煙所、食堂などのバリアフリー化を進め、施設のユニバーサル化を行うことで、誰もが働きやすい職場づくりを目指しています。

2016年4月に完成した新西本館（群馬県太田市）においては、本社（東京都渋谷区）同様、入出門ゲートやトイレなどの各種施設において、ユニバーサル対応を実現しています。

※快適職場指針：労働安全衛生法における「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」。



車いすの方も通門できる入出門ゲート（群馬製作所・新西本館）



車いすの方も使用しやすいトイレ（群馬製作所・新西本館）

## 期間従業員の正規登用制度

S U B A R Uでは、期間従業員を対象に正規従業員へ登用する制度があります。2011年度から2017年度末の7年間で906人の期間従業員が正規登用となりました。本人の希望、職場推薦などを総合的に判断して受験機会を提供し、期間従業員の意欲、活力向上につなげています。

### 期間従業員正規登用数

採用年度	採用人数
2011年度	81人
2012年度	164人
2013年度	118人
2014年度	137人
2015年度	181人
2016年度	112人
2017年度	113人
合計	906人



### 人権尊重の考え方

---

S U B A R Uは企業行動規範に「私たちは、一人ひとりの人権と個性を尊重します。」と掲げています。これは、従業員が個々の能力を十分に発揮できるようにするため、性別や性的指向（LGBT）、年齢、国籍、文化・ライフスタイルなどの多様性を尊重し、安全で働きやすい職場環境の整備に努めることを基本的な考え方としているためです。

### 人権尊重の取り組み

---

#### 人権啓発活動

---

S U B A R Uの「行動ガイドライン」では、「性別、LGBT、年齢、出身地、国籍、人種、民族、信条、宗教、社会的身分、身体的障害、疾病等を理由として不当に差別しない」ことを明示しています。

こうした人権尊重に対する意識向上を図るため、2015年度からは、新入社員研修および管理者研修において、ダイバーシティの必要性やS U B A R Uの取り組みについて講義しています。2017年度は、14回の研修を開催し514人の従業員が受講しました。

#### ハラスメントの防止

---

各種ハラスメントの防止に向けた規程やガイドラインをまとめています。パワーハラスメントに関しては、防止に向けた「パワハラ解説集」を作成し、全従業員（非正規従業員を除く）に配布すると共に、イントラネットに掲載しています。この他パワーハラスメントのない職場にしていくための注意点をまとめた「パワハラ防止ハンドブック」を全ての管理監督者に配布しています。

ハラスメントが発生してしまった場合の相談受付窓口としては、「コンプライアンス・ホットライン」に加え、本社および各事業所に「ハラスメント相談窓口」を設けています。相談者自身が連絡しやすい窓口を選べる体制とすることで、気軽な相談を促し、早期の問題察知と解決を図っています。

#### 良好な労使関係の構築に向けて

---

#### 関連情報

- ＜ 行動ガイドライン
- ＜ 労使コミュニケーション



### 安全衛生の考え方

---

S U B A R Uは企業理念に基づき安全衛生を重要な経営課題と位置付け、「安全衛生はすべての業務に優先する」ことを安全衛生基本理念としています。全ての管理者と従業員はこの安全衛生基本理念のもと、職場の安全と衛生を確保すると共に、より快適に働くことのできる職場環境の改善に努めています。

国内・海外のグループ会社ではそれぞれの事業内容や地域性、各地の法令などを踏まえた安全衛生方針を定め、それに基づいた取り組みを推進しています。



群馬製作所 矢島工場

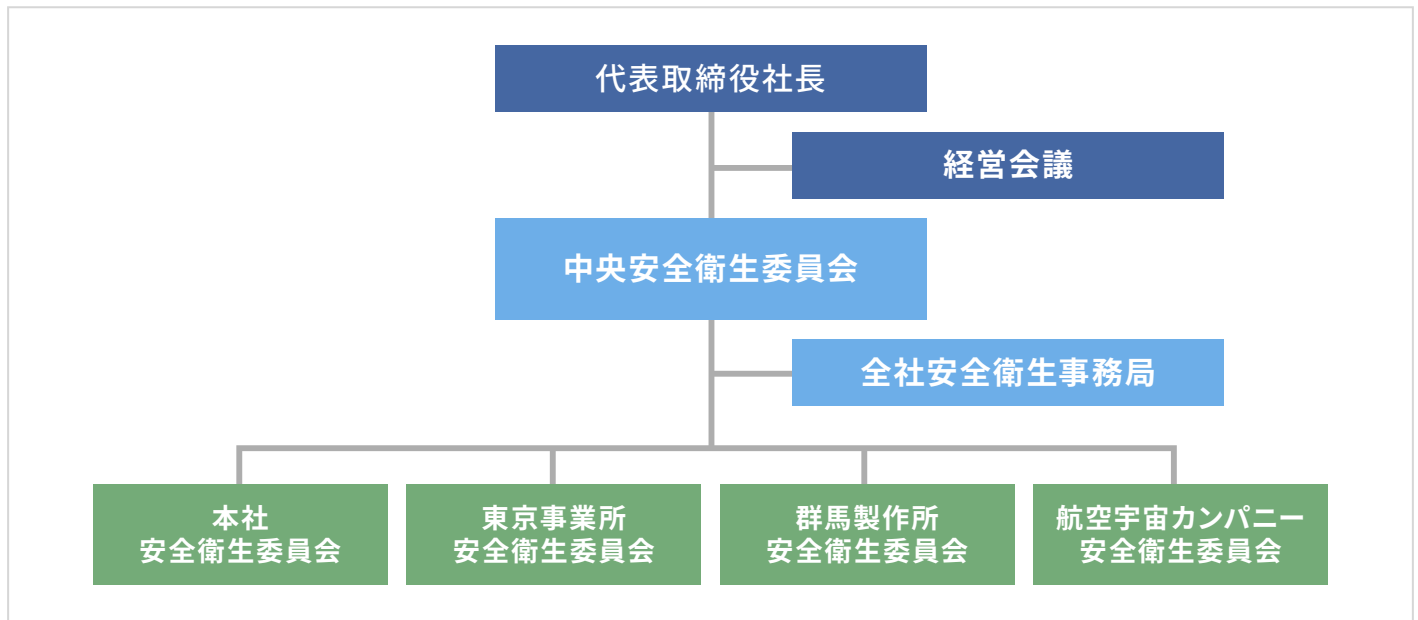
### 安全衛生管理体制

---

従業員の災害防止、疾病予防、労働環境向上を目的に、会社と労働組合がそれぞれ選任した同数（各8人）の委員で構成されるS U B A R U中央安全衛生委員会を設置しています。なお、委員長1人は会社から、副委員長1人は労働組合から選任しています。

中央安全衛生委員会では、労働安全衛生に関する基本方針をはじめ、労働災害や職業性疾病発生原因の調査ならびにその対策、労働環境の向上、安全衛生教育、交通安全、防火などをテーマとして、協議を重ねています。

さらに、各事業所には事業所安全衛生委員会を置き、中央安全衛生委員会が出された方針および各事業所安全衛生の基本的な事項や新規課題などを議論しています。また、下部組織として、必要に応じて工場安全衛生委員会、部安全衛生委員会、課安全衛生委員会を設置しています。



## 安全衛生活動

S U B A R Uは毎年の年度初めに、各事業所で一斉に「安全衛生キックオフ大会」を行っています。これは「労働災害防止、交通安全」と「健康管理」に対する意識向上を図るため、事業所トップから年度方針や安全衛生活動に取り組むポイントなどを各職場の管理監督者に通達し、年間の災害・事故ゼロに向けて、気持ちを一つにして活動に取り組んでもらうことを目的に行っています。

### 安全衛生キックオフ大会

毎年4月、各事業所で安全衛生キックオフ大会を開催し、従業員が災害・事故防止への意識を常に維持しながら日々の作業にあたるができるよう、活動目標・計画を周知し、その達成に向けた取り組みを進めています。



東京事業所で行われた2018年度安全衛生キックオフ大会の様子

## 労働災害について

2017年度労働災害発生件数は14件（内、休業災害1件）と過去最少の災害件数でした。また、災害頻度を表すSUBARUの災害全度数率は、0.37でした。

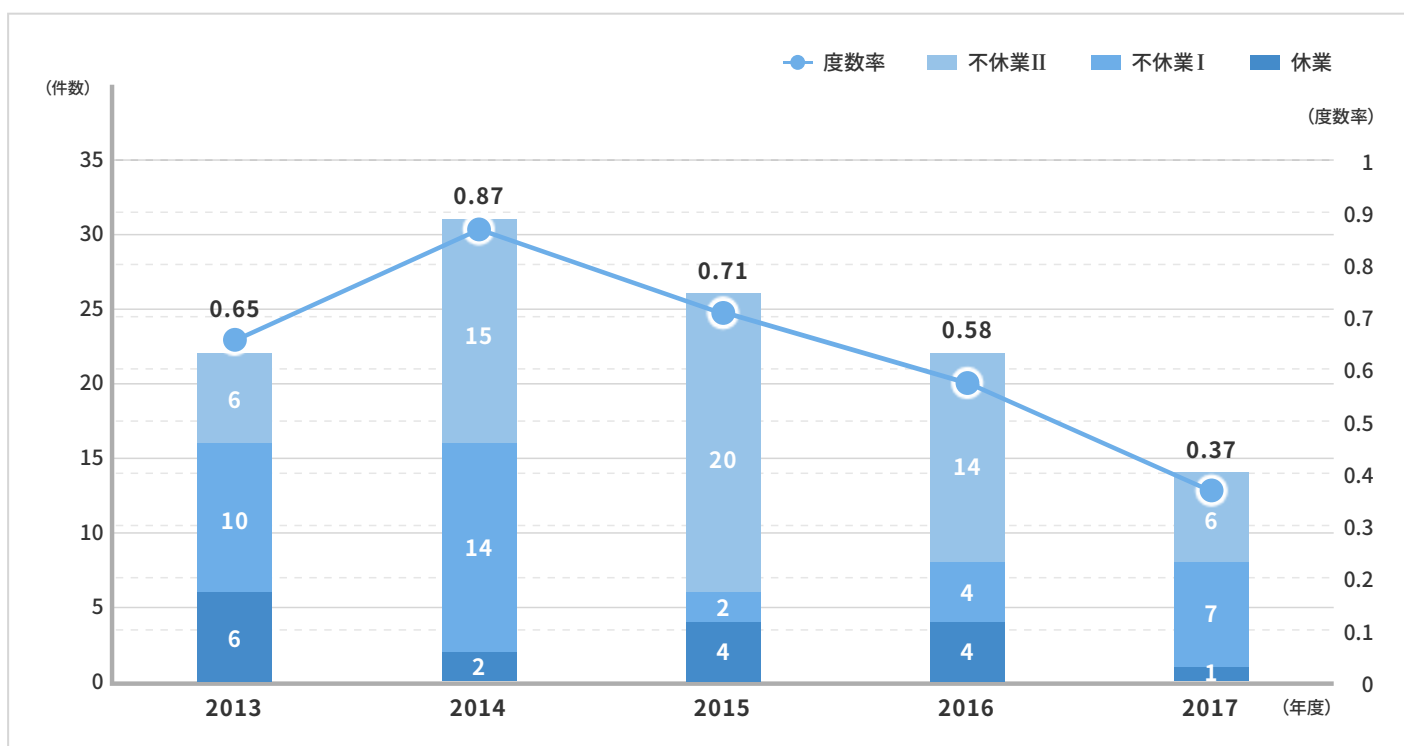
## 労働災害防止活動

### 1. 安全宣言バッジの着用

SUBARUの全従業員は安全意識の高揚を図るため、「私は、行動を起こす前に必ず安全を確認します」の内容を記載した「安全宣言バッジ」を着用しています。



### 労働災害発生状況と災害度数率（SUBARU単独）



### 2. 指差し呼称の推進活動

各事業所ではミスやヒューマンエラーを防止するために、構内の横断歩道をはじめとした指差し呼称の実践を推進しています。全従業員が指で左右、前方を指して確認することで、安全行動への意識レベルと安全確認の精度向上を目指しています。

### 3. 交通安全支援活動

S U B A R Uは、従業員の業務・通勤・私用全ての交通事故を防止するため、自動車通勤が多い自動車部門、航空宇宙カンパニーの全従業員を対象に、心理学を応用した「運転適性検査」と、「ドライブレコーダー」を用いて、自身の運転のクセなどを把握する取り組みを継続して行っています。

### 4. 健康づくりの取り組み

S U B A R Uは、従業員の健康づくりの取り組みを積極的に推進しています。単に健康障害を防止するという観点だけでなく、継続的かつ計画的に、心身両面にわたる健康の保持・増進に取り組んでいます。

2018年度から保健師、看護師を中心とした「健康増進分科会」を新たに設置し、従業員の健康について議論し、実際の活動に反映させています。

### 5. メンタルヘルスへの取り組み

S U B A R Uは、産業医、臨床心理士、健康支援室に所属する安全衛生スタッフ（保健師、看護師）が連携しながらメンタルヘルス対策を行っています。事業所ごとに「一般従業員向け」および「管理者向け」メンタルヘルス講習会などを実施しており、社内用の「管理監督者向けメンタルヘルス対応マニュアル」の発行、さらに休職者のスムーズな職場復帰を目的とした「復職プログラム制度（試し出勤、慣らし勤務）」を導入するなど、従業員が安心して働ける職場環境づくりに取り組んでいます。

また、2016年度から実施している「ストレスチェック」の結果をもとに、リスクの高い職場を事業所ごとに抽出し、各事業所の保健師が職場と意見交換する改善活動を始めました。今後、良い活動を積み上げることでS U B A R Uのメンタルヘルスへの取り組みを確立していきます。



企業にとって従業員は最大の財産であり、「健康でいきいき働ける」ことは企業の成長、発展につながります。従業員一人ひとりが「元気に出社して、元気に退社」できるように、健康づくりを支援しています。

まず、重要なのは「心のケア」です。メンタルヘルス対策では、研修会を通して従業員本人、その周囲がストレスに早く気が付けるような体制づくりや職場改善活動など「働きやすい職場づくり」を目指しています。

次に、「身体のケア」です。SUBARUで最も従業員が多い群馬製作所では、春と夏に行っていた健康診断を従業員の「誕生日」に変更しました。そのことで本人が健康について考えるきっかけづくりと、二次健診や保健指導をタイムリーにつなげることになり、健康意識の向上や生活改善を図ることができました。

従業員が生涯現役で健康に働くために、いつも気軽に相談できる存在になれるように心掛けていきます。



群馬製作所 人事部 保健師  
宮内 優



### 良好な労使関係の構築に向けて

---

S U B A R Uの従業員はS U B A R U労働組合に加入しています。組合員数は、全従業員15,561人中13,827人です。（2017年10月1日時点）。また、国内の販売会社や関係会社にも労働組合が存在しており、それらを合わせたS U B A R U関連労働組合連合会（S U B A R U労連）の組合員数は、25,487人です（2017年10月1日時点）。

S U B A R Uと労働組合は、円滑な企業運営と相互の意思疎通を図るため、「労使協議会」を毎月1回以上開催し、経営方針や業績の概要、生産、販売に関する事項、労働諸条件、働き方の課題などについて協議しています。従業員に著しい影響を与える業務変更についても、十分に協議した上で、労使で従業員に対し事前に周知することとしています。

近年の労使関係は、コミュニケーションを密に取りながら相互理解・相互信頼の関係を築いており、良好な状況を維持しています。



## 従業員データ

(連結)

		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
従業員数 (人)	合計	28,545	29,774	31,151	32,599	33,544

(単独)

		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
従業員数 (人) ※役員・顧問を除く、 出向者含む	男	12,784	13,511	13,858	14,229	14,477
	女	871	901	929	988	1,053
	合計	13,655	14,412	14,787	15,217	15,530
男女比率 (%)	男	94	94	94	94	93
	女	6	6	6	6	7
平均年齢 (歳)		38.8	38.4	38.5	38.5	38.6
平均継続年数 (年)		16.6	16.0	16.0	15.8	15.9
管理職人数 (人)	男	1,029	1,028	1,032	1,028	1,020
	女	4	4	7	11	13
新卒採用数 (人)	男	418	426	483	479	494
	女	30	41	36	69	80
中途採用数 (人)	男	303	594	267	397	221
	女	8	10	23	23	15
離職者総数 (人/%)		-	159/1.1	189/1.3	258/1.7	249/1.6



## 基本的な考え方・方針

---

S U B A R Uグループは、企業理念の実現のため、高品質で環境にやさしくコストパフォーマンスに優れた部品や原材料、設備の調達を目指しています。そのためには、お取引先様とS U B A R Uが対等な立場で相互に信頼し、切磋琢磨し、共存共栄できる関係をつくることが重要だと考えています。

### 調達基本方針

---

S U B A R Uは以下の基本的な考えのもと調達活動を推進しています。

#### 1. コンプライアンス&グリーン調達

私たちは、人・社会・環境の調和を目指した調達活動を行い、法令・社会規範の順守と環境保全に配慮した取引に努めます。

#### 2. ベストパートナーシップの構築

私たちは、信義誠実の原則に従った相互信頼の取引関係を基本として、お取引先様と「WIN-WIN」の関係を築いていきます。

#### 3. フェアでオープンな調達先の選定

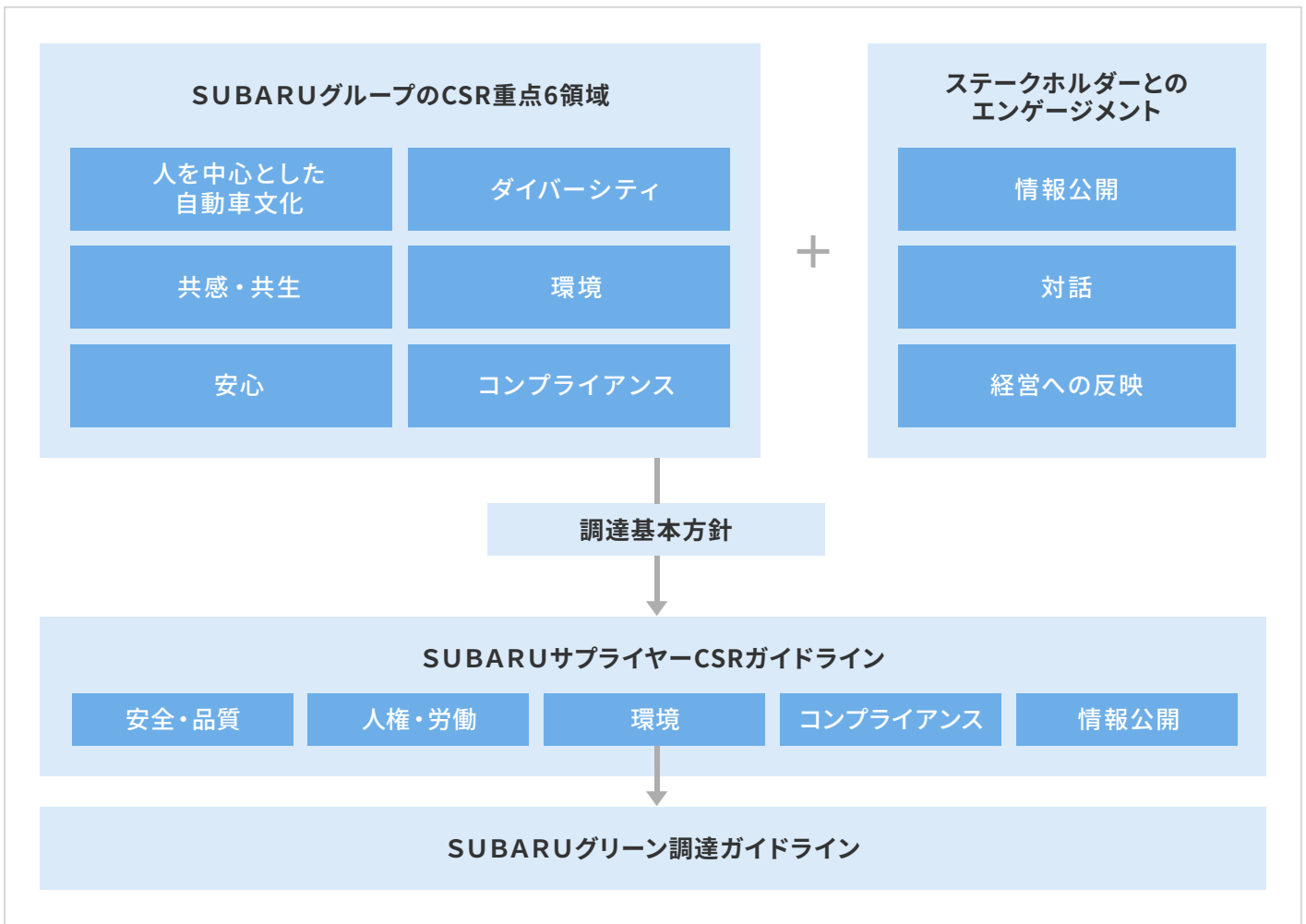
お取引先様の選定にあたっては、国内外全ての企業に広く門戸を開き、常に公平・公正を期すとともに、品質・コスト・納入・技術開発・マネジメント・環境（QCDDME）の6つの視点から最も優れた物品・サービスの調達に努めます。

## 適正取引およびCSR調達に向けた推進体制

---

S U B A R Uは従来より、自動車部門・航空宇宙カンパニー・産業機器本部の調達部門で構成する「購買環境委員会」が、調達に関わる環境課題への対応を中心に活動を行ってきました。2011年度からは、対象をS U B A R U CSRの取り組みにも拡大し、名称を「調達委員会」と改名して活動を推進しています。

調達委員会の活動方針は「適正な調達を行うと共に、お取引先様におけるCSRの推進を促す」とし、S U B A R Uとお取引先様との適正取引推進や、サプライチェーンの皆様との連携によるCSR調達を行っています。



## 適正取引の推進

SUBARUは従来より、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法などの調達業務に関連した法令の順守に取り組んできました。また、2007年6月に経済産業省が公表した「自動車産業適正取引ガイドライン」の適正取引推進活動も行っています。その一環として、SUBARUのサプライチェーンのお取引先様を対象とした相談窓口を設置しています。

また、従業員に対しても、調達担当者向け法規制の研修やイントラネットでの注意喚起を実施し、適正な取引の徹底を図っています。

### 関連項目

[適正取引推進相談窓口について](#)
 PDF/164kB

## 適正取引に関する2017年度の従業員研修実績

### 自動車部門

- ・新人受入教育：5人
- ・転入者受入教育：33人
- ・適正取引ガイドライン講習会：165人

### 航空宇宙カンパニー

- ・新人受入教育：5人
- ・資材部EMS※教育：121人
- ・実務法務教育「下請法」：81人
- ・購買改革の進捗状況説明：177人

※EMS：Environmental Management System  
(環境マネジメントシステム)の略。

## サプライヤーCSRガイドライン

SUBARUのCSR調達を推進し、お取引先様のCSR実践に役立てていただくための資料として「SUBARUサプライヤーCSRガイドライン」を作成、発行しています。「SUBARUサプライヤーCSRガイドライン」は、日本自動車工業会が策定した「サプライヤーCSRガイドライン」をベースにSUBARUのCSR方針を織り込んだものです。

2013年度には、自動車部門、産業機器本部、航空宇宙カンパニーの全てのお取引先様に向けた全社統一版ガイドラインとして発行し、2015年度には紛争鉱物※など社会問題の原因となる原材料の不使用を盛り込んだ内容に改訂しました。また、同じく2015年度には、米国の現地生産工場であるSubaru of Indiana Automotive, Inc. (SIA) との共同版としてガイドラインを改訂し、調達方針の統一を確認しています。

お取引先様を選定する際には本ガイドラインの順守を条件の1つとしており、お取引先様はもとより、お取引先様の仕入れ先も含めて、CSRを展開・推進いただくことをお願いしています。SUBARUは今後もCSR調達の取り組みを推進していきます。

※紛争鉱物：コンゴ民主共和国およびその周辺諸国において、同地域の武装勢力の活動資金元として産出される鉱物。



SUBARUサプライヤー  
CSRガイドライン

## S U B A R U サプライヤーCSRガイドライン5項目

S U B A R U は以下の基本的な考え方のもと調達活動を推進しています。

### ① 安全・品質

- ・消費者・顧客ニーズに応える商品・サービスの提供
- ・商品・サービスに関する適切な情報の提供
- ・商品・サービスの安全確保
- ・商品・サービスの品質確保

### ② 人権・労働

- ・差別撤廃
- ・人権尊重
- ・児童労働の禁止
- ・強制労働の禁止
- ・社会問題の原因となる原材料の不使用
- ・賃金
- ・労働時間
- ・従業員との対話・協議
- ・安全・健康な労働環境
- ・人材育成

### ③ 環境

- ・環境マネジメント
- ・温室効果ガスの排出削減
- ・大気・水・土壌等の環境汚染防止
- ・生態系の保護
- ・省資源・廃棄物削減
- ・化学物質管理

### ④ コンプライアンス

- ・法令の順守
- ・競争法の順守
- ・腐敗防止
- ・機密情報の管理・保護
- ・輸出取引管理
- ・知的財産の保護

### ⑤ 情報開示

- ・ステークホルダーへの情報の開示

サプライヤー調査結果：2015年度と2017年度には、重点取引先を対象にCSR訪問面談調査を行い、外国人労働者や技能実習生に対する人権侵害が発生していないことなどを確認しました。また、同時にCSR自主点検結果を回収し、各社とも2017年度の結果が2015年度に比べて改善傾向であることを確認しました。

## 関連情報

- ＜ [S U B A R U サプライヤーCSRガイドライン](#)  PDF/835KB
- ＜ [S U B A R U グリーン調達ガイドライン\\*](#)  PDF/349KB
- ＜ [グリーン調達ガイドライン 航空宇宙カンパニー版\\*](#)  PDF/338KB

\* S U B A R U グリーン調達ガイドラインおよびグリーン調達ガイドライン航空宇宙カンパニー版は、S U B A R U サプライヤーCSRガイドラインの「③環境」項目を具体化したものです。

## 紛争鉱物に関する基本方針

コンゴ民主共和国およびその周辺諸国で産出される鉱物（スズ、タンタル、タングステン、金）の一部は、同地域で人権侵害や環境破壊などを行う武装勢力の資金源になっているといわれており、紛争を助長する懸念があることから「紛争鉱物」と呼ばれています。

S U B A R Uグループは、紛争鉱物の調達・使用によって人権侵害や環境破壊に加担する意思はありません。今後も調達活動における社会的責任を果たすため、お客様やお取引先様と連携し、紛争鉱物をはじめとする「社会問題の原因となる原材料の不使用」を目指し、取り組んでいきます。

2017年度は製品供給先からの依頼に基づき、供給製品の部品・材料発注先約200社を対象とした紛争鉱物調査を実施しました。

## お取引先様とのコミュニケーション

中長期的な経営戦略や品質・調達・生産・販売に関する方針をお取引先様と共有するため、「方針説明会」を毎年春に実施し、お取引先様約400社・700人に参加いただきました。また、お取引先様で構成される「協力会」とも連携し、定期的に情報を交換しています。さらに毎年1回、技術開発や生産、品質改善などに関して特に協力していただいたお取引先様を表彰しています。



自動車部門お取引先様の「協力会総会」



航空宇宙カンパニーお取引先様の「協力会」による品質向上取り組み事例紹介

## 完成検査問題へのお取引先様対応

完成検査問題に端を発する一連の不適切事案（詳細は「[完成検査および燃費・排出ガス測定に関する不適切事案について](#)」を参照下さい）については、2017年10月にS U B A R Uの完成検査において不適切な対応が行われていたことが発覚して以降、調達本部が主催するお取引先様向けの説明会や会合において、事案発生の経緯等をご説明し、ご心配とご迷惑をおかけした事をお詫びしています。





## 社会貢献の基本方針

---

### 地域に感謝の気持ちを込めて

SUBARUグループの社会貢献は、輸送機器メーカーとして果たすべきことを中心に取り組み、地域の皆様に喜んでいただける存在となることを目指しています。また、社会貢献を企業風土として根付かせ、真に心のこもった活動を行いたいという考えを社会貢献方針に織り込んでいます。

### 社会貢献方針

---

1. 私たちは、科学技術やのりもの文化の発展、交通安全の普及に貢献します。
  2. 私たちは、モノづくりの楽しさ、大切さや尊さを知る、人づくりに貢献します。
  3. 私たちは、私たちが活動する地域の発展に貢献します。
  4. 私たちは、一人ひとりもよき市民として、社会に貢献することを互いに応援します。
- 

### 社会貢献活動の推進体制

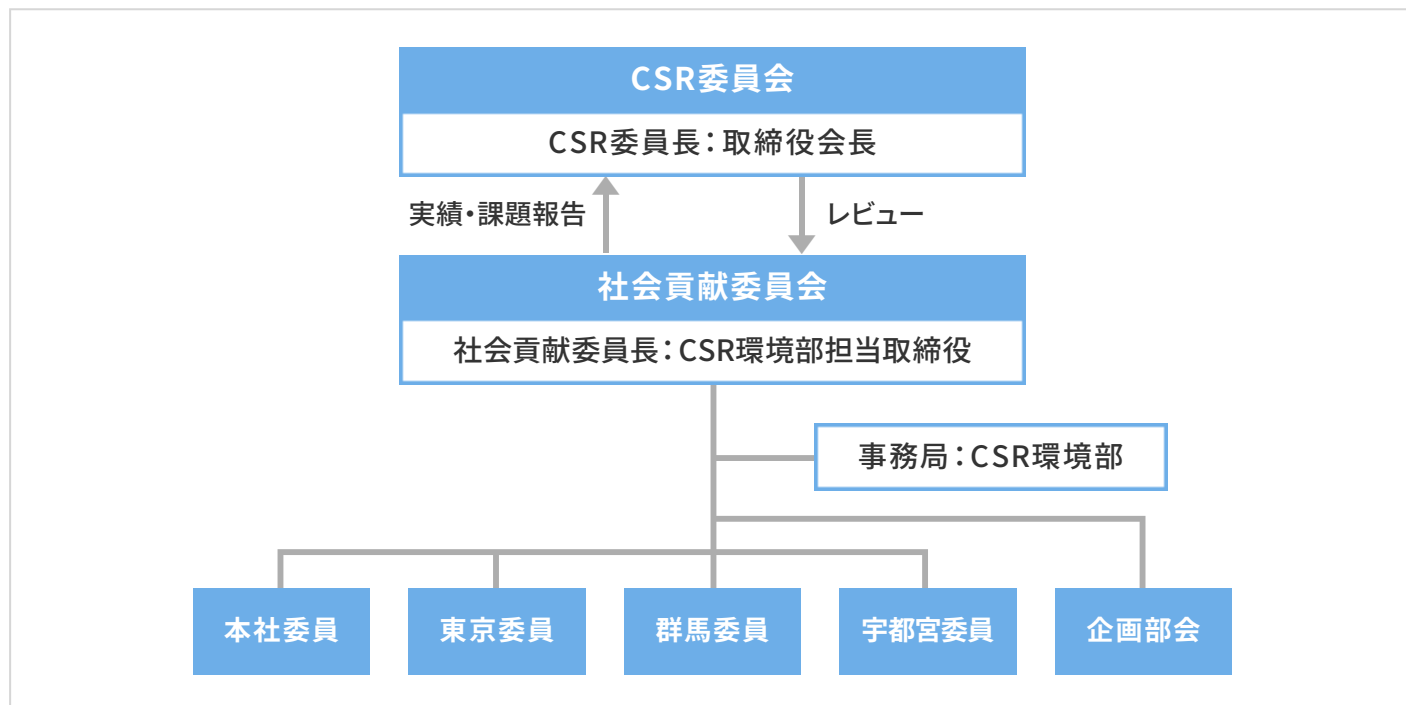
---

SUBARUでは、自社の技術やノウハウなどを活用した社会貢献活動を積極的に進め、継続させていくために2012年度に社会貢献委員会を設置しました。

社会貢献委員会は、2017年4月の組織改正に伴い、委員長をCSR環境部担当取締役とし、事務局をCSR環境部（新設）としました。活動のさらなる活性化を図るため、「地域活動」「環境」「交通安全」「スポーツ・文化」の4つを重点取り組み分野と選定しました。委員会は半年に1回定例開催し、活動の実績や課題をとりまとめ、改善を行い活性化を図っています。「モノをつくる会社から笑顔をつくる会社へ」の考え方にふさわしい社会貢献活動を展開し、企業としての社会的責任を果たしていきます。



社会貢献委員会



## 社会貢献活動の取り組み

### 地域活動

#### 恵比寿地区清掃活動への参加（本社）

SUBARUグループ会社を含む恵比寿地区の従業員が、渋谷区主催の清掃活動やSUBARU主催で恵比寿駅周辺の清掃活動を定期的に行っています。地道な取り組みが評価され、渋谷区から「きれいなまちづくり協力者」として感謝状が贈呈されました。これは地域の美化活動推進に貢献した個人や企業を対象に授与されるものです。



恵比寿駅周辺の清掃をする  
SUBARUグループ従業員

## クリーンキャンペーン活動の実施（宇都宮製作所）

S U B A R Uは、定期的に従業員による各事業所周辺の美化・清掃活動を行っています。2017年度は延べ350人が参加しました。今後も地域の美化活動への取り組みを継続していきます。



クリーンキャンペーン活動の様子

## 地元自治体の清掃活動への参加（Subaru Canada, Inc.）

ミシソーガ市では毎年アースデイに地元企業へ20分間の清掃活動の呼びかけを行っています。Subaru Canada, Inc.では、13年前よりこの取り組みに賛同しており、2017年度は15人の従業員が参加しました。この他、ミシソーガ市では地元企業に美化管理をする道路を割り当て、年に3回、清掃活動を行っています。SCIではこの取り組みにも賛同しています。



アースデイに参加したSCI従業員



清掃活動に参加したSCI従業員

## 復興支援販売会開催（本社）

岩手県、宮城県、福島県、熊本県、大分県の団体に参加いただき、販路拡大を目的とした物産品の販売、観光・地域の魅力をPRしていただく復興支援販売会を恵比寿地区勤務のS U B A R Uグループ従業員とエビンスバルビルテナント会社様を対象に開催しました。



復興支援販売会の様子

## 恵比寿盆踊り大会への協賛（本社）

戦後間もなく渋谷の街の復興と再建の願いを込めて始まり、60年続く夏の風物詩で、2日間で6万人の人出で賑わう大人気の盆踊りです。S U B A R Uは地域貢献の大きな行事として大会への協賛を行っています。



恵比寿駅前盆踊りの様子

## おおた夏まつり・企業神輿パレードに参加（群馬製作所）

おおた夏まつりが8月の2日間開催され、2日目の企業神輿パレードには本工場勤務者が北会場、矢島工場勤務者が南会場にそれぞれ分かれ、約1,000人の従業員が参加し会場を練り歩きました。当日は晴天にも恵まれ、地域の皆様にSUBARUの熱気と元気を肌で感じていただきました。



企業神輿パレードの様子

## 大泉まつり 大人神輿渡御に参加（群馬製作所）

第45回大泉まつりが7月の2日間行われ、大泉工場従業員約600人が初日の大人神輿渡御に参加しました。今年は大泉町発足60周年に加え、株式会社SUBARUとして初めて参加する記念すべきお祭りであり、SUBARUの熱気と元気を地域の方々に感じていただくことができました。



大泉町政60周年を祝う鏡開きの様子



神輿を担ぐSUBARU従業員

## 事業所納涼祭の開催（東京事業所）

隣接する国際基督教大学サンバサークルによるパレードを皮切りに、恒例の大抽選会やお子様へのプレゼントなどお楽しみ企画を実施し、お子様連れのお客様に好評を得るなど、今年も大勢の地域の皆様と交流を図ることができました。



国際基督教大学サンバサークルパレードの様子

## 納涼盆踊り大会への協賛（宇都宮製作所）

地域自治会・婦人会・子供会、協力企業の皆様など約1,000人が参加する納涼盆踊り大会が、盛大に行われました。盆踊り大会は、1984年から実施し2017年で31回目を迎え、地域貢献の大きな行事となっています。



SUBARU従業員と地域住民とのふれあいの様子

## トロントスバルクラブ ファンミーティングの開催 (Subaru Canada, Inc.)

Subaru Canada, Inc. (SCI) では、2017年7月にトロントスバルクラブハイパーミーティングを開催しました。このファンの集いは、ファンミーティングの中でも最も大きなイベントで、14回目となる今回は1,400人以上のオーナーが集まり、無料のバーベキューや子供向けイベントを中心にSUBARU車のオーナーシップを共有しながらお互いの家族がふれあう機会としてお楽しみいただきました。また、SCIではこのイベントを通じて寄付活動を行っており、総額10,000ドルをドナルド・マクドナルド・ハウス・トロントへ寄付しました。



さまざまな車種、色のSUBARU車が集結

## 自動車技術会主催のキッズエンジニア「モノづくり教室」開催

2017年8月にポートメッセ名古屋で開催された「キッズエンジニア」へ「モノづくり教室」をSUBARUテクノ（株）と協力し実施しました。四輪駆動と二輪駆動を簡単に切り替えることのできる模型を製作し、完成した後の実験で、二輪駆動では全く登れないような坂道や階段を四輪駆動であれば簡単に乗り越える仕組みをわかりやすく解説しました。当日は約140人の小学生に楽しくモノづくりの体験をしていただきました。



四輪駆動と二輪駆動の違いを勉強



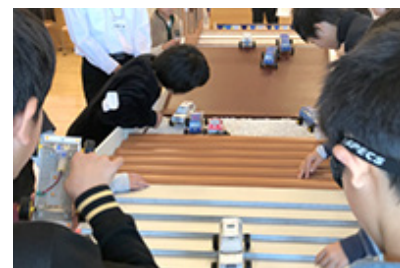
四輪駆動と二輪駆動の違いを走行実験

## 三鷹モノづくり教室開催（東京事業所）

2017年12月に、三鷹市生涯学習センターへの協力事業として、SUBARUとSUBARUテクノ（株）と協力して「モノづくり教室」を開催しました。三鷹市在住の小学4～6年生30人が参加し、模型自動車を製作し、走らせることで楽しみながら学ぶ場となりました。



模型づくりの様子



製作した模型の走行実験

## 第8回おおた・まちの先生見本市への参加（群馬製作所）

おおた・まちの先生見本市実行委員推進協議会主催の「第8回おおた・まちの先生見本市」が2017年11月に太田市立綿打小学校で開催され、群馬製作所もSUBARUマークのキーホルダー製作ブースを設け、参加しました。約200人の参加者と一緒にキーホルダーづくりを行い、将来のモノづくりを担う子供たちに楽しく学んでいただきました。



キーホルダー製作の様子

## スバルビジターセンターでの見学受け入れ

スバルビジターセンターは2003年7月にオープンし、工場見学などで矢島工場に訪れるお客様にSUBARUの歴代のクルマや世界記録を樹立したクルマ、SUBARUの個性的な技術や環境への取り組みなどを展示し、紹介している施設です。2017年度は91,694人のお客様に会場いただきました。

スバルビジターセンターの詳細については、こちらをご覧ください

<https://www.subaru.co.jp/csr/factory-tour/>



スバルビジターセンター



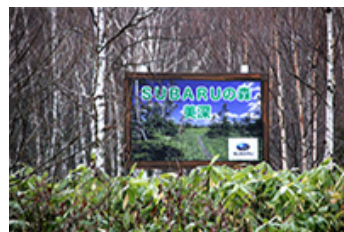
ビジターセンター見学の様子

## 環境

### 「SUBARUの森」活動開始

2017年6月にSUBARU所有林を核とした、その周囲を含む広域における森林保全、生物多様性保護などの取り組みを開始しました。

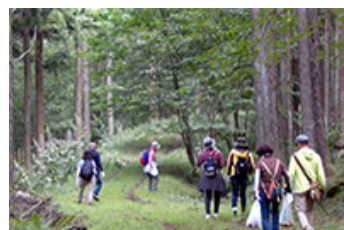
北海道美深町にあるスバル研究実験センター美深試験場敷地内に所有している約100ヘクタールの森林について、植林や間伐といった保全整備を行っていきます。地元である美深町と連携する他、SUBARUと関係の深い地域である群馬、宇都宮とも連動した活動を展開していきます。



SUBARUの森 美深（北海道）



調印式の様子



SUBARUふれあいの森 赤城（群馬）



SUBARUの森 宇都宮（栃木）

## 富士山周辺の環境美化活動に協力

2017年9月に「公益財団法人富士山をきれいにする会」が主催する富士山の5合目から6合目までを清掃する活動に、SUBARUの従業員も参加しました。同会に対しては継続的に活動資金の提供を行っており、富士山周辺の環境美化活動に役立てていただいています。また、2017年度は、富士スバルラインを運営する山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所に「SUBARUの森」活動の一つとして、北海道美深町の間伐材を活用したサイクルスタンド9台を製作し、寄贈しました。



清掃活動（富士山5合目）の様子



間伐材で製作した自転車スタンド

## 中国における森林保護活動「31の森 星の旅」（Subaru of China, Ltd.）

Subaru of China, Ltd. (SOC) では、2013年より31カ所の自然保護区に「SUBARU生態保護森林」を設置し、お客様をお招きして植林活動や希少動物の保護活動を行う他、活動に必要な車両や物資の提供を継続的に行っています。

### 中国における森林保護活動「31の森 星の旅」



森林保全活動へ参加したSOCの従業員



植林活動の様子

## 出前環境授業の実施（宇都宮製作所）

航空宇宙カンパニーでは、子供たちの航空分野への興味・関心を高め、将来の職業選択の一助となることを目的に、出前環境授業を2006年度より実施しています。この活動は、SUBARUの従業員が講師として宇都宮、半田市内の小学校へ出向き、講話や実験、航空機の材料体験を通して、地球温暖化の仕組みと防止について考えていく内容となっています。活動を始めた2006年度から累計して宇都宮・半田地区合わせて228校（15,641人）となっており、地域に定着した活動となっています。



半田市内の小学校での環境授業の様子

## 緑の募金への寄付（宇都宮製作所）

栃木県と愛知県の緑化推進委員会に、航空宇宙カンパニーで働く全員で集めた募金を寄付しました（募金累計：561万円）。2000年に始まったこの活動は18年目を迎え、2007年度には農林庁長官賞、2017年度には3回目の緑化推進委員会理事長賞を受賞しました。



感謝状授与の様子

## 「企業版ふるさと納税」群馬県より感謝状を授与

2018年3月に、「企業版ふるさと納税」制度を活用して多額の寄付をした企業として群馬県知事よりSUBARUに感謝状が授与されました。この制度は、企業が地方公共団体による地方創生プロジェクトを寄付によって支援するもので、SUBARUは尾瀬の環境整備や自然環境教育などを内容とする群馬県のプロジェクトに対し1億円を寄付しました。



群馬県知事（右）より感謝状を授与

## 交通安全

### 交通安全講話・工場見学会開催（群馬製作所）

スバル地域交流会主催、交通安全講話と工場見学会が矢島工場で2018年2月に開催し、大泉町南地区の方々約120人が参加しました。交通安全講話では交通事故の97%が運転手の原因で、その中でも誤認知による原因が75.5%にのぼることを説明し、再度、安全運転への意識を高めてもらう機会としました。工場見学では、矢島工場やビジターセンター内の見学により、SUBARUのモノづくりを間近で見させていただきました。



交通安全講話の様子



ビジターセンター見学の様子



## 陸上競技部 交通安全街頭広報活動「命をつなぐたすきリレー」に参加（群馬製作所）

陸上競技部の選手が2017年9月に、太田警察署一日警察署長に任命され、「命をつなぐたすきリレー」に参加しました。

開会式では選手が「ランニング中にも危険な場面に遭遇することがある。歩行者は夜間の反射板の着用をしてください」と呼びかけました。

交通安全チラシと反射板を住民へ配布するこの活動には、陸上競技部の選手と共に太田警察署員、ボランティア参加者75人が参加しました。

イベント終了後には太田警察署より感謝状が授与されました。



太田警察署より感謝状授与



交通安全チラシと反射板を配布

## 交通安全指導の実施（宇都宮製作所）

地域児童の交通安全と従業員の交通マナー向上活動として、宇都宮製作所周辺の道路で通勤時間帯に交通安全指導を実施しました。製作所周辺は通学路が多いため、新入生が通い始める4月と、夏休み明けで緊張が緩む9月の2回実施しました。



S U B A R U 従業員による交通安全指導の様子

## 交通安全啓発活動の展開

S U B A R U は、子供向けサイト「スバルキッズ」の運用を開始し、子供たちの交通安全意識の向上に取り組んでいます。また各事業所では、従業員に対しても長期連休前をはじめ、折に触れて交通事故防止の啓発を行うなど、交通社会の一員としての意識付けを積極的に行っています。

▶ [子供向けサイト「スバルキッズ」](#) □

### S U B A R U 硬式野球部と陸上競技部の選手が講師として子供たちを指導

2017年10月、S U B A R U 硬式野球部が矢島グラウンドで野球教室を開催しました。これは、太田市内の少年野球大会、スバルカップ優勝チーム（韮川西小ウエストジャイアンツ）への副賞として行われたものです。当日は、S U B A R U との紅白戦を行い、試合を通じて野球の厳しさと楽しさを子供たちに伝えました。S U B A R U 硬式野球部は宇都宮・武蔵野地区の子供たちへも指導を行っています。



スバルカップ優勝チームと  
S U B A R U 野球部



宇都宮地区の少年野球教室の様子

2018年3月、ぐんまこどもの国にて群馬県児童健全育成事業団主催の「SUBARUスポーツ選手との集い・ふれあい教室」が開催され、S U B A R U 陸上競技部が講師として参加しました。当日は60人以上の小中学生が参加し、曇りの天気で寒さはありませんでしたが、それに負けずに元気いっぱいに走りました。今年は地元だけでなく、合宿地（北海道紋別）でも指導を行いました。



ふれあい教室の様子



紋別中学校陸上部の皆さんとの  
練習会

### 第15回「スバル旗争奪群馬県学童軟式野球大会」を開催

群馬県下20チーム6年生の選抜チームが参加しました。当社が主催する「スバル旗争奪群馬県学童軟式野球大会」が2017年10月から11月にかけて開催し、決勝戦では大会を勝ち上がった桐生モクセイチームと前橋選抜チームが対戦し、両チームにはS U B A R U から記念のメダルが贈られました。



優勝した桐生モクセイチーム



準優勝の前橋選抜チーム

## SUBARU陸上競技部がニューイヤー駅伝に出場

2018年元旦、ニューイヤー駅伝が地元群馬県で開催されました。SUBARU陸上競技部は18年連続18回目の出場を果たし、全国の37チームが参加し競うなか、5時間2分55秒の22位でゴールしました。



地元群馬を力走するSUBARUの陸上選手



SUBARUは22位でゴール

## SUBARU CASA サイクリング チャレンジ開催 (Subaru of Indiana Automotive, Inc.)

Subaru of Indiana Automotive, Inc. (SIA) は、テストコースを開放し、24時間サイクリングイベントを2011年度から開催しています。参加費や個人・団体から集められた募金は、児童虐待や育児放棄の被害にあっている子供たちの独立支援を行う組織「CASA for Kids Fund」に寄付しています。



SIAのテストコースを疾走

## ランニング・ウォークイベント「Subaru Color 5K」開催 (Subaru of Indiana Automotive, Inc.)

Subaru of Indiana Automotive, Inc.は知的発達障がいのある人の自立や社会参加を目的として、日常的なスポーツプログラムや、成果の発表の場としての競技会を提供する国際的なスポーツ組織であるスペシャルオリンピックスインディアナと協働し、ランニング・ウォークイベントを2015年度から開催しています。2017年6月に行われたイベントでは、43,000ドルを超える寄付が集まりました。



イエローカラーステーションを通過するランナー

## 第65回 ふれあいコンサートへ協力 (群馬製作所)

スバル地域交流会主催の「第65回ふれあいコンサート」が大泉文化むら大ホールで2017年12月に開催されました。約600人の方々にご来場いただき、子供からお年寄りまで楽しめるコンサートとなりました。来場されたお客様からお持ちいただいているタオルや石鹸などの寄付品や募金が集まり、品物・寄付金は社会福祉協議会を通じて、福祉施設などへ寄贈しています。



地元西邑楽高校音楽部・吹奏楽部の演奏

## 群馬県立歴史博物館 第94回企画展「昭和なくらし、そしてスバル。」への協力（群馬製作所）

第94回企画展展示「昭和なくらし、そしてスバル。」が群馬県立歴史博物館で2017年12月～2018年2月まで開催されました。SUBARUのルーツ中島飛行機資料も展示され、SUBARUのアイサイト、デザイン、プラットフォーム、エンジンの製造に携わった元従業員のインタビューでは、つくり手の思いやモノづくりのスピリットも紹介されました。会期中はワークショップやイベントも開催され、SUBARUもヤスリでバリ取り体験をするSUBARUマークのキーホルダーづくりも行い、来場者に楽しんでいただきました。



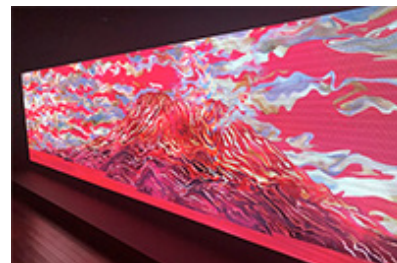
つくり手の思いやスピリットを展示

## 加山又造展への協賛（本社）

2018年4～5月にかけて、エビススバルビルのイベントホールEBiS303を会場とし、「Re又造展」を開催しました。SUBARUとスバル興産（株）が協賛し、来場した約17,000人の方々に文化・芸術の素晴らしさを感じていただきました。



加山氏の作品をSUBARU車へラッピング



デジタルアートを融合させた加山氏の作品

## SUBARU歴史車両を各種イベントで展示

SUBARUは技術的遺産として歴代車両の維持管理を行っています。その歴史車両を多くの方に見ていただくと共に、SUBARUの歴史に触れていただくために、各種イベントへの展示を行っています。



スバル360とラビットスクーターを展示



歴史車展示イベントの様子

## 寄付・ボランティア活動

S U B A R Uは社会貢献方針に、従業員一人ひとりが市民として行う社会貢献活動を応援することを明記しています。これは、従業員が積極的に社会貢献の意識を持つことにより、社会に貢献する風土を全社に根付かせることを目的としています。

これを具現化する取り組みとして、積極的なボランティア活動を通じて地域や社会に貢献している従業員を表彰しています。この表彰制度は2006年に創設し、2018年6月の第13回表彰式では1人の従業員を表彰しました。



表彰を受けたS U B A R U従業員（最前列）と役員

### ラブプロミス活動の実施（Subaru of America, Inc.）

Subaru of America, Inc.（SOA）では、ラブプロミスを自社の文化としており、従業員による社会への貢献としてボランティア活動を積極的に行っています。ニュージャージー州カムデンにある住宅の建設や改修に協力。従業員はこの活動をサポートするために、588時間以上のボランティアを行いました。



ボランティアに参加するSOA従業員



SOAのCEOが希望のメッセージを記入

### 米国科学振興協会と提携し、7万6,000冊の科学書籍を寄贈（Subaru of America, Inc.）

Subaru of America, Inc.（SOA）は、Subaru Loves Learningのもとで、米国科学振興協会と提携して、7万6,000冊の科学書籍を学校に寄贈しました。SOAの従業員は、ニュージャージー州カムデンにある13の公立学校に3,000冊以上の書籍を配達しました。



書籍を受け取った子供たち



SOAの従業員が各学校に書籍を配達

### 西日本豪雨災害 被災地域への支援実施

2018年7月、S U B A R Uは、日本赤十字社を通じ、被災した地域への支援として義援金1,000万円の寄付を行いました。

また、関係会社の富士重工ハウス（株）は自社製のコンテナハウス約40棟の無償提供を実施しました。

## ユナイテッドウェイへの募金活動（Subaru of Indiana Automotive, Inc.）

Subaru of Indiana Automotive, Inc.（SIA）では、1998年より従業員がアメリカの貧困対策支援を行う慈善団体ユナイテッドウェイへの募金活動を行っています。2017年度は総額763,079ドルを寄付しました。



活動に参加したSIAアソシエイツ

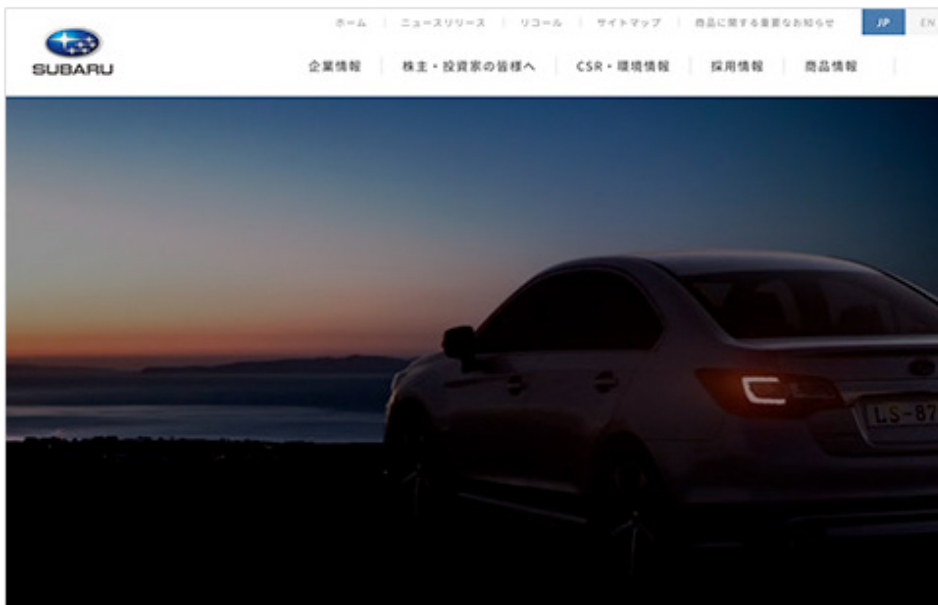
## デトロイト日本商工会を通じた寄付（Subaru Research & Development, Inc.）

Subaru Research & Development, Inc.はデトロイト日本商工会への寄付を通じて2010年より地元高校に資金を提供しています。JBSDに寄付された資金は、アメリカの学生が海外に留学することを可能にする奨学金や、日本人の外国人留学生の就学を助けるために使われます。また、インディアナ州の日本語学校にも寄付を行い、2017年度の寄付金の総額は7,365ドルとなりました。



## 情報公開の考え方

S U B A R U は、経営戦略や事業活動などの企業情報を、適時、公正、適正に開示することを通じて、経営の透明性を向上させるとともに、ステークホルダーの皆様に S U B A R U への理解を深めていただき、信頼関係の構築と維持に努めます。



株式会社 S U B A R U トップページ

<https://www.subaru.co.jp/>

## 従業員への情報発信

S U B A R Uでは、会社の方針や取り組みなどの情報共有をはじめ、従業員のモチベーション向上やコミュニケーション促進を目的に、社内広報誌を毎月発行しています。1956年4月の創刊以来、通巻750号を超えました。2014年2月には社内イントラネットでの社内情報の掲載をスタートさせ、従業員により幅広く、タイムリーな情報を提供しています。また、重要度の高い情報については、よりタイムリーに伝え、周知徹底を図るために、従業員一人ひとりに対して、電子メールにて情報を発信しています。

更に、定期的に経営層が各事業所や製作所を訪れて従業員と直接対話し、コミュニケーションを図る場を設けています。



社内広報誌「秀峰」

## IR情報の開示

S U B A R Uは、株主・投資家の皆様に正しい理解を深めていただくため、事業内容の適時・適正な開示に取り組んでいます。また、株主総会の開催や、株主様向け報告書の発行、四半期決算ごとのマスコミおよびアナリスト向け説明会などの各種情報については、S U B A R Uホームページに迅速に公開することで、公正な情報開示に努めています。

また、ご登録いただいた皆様に、決算情報などのIRに関する新着情報をメールにてお届けするIRメール配信サービスを実施しています。このIRメール配信（無料）には現在約1,600の方が登録されています。



最新IR情報はこちらをご覧ください

<http://www.subaru.co.jp/ir/>



株主の皆様向け報告書  
「SUBARU REPORT」

ホームページ「株主・投資家の皆様へ」

## 社外からの評価

SUBARUは、トップマネジメントによるIR活動へのコミットメント、試乗会・工場見学会・技術説明会などの事業活動紹介の取り組みなど、日頃のIR活動が社外から評価を受けています。

## 証券アナリストによるディスクロージャー優良企業に選定

SUBARUは、公益社団法人日本証券アナリスト協会による「証券アナリストによるディスクロージャー優良企業選定」（2017年度）において、自動車・同部品・タイヤ部門の対象19社の中から第1位に選定されました。SUBARUの受賞は4年連続4回目となります。

本選定は、企業情報開示の向上を目的に毎年開催されており、今回23回目を迎える表彰制度です。各業種の証券アナリストが、「経営陣のIR姿勢、IR部門の機能、IRの基本スタンス」「説明会、インタビュー、説明資料等における開示」「フェア・ディスクロージャー」「コーポレート・ガバナンスに関連する情報の開示」「各業種の状況に即した自主的な情報開示」の5項目について評価し、優良企業を選定します。



ディスクロージャー  
優良企業受賞ロゴマーク

## 「株主様工場ご視察会」の開催

S U B A R Uは、株主の皆様へS U B A R Uの生産活動の生きた現場をご覧いただき、S U B A R Uの企業方針や日頃の生産活動に対するご理解を深めていただくことを目的として、「株主様工場ご視察会」を2004年より実施しています。ご視察会では、株主の皆様とS U B A R Uとの間で直接コミュニケーションを図るため、S U B A R U役員が参加する質疑応答の時間を設けています。

なお、ご視察会でいただいたご意見・ご感想は、役員をはじめ社内関係者へ報告し、今後のIR活動に活かしていきます。



群馬製作所 工場ご視察会の模様



ビジターセンター



生産工場



質疑応答

航空宇宙カンパニー 半田工場ご視察会の模様



半田工場外観



ボーイング787中央翼



質疑応答



### 福祉車両に対する考え方

S U B A R Uは、「クルマのある自由で楽しい生活」を全ての人と分かち合うことを目指して、身体が不自由な方やご高齢の方にも安心して気持ち良くお乗りいただくために、福祉車両の開発・普及に努めています。

### 普通車から軽自動車まで幅広くラインナップ

福祉車両の製造販売は1980年より開始し、現在は「トランスケアシリーズ」の名称でご愛顧いただいています。

トランスケアシリーズでは、普通車から軽自動車まで幅広い選択肢をご用意し、介護する方もされる方もストレスなく扱える福祉車両を開発していくことを目指しています。

2017年度は、新型SUBARU XVに従来型から継続して設定し、本社ショールーム「SUBARU STAR SQUARE」にレヴォーグのトランスケアと共に展示し、多くのお客様に体感していただきました。

今後も、より多くのお客様にSUBARU車の「安心と楽しさ」を味わっていただけるよう、各種の取り組みを推進していきます。

▶ [トランスケアシリーズの動画はこちらをご覧ください。](#) □

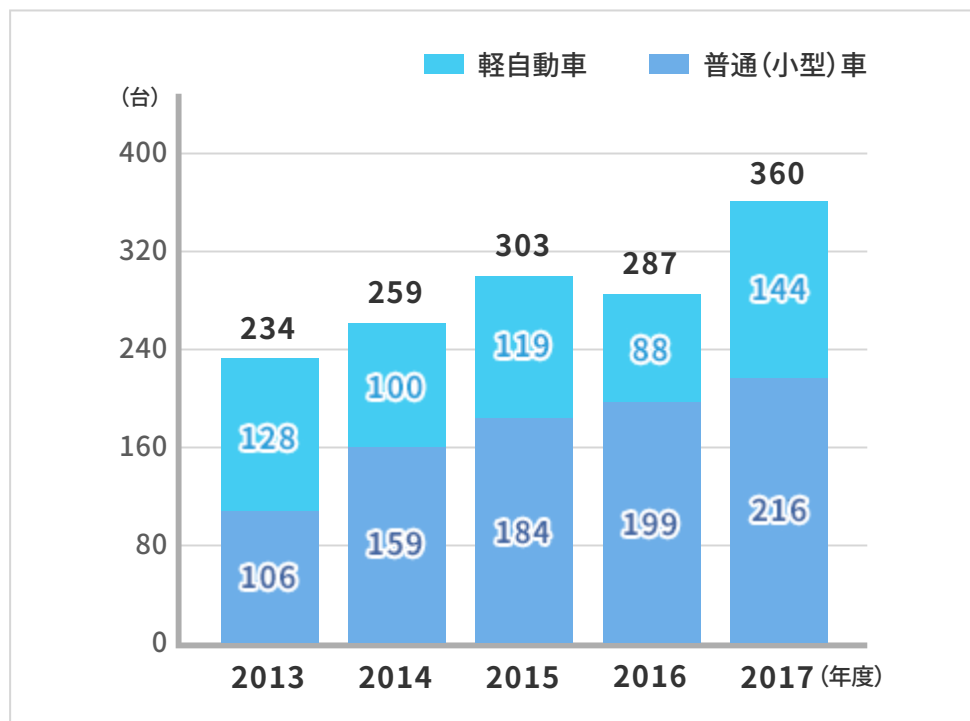


シフォン [スロープタイプ]



インプレッサ スポーツ トランスケア  
[ウイングシート (助手席リフトタイプ)]

## 「トランスケアシリーズ」販売台数の推移





### 第三者意見



後藤 敏彦様

#### 略歴

(NPO)サステナビリティ日本フォーラム代表理事  
(一社)グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン理事、  
(NPO)日本サステナブル投資フォーラム理事・最高顧問、(一社)グリーン  
ファイナンス推進機構理事、認定NPO環境経営学会会長、(一社)レジリ  
エンスジャパン推進協議会理事、など。

環境管理規格審議委員会EPE小委員会委員、環境省//情報開示基盤整備  
事業WG座長・日中韓環境大臣会合(TEMM)付設日中韓環境産業円卓会合  
(TREB)団長・環境コミュニケーション大賞審査委員会委員・環境報告  
ガイドライン2018年版 解説書等作成に向けた検討会委員、民間事業者の  
気候変動適応の促進に関する検討会委員、など。元GRIボードメンバー。  
東京大学法学部卒業。

### 2018 CSRレポートを読んで

自動車業界は今、未曾有の不確実性の時代の只中にいるとって過言ではありません。諸外国での化石燃料使用車の販売禁止動向は、リスクという不確実性の問題ではなく現実となってきました。こうした中で様々な不祥事が発生しました。企業風土の刷新は一朝一夕には行えませんが、これらの重なるピンチをチャンスに置き換える絶好の機会として課題解決に活かされることを強く祈念します。

そのために絶対的に必要なことの一つは、中長期のビジョン、ありたい姿の確立です。CSR重点6領域は、その前提であると捉えました。更にその前提の前提としての設計思想の変更が必要のように感じられます。日本の多くの製造業での設計思想はproduct-outが主流のように思われますが、基点を社会実装においたoutside-inへの変更です。重点6領域のSUBARU固有の対応領域はoutside-inとの親和性が高いと思われるので、徹底的に実践していただきたい。SDGs≡社会課題の徹底活用も一案です。またダイバーシティこそ真のイノベーション＝創造的破壊・新結合の源泉です。

その意味で新中期経営ビジョン「STEP」は方向性などたいへん良いと思いますが、目標年2025年はあまりにも短すぎると考えます。定性的表現で構わないのですが、例えば創業150周年のありたい姿、そこからバックキャストした2040年のありたい姿などの策定を期待したい。それを策定するには若者、女性、外国人等も入れたダイバーシティが重要と考えます。先行き、金融安定理事会(FSB)のタスクフォースの勧告に添えていくためにも中長期ビジョンは必須と考えます。

カバナンスの中でリスク・マネジメントが少し弱いと感じました。リスク・マネジメントは、リスクの発見・評価・対策の3ステップですが、行われているリスク管理等は対策ステップであり、定期的な発見・評価ステップがなされているかがよく見えません。

環境の取り組みレベルは相当なものですが、事故件数等が増えているのが気になります。「自分の仕事総点検」の中でしっかり点検されることを期待したい。また、環境リスク・マネジメントとEMSが一体化しているのか、がよく見えません。

CO<sub>2</sub>削減で2030年目標を掲げられたのは良いですが、更に進んでSBT認証やRE100への署名なども検討されることを期待したい。海外から始めるのも一案です。

3Rの取り組みはほぼ極限まで来ていますが、メインはアウトプットである廃棄物のゼロ化です。欧州のサーキュラー・エコノミーはインプットでの資源効率性を重視しています。このキーワードを取り入れることの検討も期待します。

グリーン調達ガイドラインはサプライヤーCSRガイドラインと一体化してCSR調達ガイドラインとすることを検討すべきと考えます。

AI/IOT 推進は進められていると推察しますが、情報がありません、プロアクティブな取り組みとして抜本的環境対策にもなり得ると考えますので記載を期待します。また、自動車への搭載は、将来は倫理課題とも関連することが想定されますので「AIと倫理」委員会等の検討も必要と考えます。

人材、ダイバーシティ関連の取り組みも評価できますが、女性採用数の抜本的強化、ダイバーシティ・マネジメント能力の向上も重要ということを付言しておきます。

## 第三者意見をいただいて

弊社「CSRレポート2018」へのご意見を賜り、ありがとうございます。

当社は、今後重点的に取り組むべきCSR重点6領域を定め、CSRへの取り組みを強化していくことを表明しました。この過程を通じて、SUBARUが社会から何を期待され、何を大切にすべきかを改めて考える良い機会を得ました。

中期経営ビジョン「STEP」にもこの考えを反映させ、CSRの強化を通じて、高い社会的信頼が得られるよう十分配慮するとともに、社会の豊かさの向上に対して当社の事業が的確に貢献できるように、経営陣と従業員が一丸となって、歩みを進めていくこととしております。

今般、このSUBARUグループのCSR重点6領域の選定、考え方について一定のご評価をいただきました。その一方で、足下高まりつつある社会的課題を正面から受け止め、様々な角度から、目標設定やアクションに関する質的な向上を不断に図るべきとのご指摘をいただきました。

なかでも、ダイバーシティに関する一層の取り組みの強化につきましては、市場の多様性によって当社のビジネスが成立している実態からすれば、まさに核心的な意味合いを持っていると自覚しており、強力に推進していきたいと考えております。

さらに、環境の取り組みに関しましても、気候変動が世界的な最重要課題のひとつであると認識しており、既に着手をしております新たな実行計画である「環境アクションプラン」の策定をはじめとして、中長期的視野を持ちながらも適切に取り組んでいきたいと考えております。

これらを含め、ご指摘いただいた内容については、様々なステークホルダーのご意見を踏まえつつ、検討したうえで、出来るところから対応して参りたいと考えております。同時に、ステークホルダーの皆様のご理解も十分にいただけますよう、引き続き、適時適切な情報開示にも努めてまいります。

自動車業界は、今100年に一度の大変革の時期を迎えています。今後、環境の変化や社会の期待を敏感に捉え、CSRの取り組みを推進し、持続可能な社会に貢献するとともに、信頼される企業を目指してまいります。

株式会社SUBARU  
取締役会長 CSR委員長  
吉永 泰之



## 共通スタンダード

番号	開示事項	報告要求事項	ISO26000	該当箇所
<b>組織のプロフィール</b>				
102-1	組織の名称	a. 組織の名称		> 会社概要
102-2	活動、ブランド、製品、サービス	a. 組織の事業活動に関する説明 b. 主要なブランド、製品、およびサービス。特定の市場で販売が禁止されている製品またはサービスがあれば、その説明を含める		> 会社概要
102-3	本社の所在地	a. 組織の本社の所在地		> 会社概要
102-4	事業所の所在地	a. 組織が事業を展開している国の数、および重要な事業所を所有している国の名称。報告書に記載している項目との関連は問わない		> 事業所・関係会社
102-5	所有形態および法人格	a. 組織の所有形態や法人格の形態		> 会社概要
102-6	参入市場	a. 参入市場。次の事項を含む i. 製品およびサービスを提供している地理的な場所 ii. 参入業種 iii. 顧客および受益者の種類		> 事業所・関係会社
102-7	組織の規模	a. 組織の規模。次の事項を含む i. 総従業員数 ii. 総事業所数 iii. 純売上高（民間組織について）、純収入（公的組織について） iv. 株主資本および負債の内訳を示した総資本（民間組織について） v. 提供する製品、サービスの量		> 会社概要



102-8	従業員およびその他の労働者に関する情報	<p>a. 雇用契約（正社員と臨時雇用者）別の、男女別総従業員数</p> <p>b. 雇用契約（正社員と臨時雇用者）別の、地域別総従業員数</p> <p>c. 雇用の種類（常勤と非常勤）別の、男女別総従業員数</p> <p>d. 組織の活動の相当部分を担う者が、従業員以外の労働者であるか否か。該当する場合、従業員以外の労働者が担う作業の性質および規模についての記述</p> <p>e. 開示事項 102-8-a、102-8-b、102-8-cで報告する従業員数に著しい変動（観光業や農業における季節変動）</p> <p>f. データの編集方法についての説明（何らかの前提があればそれも含める）</p>	<p>6.3.10 労働における基本的原則及び権利</p> <p>6.4.1-6.4.2 労働慣行</p> <p>6.4.3 雇用及び雇用関係</p> <p>6.4.4 労働条件及び社会的保護</p> <p>6.4.5 社会的対話</p> <p>6.8.5 雇用創出及び技能開発</p> <p>7.8 社会的責任に関する自主的なイニシアティブ</p>	<p>&gt; 従業員データ</p>
102-9	サプライチェーン	<p>a. 組織のサプライチェーンの説明。組織の活動、主要なブランド、製品、およびサービスに関するサプライチェーンの主要要素を含める</p>		<p>&gt; 自動車にかかわるSUBARUの環境負荷全体像</p>
102-10	組織およびそのサプライチェーンに関する重大な変化	<p>a. 組織の規模、構造、所有形態、またはサプライチェーンに関して生じた重大な変化。次の事項を含む</p> <p>i. 所在地または事業所に関する変化（施設の開設や閉鎖、拡張を含む）</p> <p>ii. 株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化（民間組織の場合）</p> <p>iii. サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化（選定や解消を含む）</p>		
102-11	予防原則または予防的アプローチ	<p>a. 組織が予防原則や予防的アプローチに取り組んでいるか。またその取り組み方</p>		<p>&gt; 環境マネジメント</p>
102-12	外部イニシアティブ	<p>a. 外部で作成された経済、環境、社会の憲章、原則その他のイニシアティブで、組織が署名または支持しているもののリスト</p>		<p>&gt; トップメッセージ</p> <p>&gt; SDGsへの取り組み</p>
102-13	団体の会員資格	<p>a. 業界団体、その他の協会、および国内外の提言機関で組織が持っている主な会員資格のリスト</p>		-

戦略				
102-14	上級意思決定者の声明	a. 組織とサステナビリティの関連性、およびサステナビリティに取り組むための戦略に関する、組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明	4.7 国際行動規範の尊重 6.2 組織統治 7.4.2 社会的責任に関する組織の方向性の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ トップメッセージ</li> </ul>
102-15	重要なインパクト、リスク、機会	a. 重要なインパクト、リスク、機会の説明		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ トップメッセージ</li> <li>▶ SUBARUグループのCSR</li> <li>▶ クライシスリスク</li> <li>▶ リスク情報</li> </ul>
倫理と誠実性				
102-16	価値観、理念、行動基準・規範	a. 組織の価値観、理念、行動基準・規範についての説明	4.4 倫理的な行動 6.6.3 汚職防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ SUBARUグループのCSR</li> </ul>
102-17	倫理に関する助言および懸念のための制度	<p>a. 組織内外に設けられている次の制度についての説明</p> <p>i. 倫理的行為および合法行為、ならびに組織の誠実性に関する助言を求める制度</p> <p>ii. 非倫理的行為または違法行為、ならびに組織の誠実性に関する懸念を通報する制度</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ リスク管理体制の整備の状況</li> <li>▶ コンプライアンス・ホットライン制度</li> </ul>
ガバナンス				
102-18	ガバナンス構造	<p>a. 組織のガバナンス構造。最高ガバナンス機関の委員会を含む</p> <p>b. 経済、環境、社会項目に関する意思決定に責任を負っている委員会</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ コーポレートガバナンス体制</li> </ul>
102-19	権限移譲	a. 最高ガバナンス機関から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会項目に関して権限委譲を行うプロセス		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ コーポレートガバナンス体制</li> <li>▶ SUBARUグループのCSR</li> </ul>
102-20	経済、環境、社会項目に関する役員レベルの責任	<p>a. 組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会項目の責任者として任命しているか</p> <p>b. その地位にある者が、最高ガバナンス機関の直属となっているか</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ コーポレートガバナンス体制</li> </ul>

102-21	経済、環境、社会項目に関するステークホルダーとの協議	<p>a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス</p> <p>b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか</p>	<p>＞ SUBARUグループのCSR</p>
102-22	最高ガバナンス機関およびその委員会の構成	<p>a. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成。その事項による</p> <p>i. 執行権の有無</p> <p>ii. 独立性</p> <p>iii. ガバナンス機関における任期</p> <p>iv. 構成員の他の重要な役職およびコミットメントの数、並びにコミットメントの性質</p> <p>v. ジェンダー</p> <p>vi. 発言権が低い社会的グループのメンバー</p> <p>vii. 経済、環境、社会項目に関する能力</p> <p>viii. ステークホルダーの代表</p>	<p>＞ コーポレートガバナンス体制</p>
102-23	最高ガバナンス機関の議長	<p>a. 最高ガバナンス機関の議長が組織の執行役員を兼ねているか否か</p> <p>b. 議長が執行役員を兼ねている場合、組織の経営におけるその者の役割と、そのような人事の理由</p>	<p>＞ コーポレートガバナンス体制</p>
102-24	最高ガバナンス機関の指名と選出	<p>a. 最高ガバナンス機関およびその委員会メンバーの指名と選出のプロセス</p> <p>b. 最高ガバナンス機関のメンバーの指名と選出で用いられる基準。次の事項を含む</p> <p>i. ステークホルダー（株主を含む）が関与しているか、どのように関与しているか</p> <p>ii. 多様性が考慮されているか、どのように考慮されているか</p> <p>iii. 独立性が考慮されているか、どのように考慮されているか</p> <p>iv. 経済、環境、社会項目に関する専門知識や経験が考慮されているか、どのように考慮されているか</p>	<p>＞ コーポレートガバナンス体制</p>
102-25	利益相反	<p>a. 利益相反の回避、対処のために最高ガバナンス機関が行っているプロセス</p> <p>b. 利益相反に関する情報をステークホルダーに開示しているか。最低限、次の事項を含む</p> <p>i. 役員会メンバーへの相互就任</p> <p>ii. サプライヤーおよびその他のステークホルダーとの株式の持ち合い</p>	<p>＞ 取締役会のメンバーによる利益相反の防止</p>

		<p>iii. 支配株主の存在</p> <p>iv. 関連当事者の情報</p>	
102-26	<p>目的、価値観、戦略の設定における最高ガバナンス機関の役割</p>	<p>a. 経済、環境、社会項目に関わる組織の目的、価値観、ミッション・ステートメント、戦略、方針、目標の策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス機関と役員が果たす役割</p>	<p>＞コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方</p> <p>＞コーポレートガバナンスガイドライン </p> <p>＞コーポレートガバナンス報告書 </p>
102-27	<p>最高ガバナンス機関の集会的知見</p>	<p>a. 経済、環境、社会項目に関する最高ガバナンス機関の集会的知見を発展、強化するために実施した施策</p>	<p>＞SUBARUグループのCSR</p>
102-28	<p>最高ガバナンス機関のパフォーマンスの評価</p>	<p>a. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンスを評価するためのプロセス</p> <p>b. 当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度</p> <p>c. 当該評価が自己評価であるか否か</p> <p>d. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンス評価に対応して行った措置。最低限、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化を含む</p>	<p>6.2 組織統治</p> <p>7.4.3 組織の統治、システム及び手順への社会的責任の組み込み</p> <p>7.7.5 パフォーマンスの改善</p> <p>＞SUBARUグループのCSR</p> <p>＞コーポレートガバナンス報告書 </p>
102-29	<p>経済、環境、社会へのインパクトの特定とマネジメント</p>	<p>a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントにおける最高ガバナンス機関の役割。デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス機関の役割を含む</p> <p>b. 最高ガバナンス機関による経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントをサポートするために、ステークホルダーとの協議が活用されているか否か</p>	<p>＞コーポレートガバナンス報告書 </p> <p>＞SUBARUグループのCSR</p>
102-30	<p>リスクマネジメント・プロセスの有効性</p>	<p>a. 経済、環境、社会項目に関するリスクマネジメント・プロセスの有効性のレビューにおける最高ガバナンス機関の役割</p>	<p>＞SUBARUグループのCSR</p>
102-31	<p>経済、環境、社会項目のレビュー</p>	<p>a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会に関して最高ガバナンス機関が行うレビューの頻度</p>	<p>-</p>

102-32	サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割	a. 組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな項目が取り上げられていることを確認する機能を果たしている最高位の委員会または役職	> SUBARUグループのCSR重点領域の経営への反映
102-33	重大な懸念事項の伝達	a. 最高ガバナンス機関に対して重大な懸念事項を伝達するために設けられているプロセス	> SUBARUグループのCSR
102-34	伝達された重大な懸念事項の性質と総数	a. 最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念事項の性質と総数 b. 重大な懸念事項への対処、解決のために使われたメカニズム	> コーポレートガバナンス報告書 
102-35	報酬方針	a. 最高ガバナンス機関および役員に対する報酬方針。次の種類の報酬を含む i. 固定報酬と変動報酬（パフォーマンス連動報酬、株式連動報酬、賞与、後配株式または権利確定株式を含む） ii. 契約金、採用時インセンティブの支払い iii. 契約終了手当 iv. クローバック v. 退職給付（最高ガバナンス機関、役員、その他の全従業員について、それぞれの給付制度と拠出金率の違いから生じる差額を含む） b. 報酬方針におけるパフォーマンス基準と、最高ガバナンス機関および役員の経済、環境、社会項目における目標がどのように関係しているか	> 役員報酬会議
102-36	報酬の決定プロセス	a. 報酬の決定プロセス b. 報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否か c. 報酬コンサルタントと組織との間に存在するその他の関係	> 役員報酬会議
102-37	報酬に関するステークホルダーの関与	a. 報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め、また考慮しているか b. 考慮している場合、報酬方針や提案への投票結果	-

102-38	年間報酬総額の比率	a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の、同じ国の全従業員における年間報酬額の中央値（最高給与所得者を除く）に対する比率		-
102-39	年間報酬総額比率の増加率	a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の増加率の、同じ国の全従業員における年間報酬総額の中央値（最高給与所得者を除く）の増加率に対する比率		-
<b>ステークホルダー・エンゲージメント</b>				
102-40	ステークホルダー・グループのリスト	a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループのリスト	5.3 ステークホルダーの特定及びステークホルダーエンゲージメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ ステークホルダーの皆様との関わり</li> </ul>
102-41	団体交渉協定	a. 団体交渉協定の対象となる全従業員の割合		<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ 労使コミュニケーション</li> </ul>
102-42	ステークホルダーの特定および選定	a. 組織がエンゲージメントを行うステークホルダーを特定および選定する基準		<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ ステークホルダーの皆様との関わり</li> </ul>
102-43	ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ	a. 組織のステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法。種別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメントの頻度を含む。また、特に報告書作成プロセスの一環として行ったエンゲージメントか否かを示す		<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ ステークホルダーの皆様との関わり</li> </ul>
102-44	提起された重要な項目および懸念	<p>a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された重要な項目および懸念。次の事項を含む</p> <p>i. 組織が重要な項目および懸念にどう対応したか（報告を行って対応したものを含む）</p> <p>ii. 重要な項目および懸念を提起したステークホルダー・グループ</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>▷ ステークホルダーの皆様との関わり</li> </ul>

報告実務

102-45	連結財務諸表の対象になっている事業体	<p>a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体のリスト</p> <p>b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の記載から外れているか否か</p>		<p>＞ 財務・業績</p>
102-46	報告書の内容および項目の該当範囲の確定	<p>a. 報告書の内容および項目の該当範囲を確定するためのプロセスの説明</p> <p>b. 組織が報告書の内容を確定する際、報告原則をどのように適用したかについての説明</p>		<p>＞ 編集方針</p>
102-47	マテリアルな項目のリスト	<p>a. 報告書の内容を確定するプロセスで特定したマテリアルな項目のリスト</p>	<p>5.2 社会的責任の認識</p> <p>7.3.2 組織にとっての中核主題及び課題の関連性及び重要性の判断</p> <p>7.3.3 組織の影響力の範囲</p> <p>7.3.4 課題に取り組むための優先順位の決定</p>	<p>＞ CSR重点6領域策定プロセス</p> <p>＞ SUBARUグループの重点領域：人を中心とした自動車文化</p> <p>＞ SUBARUグループの重点領域：共感・共生</p> <p>＞ SUBARUグループの重点領域：安心</p> <p>＞ SUBARUグループの重点領域：ダイバーシティ</p> <p>＞ SUBARUグループの重点領域：環境</p> <p>＞ SUBARUグループの重点領域：コンプライアンス</p>
102-48	情報の再記述	<p>a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合、再記述の影響および理由</p>		<p>該当せず</p>
102-49	報告における変更	<p>a. マテリアルな項目および項目の該当範囲について、過去の報告期間からの重大な変更</p>		<p>該当せず</p>
102-50	報告期間	<p>a. 提供情報の報告期間</p>		<p>＞ 編集方針</p>

102-51	前回発行した報告書の日付	a. 前回発行した報告書の日付（該当する場合）		> 編集方針
102-52	報告サイクル	a. 報告サイクル		> 編集方針
102-53	報告書に関する質問の窓口	a. 報告書またはその内容に関する質問の窓口		> 編集方針
102-54	GRIスタンダードに準拠した報告であることの主張	<p>a. 組織がGRIスタンダードに準拠し、次のいずれかの選択肢を選んで報告書を作成したことを表す主張</p> <p>i. 「この報告書は、GRIスタンダードの中核（Core）オプションに準拠して作成されている。」</p> <p>ii. 「この報告書は、GRIスタンダードの包括（Comprehensive）オプションに準拠して作成されている。」</p>		本表
102-55	内容索引	<p>a. GRIの内容索引（使用した各スタンダードを明記し、報告書に記載したすべての開示事項を一覧表示する）</p> <p>b. 内容索引には、各開示事項について次の情報を含める</p> <p>i. 開示事項の番号（GRIスタンダードに従って開示した項目について）</p> <p>ii. 報告書またはその他の公開資料の中で、該当の情報が記載されているページ番号またはURL</p> <p>iii. 要求される開示事項の省略が認められていて、開示できない場合の省略の理由（該当する場合）</p>	7.5.3 社会的責任に関するコミュニケーションの種類 7.6.2 社会的責任に関する報告及び主張の信頼性向上	本表
102-56	外部保証	<p>a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行の説明</p> <p>b. 報告書が外部保証を受けている場合、</p> <p>i. 外部保証報告書、表明、意見に言及する。外部保証によって保証されている事項、保証されていない事項、その根拠（サステナビリティ報告書に添付する保証報告書に記載がない場合）。これには保証基準、保証レベル、保証プロセスに存在する制約事項も含める</p> <p>ii. 組織と保証提供者の関係</p> <p>iii. 最高ガバナンス機関または役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か、どのように関わっているか</p>		-



103 マネジメント手法

<p>103-1</p>	<p>マテリアルな項目とその該当範囲の説明</p>	<p>各マテリアルな項目について次の情報を説明しなくてはならない。</p> <p>a. その項目がマテリアルである理由の説明</p> <p>b. マテリアルな項目の該当範囲。次の記述を含む</p> <p>i. どこでインパクトが生じるのか</p> <p>ii. 組織のインパクトへの関与。例えば、組織のインパクトへの関与は直接的か間接的か、または組織のビジネス関係を通じてインパクトに関連したかどうか</p> <p>c. 該当範囲に関する具体的な制約事項</p>	<p>5.2 社会的責任の認識</p> <p>6 社会的責任の中核主題に関する手引き</p> <p>7.3.1 デューディリジェンス</p> <p>7.3.2 組織にとっての中核主題及び課題の関連性及び重要性の判断</p> <p>7.3.3 組織の影響力の範囲</p> <p>7.3.4 課題に取り組むための優先順位の決定</p> <p>7.7.3 社会的責任に関する組織の進捗及びパフォーマンスの確認</p> <p>7.7.5 パフォーマンスの改善</p>	<p>＞ CSR重点6領域策定プロセス</p> <p>＞ SUBARUグループの重点領域：人を中心とした自動車文化</p> <p>＞ SUBARUグループの重点領域：共感・共生</p> <p>＞ SUBARUグループの重点領域：安心</p> <p>＞ SUBARUグループの重点領域：ダイバーシティ</p> <p>＞ SUBARUグループの重点領域：環境</p> <p>＞ SUBARUグループの重点領域：コンプライアンス</p>
<p>103-2</p>	<p>マネジメント手法とその要素</p>	<p>各マテリアルな項目について次の情報を説明しなくてはならない。</p> <p>a. 組織がその項目をどのようにマネジメントしているかについての説明</p> <p>b. マネジメント手法の目的に関する表明</p> <p>c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明</p> <p>i. 方針</p> <p>ii. コミットメント</p> <p>iii. 目標およびターゲット</p> <p>iv. 責任</p> <p>v. 経営資源</p> <p>vi. 苦情処理メカニズム</p> <p>vii. 具体的な措置（プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど）</p>	<p>7.3.3 組織の影響力の範囲</p> <p>7.3.4 課題に取り組むための優先順位の決定</p> <p>7.7.3 社会的責任に関する組織の進捗及びパフォーマンスの確認</p> <p>7.7.5 パフォーマンスの改善</p>	<p>＞ SUBARUグループのCSR</p>
<p>103-3</p>	<p>マネジメント手法の評価</p>	<p>各マテリアルな項目について次の情報を説明しなくてはならない。</p> <p>a. 組織によるマネジメント手法の評価方法。次の事項を含む</p> <p>i. マネジメント手法の有効性を評価する仕組み</p> <p>ii. マネジメント手法の評価結果</p> <p>iii. マネジメント手法に関して行った調整</p>	<p>-</p>	<p>-</p>

# 項目別のスタンダード

開示事項番号	開示事項	報告要求事項		該当ページ見出し
経済				
201：経済パフォーマンス				
201-1	創出、分配した直接的経済価値	<p>a. 創出、分配した直接的経済価値（発生主義ベースによる）。これには、組織のグローバルにおける事業について、次に一覧表示する基本要素を含める。データを現金主義で表示する場合は、その判断理由を次の基本要素に加えて報告する</p> <p>i. 創出した直接的経済価値：収益</p> <p>ii. 分配した経済価値：事業コスト、従業員給与と諸手当、資本提供者への支払い、政府への支払い（国別）、コミュニティ投資</p> <p>iii. 留保している経済価値：「創出した直接的経済価値」から「分配した経済価値」を引いたもの</p> <p>b. 影響が著しいものについて、創出・分配経済価値を国、地域、市場レベルに分けて報告する。また「著しい」と判断する基準も報告する</p>	<p>6.8.1-6.8.2 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展</p> <p>6.8.3 コミュニティへの参画</p> <p>6.8.7 富及び所得の創出</p> <p>6.8.9 社会的投資</p>	> 決算資料
201-2	気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会	<p>a. 気候変動に起因してもたらされるリスクや機会で、事業、収益、費用に実質的な変動が生じる可能性のあるもの。次の事項を含む</p> <p>i. リスクと機会の記述。リスクと機会を物理的、規制関連、その他に分類</p> <p>ii. リスクと機会に関連するインパクトの記述</p> <p>iii. 措置を行う前から想定されるリスクと機会の財務上の影響</p> <p>iv. リスクと機会をマネジメントするために用いた手法</p> <p>v. リスクと機会をマネジメントするために行った措置のコスト</p>	<p>6.5.5 気候変動の緩和及び気候変動への適応</p>	> リスク情報

201-3	確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度	<p>a. 組織の一般財源で当該制度の債務をまかなっている場合、その債務の推定額</p> <p>b. 年金制度の債務を支払うために別の基金を持っている場合、次の事項</p> <p>i. 年金制度の債務額のうち別途積み立て資産でカバーされる割合の推定値</p> <p>ii. 当該推定値の計算基礎</p> <p>iii. 推定値の計算時期</p> <p>c. 年金制度の債務を支払うために設けられた基金が不足している場合、雇用者が完全補償実現に向けて実施している戦略があればそれを説明する。また雇用者が完全補償実現の目標時期を設定している場合は、それについて説明する</p> <p>d. 従業員、雇用者による拠出額が給与に占める割合</p> <p>e. 退職金積立制度への参加レベル（義務的参加か任意制度か、地域的制度か国の制度か、経済的インパクトがあるものか、など）</p>	6.8.7 富及び所得の創出	-
201-4	政府から受けた資金援助	<p>a. 組織が報告期間中に各国政府から受け取った資金援助の総額。次の事項を含む</p> <p>i. 減税および税額控除</p> <p>ii. 補助金</p> <p>iii. 投資奨励金、研究開発助成金、その他関連助成金</p> <p>iv. 賞金</p> <p>v. 特許権等使用料免除期間</p> <p>vi. 輸出信用機関（ECA）からの資金援助</p> <p>vii. 金銭的インセンティブ</p> <p>viii. その他、政府から受け取った、または受け取る予定の財務利益</p> <p>b. 201-4-aの情報の国別内訳</p> <p>c. 組織の株式保有構成における政府出資の有無、出資割合</p>	-	-
<b>202：地域経済での存在感</b>				
		<p>a. 従業員の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、その最低賃金に対する重要事業拠点新人給与の比率（男女別）を報告する</p>	<p>6.3.7 差別及び社会的弱者</p> <p>6.3.10 労働における基本的原則及び権利</p>	

202-1	地域最低賃金に対する標準新人給与の比率（男女別）	<p>b. 組織の活動に携わるその他の労働者（従業員を除く）の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、最低賃金を上回る賃金が支払われていることを確認するためにどのような措置を取っているかを記述する</p> <p>c. 重要事業拠点を置く地域に地域最低賃金が存在するか否か、それが変動するものか否か（男女別）。参照すべき最低賃金が複数ある場合は、どの最低賃金を使用したかを報告する</p> <p>d. 「重要事業拠点」の定義</p>	<p>6.4.3 雇用及び雇用関係</p> <p>6.4.4 労働条件及び社会的保護</p> <p>6.8.1-6.8.2 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展</p>	-
202-2	地域コミュニティから採用した上級管理職の割合	<p>a. 重要事業拠点で地域コミュニティから採用した上級管理職の割合</p> <p>b. 「上級管理職」の定義</p> <p>c. 組織の「地域・地元」の地理的定義</p> <p>d. 「重要事業拠点」の定義</p>	<p>6.4.3 雇用及び雇用関係</p> <p>6.8.1-6.8.2 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展</p> <p>6.8.5 雇用創出及び技能開発</p> <p>6.8.7 富及び所得の創出</p>	-
<b>203：間接的な経済インパクト</b>				
203-1	インフラ投資および支援サービス	<p>a. 重要なインフラ投資や支援サービスを展開した範囲</p> <p>b. コミュニティや地域経済に与えているインパクト、または与えると思われるインパクト。プラスとマイナス双方を含む（該当する場合）</p> <p>c. 当該投資・サービスが商業目的のものか、現物支給するものか、無償で実施するものかを報告する</p>	<p>6.3.9 経済的、社会的及び文化的権利</p> <p>6.8.1-6.8.2 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展</p> <p>6.8.7 富及び所得の創出</p> <p>6.8.9 社会的投資</p>	-
203-2	著しい間接的な経済的インパクト	<p>a. 組織が与える著しい間接的な経済的インパクト（プラスおよびマイナス）と特定された事例</p> <p>b. 外部のベンチマークおよびステークホルダーの優先事項（国内および国際的な基準、協定、政策課題など）を考慮した場合の間接的な経済的インパクトの「著しさ」</p>	<p>6.3.9 経済的、社会的及び文化的権利</p> <p>6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進</p> <p>6.6.7 財産権の尊重</p> <p>6.7.8 必要不可欠なサービスへのアクセス</p> <p>6.8.1-6.8.2 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展</p> <p>6.8.5 雇用創出及び技能開発</p> <p>6.8.7 富及び所得の創出</p> <p>6.8.9 社会的投資</p>	<p>&gt; <a href="#">トップメッセージ</a></p> <p>&gt; <a href="#">CSRの考え方</a></p>

204：調達慣行				
204-1	地元のサプライヤーへの支出の割合	<p>a. 重要事業拠点で使用する調達予算のうち、当該事業所の地元にあるサプライヤーへの支出割合（地元で調達した商品やサービスの割合など）。</p> <p>b. 組織の「地域・地元」の地理的定義</p> <p>c. 「重要事業拠点」の定義</p>	<p>6.4.3 雇用及び雇用関係</p> <p>6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進</p> <p>6.8.1-6.8.2 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展</p> <p>6.8.7 富及び所得の創出</p>	-
205：腐敗防止				
205-1	腐敗に関するリスク評価を行っている事業所	<p>a. 腐敗に関するリスク評価の対象とした事業所の総数と割合</p> <p>b. リスク評価により特定した腐敗関連の著しいリスク</p>	<p>6.6.1-6.6.2 公正な事業慣行</p> <p>6.6.3 汚職防止</p>	-
205-2	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	<p>a. ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となった者の総数と割合（地域別に）</p> <p>b. 従業員のうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となった者の総数と割合（従業員区分別、地域別に）</p> <p>c. ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となった者の総数と割合（ビジネスパートナー種類別、地域別に）。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する</p> <p>d. ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合（地域別に）</p> <p>e. 従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合（従業員区分別、地域別に）</p>	<p>6.6.1-6.6.2 公正な事業慣行</p> <p>6.6.3 汚職防止</p> <p>6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進</p>	> 贈収賄防止の取り組み

205-3	確定した腐敗事例と実施した措置	<p>a. 確定した腐敗事例の総数と性質</p> <p>b. 確定した腐敗事例のうち、腐敗を理由に従業員を解雇または懲戒処分したものの総数</p> <p>c. 確定した腐敗事例のうち、腐敗関連の契約違反を理由にビジネスパートナーと契約破棄または更新拒否を行ったものの総数</p> <p>d. 報告期間中に組織または組織の従業員に対して腐敗に関連した訴訟が提起されている場合、その事例と結果</p>	<p>6.6.1-6.6.2 公正な事業慣行</p> <p>6.6.3 汚職防止</p>	-
-------	-----------------	--	--	---

## 206：反競争的行為

206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置	<p>a. 組織の関与が明らかとなった反競争的行為、反トラスト法違反、独占禁止法違反により、報告期間中に法的措置を受けた事例（終結しているもの、していないもの）の件数</p> <p>b. 法的措置が終結したものについては、結果（決定や判決を含む）の主要点</p>	<p>6.6.1-6.6.2 公正な事業慣行</p> <p>6.6.5 公正な競争</p> <p>6.6.7 財産権の尊重</p>	-
-------	------------------------------	---	---	---

## 環境

### 301：原材料

301-1	使用原材料の重量または体積	<p>a. 組織が報告期間中に主要製品やサービスの生産、梱包に使用した原材料の重量または体積の総計。次の分類による</p> <p>i. 使用した再生不能原材料</p> <p>ii. 使用した再生可能原材料</p>	6.5.4 持続可能な資源の利用	<p>＞自動車にかかわるSUBARUの環境負荷全体像</p>
301-2	使用したリサイクル材料	a. 組織の主要製品やサービスの生産に使用したリサイクル材料の割合	6.5.4 持続可能な資源の利用	<p>＞自動車にかかわるSUBARUの環境負荷全体像</p>
301-3	再生利用された製品と梱包材	<p>a. 再生利用された製品と梱包材の割合。製品区別に</p> <p>b. 本開示事項のデータ収集方法</p>	6.5.4 持続可能な資源の利用	<p>＞自動車にかかわるSUBARUの環境負荷全体像</p>

## 302：エネルギー

302-1	組織内のエネルギー消費量	<p>a. 組織内における非再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量（ジュールまたはその倍数単位（メガ、ギガなど）による）。使用した燃料の種類も記載する</p> <p>b. 組織内における再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量（ジュールまたはその倍数単位による）。使用した燃料の種類も記載する</p> <p>c. 次の総量（ジュール、ワット時、またはその倍数単位による）</p> <p>i. 電力消費量</p> <p>ii. 暖房消費量</p> <p>iii. 冷房消費量</p> <p>iv. 蒸気消費量</p> <p>d. 次の総量（ジュール、ワット時、またはその倍数単位による）</p> <p>i. 販売した電力</p> <p>ii. 販売した暖房</p> <p>iii. 販売した冷房</p> <p>iv. 販売した蒸気</p> <p>e. 組織内のエネルギー総消費量（ジュールまたはその倍数単位による）</p> <p>f. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p> <p>g. 使用した変換係数の情報源</p>	6.5.4 持続可能な資源の利用	<p>› 自動車にかかわるSUBARUの環境負荷全体像</p> <p>› エネルギー使用量</p>
302-2	組織外のエネルギー消費量	<p>a. 組織外のエネルギー消費量（ジュールまたはその倍数単位（メガ、ギガなど）による）</p> <p>b. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p> <p>c. 使用した変換係数の情報源</p>	6.5.4 持続可能な資源の利用	-
302-3	エネルギー原単位	<p>a. 組織のエネルギー原単位</p> <p>b. 原単位計算のため組織が分母として選択した指標</p> <p>c. 原単位に含まれるエネルギーの種類（燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて）</p> <p>d. 原単位計算に使用したのは、組織内のエネルギー消費量、組織外のエネルギー消費量、もしくはこの両方か</p>	6.5.4 持続可能な資源の利用	-

302-4	エネルギー消費量の削減	<p>a. エネルギーの節約および効率化の取り組みによる直接的な結果として削減されたエネルギー消費量（ジュールまたはその倍数単位（メガ、ギガなど）による）</p> <p>b. 削減されたエネルギーの種類（燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて）</p> <p>c. 削減されたエネルギー消費量の計算に使用した基準（基準年、基準値など）と、その基準選定の理論的根拠</p> <p>d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p>	<p>6.5.4 持続可能な資源の利用</p> <p>6.5.5 気候変動の緩和及び気候変動への適応</p>	<p>› エネルギー使用量</p>
302-5	製品およびサービスのエネルギー必要量の削減	<p>a. 販売する製品およびサービスが必要とするエネルギーの報告期間中におけるエネルギー削減量（ジュールまたはその倍数単位（メガ、ギガなど）による）</p> <p>b. エネルギー消費削減量の計算に使用した基準（基準年、基準値など）、および基準選定の理論的根拠</p> <p>c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p>	<p>6.5.4 持続可能な資源の利用</p> <p>6.5.5 気候変動の緩和及び気候変動への適応</p>	<p>› 環境に配慮したクルマ</p>

### 303：水

303-1	水源別の取水量	<p>a. 水源からの総取水量。次の水源別内訳による</p> <p>i. 地表水（湿地、河川、湖、海などからの水を含む）</p> <p>ii. 地下水</p> <p>iii. 組織が直接貯めた雨水</p> <p>iv. 他の組織からの廃水</p> <p>v. 地方自治体の水道や他の公営・民間水道施設</p> <p>b. 使用した基準、方法、前提条件</p>	<p>6.5.4 持続可能な資源の利用</p>	<p>› 主な生産拠点における水源別水使用量の内訳</p>
303-2	取水によって著しい影響を受ける水源	<p>a. 取水によって著しい影響を受ける水源の数。次の種類別に</p> <p>i. 水源の規模</p> <p>ii. 水源が保護地域に指定されているか（国内または国際的に）</p> <p>iii. 生物多様性から見た価値（種の多様性および固有性、保護種の数など）</p> <p>iv. 地域コミュニティや先住民族にとっての水源の価値、重要性</p> <p>b. 使用した基準、方法、前提条件</p>	<p>6.5.4 持続可能な資源の利用</p>	<p>› 水リスク調査の実施</p>



303-3	リサイクル・リユースした水	<p>a. 組織がリサイクル・リユースした水の総量</p> <p>b. リサイクル・リユースした水の総量が、開示事項 303-1に定める総取水量に占める割合</p> <p>c. 使用した基準、方法、前提条件</p>	6.5.4 持続可能な資源の利用	<a href="#">水のリユース</a>
<b>304：生物多様性</b>				
304-1	保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイト	<p>a. 保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイトに関する次の情報</p> <p>i. 所在地</p> <p>ii. 組織が所有、賃借、管理する可能性のある地表下および地下の土地</p> <p>iii. 保護地域（保護地域内部、隣接地域、または保護地域の一部を含む地域）または保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域との位置関係</p> <p>iv. 事業形態（事務所、製造・生産、採掘）</p> <p>v. 事業敷地の面積（km<sup>2</sup>で表記。適切な場合は他の単位も可）</p> <p>vi. 該当する保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域の特徴（陸上、淡水域、あるいは海洋）から見た生物多様性の価値</p> <p>vii. 保護地域登録されたリスト（IUCN保護地域管理カテゴリー、ラムサール条約、国内法令など）の特徴から見た生物多様性の価値</p>	6.5.6 環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復	<a href="#">生物多様性</a>
304-2	活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト	<p>a. 生物多様性に直接的、間接的に与える著しいインパクトの性質。次の事項を含む</p> <p>i. 生産工場、採掘坑、輸送インフラの建設または利用</p> <p>ii. 汚染（生息地には本来存在しない物質の導入。点源、非点源由来のいずれも）</p> <p>iii. 侵入生物種、害虫、病原菌の導入</p> <p>iv. 種の減少</p> <p>v. 生息地の転換</p> <p>vi. 生態学的プロセスの変化（塩分濃度、地下水位変動など）で、自然増減の範囲を超えるもの</p> <p>b. 直接的、間接的、プラス、マイナスの著しい影響。次の事項を含む</p> <p>i. インパクトを受ける生物種</p>	6.5.6 環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復	<a href="#">生物多様性</a>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>ii. インパクトを受ける地域の範囲</li> <li>iii. インパクトを受ける期間</li> <li>iv. インパクトの可逆性、不可逆性</li> </ul>		
304-3	生息地の保護・復元	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. すべての保護もしくは復元された生息地の規模と所在地。外部の独立系専門家が、その復元措置の成功を認定しているか否か</li> <li>b. 組織の監督・実施により保護もしくは復元された場所と異なる生息地がある場合、保護や復元を目的とする第三者機関とのパートナーシップの有無</li> <li>c. 各生息地の状況（報告期間終了時点における）</li> <li>d. 使用した基準、方法、前提条件</li> </ul>	6.5.6 環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復	> 生物多様性
304-4	事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. IUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種で、組織の事業の影響を受ける地域に生息する種の総数。次の絶滅危惧レベル別に <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 絶滅危惧IA類（CR）</li> <li>ii. 絶滅危惧IB類（EN）</li> <li>iii. 絶滅危惧II類（VU）</li> <li>iv. 準絶滅危惧（NT）</li> <li>v. 軽度懸念</li> </ul> </li> </ul>	6.5.6 環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復	-
<b>305：大気への排出</b>				
305-1	直接的な温室効果ガス(GHG) 排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 直接的（スコープ1）GHG排出量の総計（CO<sub>2</sub>換算値（t-CO<sub>2</sub>）による）</li> <li>b. 計算に用いたガス（CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>、またはそのすべて）</li> <li>c. 生物由来のCO<sub>2</sub>排出量（CO<sub>2</sub>換算値（t-CO<sub>2</sub>）による）</li> <li>d. 計算の基準年（該当する場合、次の事項を含む） <ul style="list-style-type: none"> <li>i. その基準年を選択した理論的根拠</li> <li>ii. 基準年における排出量</li> <li>iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯</li> </ul> </li> <li>e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数（GWP）、GWP情報源の出典</li> <li>f. 排出量に関して選択した連結アプローチ（株式持分、財務管理、もしくは経営管理）</li> <li>g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</li> </ul>	6.5.5 気候変動の緩和及び気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 【TOPIC】CO<sub>2</sub>削減チャレンジ</li> <li>&gt; CO<sub>2</sub>排出量（スコープ1,2）</li> </ul>

305-2	間接的な温室効果ガス(GHG) 排出量 (スコープ2)	<p>a. ロケーション基準の間接的 (スコープ2) GHG排出量の総計 (CO<sub>2</sub>換算値 (t-CO<sub>2</sub>) による)</p> <p>b. 該当する場合、マーケット基準の間接的 (スコープ2) GHG排出量の総計 (CO<sub>2</sub>換算値 (t-CO<sub>2</sub>) による)</p> <p>c. データがある場合、総計計算に用いたガス (CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>、またはそのすべて)</p> <p>d. 計算の基準年 (該当する場合、次の事項を含む)</p> <p>i. その基準年を選択した理論的根拠</p> <p>ii. 基準年における排出量</p> <p>iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯</p> <p>e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数 (GWP)、GWP情報源の出典</p> <p>f. 排出量に関して選択した連結アプローチ (株式持分、財務管理、経営管理)</p> <p>g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p>	6.5.5 気候変動の緩和及び気候変動への適応	<p>› 物流における取り組み</p> <p>› CO<sub>2</sub>排出量 (スコープ1,2)</p>
305-3	その他の間接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ3)	<p>a. その他の間接的 (スコープ3) GHG排出量の総計 (CO<sub>2</sub>換算値 (t-CO<sub>2</sub>) による)</p> <p>b. データがある場合、総計計算に用いたガス (CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>、またはそのすべて)</p> <p>c. 生物由来のCO<sub>2</sub>排出量 (CO<sub>2</sub>換算値 (t-CO<sub>2</sub>) による)</p> <p>d. 計算に用いたその他の間接的 (スコープ3) GHG排出量の区分と活動</p> <p>e. 計算の基準年 (該当する場合、次の事項を含む)</p> <p>i. その基準年を選択した理論的根拠</p> <p>ii. 基準年における排出量</p> <p>iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯</p> <p>f. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数 (GWP)、GWP情報源の出典</p> <p>g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p>	6.5.5 気候変動の緩和及び気候変動への適応	› CO <sub>2</sub> 排出量 (スコープ3)

305-4	温室効果ガス (GHG) 排出原単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 組織のGHG排出原単位</li> <li>b. 原単位計算のため組織が分母として選択した指標</li> <li>c. 原単位に含まれるGHG排出の種類。直接的 (スコープ1)、間接的 (スコープ2)、その他の間接的 (スコープ3)</li> <li>d. 計算に用いたガス (CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>、またはそのすべて)</li> </ul>	6.5.5 気候変動の緩和及び気候変動への適応	<a href="#">第6次環境ポ ランタリープ ラン</a> 
305-5	温室効果ガス (GHG) 排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 排出量削減の取り組みによる直接的な結果として削減されたGHG排出量 (CO<sub>2</sub>換算値 (t-CO<sub>2</sub>) による)</li> <li>b. 計算に用いたガス (CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>、またはそのすべて)</li> <li>c. 基準年または基準値、およびそれを選択した理論的根拠</li> <li>d. GHG排出量が削減されたスコープ。直接的 (スコープ1)、間接的 (スコープ2)、その他の間接的 (スコープ3) のいずれか</li> <li>e. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</li> </ul>	6.5.5 気候変動の緩和及び気候変動への適応	<a href="#">CO<sub>2</sub>排出量 (スコープ1,2)</a>
305-6	オゾン層破壊物質 (ODS) の排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. ODSの生産量、輸入量、輸出量 (CFC-11 (トリクロロフルオロメタン) 換算値による)</li> <li>b. 計算に用いた物質</li> <li>c. 使用した排出係数の情報源</li> <li>d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</li> </ul>	6.5.3 汚染の予防 6.5.5 気候変動の緩和及び気候変動への適応	-
305-7	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )、硫黄酸化物 (SO <sub>x</sub> )、およびその他の重大な大気排出物	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 次の重大な大気排出物の量 (キログラムまたはその倍数単位 (トンなど) による)             <ul style="list-style-type: none"> <li>i. NO<sub>x</sub></li> <li>ii. SO<sub>x</sub></li> <li>iii. 残留性有機汚染物質 (POP)</li> <li>iv. 揮発性有機化合物 (VOC)</li> <li>v. 有害大気汚染物質 (HAP)</li> <li>vi. 粒子状物質 (PM)</li> <li>vii. その他、関連規制で定めている標準的大気排出区分</li> </ul> </li> <li>b. 使用した排出係数の情報源</li> <li>c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</li> </ul>	6.5.5 気候変動の緩和及び気候変動への適応	<a href="#">NO<sub>x</sub>, SO<sub>x</sub> 排出量</a> <a href="#">VOCの排出量</a> <a href="#">大気 (大気汚染防止法、県条例)</a>

### 306：排水および廃棄物

306-1	排水の水質および排出先	<p>a. 想定内および想定外の排水量（次の事項による）</p> <p>i. 排出先</p> <p>ii. 水質（処理方法を含む）</p> <p>iii. 他の組織による水の再利用の有無</p> <p>b. 使用した基準、方法、前提条件</p>	<p>6.5.3 汚染の予防</p> <p>6.5.5 気候変動の緩和及び気候変動への適応</p>	<p>＞水資源</p> <p>＞水質（水質汚濁防止法・下水道法、県・市条例）</p>
306-2	種類別および処分方法別の廃棄物	<p>a. 有害廃棄物の総重量（次の処分方法を用いている場合には、この処分方法別に内訳を提示）</p> <p>i. リユース</p> <p>ii. リサイクル</p> <p>iii. 堆肥化</p> <p>iv. 回収（エネルギー回収を含む）</p> <p>v. 焼却（大量燃焼）</p> <p>vi. 深井戸注入</p> <p>vii. 埋め立て</p> <p>viii. 現場保管</p> <p>ix. その他（詳細を記述）</p> <p>b. 非有害廃棄物の総重量（次の処分方法を用いている場合には、この処分方法別に内訳を提示）</p> <p>i. リユース</p> <p>ii. リサイクル</p> <p>iii. 堆肥化</p> <p>iv. 回収（エネルギー回収を含む）</p> <p>v. 焼却（大量燃焼）</p> <p>vi. 深井戸注入</p> <p>vii. 埋め立て</p> <p>viii. 現場保管</p> <p>ix. その他（詳細を記述）</p> <p>c. 廃棄物処分方法の判定方法</p> <p>i. 自ら処分している場合または直接確認した場合</p> <p>ii. 廃棄物処分請負業者から提供された情報による場合</p> <p>iii. 廃棄物処分請負業者からの報告がない場合</p>	<p>6.5.3 汚染の予防</p>	<p>＞工場における廃棄物削減の取り組み</p>
306-3	重大な漏出	<p>a. 記録した重大な漏出の総件数と総漏出量</p> <p>b. 組織の財務報告書で報告している漏出のそれぞれにつき、次の追加情報</p> <p>i. 漏出場所</p> <p>ii. 漏出量</p>	<p>6.5.3 汚染の予防</p>	<p>＞重大な漏出</p> <p>＞環境コンプライアンス</p>

		<p>iii. 次の分類による漏出物。油漏出物（土壌または水面）、燃料漏出物（土壌または水面）、廃棄物の漏出（土壌または水面）、化学物質の漏出（多くは土壌または水面）、その他（詳細を記述）</p> <p>c. 重大な漏出のインパクト</p>		
306-4	有害廃棄物の輸送	<p>a. 次の各事項の総重量</p> <p>i. 輸送された有害廃棄物</p> <p>ii. 輸入された有害廃棄物</p> <p>iii. 輸出された有害廃棄物</p> <p>iv. 処理された有害廃棄物</p> <p>b. 国際輸送された有害廃棄物の割合</p> <p>c. 使用した基準、方法、前提条件</p>	6.5.3 汚染の予防	<p>› 有害廃棄物の輸送</p>
306-5	排水や表面流水によって影響を受ける水域	<p>a. 排水や表面流水による著しい影響を受ける水域および関連生息地。次の事項に関する情報を付記すること</p> <p>i. 水域および関連生息地の規模</p> <p>ii. その水域および関連生息地が、国内または国際的に保護地域に指定されているか否か</p> <p>iii. 生物多様性価値（保護種の数など）</p>	<p>6.5.3 汚染の予防</p> <p>6.5.4 持続可能な資源の利用</p> <p>6.5.6 環境保護、生物多様性、及び自然生息地の回復</p>	<p>› 水リスク調査の実施</p>
<b>307：環境コンプライアンス</b>				
307-1	環境法規制の違反	<p>a. 環境法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置。次の事項に関して</p> <p>i. 重大な罰金の総額</p> <p>ii. 罰金以外の制裁措置の総件数</p> <p>iii. 紛争解決メカニズムに提起された事案</p> <p>b. 組織による法規制への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる</p>	4.6 法の支配の尊重	<p>› 環境関連法規制等の順守状況</p> <p>› 土壌・地下水汚染防止</p> <p>› PCB廃棄物の保管・管理状況</p> <p>› 重大な漏出</p> <p>› 有害廃棄物の輸送</p>
<b>308：サプライヤーの環境面のアセスメント</b>				
308-1	環境基準により選定した新規サプライヤー	<p>a. 環境基準により選定した新規サプライヤーの割合</p>	<p>6.3.5 加担の回避</p> <p>6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進</p> <p>7.3.1 デューディリジェンス</p>	<p>› グリーン調達</p>

308-2	サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置	<p>a. 環境インパクト評価の対象としたサプライヤーの数</p> <p>b. 著しいマイナスの環境インパクト（顕在的、潜在的）があると特定されたサプライヤーの数</p> <p>c. サプライチェーンで特定した著しいマイナスの環境インパクト（顕在的、潜在的）</p> <p>d. 著しいマイナスの環境インパクト（顕在的、潜在的）があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤーの割合</p> <p>e. 著しいマイナスの環境インパクト（顕在的、潜在的）があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を解消したサプライヤーの割合およびその理由</p>	<p>6.3.5 加担の回避</p> <p>6.6.6 バリュチェーンにおける社会的責任の推進</p> <p>7.3.1 デューデリジェンス</p>	<p>＞環境に配慮した調達</p> <p>＞物流における取り組み</p>
-------	---------------------------------	---	--	--------------------------------------

## 社会

### 401：雇用

401-1	従業員の新規雇用と離職	<p>a. 報告期間中における従業員の新規雇用の総数と比率（年齢層、性別、地域による内訳）</p> <p>b. 報告期間中における従業員の離職の総数と比率（年齢層、性別、地域による内訳）</p>	6.4.3 雇用及び雇用関係	＞従業員データ
401-2	正社員には支給され、非正規社員には支給されない手当	<p>a. 組織の正社員には標準支給されるが、非正規社員には支給されない手当（重要事業拠点別）。これらの手当には、少なくとも次のものを含める</p> <p>i. 生命保険</p> <p>ii. 医療</p> <p>iii. 身体障がいおよび病気補償</p> <p>iv. 育児休暇</p> <p>v. 定年退職金</p> <p>vi. 持ち株制度</p> <p>vii. その他</p> <p>b. 「重要事業拠点」の定義</p>	<p>6.4.4 労働条件及び社会的保護</p> <p>6.8.7 富及び所得の創出</p>	-
401-3	育児休暇	<p>a. 育児休暇を取得する権利を有していた従業員の総数（男女別）</p> <p>b. 育児休暇を取得した従業員の総数（男女別）</p> <p>c. 報告期間中に育児休暇から復職した従業員の総数（男女別）</p>	6.4.4 労働条件及び社会的保護	＞育児休業取得者数（SUBARU単独）

		<p>d. 育児休暇から復職した後、12ヶ月経過時点で在籍している従業員の総数（男女別）</p> <p>e. 育児休暇後の従業員の復職率および定着率（男女別）</p>		
<b>402：労使関係</b>				
402-1	事業上の変更に関する最低通知期間	<p>a. 従業員に著しい影響を及ぼす可能性がある事業上の重大な変更を実施する場合、従業員および従業員代表に対して、通常、最低何週間前までに通知を行っているか</p> <p>b. 団体交渉協定のある組織の場合、通知期間や協議・交渉に関する条項が労働協約に明記されているか否か</p>	<p>6.4.3 雇用及び雇用関係</p> <p>6.4.5 社会対話</p>	> 労使コミュニケーション
<b>403：労働安全衛生</b>				
403-1	正式な労使合同安全衛生委員会への労働者代表の参加	<p>a. 正式な労使合同安全衛生委員会が組織内で設置・運用されている典型的なレベル</p> <p>b. 正式な労使合同安全衛生委員会に代表を送る労働者（業務または職場が組織の管理下にある）の労働者全体に対する割合</p>	6.4.6 労働における安全衛生	-
403-2	<p>傷害の種類、業務上傷害・業務上疾病</p> <p>・休業日数・欠勤</p> <p>・および業務上の死亡者数</p>	<p>a. すべての従業員に対する業務上傷害の種類、業務上傷害率（IR）、業務上疾病率（ODR）、休業日数率（LDR）、欠勤率（AR）、および業務上の死亡者数（次の内訳による）</p> <p>i. 地域</p> <p>ii. 性別</p> <p>b. 業務または職場が組織の管理下にあるすべての労働者（従業員を除く）に対する業務上傷害の種類、業務上傷害率（IR）、および業務上の死亡者数（次の内訳による）</p> <p>i. 地域</p> <p>ii. 性別</p> <p>c. 災害統計の記録、報告に適用する規則体系</p>	<p>6.4.6 労働における安全衛生</p> <p>6.8.8 健康</p>	> 労働災害について
403-3	<p>疾病の発症率あるいはリスクが高い業務に従事している労働者</p>	<p>a. 業務または職場が組織の管理下にある労働者が、特定の疾病の発症率あるいはリスクが高い業務に従事しているか否か</p>	<p>6.4.6 労働における安全衛生</p> <p>6.8.8 健康</p>	-



403-4	労働組合との正式協定に含まれている安全衛生条項	a. 労働組合（各地域、グローバルのいずれか）と締結した正式協定に、安全衛生条項が含まれているか否か b. 含まれている場合、各協定に安全衛生に関する様々な事項が含まれている程度（割合）	6.4.6 労働における安全衛生	> 安全衛生の考え方
<b>404：研修と教育</b>				
404-1	従業員一人あたりの年間平均研修期間	a. 報告期間中に、組織の従業員が受講した研修の平均時間（次の内訳による） i. 性別 ii. 従業員区分	6.4.7 職場における人材育成及び訓練	> 60歳定年後の再雇用の取り組み > 技能伝承に向けた取り組み
404-2	従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム	a. 従業員のスキル向上のために実施したプログラムの種類、対象と、提供した支援 b. 雇用適性の維持を促進するために提供した移行支援プログラムと、定年退職や雇用終了に伴うキャリア終了マネジメント	6.4.7 職場における人材育成及び訓練 6.8.5 雇用創出及び技能開発	> 公正な評価と能力開発支援
404-3	業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合	a. 報告期間中に、業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合（男女別、従業員区分別に）	6.4.7 職場における人材育成及び訓練	-
<b>405：ダイバーシティと機会均等</b>				
405-1	ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ	a. 組織のガバナンス機関に属する個人で、次のダイバーシティ区分に該当する者の割合 i. 性別 ii. 年齢層：30歳未満、30歳～50歳、50歳超 iii. 該当する場合には、その他のダイバーシティ指標（例えばマイノリティ、社会的弱者など） b. 次のダイバーシティ区分の従業員区分別の従業員の割合 i. 性別 ii. 年齢層：30歳未満、30歳～50歳、50歳超 iii. 該当する場合には、その他のダイバーシティ指標（例えばマイノリティ、社会的弱者など）	6.2.3 意思決定のプロセス及び構造 6.3.7 差別及び社会的弱者 6.3.10 労働における基本的原則及び権利 6.4.3 雇用及び雇用関係	> 従業員データ

405-2	基本給と報酬総額の男女比	<p>a. 女性の基本給と報酬総額の、男性の基本給と報酬総額に対する比率（従業員区分別、重要事業拠点別に）</p> <p>b. 「重要事業拠点」の定義</p>	<p>6.3.7 差別及び社会的弱者</p> <p>6.3.10 労働における基本的原則及び権利</p> <p>6.4.3 雇用及び雇用関係</p> <p>6.4.4 労働条件及び社会的保護</p>	<p>＞ 公正な評価と能力開発支援</p>
<b>406：非差別</b>				
406-1	差別事例と実施した救済措置	<p>a. 報告期間中に生じた差別事例の総件数</p> <p>b. 事例の状況と実施した措置。次の事項を含む</p> <p>i. 組織により確認された事例</p> <p>ii. 実施中の救済計画</p> <p>iii. 実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果</p> <p>iv. 措置が不要となった事例</p>	<p>6.3.6 苦情解決</p> <p>6.3.7 差別及び社会的弱者</p> <p>6.3.10 労働における基本的原則及び権利</p> <p>6.4.3 雇用及び雇用関係</p>	-
<b>407：結社の自由と団体交渉</b>				
407-1	結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー	<p>a. 労働者の結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー。次の事項に関して</p> <p>i. 事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類</p> <p>ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域</p> <p>b. 結社の自由や団体交渉の権利行使を支援するため、組織が報告期間中に実施した対策</p>	<p>6.3.3 デューディリジェンス</p> <p>6.3.4 人権に関する危機的状況</p> <p>6.3.5 加担の回避</p> <p>6.3.8 市民的及び政治的権利</p> <p>6.3.10 労働における基本的原則及び権利</p> <p>6.4.5 社会対話</p> <p>6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進</p>	-
<b>408：児童労働</b>				
408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	<p>a. 次の事例に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー</p> <p>i. 児童労働</p> <p>ii. 年少労働者による危険有害労働への従事</p> <p>b. 児童労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー（次の観点による）</p> <p>i. 事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類</p>	<p>6.3.3 デューディリジェンス</p> <p>6.3.4 人権に関する危機的状況</p> <p>6.3.5 加担の回避</p> <p>6.3.7 差別及び社会的弱者</p> <p>6.3.10 労働における基本的原則及び権利</p>	<p>＞ サプライヤーCSRガイドライン</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域</li> <li>c. 児童労働の効果的な根絶のために報告期間中に組織が実施した対策</li> </ul>		
<b>409：強制労働</b>				
409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 強制労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー。次の事項に関して <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 事業所（製造工場など）およびサプライヤーの種類</li> <li>ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域</li> </ul> </li> <li>b. あらゆる形態の強制労働を撲滅するために報告期間中に組織が実施した対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6.3.3 デューディリジェンス</li> <li>6.3.4 人権に関する危機的状況</li> <li>6.3.5 加担の回避</li> <li>6.3.10 労働における基本的原則及び権利</li> <li>6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>› サプライヤーCSRガイドライン</li> </ul>
<b>410：保安慣行</b>				
410-1	人権方針や手順について研修を受けた保安要員	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 組織の人権方針や特定の手順およびその保安業務への適用について正式な研修を受けた保安要員の割合</li> <li>b. 保安要員の提供を受けている第三者組織に対して同様の研修要件を適用しているか否か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6.3.4 人権に関する危機的状況</li> <li>6.3.5 加担の回避</li> <li>6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進</li> </ul>	-
<b>411：先住民の権利</b>				
411-1	先住民族の権利を侵害した事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 報告期間中に、先住民族の権利を侵害したと特定された事例の総件数</li> <li>b. 事例の状況と実施した措置（次の事項を含める） <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 組織により確認された事例</li> <li>ii. 実施中の救済計画</li> <li>iii. 実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果</li> <li>iv. 措置が不要となった事例</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6.3.4 人権に関する危機的状況</li> <li>6.3.6 苦情解決</li> <li>6.3.7 差別及び社会的弱者</li> <li>6.3.8 市民的及び政治的権利</li> <li>6.6.7 財産権の尊重</li> <li>6.8.3 コミュニティへの参加</li> </ul>	-
<b>412：人権アセスメント</b>				
412-1	人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所の総数とその割合（国別に）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6.3.3 デューディリジェンス</li> <li>6.3.4 人権に関する危機的状況</li> <li>6.3.5 加担の回避</li> </ul>	-

412-2	人権方針や手順に関する従業員研修	<p>a. 人権方針や事業所に関わる人権側面に関する手順について、報告期間中に従業員研修を実施した総時間数</p> <p>b. 人権方針や事業所に関わる人権側面に関する手順について、報告期間中に従業員研修を受けた従業員の割合</p>	<p>6.3.3 デューディリジェンス</p> <p>6.3.4 人権に関する危機的状況</p> <p>6.3.5 加担の回避</p>	-
<b>413：地域コミュニティ</b>				
413-1	地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所	<p>a. 地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施（次のものなどを活用して）した事業所の割合</p> <p>i. 一般参加型アプローチに基づく社会インパクト評価（ジェンダーインパクト評価を含む）</p> <p>ii. 環境インパクト評価および継続的モニタリング</p> <p>iii. 環境および社会インパクト評価の結果の公開</p> <p>iv. 地域コミュニティのニーズに基づく地域コミュニティ開発プログラム</p> <p>v. ステークホルダー・マッピングに基づくステークホルダー・エンゲージメント計画</p> <p>vi. 広範なコミュニティ協議委員会や社会的弱者層を包摂する各種プロセス</p> <p>vii. インパクトに対処するための労使協議会、労働安全衛生委員会、その他従業員代表機関</p> <p>viii. 正式な地域コミュニティ苦情処理プロセス</p>	<p>6.3.9 経済的、社会的及び文化的権利</p> <p>6.5.1-6.5.2 環境</p> <p>6.5.3 汚染の予防</p> <p>6.8 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展</p>	<p>〉事業所周辺を巡回して臭気などを監視</p>
413-2	地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的）を及ぼす事業所	<p>a. 地域コミュニティに対して著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的）を及ぼす事業所。次の事項を含む</p> <p>i. 事業所の所在地</p> <p>ii. 事業所が及ぼす著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的）</p>	<p>6.3.9 経済的、社会的及び文化的権利</p> <p>6.5.3 汚染の予防</p> <p>6.8 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展</p>	-
<b>414：サプライヤーの社会面のアセスメント</b>				
414-1	社会的基準により選定した新規サプライヤー	<p>a. 社会的基準により選定した新規サプライヤーの割合</p>	<p>6.3.5 加担の回避</p> <p>6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進</p> <p>7.3.1 デューディリジェンス</p>	<p>〉サプライヤーCSRガイドライン</p>

414-2	サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置	<p>a. 社会的インパクト評価の対象としたサプライヤーの数</p> <p>b. 著しいマイナスの社会的インパクト（顕在的、潜在的）があると特定したサプライヤーの数</p> <p>c. サプライチェーンで特定した著しいマイナスの社会的インパクト（顕在的、潜在的）</p> <p>d. 著しいマイナスの社会的インパクト（顕在的、潜在的）があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実施に同意したサプライヤーの割合</p> <p>e. 著しいマイナスの社会的インパクト（顕在的、潜在的）があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を解消したサプライヤーの割合およびその理由</p>	<p>6.3.5 加担の回避</p> <p>6.6.6 バリューチェーンにおける社会的責任の推進</p> <p>7.3.1 デューデリジェンス</p>	<p>＞ CSR調達</p>
<b>415：公共政策</b>				
415-1	政治献金	<p>a. 組織が直接、間接に行った政治献金および現物支給の総額（国別、受領者・受益者別）</p> <p>b. 現物支給を金銭的価値に推計した方法（該当する場合）</p>	<p>6.6.1-6.6.2 公正な事業慣行</p> <p>6.6.4 責任ある政治的関与</p>	-
<b>416：顧客の安全衛生</b>				
416-1	製品およびサービスのカテゴリに対する安全衛生インパクトの評価	<p>a. 重要な製品およびサービスのカテゴリのうち、安全衛生インパクトの評価を改善のために行っているものの割合</p>	<p>6.7.1-6.7.2 消費者課題</p> <p>6.7.4 消費者の安全衛生の保護</p> <p>6.7.5 持続可能な消費</p> <p>6.8.8 健康</p>	<p>＞ 品質マネジメントサイクルの運用</p>
416-2	製品およびサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例	<p>a. 報告期間中に、製品やサービスについて発生した安全衛生インパクトに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による</p> <p>i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例</p> <p>ii. 警告の対象となった規制違反の事例</p> <p>iii. 自主的規範の違反事例</p> <p>b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる</p>	<p>4.6 法の支配の尊重</p> <p>6.7.1-6.7.2 消費者課題</p> <p>6.7.4 消費者の安全衛生の保護</p> <p>6.7.5 持続可能な消費</p> <p>6.8.8 健康</p>	<p>＞ リコールへの対応</p> <p>＞ 完成検査および燃費・排出ガス測定に関する不適切事案に関するご報告</p>

417：マーケティングとラベリング

417-1	製品およびサービスの情報とラベリングに関する要求事項	<p>a. 製品およびサービスの情報とラベリングに関して、組織が定める手順において、次の各事項の情報が求められているか否か</p> <p>i. 製品またはサービスの構成要素の調達</p> <p>ii. 内容物（特に環境的、社会的インパクトを生じさせる可能性のあるもの）</p> <p>iii. 製品またはサービスの利用上の安全性</p> <p>iv. 製品の廃棄と、環境的、社会的インパクト</p> <p>v. その他（詳しく説明のこと）</p> <p>b. 重要な製品およびサービスのカテゴリーのうち、組織が定める手順の対象であり、手順の遵守評価を行っているものの割合</p>	<p>6.7.1-6.7.2 消費者課題</p> <p>6.7.3 公正なマーケティング、事実に基づいた偏りのない情報、及び公正な契約慣行</p> <p>6.7.4 消費者の安全衛生の保護</p> <p>6.7.5 持続可能な消費</p> <p>6.7.9 教育及び意識向上</p>	-
417-2	製品およびサービスの情報とラベリングに関する違反事例	<p>a. 製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による</p> <p>i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例</p> <p>ii. 警告の対象となった規制違反の事例</p> <p>iii. 自主的規範の違反事例</p> <p>b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる</p>	<p>4.6 法の支配の尊重</p> <p>6.7.1-6.7.2 消費者課題</p> <p>6.7.3 公正なマーケティング、事実に基づいた偏りのない情報、及び公正な契約慣行</p> <p>6.7.4 消費者の安全衛生の保護</p> <p>6.7.5 持続可能な消費</p> <p>6.7.9 教育及び意識向上</p>	-
417-3	マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例	<p>a. マーケティング・コミュニケーション（広告、宣伝、スポンサー業務など）に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による</p> <p>i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例</p> <p>ii. 警告の対象となった規制違反の事例</p> <p>iii. 自主的規範の違反事例</p> <p>b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる</p>	<p>4.6 法の支配の尊重</p> <p>6.7.1-6.7.2 消費者課題</p> <p>6.7.3 公正なマーケティング、事実に基づいた偏りのない情報、及び公正な契約慣行</p>	-

#### 418：顧客のプライバシー

418-1	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して具体化した不服申立	<p>a. 顧客プライバシーの侵害に関して具体化した不服申立の総件数。次の分類による</p> <p>i. 外部の当事者から申立を受け、組織が認めたもの</p> <p>ii. 規制当局による申立</p> <p>b. 顧客データの漏洩、窃盗、紛失の総件数</p> <p>c. 具体化した不服申立が無い場合は、その旨を簡潔に述べる</p>	<p>6.7.1-6.7.2 消費者課題</p> <p>6.7.7 消費者データ保護及びプライバシー</p>	<p>＞個人情報保護への取り組み</p>
-------	-------------------------------------	--	--	----------------------

#### 419：社会経済面のコンプライアンス

419-1	社会経済分野の法規制違反	<p>a. 社会経済分野の法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置。次の事項に関して</p> <p>i. 重大な罰金の総額</p> <p>ii. 罰金以外の制裁措置の総件数</p> <p>iii. 紛争解決メカニズムに提起された事案</p> <p>b. 組織による法規制への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる</p> <p>c. 相当額以上の罰金および罰金以外の制裁措置を受けた経緯</p>	<p>4.6 法の支配の尊重</p> <p>6.7.1-6.7.2 消費者課題</p> <p>6.7.3 公正なマーケティング、事実在即した偏りのない情報、及び公正な契約慣行</p>	<p>＞リコールへの対応</p> <p>＞完成検査および燃費・排出ガス測定に関わる不適切事案に関するご報告</p>
-------	--------------	---	---	---